

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

No.  
100

2024.11

### 法務省法務総合研究所国際協力部報

#### 追悼

1 名古屋大学名誉教授 森島 昭夫先生 追悼

#### 外国法制・実務

- 61 [ラオス] ラオスにおける Access to Justice の状況 (各論5)  
(都市部における司法局の活動の実情 - 首都ヴィエンチャン) JICAラオス長期派遣専門家 阿讃坊明孝
- 85 [バングラデシュ] バングラデシュ JICA 新規司法アクセスプロジェクト開始報告(1)  
-バングラデシュの基礎情報と司法制度の概要を中心に JICAバングラデシュ長期派遣専門家 藤岡 拓郎

#### 活動報告

##### 【会合】

102 [インドネシア] インドネシア JCC 会合に参加して 国際協力部教官 高橋 一章

##### 【国際研修・共同研究】

- 136 [ラオス] ラオス本邦研修実施報告 国際協力部教官 高橋 一章
- 144 第1回 ASEAN・G7 ネクスト・リーダーズ・フォーラムの開催について 法務省大臣官房国際課補佐官 川野麻衣子
- 147 第1回 ASEAN・G7 ネクスト・リーダーズ・フォーラムに参加して  
法務総合研究所総務企画部国際事務部門国際専門官 水本 会人  
国際協力部教官 後藤 圭介
- 151 [スリランカ] 第5回スリランカ本邦研修～公正な司法アクセス強化～ 国際協力部教官 後藤 圭介

##### 【海外出張】

- 164 [インドネシア] インドネシア次期プロジェクト協議等 国際協力部教官 廣田 桂
- 169 [バングラデシュ] バングラデシュ出張の報告 国際協力部教官 原 彰一
- 176 [ベトナム・ラオス] ベトナム・ラオス～現地専門家協議、関係機関訪問等～ 国際協力部教官 樋口 瑠惟
- 183 [カンボジア] カンボジア王国に対する法制度整備支援～2024年2月本邦研修及び6月現地セミナー～ 国際協力部教官 後藤 圭介

197 [韓国] 韓国法務研修院及び国際連合国際商取引法委員会地域事務所への訪問 国際協力部教官 高橋 一章

209 [キルギス] キルギス共和国～法制度整備支援のためのニーズ調査～ 国際協力部教官 高橋 一章

215 [東ティモール] 東ティモール出張報告～現地セミナー(戸籍法、和解条項)と関係機関等訪問～ 国際協力部教官 大谷 洋史

221 [スリランカ] スリランカ～関係機関協議、現地ワークショップ実施等～ 国際協力部教官 山下 拓郎

国際協力部教官 樋口 瑠惟

##### 【講義・講演】

229 総務企画部国際事務部門国際専門官 行部 黎

##### 【研修等実施履歴】

231 総務企画部国際事務部門国際専門官 行部 黎

##### 【活動予定】

234 総務企画部国際事務部門国際専門官 行部 黎

#### 専門官の眼

236 ロジ担当として 総務企画部国際事務部門国際専門官 矢口 昌宏

#### 各国の法制度整備支援の現場から

- 239 JICAベトナム長期派遣専門家 茅根 航一  
JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき  
JICAラオス長期派遣専門家 澤井 裕  
JICAインドネシア長期派遣専門家 國井 陽平  
JICAバングラデシュ長期派遣専門家 藤岡 拓郎

#### 編集後記

241 総務企画部国際事務部門国際専門官 行部 黎

## 追悼



### 名古屋大学名誉教授 森 嶋 昭 夫 先 生 追 悼

令和6年5月26日、森嶋昭夫先生がご逝去されました（享年89）。森嶋先生は、民法研究においてご高名であるだけでなく、1992年にベトナムから支援要請がなされた際に、いち早くこの要請に対応された、我が国の法制度整備支援事業の先駆者でありました。森嶋先生は、1992年のベトナム支援要請以降約30年にわたり、ベトナムやカンボジアなどの法制度整備支援事業に携わってこられました。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたします。  
謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

### 森嶋先生 御略歴

昭和 9年	11月14日	平壤に生まれる
昭和33年	3月	東京大学法学部卒業
昭和33年	4月	東京大学法学部助手
昭和36年	4月	名古屋大学法学部助教授
昭和41年	9月	ハーバード大学法学部ロースクール大学院修士課程入学
昭和43年	6月	同修了
昭和46年	4月	名古屋大学法学部教授
昭和48年	7月	イェール大学ロースクール客員研究員
昭和51年	7月	ハーバード大学ロースクール客員教授
昭和55年	7月	カナダ・ブリティッシュコロンビア大学法学部客員教授
昭和63年	4月	名古屋大学法学部長
平成 3年	2月	オランダ・ライデン大学日本研究所客員教授
平成 6年	4月	名古屋大学大学院国際開発研究科長

平成 8年 4月	上智大学法学部教授、名古屋大学名誉教授
平成10年 4月	財団法人地球環境戦略研究機関理事長
平成13年	ベトナム社会主義共和国友誼勲章
平成14年	国際交流功労者文部科学大臣賞
平成14年	カンボジア王国友好勲章 (Commandeur)
平成21年	カンボジア王国友好勲章 (Grand-Croix)
平成21年 7月	外務大臣表彰
平成23年	カンボジア王国友好勲章 (Grand-Croix)
平成25年 6月	加藤・西田・長谷川法律事務所弁護士
平成25年11月	瑞宝中綬章受章

※なお、本特集の追悼文は五十音順に掲載させていただきます。

## 森嶋昭夫先生の法整備支援事始め

名古屋大学名誉教授

日本法教育研究センター・コンソーシアム会長

鮎 京 正 訓

### はじめに

森嶋昭夫先生（以下、森嶋と記す）は、日本で初めて法整備支援を行った人である。「初めて」という意味は、森嶋が法整備支援というJICAプロジェクトを、日本外務省に掛け合って日本の政府開発援助の中に組み込み、相手国であるベトナム政府の了解を得て、正式な技術協力実施の合意文書（R/D）を締結し、法の分野の途上国支援を最初に行ったのであった。森嶋が法整備支援に着手した時期、すでにアメリカ合衆国やスウェーデンなどの欧米諸国は、途上国に対する法整備支援に取り組んでいた。

1990年を前後する時期から2024年5月に亡くなるまで、森嶋は法整備支援プロジェクトに文字通り心血を注いだ。本稿では、森嶋の法整備支援人生の軌跡を辿り、森嶋が法学者として法整備支援というプロジェクトに何を求めたかを考えてみたい。そして、それを検討することは、日本における法整備支援の成果と課題の両方を明らかにすることにも繋がっていくと考える。なぜならば、プロジェクトの開始から今日に至るまで日本の法務省及びJICAが行ってきた法整備支援に森嶋が及ぼしたリーダーシップは絶大であり、その軌跡はほぼ森嶋の意向に沿って行われたと思われるからである。

### 1 森嶋とアジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクトの発足

森嶋は、1988年4月から1990年3月まで名古屋大学法学部長を務めた。名古屋大学の歴史を紐解くと、戦前、東京、京都、東北、九州、北海道、京城、台北、大阪に続く最後の9番目の帝国大学として1939年に名古屋帝国大学は、設立された。当時の文部省は、新しい帝国大学を開設することには消極的だったが、名古屋の地元経済界の熱心な経済的支援と強い要望で実現した。しかし、設立当時の学部は、わずかに医学部と理工学部だけであった。法学部は、戦後の1948年に法経学部として発足し、ようやく1950年に法学部と経済学部が独立した。法学部についていえば、京城帝国大学にいた教授たちのイニシアチブで教員が集められ、学閥にとられない人材が全国から集まった。名古屋大学のモットーは、「自由闊達」「進取の気象」である。

そして、名古屋大学法学部は創立40周年を迎える1990年に向けて、学部の在り方について大きな決断を行った。その頃、森嶋は法学部長として名古屋大学法学部をどうするかを決断を迫られていた。その決断とは、欧米を主要な研究対象とするそれまでの法学、政治学の在り方に加え、アジア・太平洋地域をも主要な研究対象へと拡大するという大胆なものであった。そして、そのような研究と教育を可能とするため、学部を挙げての新しい基金集め－すなわち「アジア・太平洋地域法政研究教育プロジェクト」

(APプロジェクト。アジア・太平洋基金とも呼ばれた) –が始まった。

森嶋は法学部長として同僚メンバーとともに、名古屋の財界で活躍する卒業生に相談し、基金を集めるために法学部同窓生や名古屋地元企業に働きかけた。多くの人々の協力が功を奏し、アジア・太平洋基金は短期間で約一億二千万円に及ぶ寄付を集めることができた。そして、その基金に基づき、法学部のそれまでの欧米を中心とする研究教育対象設定に加え、アジア・太平洋地域の法と政治を研究及び教育の新たな対象とすることを決定し、プロジェクトの本格的な推進に踏み出した。

この潤沢なアジア・太平洋基金は、名古屋大学法学部に大きな変化をもたらした。1990年代には、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイなど多くのアジア諸国から法学・政治学者らを招聘し、大きな国際会議や現地調査などを頻繁に行うことができた。また、その時期、名古屋大学には1991年に新しく大学院国際開発研究科が設立され、順次、アジアの法、政治、経済研究の専門家らが教員として配置された。

森嶋は、法学部長ののち、1994年に名古屋大学大学院国際開発研究科の研究科長となるが、森嶋は国際協力への確固とした思いを抱いていた。のちに森嶋は、「大学と国際協力」を論じ、「残念ながらわが国の大学は、高等教育機関として正当な国際的評価を受けていない・・・それは、わが国の大学がこれまで国際的に十分な情報の発進(ママ)をしてこなかったからだと思われる」(森嶋「大学にとっての国際協力の意義」大学と学生、375号、1996年8月、11頁)と現状を認識していた。

そして、法学部は創立40周年基金を1990年代の10年間でほぼ使い切ったので、当時の佐々木雄太・佐分晴夫歴代法学部長らは、新たに2000年の創立50周年に向けて再び寄付金集めを行った。この時代はアジア経済危機であったにもかかわらず、アジア・太平洋プロジェクトの進展を望む同窓生、地元企業から、さらに約2億円の寄付を得ることができた。加えて、2001年には、特定領域研究「アジア法整備支援－体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」(領域代表者は鮎京)が当時の文部省により採択され、5年間各年度毎に一億円、計五億円の大型プロジェクトが開始された。先のアジア・太平洋基金に加え、この特定領域研究に採択されたことにより、名古屋大学のアジア・太平洋地域に対する研究は飛躍的に進展した。

## 2 森嶋によるベトナム民法支援

1992年のことであったように記憶している。ベトナムでは、司法大臣にグエン・ディン・ロクが就任した。ロクは、司法大臣としてはベトナムでは初めての法律テクノクラートであり、モスクワ大学で法学を学んだ人物であった。ホーチミンと同じゲアン省出身のロクは、優秀で進取の気象に富んだ人物であった。ちなみに前任の司法大臣はファン・ヒエンで、ヒエンは、法律専門家ではなく、元外務次官だったことから分かるように官僚政治家であった。ベトナム司法大臣は、ロク大臣以降レ・タイン・ロンに至るまで様々な外国の大学法学部出身者が担当してきた。2024年5月に司法大臣から副首相に抜擢されたロンは、学部は旧ソ連のアゼルバイジャン、修士課程はカナダ、博

士課程は名古屋大学で学んでいる。

ベトナムは、1980年代後半からドイモイ（刷新）政策を開始したが、1990年代以降本格的に对外开放政策と市場経済化を進め、1992年には新憲法が制定された。そして、それに相応しい法体制を作り上げるという課題に取り組むための人事が、法律テクノクラートのロクの起用であった。ロクに与えられた最大の任務は、市場経済化に適合的な法制度を作り上げることであった。ベトナムでは、それまで、社会主義的な経済システムのもとで、基本的には国営企業しかなく、企業間の法関係は経済法という名称の法により規制されてきたが、市場経済化は不可避免的に民法の制定を求めている。

1992年、私のところに森寫から連絡があり、ベトナムへの法整備支援をしたいが協力して欲しいという話があった。私は1981年の最初の訪越時に出会った、当時、国会法制局主任であり、それ以来親交のあったロクを森寫に紹介した。新任司法大臣のロクは、市場経済化を進めるため新しく民法を制定することにむけて懸命の努力を行っていた。そして、ロクは民法専門の森寫と意気投合し、その後、森寫はベトナムの民法制定支援に最大限の努力を行った。そして、ベトナム民法典は、1995年に制定された。それに至る1990年代前半の時期、森寫はあらゆる人脈を活用して、民間企業の協力を得て、ロク大臣を日本に招聘するなどの活動を行った。その後、森寫は、本格的かつ継続的にベトナム法整備支援を行うために、外務省及びJICAに働きかけた。

法務省ではなく、なぜ外務省に働きかけたかにつき、その間の事情を森寫は次のように記している。「わたくしがベトナムの法整備支援に関わるようになったのは、1993年に・・・名古屋大学法学部の同僚（鮎京－引用者注）とともにハノイを訪れたさいに、ベトナムの司法大臣（ロクのこと－引用者注）から自分（ロクのこと－引用者注）の法整備要請に対して日本政府からは梨の礫だという話を聞いたのがきっかけである」（森寫「ベトナムに対するわが国の法整備支援」書齋の窓、1997年5月号、21－22頁）という。そして、「帰国後法務省に出向いてみると・・・ベトナムへの支援は外交関係だから法務省の所管ではないとし、外務省は、民法は国際関係ではないからとして、最終的には外務省が国際交流基金から費用を出して、話を持ち込んだ民法学者の私が派遣された。しかし、文化交流という形で1回派遣され数日間レクチャーしたからと言って、民法典起草にそれほど役立つわけではない。結局、司法大臣も含めたベトナム側の強い要請があり・・・私費負担も含め3回ハノイに出向」（森寫「わが国の法整備支援支援が目指してきたもの」法律のひろば、2019年3月号、6頁）いたのであった。すなわち、森寫は手弁当で法整備支援プロジェクトを始めたのである。

幸いなことに、1990年代の初めには、日本政府は「知的支援」という開発援助の新しいスキームを生み出していた。これは、従来の、道路、病院、ダムなどの施設をつくるというようないわゆるハコモノ支援とは違い、知的なノウハウを伝える支援として登場してきたもので、すでに、ベトナム経済政策策定支援というプロジェクトが先行して行われていた。そこで、森寫は、外務省に掛け合って、ベトナム法整備支援を二番目

の知的支援とすることを求めた。そのような経緯から、法整備支援のための準備会合は、当初は外務省の会議室で月2回くらいのペースで開催されていた。その会議は、外務省経済協力局（当時。2006年以降は国際協力局となる）とJICAのイニシアチブで行われ、法務省、日本弁護士連合会、私など大学関係者などが構成メンバーとなり、森嶋が座長を務めた。その後、法整備支援案件がJICAのフィジビリティ・スタディ（プロジェクトの事業化の可能性調査）の対象となり、森嶋も私も何度もハノイに向かい、ベトナム司法省と事前協議を進めた。ところで、日越の事前協議を担当した当時の司法省の国際協力局長は、ハ・フン・クオンであった。クオンは、その後、司法大臣となるが、クオンの懐刀として私たちとの協議の最前線で活躍したのが、当時まだ30歳を越えたばかりのレ・タイン・ロンであった。ロンは、英語もロシア語も堪能で、頭のキレも抜群で、日本側から「やり手の交渉人」と呼ばれていた。

ところで、ベトナムにとって外国による法整備支援は珍しいことではなく、かつて1980年代末までは、当時のソ連の法律顧問団がハノイに常駐し、ベトナムへの法整備支援に従事していた。例えば、1980年に制定されたベトナム憲法は、その少し前にソ連で制定された1977年憲法に類似の規定を多々持っていた。したがって、そのような外国からの法整備支援を受けた経験を持つベトナムにとって、外国からの支援は、支援国からの強い影響を受けてしまうことを熟知しており、民法支援は欲しいが、政治体制も異なる日本の専門家による知的支援は警戒をしなければならないという雰囲気濃厚であった。

森嶋の法整備支援モデルの最大の特徴は、「その国に対する押しつけにならない法整備支援」というものであり、それは、上記のような背景もあり、行われたと思われる。そして、事実、そのような援助の仕方は、相手国政府からは概ね好感を持って受け止められた。そして、1996年12月にベトナムのハノイにて、日本とベトナムの法整備支援に関する合意文書（R/D）が締結され、ベトナムに対する本格的な法整備支援が開始されることになった。調印は、日本側はJICAを代表して森嶋、ベトナム側は司法省を代表してグエン・ディン・ロクにより行われた。

### 3 法整備支援と森嶋モデル

森嶋は、法整備支援にあたり、「法と社会の動態」という視点を重視した。「私は、戦後日本の激動期に学生時代を過ごし・・・我妻栄先生や川島武宜先生、加藤一郎先生などのもとで各種（例えば、農地相続）の社会調査に動員され、欧米から継受した国家法とわが国の社会規範との間の乖離の大きさに触れるとともに、戦後社会の法と社会の動態に接することができた」、また「ハーバード、イエール留学・・・後は、日本の社会で市民が法を現実に利用できるようにすることが研究者の責任だと考え、公害訴訟の現場も経験した。・・・異文化の所産である欧米の法制度を移植（接ぎ木）したわが国の経験、そして戦後そのような社会で法学教育を受け研究してきた私の経験と欧米法に対する見方は、1世紀遅れて欧米の法制度を移植しようとするベトナムのような国にとっ

て他山の石となるはずである」(前掲、森寫「わが国の法整備支援が目指してきたもの」6頁)と述べている。

他方、森寫は総じて、アメリカ合衆国のトゥルーベックらが1960年代から70年代に行った「法と開発運動／研究」には極めて批判的であり、アメリカ合衆国による、中南米諸国や東南アジア諸国、アフリカ等に行った、アメリカ合衆国法の輸出ともいうべき、自国の制度や価値基準を途上国に押しつける支援というものに、強く否定的であった(森寫の人権、民主主義、法の支配、また、アメリカ合衆国の「法と開発運動」などにつき、鮎京『法整備支援とは何か』2011年、名古屋大学出版会、104-105頁、参照のこと)。

そして、森寫モデルがその後、日本の法務省、JICAの共通理解とされ、アメリカ合衆国の法と開発運動やヨーロッパ諸国の法整備支援とは一線を画し、日本の場合は、「けっして押しつけはしない」法整備支援(例えば、JICA『世界を変える日本式「法づくり」』文藝春秋、2018年、3頁)という文言へと定式化されていった。

森寫は、「我々のプロジェクトでは、支援対象国の社会的経済的条件を前提として、当該社会に受容される法制度の整備を図ることを重視して」と述べ、「支援する対象法分野も、民法などの基本法に重点を置いてきた」(森寫「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば、2001年10月号、16頁)と述べている。

私の理解によると、森寫の法整備支援モデルとは、1、民商事法中心主義、2、人権・民主主義などの価値に関わる問題を支援の対象とすることはできる限り避ける、3、押しつけはしない法整備支援を目指す、というコンセプトである。すなわち、森寫がそのようなスタンスをとったのは、今日では普遍的価値と言われる、人権、民主主義、法の支配などを正面から法整備支援の対象とすると、当然のことながら相手国政府との間で衝突が予想されるからであった。

なお、念のために言えば、今日、日本の法整備支援の対象とする法分野は、民商事法だけではなく、刑事法、行政法の一部なども含み、より多岐にわたっている。

#### 4 「押しつけはしない」法整備支援をめぐる論点

ここで、法整備支援の森寫モデルの今日的意義と課題を検討しておくことは必要な事柄である。森寫が法整備支援をはじめた1990年代初頭という時代は、1989年末にベルリンの壁が崩壊したことに象徴されるように社会主義体制の崩壊の時期であった。冷戦体制崩壊後、平和構築・民主化・ガバナンスという課題が、援助の世界で注目されるようになった。そして、今後は、ベトナムなどの社会主義国家においても市場経済化が進展し、時間はかかるかもしれないが、人権、民主主義、法の支配という価値が徐々に認められる社会となっていくという見通しのもとに法整備支援は始まった。押しつけはしない法整備支援というスタンスは、そのような見通しの中である種の有効性を発揮するアプローチであった。しかし、それから35年を経た今日、ベトナムも含む世界のありようは劇的に変化した。一言で言えば、普遍的価値といわれるものが普遍性を

持ちにくい現実が、あらゆる分野で常態化している。

ここで思い出すのは、カンボジア民事訴訟法起草支援に取り組んだ竹下守夫先生（以下、竹下と記す）の法整備支援モデルは、森寫モデルとは異なっていた。竹下は、法整備支援を行うとしたら、それは民主的法治国家確立という明確な価値と目的をもった支援でなければならないと主張した。竹下は、日本政府が行う法整備支援について、「相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援」であること、「民主的国家体制整備に対する意思を持っており・・・自助努力をしている」国家への支援でなければならないこと（竹下「基調講演 カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」ICD NEWS 第9号、2003年5月、25頁）を強調した。その主張は、いうまでもなく、民商事法中心主義に基づき法整備支援を構想していた森寫への批判を含んでいた（森寫と竹下の議論につき、前掲、鮎京『法整備支援とは何か』176-178頁、参照）。

### おわりにー森寫とロク

1990年代初頭から、森寫とロクの強い絆で始まった日越法整備支援であるが、森寫は、支援対象法領域を民商事法を中心とし、押しつけはしない法整備支援というやり方を求め、人権や民主主義を声高に言わないやり方こそ法整備支援のあり方であると考えた。

他方、ロクは、以前より、法学辞典の編纂において「人権」「民主主義」「立憲主義」などの用語の「近代的」理解に親和性を表明していたが、司法大臣退任後、2013年新憲法制定を控えた時期に、ロクを含む同志72人とともに「憲章72」という自主憲法草案を公表した。その内容は、「主権在民」の明記から始まり、憲法保障を行うための「憲法裁判所」創設規定へと至る、ベトナムにとって新しい法治国家像の提示であった。とくに憲法裁判所設立案は、2000年代以降、韓国法制研究院とドイツのコンラート・アデナウアー財団が共同で行ってきたベトナムへの憲法裁判所創設のための法整備支援に強い影響を受けた提案であった。

ロクらが望む国家像を端的に示すのは、現行の「ベトナム社会主義共和国」という国名をやめ、かつての「ベトナム民主共和国」すなわち第二次大戦後のベトナム民主共和国「独立宣言」（ホーチミンによる起草）にある国名への回帰を求める規定である。しかし、ロクらの自主憲法草案の内容は、ベトナム共産党および政府により受け入れられないとして直ちに拒否された。

そんなあれこれのことを振り返ってみると、日本の法整備支援が、人権、民主主義など普遍的価値と言われるものを支援の対象としなかったことに、ロクが果たして満足していたかどうかは、私には分からない。ロクは森寫に先立ち2021年に亡くなった。

法整備支援を開始した二人の先達が法整備支援について天国でどんな風に語り合っているか、興味は尽きないが、しかし、残された私たちは、法整備支援において「価値」（人権や民主主義や法の支配や自由など）の問題をどのように位置付けるかという難問

に、知恵を集めて立ち向かわなければならないと思う。その際、名古屋大学がアジア各地の日本法教育研究センターを通じて継続的に行ってきた法学教育支援や法学人材育成支援という形の法整備支援は、この難問を解く上で、重要なヒントを提供している。

# 妥協なき碩学への追悼と回想

JICA国際協力専門員／弁護士

枝川 充志<sup>1</sup>

## 1 はじめに

はじめに、森脇昭夫先生のこの度のご逝去に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。以下は、森脇先生と私の、短い期間のかかわりの回想録のような内容です。森脇昭夫先生の訃報に接した者として記し残しておきたいと思い筆をとらせていただきました。このような機会を与えていただいた法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」）に感謝申し上げます。

## 2 森脇先生との関わり

私がJICA法整備支援にかかわり始めたのは、2016年4月にJICA国際協力専門員（法整備支援担当）になってからでした。いくつかの国の法整備支援事業を担当し、その中にベトナムがありました。ベトナムといえば森脇先生です。しかしこの時点では森脇先生とは特段のやりとりはありませんでした。

このころは2015年までのベトナム改正民法起草支援を終え、起草支援を中心としてきた対ベトナム法整備支援がひと段落を終えた時期でした。いま思うと対ベトナム法整備支援の次のあり方を模索しはじめた時期でもあったように思えます。年に一、二度、森脇先生が勤務される丸の内の法律事務所に伺うものの、お話を伺うにとどまり、個人として会話をすることはほとんどありませんでした。

その後私は、2018年4月からベトナム法整備支援プロジェクト<sup>2</sup>のJICA長期派遣専門家としてハノイに赴任します。2019年1月には、森脇先生がJICA調査団の一行として来られる機会がありました。次期プロジェクトの検討とJCCへの参加のためです。この時、はじめて多くお話をする機会を得、ようやく顔と名前を憶えていただきました。これ以降、ベトナム法整備支援の新規プロジェクトの検討や本邦研修の準備の関係で多くのやりとりをさせていただくこととなります。メールのみならず、ベトナムから直接電話でお話させていただくことや、一時帰国の際にも直接お話しする機会が何度かありました。

## 3 その想いと視座

2020年2月末から3月初旬にかけて、ベトナム司法省本邦研修が実施されました。コロナの“恐怖”がジワジワと広がり始めた頃です。2週間に及ぶ研修期間、先生

<sup>1</sup> 2024年4月19日より「コミュニティにおける児童及び若年者の犯罪防止、改善更生及び社会復帰プロジェクト」のJICA長期派遣専門家としてケニアに駐在中。本稿は、筆者の所属する組織・団体の見解を代表するものではありません。

<sup>2</sup> 「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（2015年4月1日～2020年12月31日）

はほぼ連日、幡ヶ谷にあるJICA東京にご自宅から電車を乗り継いで来られていました。コロナを恐れない森脇節が印象深く思い出されます。

この本邦研修では、準備段階から将来を担う若い行政官の参加を呼び掛けたり、討論を通じて法律上の問題に気づき考えてもらうということの重要性を繰り返しおっしゃっていました。型どおりの思考方法をたどるベトナムの法司法関係者に欠けている点に、その難しさを知りながらあえて挑んでおられました。

2021年1月から始まるベトナム法整備支援の新規プロジェクト形成<sup>3</sup>においてもそのことを強調されていました。この過程で時に協力アプローチに係る自説へのこだわりから、私を含む関係者から物申すのはなかなか難しい側面がありました。しかし先生が提示される協力アプローチの難しさについてベトナム側の事情を踏まえてお話をすると、必ずしも自説にこだわることなく、柔軟にやっていけばよい、ということをおっしゃっていました。上意下達で事を運ぶベトナムの法司法関係者が、討論により多様な意見を戦わせられるようになることで国際社会で伍していけるように、ということを常々繰り返されていました。しかし簡単でないことは自覚されていました。あえて挑戦をされていたと思います。もっとも現場の専門家にとってその実践は必ずしも容易なことではありませんでした。

また、ベトナムから我々が教えてもらう時代が来るということも常々おっしゃっておられました。日本側が上から目線で教えてやる、というような姿勢でいる素振りがあるときは、これを諫める厳しい指摘がありました。

ベトナムでの4年の任期を終え、2022年4月からは再びJICA本部で国際協力専門員としての業務に戻り、ベトナムを引き続き担当することとなりました。そのため森脇先生とは従前以上にメールや電話でよくやりとりさせていただきました。この時、ベトナムに限らず、過去の法整備支援の記録をどう活かすのか、といったご指摘をよく受けました。未だにこの宿題は残ったままとなっています。こうしたやりとりしている際、先生はご自身の寄稿であるICD NEWSの「法整備支援の今後を考える」(ICD NEWS 第88号(2021.9))によく言及されていました。いまや先生の遺訓ともいべき論稿になっているように思えます。ICD、JICAに対する期待は常に高いものがありました。

2022年7月には、コロナによる渡航制限が未だある中で、先生を筆頭に、ICD、JICA関係者とともにベトナムに出張しました。コロナ以降でかつ2021年1月から新規プロジェクトがはじまって初の日本からの出張でした。しかしこれが先生の最後のベトナム出張となりました。セミナーに参加した際、ベトナム司法省の若手行政官が積極的に議論に参加している様子が印象深かったようです。地方のホテルに泊まった際にはさすがにお疲れのご様子でした。体調を万全にしてまた訪越したい、とおっしゃっていました。

<sup>3</sup> 「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」(2021年1月1日～2025年12月31日)

#### 4 最後の挨拶

2024年2月末、先生は、カンボジア司法省の本邦研修の懇親会に参加されました。この時、新宿住友ビルの地下から一緒に会場に向かいました。年末にお会いした時に比べ足取りが重い感じがしました。

同年3月12日、JICA関係者の人事異動と私のケニア赴任にあわせご挨拶に伺いました。この時、これまでめったに聞かれることがなかった家族の事情など個人的なことを尋ねられました。「一時帰国の際はまたお伺いします」と申し上げたものの、「朝起きたら、蓮の花が咲いているかもしれない」と、意味深かつ珍しく弱気なことをおっしゃっておられました。時に電話越しに自らを「タヌキ」（私からそう申し上げたのかも知れません。）と称して呵々大笑される先生とは全く違った一面でした。これが直接お会いする最後の機会となりました。

#### 5 常に先を見据えかつ妥協なく

先生は、ベトナム共産党の戦略目標である2030年まで対ベトナム法整備支援を見届けたかったのではないかと思います。常に先を見据えかつ妥協なく、理想と期待が高いがゆえに、他方で誤解を恐れずに言えば時に狡さを見せつつも、関係者には厳しくかつ難しいと捉えられることをおっしゃっておられたように思えます。

先生のように、ベトナムとの関わりからはじまり、約30年にわたる法整備支援の歴史の中に身を置く者にとっては、関係者が入れ替わる中、その認識とのギャップからか、発言が厳しくならざるをえなかったのではないかと思います。

#### 6 最後に

最後にあらためて、一法学徒に過ぎない若輩者からすれば、碩学の警咳に接することができた5年弱の期間は貴重な時間でした。いくつかの宿題もいただいています。「森嶋です。あ、枝川さんですか？」と電話がかかって来た日々が懐かしく思い出されます。もはやそのような電話が来ないのかと思うと寂しい限りです。

先生、約30年間、本当にお疲れ様でした。また、大変お世話になりました。たくさんのお話を伺うことができました。ありがとうございました。

振り返れば、こうした謝意を先生に直接お伝えする機会はずいぶんありませんでした。最後に記して、追悼の辞とさせていただきます。

## 森嶋昭夫先生との思い出

国際民商事法センター理事／弁護士

小杉丈夫

森嶋先生の名前を始めて耳にしたのは、1966年に遡る。私は当時、司法修習生として、名古屋で実務修習中だった。修習仲間に、後に最高裁判事となる宮川光治氏ら名古屋大学法学部出身者が数名いて、在学中、助教授として民法講座を持たれて間もない森嶋先生から受けた授業の様子を熱く語っていた。森嶋先生は、早くから環境法に関心を持たれていた。折しも、四日市公害訴訟提訴の前夜で、私は、これら先生の教え子の友人達に誘われ、名古屋弁護士会有志により結成された原告弁護団による四日市の漁民の実態調査にも参加したのだった。それら教え子の一人、井上哲夫氏は、後に、四日市市長になった。

1974年、私はハーバードロースクールにおいて、客員研究員として、客員教授田中英夫先生（当時東京大学教授）の日本公法の授業をお手伝いしたが、その2年後、森嶋先生が客員教授として日本法講座を担当されることになり、新たな接点が生まれた。

1984年、森嶋先生の下で日本民法を学んでいた北京大学法学部出身の庄宏志氏（現在、上海在住弁護士）の日本での実務研修を、私の所属する松尾綜合法律事務所でお引受けし、森嶋先生とおつき合いは深まった。庄氏は、北京大学在学中、中国の文化大革命に巻き込まれ下放（農村での労働）を経験していた。中国での法律の勉強継続に見切りをつけて、日本での勉学に活路を求める中国学生を受け入れ、その面倒を見られる姿に、国境を越える森嶋先生の深い包容力を見る思いがした。

1996年、私は、三ヶ月章先生（元法務大臣、東京大学名誉教授）からのお声掛けで、新たに発足する国際民商事法センター理事をお引き受けし、法務省のアジア法整備支援に、裏方として関わることになった。そして、まったくの手探りで始まったJICA資金によるベトナム支援を皮切りに、実に、30年近くにわたり法整備支援の仕事で、森嶋先生と御一緒することになった。

2001年ハノイで行われた、ベトナム支援第2フェーズ協定書の調印式にも一緒に出席した。日本側は森嶋先生が、ベトナム側はロック司法大臣が協定書に署名された。三ヶ月先生、伊藤正氏（国際民商事法センター会長）、栃木庄太郎氏（法務省法務総合研究所総務企画部長）、武藤司郎弁護士（初代ベトナム長期専門家）も参列された。ロック司法大臣については、日本での会議の一場面も思い出される。大臣から、「今後ベトナムの法整備を進めるにあたって、何か助言はないか」という問い掛けがあったので、私が「ベトナムが本気で外国からの投資を増やしたいと考えるのであれば、ベトナム語の法律を作るだけでは不十分で、今から、法律を英訳して公表することまで考えておくべきだ」という意見を述べたところ、会議後、森嶋先生から「日本でもやっていないことを言ってもらっては困る」と、ひどく叱られた。元より、森嶋先生も法令英訳の重要性は理解しておられた。しかし、先生の頭の中には、まだ初期段階にあるベトナム法整備を進める手順、限ら

れたベトナムの予算の使途など、現実的な行程表が描かれていたに違いない。ちなみに、日本でも、ようやく法令英訳の重要性に目覚め、法務省による日本法令外国語プロジェクトが開始されたのは2004年のことだった（柏木昇 法律文書の英訳術（商事法務））。

森嶋先生のアジア法整備支援にかける情熱は尋常なものではなかった。ベトナム、カンボジア、ラオスなど、被支援国への頻繁な訪問、本邦研修、法整備支援連絡会や、研修生との懇親会まで、数え切れない過密な日程をこなされた。多くの政府の審議会、委員会等の要職を務めながらの精力的な活動で、本当に超人的だった。その間、御長男、奥様に相次いで先立たれるという不幸にも見舞われたが、落胆される気振りも見せず、それまで以上に、全力を注がれたように感じられた。ベトナム、カンボジア、ラオスなど被支援国における森嶋先生の知名度、先生に対する敬意も大変なもので、本邦研修における研修生との懇親会でも、先生の周りには、いつも一緒に写真を撮りたいという研修生が群がっていた。

感心させられたのは、何事にも手を抜かない姿勢だった。法整備支援連絡会がよい実例であったが、どのような会合でも、必ずと言ってよいほど、手を上げて発言された。誰が相手であるかを問わず鋭い質問をされ、自分の意見を述べられ、時に厳しい叱責をされることも厭わなかった。あいさつや発言が、予定時間を大幅に越えて、司会者が四苦八苦するのを見ることもめずらしくなかった。今になっては、なつかしい思い出である。

日本によるアジア法整備支援の輝かしい成果は、森嶋先生の生涯をかけての貢献なしに語るができない。御逝去にあたり、正に、巨星墜つる感を深くする。その一方で、先生は、法整備支援の現状について、数々の問題点を指摘されていた。ICD NEWS第88号の巻頭言「法整備支援の今後を考える」は、先生の遺言になった。

最後にお目にかかったのは、2024年2月19日のカンボジア本邦研修懇親会だった。杖を持たれ、だいぶ足腰も弱られたと見えたが、会の最後まで残って挨拶され、ベトナム再訪の予定についても熱く語っておられたのだった。

長い間お世話になりました。法整備支援にかける先生の情熱と行動、取り組む姿勢に沢山のことを教えていただきました。今は安らかにお休み下さい。有難うございました。

## 相手国を軸とする協力方針

JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム課長

琴浦容子<sup>1</sup>

### 1 はじめに

森寫先生のこの度のご逝去に対し、謹んでお悔やみを申し上げます。2024年8月1日にガバナンス・平和構築部法・司法チームに着任しました琴浦と申します。2007年5月～2009年6月にもJICA法・司法チームに在籍しており、約15年の時を経て同チームに戻って参りました。以前担当していたカンボジア法整備支援プロジェクトが、民法・民事訴訟法の起草支援から人材育成や制度の運用の定着に軸足を移しており、プロジェクトとして発展を遂げていることに驚くと共に、カンボジアの法整備支援事業を初めから支えてくださっていた森寫先生のご不在であることにとっても大きな喪失感を覚えております。拙いながらも、ご指導いただいた内容を広く共有させていただきたく、寄稿させていただきました。このような機会を与えて頂いた法務省法務総合研究所国際協力部の皆様に感謝申し上げます。

### 2 森寫先生との関わり

私が森寫先生に直接ご指導いただいた2007年5月から2009年6月という期間は、カンボジアにおける法制度整備支援フェーズ2の終盤の時期にあたり、フェーズ3を立ち上げる頃でした。当時、民法草案は既にカンボジアに引き渡し済みでしたが、森寫先生率いる民法部会の先生方には民法の立法プロセスのご支援や付属法起草のご支援、また逐条解説や教科書の作成にご尽力いただいております。

民法の起草が終わっていたことから民法部会の開催頻度は2か月に1回となっておりましたが、部会開催の前には虎ノ門にある先生の事務所へ伺い、部会の議題のご相談や付属法起草支援の進め方をご相談させて頂いており、毎月のように森寫先生のお時間を頂いておりました。まだまだ駆け出しの職員だった私はその重みを十分に理解できておりませんでした。森寫先生には本当に沢山の時間を割いて頂いていたこと、またそれがいかにありがたいことであったかを今になって改めて感じております。

ベトナムから始まった法整備支援は、JICAにとって新しい支援分野であり、当時は協力の進め方や戦略、方法論を試行錯誤しながら事業を進めていました。他方、その時点で法整備支援が始まって10年経っていましたので、森寫先生からはよくJICAの法整備支援の目的や、対カンボジアの法整備支援の位置づけ・今後の方向性を明確にすべきと指摘頂きました。成果を出すまで時間を要する法整備支援において、JICAがどの程度覚悟を持って臨んでいるのかという指摘だったものと思います。また、

<sup>1</sup> 本稿は、筆者の所属する組織・団体の見解を代表するものではありません。

市場経済への移行国以外にも支援国が拡がる中で、どのような体制で、どのように進めていくのかというご懸念も持たれていたと理解しております。約15年を経て法・司法チームに戻ってきてみると、法の支配の実現はJICAのガバナンス分野の協力の一つの柱として位置付けられ、支援の目的やアプローチが整理されており、森寫先生から叱咤激励を頂きながら少しずつ協力分野として確立されてきたことを実感しました。以前と比べると対象国も協力内容も多様化していますが、ベトナムやカンボジアの支援において森寫先生が常に重視されていた「相手国の実情にあった支援」は根底に流れる理念として受け継がれており、これからも支援の核としていきたいと思っております。

今般法・司法チームに着任し、以前もお世話になった大学の先生方や法務総合研究所国際協力部の教官の皆様と再びご一緒させていただけることをとても嬉しく思っております。森寫先生がご不在というのは非常に心細いですが、森寫先生と法整備支援を担ってくださった日本国内の有識者・実務者の多さは、先生が法整備支援の分野に残してくださった大きな財産であり、皆様のお力をお借りしながら共に森寫先生のレガシーを継承して参りたいと考えております。

### 3 相手国を軸とする先生の協力量針

クメール・ルージュにより人材不足だったカンボジアの法制度整備支援は、他国における起草支援とは異なり、日本の先生方に第一次ドラフトを起草頂く形でご支援いただきました。ご多忙な先生方による起草作業は、本当に大変な工程だったと想像致しますが、「クメール語でカンボジアの実情に合った草案を作る」という森寫先生の協力量針のもとに、カンボジアの社会の実態や文化を尊重して1条ずつ議論し作り上げられた民法は、カンボジアの経済発展の礎となりました。担当していた当時（2009年）一人当たりGDPが約730ドルだったカンボジアは、今ではコロナ禍の影響も乗り越えて約1,900ドル（2023年）に成長しています。この経済成長を支えたのは、カンボジアの人々の生活に沿った民法だったというのは、言うまでもありません。

私は2009年6月に法・司法チームを離れて以降、西アフリカの国々を担当する業務に長く従事してきました。担当していた地域は政情不安定な国が多く、クーデターも頻発していました。民主的に選ばれた国家元首のクーデターによる失脚や、そのような元首が長期政権に留まることを可能とする憲法改正の動きなどを見ると、民主主義とは何か、法の支配とは何かを考えさせられました。他方、2024年初めに行われたセネガル共和国の大統領選挙では、選挙を急遽延期するとした大統領令に対して憲法評議会が違憲判決を下し、これを大統領も受け入れ、国民も支持しました。まだまだ未熟ではあるものの同国において法の支配が人々に根付いていること、また法の支配が根付くことで国が安定することを実感し、感銘を受けました。アフリカでは旧宗主国の制度を模倣している国が多く、また独立しても旧宗主国の影響を大きく受けており、国内法や各種制度も旧宗主国のものを模倣しているものが多くあります。各種の国際的な交渉や国際場裏で決まるルールもそうした法制度を前提としており、結果、西側諸国が有利とな

る構造が再生産されているとも言えます。こうした状況を見るたびに、カンボジア法整備支援のフェーズ1の案件形成の際に、「日本人とカンボジア人が議論をしながら、クメール語でカンボジアの実情に合った草案を作る」という森畠先生の支援方針にカンボジア側が賛同し、民法だけでなく既にフランスが準備草案を作成していた民事訴訟法も支援対象となったという経緯を思い出しました。法整備支援において相手国の実情に合った草案を作るということ、そのために両者が議論しながら作ることがいかに重要であり、また不可欠であるかを、法整備支援から離れ他国を担当するようになり、改めて感じた次第です。

#### 4 最後に

現場での業務で感じた問題意識を踏まえ、15年ぶりに法・司法チームに戻り、また改めて先生のご指導を賜りたいと思っておりましたので、日本の法制度整備支援の中心にいらっしゃった森畠先生がもういらっしゃらないということがまだ信じられず、非常に残念に感じております。先生に指揮を執っていただいていたカンボジアの法整備支援は制度の普及・定着のフェーズに移っております。カンボジアよりも先に支援が始まったベトナムも、次のフェーズをどのような協力にしていくべきなのかを検討していく時期に来ております。ご存命でいらっしゃったら叱咤激励を頂いていたものと思いますので、引き続き見守っていただけると幸甚です。

先生、約30年という長期にわたるご支援、本当にありがとうございました。

## 「森嶋先生の人となりと法整備支援」

明治大学名誉教授

新 美 育 文

教養部2年の時、「厳しい」と噂されていた森嶋先生のゼミに予備登録をし、翌年の4月初めになって最初のゼミの時間にお会いした時から50余年が過ぎた。

噂に違わず、先生からは、学部から大学院、そして助手になり、その後の研究者に仲間入りした後になっても、大変厳しい指導をいただいた。ただし、それは、あくまでも学問に限っての話である。

学部生の時代には、最初の米国留学によって当時隆盛を誇ったりアリズム法学の洗礼を受け、プラグマティックな思考を展開する先生から、ケース・メソッド方式の講義でのやりとりを初め、ゼミにおける英語文献（アメリカの製造物責任に関する判例・文献）の講読や（交通事故被害者に関する）実態調査の実施など、（当時の、あるいは、現在においても）最先端の、そして多角的な視点を持った指導を受けたことは、今となっては懐かしい思い出であるとともに、現在に至るまでの筆者の教育・研究活動のバック・ボーンになっている。（もっとも、学部生の時のケース・メソッド方式の講義では、先生は、ゼミ生であったため名前を知っている筆者を起点にして、その後に周りの学生に順に当てていく方式をしばしば採られたので、次第に私の周囲から仲間が離れて座っていくようになり、大きな教室で一人ぼつんと離れて座ることになったのは、少々寂しくも感じたところではある。）また、大学院生及び助手時代には、研究者としての問題意識の持ち方、そして、それを解きほぐしていく際の、単なる法解釈論にとどまらない、事実を把握した上での複合的な分析の必要性を教えられた。そして、助手論文執筆も終盤にさしかかった時期のことであるが、客員教授としての講義のためイェール大学に主張中の先生から、論文に役立つ資料であろうとのことで、出版されたばかりの数巻にもなる医事法の現代的課題について発表された「米国大統領委員会報告書」をお送りいただいたときは、ご自身の当面の研究テーマからは逸れているにもかかわらず弟子の論文に役立つからと入手し、アメリカからお送りいただくという、その配慮に感謝するばかりであった。（もっとも、自分の英語読解力からして、締め切りまでの時間が迫っており、参考にせよとされた膨大な英文資料を活用できるのかを考えると、呆然とせざるを得なかったことも白状しておくべきであろうか。）しかし、これも、現存する知見を可能な限り渉猟し、それらを十分に踏まえた研究を進めるべきであるという、先生の研究に対する姿勢を如実に示すものであり、筆者もそれに懸命に取り組んだことを思い出す。

ところで、先生が「歯に衣を着せない」発言をされるのを常としていたことは周知のとおりである。しかし、そこにはまったく悪意は見られなかった。人に媚びることを嫌うと同時に、相手の意見や考えを尊重した上で、ご自身の意見を率直に述べられるのが先生の真骨頂であった。先生はよくおっしゃっていた。「右の人からは左と言われ、左の人か

らは右と言われる。自分としては、何ら変わるところはないのですがね。」と。こうしたスタンスは、多感な少年期に、敗戦を経験し、平壤から命からがら日本に辿り着き、苦しい生活を過ごす中で、まわりの大人達、特に当時の国の指導者らが戦前の主張と180度異なる主張を臆面もなく述べたりするのを目の当たりに見聞きしたことが背景となっていると、先生はおっしゃっていた。そして、このスタンスは、公害被害者の救済、製造物責任被害者の救済に係る訴訟を研究者として支援する活動を初めとして、それら救済のための立法や制度設計などに携われる中においても貫かれたことはご存じの通りである。そして、その根底には、困っている人がいたら、なんとか手を貸したいという心情（あるいは、信念と言った方がよいかもしれない）が流れていた。敗戦後に、日本に引き揚げて来て、様々な困窮に直面した際に、多くの人々から親切な助けを受け、なんとか大学卒業までこぎ着けることができた体験が大きく影響しているとおっしゃっていた。

先生が法整備支援に力を注いだのも、こうした「困った人がいたら、できるだけ寄り添う」という心情に依るところが大きいといえる。加藤一郎先生を代表とする研究グループが進めた1970年代後半からのアジア諸国の環境法制の調査の中で、森嶋先生は各国が植民地時代の法制のままであることを気をかけてきた。そして、個人的な立場で、それら国々にしばしば法制度の調査に赴くとともに、その国の法学者や法実務者達と意見交換を行ってきた。1980年代も終わる頃、国際的にも国内的にも市場取引が活発になり始めたアジアの多くの国において、市場経済社会に適合した民事法制を整備したいとの機運が高まった。そこで、それまでの先生の活動に着目し、かつ親交を結んでいたベトナム及びカンボジア両国の指導者達から、先生に対して民法典の立法又は改正についての協力の依頼がなされたのである。

それら国々の法事情を知り、その要請の切実さを十分に理解した先生は、持ち前の信念ないし心情から、協力することを快諾した。そして、即時に、その支援体制を整える準備に入られた。JICAを通じてのオール・ジャパン体制の下、法整備支援の体制を立ち上げることを意図された先生は、法務省に協力を要請すると共に、最高裁判所にも協力の可否を打診した（後に、法務省も最高裁も協力体制を整えたことはご存じの通りである）。同時に、立法支援ということになると、比較法的な知見の活用や、法社会学的な調査も必要となるということから、学界からも協力者を募ることが不可欠であるとの判断をされた。

そして、1994年3月に英国での在外研究を終えて帰国して間もない筆者に、「法整備支援活動に協力してほしい。また、君が親しくしている民法研究者にも協力を依頼したい。」との声が先生から掛けられた。早速、先生とともに、いくつかの研究会を通じて筆者が親しくして幾人かの民法研究者に声を掛けて、法整備支援のための研究会を立ち上げることとなった。当時40代を中心とした（今では錚錚たる）民法研究者の方々が参加を快諾してくださった。中には、「ベトナムでフォーを一緒に食べよう。」という先生の誘いに乗って、承諾してくださった先生もいらっしやっただ（?）。初めに、カンボジアの民法典立法支援のための研究会、そして、それから少し後に、ベトナムの民法典改正作業の

支援のための研究会が立ち上がった。前者はクメール語による民法典草案の完成を目的とし、後者はベトナム民法典を現代化するための改正作業に日本の民法学の知見および民法を巡る各国の状況についての比較法的知見を提供することを目的とした。両者の目的は少し異なっているが、いずれも、現在の国際に通用する民法典を立案することを内容とする作業であった。

そうした作業を進めるにあたって、貫くべき基本的な姿勢であるとして、先生は次のことを強調した。第1に、支援対象国の社会経済的諸条件及び国民の法感情に適合した民法典を起草すること、第2に、民法典の策定作業においては、支援対象国の主体性(ownership)を尊重すること、そして、第3に、支援対象国の民法典起草メンバーと可能な限り意思疎通を図ることである。強調されたこれらのことは、ソ連崩壊の後の、東欧各国に対する米国主導の法整備支援が支援対象国の実情を十分に顧慮せずに、西欧先進国の法制を押しつける結果となり、必ずしも成功しているとは言えない実情を知悉していた先生の法整備支援に対する基本的な姿勢を示すものであった。「法整備支援は支援対象国のためにあり、支援によって整備された法は、その国民によって運用されなければならない」というのである。つまり、法典整備だけではなく、その運用も自力でできるようにする必要があるというのである。

ベトナムもカンボジアもフランス植民地であったことから、フランス法の影響が少なからず残っていた。また、ベトナムは、社会主義国であることもあって、旧ソ連の法律の影響も少なからずあった。また、我々と議論を交わす法曹の質と量であるが、カンボジアでは、ポルポト政権時代の内戦によって実務法曹のみならず法律学者はほとんど亡くなっており、わずかな数のフランス留学組(年齢層が高い世代)とベトナム留学組(若い世代)の法律家が残されているだけであり、また、ベトナムでは、ソ連及びロシアへの留学組と中国への留学組といった社会主義法を専門とする法律家はそれなりにいたが、いずれもその資質は極めて優れてはいたものの、知識が古かったり、社会主義法の知識であったりしたため、市場経済社会に適した民事法制についての知識は乏しかった。

そこで、先生の強調された点をも踏まえて、研究者グループによる法整備支援活動は、相手方にも研究グループを設けてもらい、両研究グループによる共同研究会方式によって進めることとなった。日本側の研究グループと支援対象国の研究グループとが民法の重要論点を共有して、それぞれが国内で準備作業を進め、一定の時期毎に、相手国又は日本国内で会合をもって議論するという方法が採用された。これも森寫先生の考え(または法整備支援の戦略というべきか)が基礎にあった。支援対象国における市場経済社会における民事法制の基本的枠組みの理解なしには、この法整備支援は成功しないという考えの下、限られた時間の中で、上述した3つの強調点を実現するためには、迂遠なように思われるが、この方式が最善であるというのである。①相手国の研究グループ・メンバーに市場経済社会における民事法制の基本的枠組み及び概念を理解してもらうこと、②それを通じて、将来の法律分野でのリーダーを養成すること、③法整備支援に必要な相手国の社会経済的条件や国民の法感情についての情報を相手国研究グループ・メンバーから提供してもらう

こと、④共同研究会の回数を重ねることで、それぞれのメンバー間の意思疎通が円滑になり、法整備に関連する副次情報が共有されるとともに、それぞれの真意が率直に伝わることなどがその狙いであった。一石二鳥ならず、一石三鳥、あるいは一石四鳥の狙いである。

この戦略は、先生の思惑通り、順調に進んだといえる。①及び②については、上述したようにもともと優秀な資質をもった相手国研究会メンバーであったので、こちら側から提供する知見について、彼らの理解は急速に深まるとともに、彼らからの積極的な質問も次第に高度なものになっていった。もちろん、当初の段階では、戸惑うことは少なくなかった。たとえば、ベトナムとの研究会の中で、「登記」が議題となった折には、我々が権利の公示制度として話していても、相手側メンバーの頭の中は、登記＝登録であり、登録は、銃砲の登録制度のような、行政が取締のために設けた制度であるという考えで固まっており、話が通じなかったことがある。また、登記についての理解が得られた後の話であるが、政府高官から登記は財産状況を明らかにすることになるから、好ましくないとの意見が出されたなどの問題も提起された。そうした問題も、相手国メンバーの理解が深まるにつれて、彼ら・彼女らの説明あるいは説得によって相手国内での理解も得られていった。③についていえば、④と相まって、民事法整備にとっては多くの貴重な情報が得られた。(i) フランスのインドシナ植民地から独立したベトナムもカンボジアもフランスの法制度を色濃く残しており、我が国よりも公証人制度が活用されていること、(ii) ベトナムでは2階建て、3階建て家屋の所有権が各階毎に設定されているが、区分所有権のような法律が整備されておらず、しばしば紛争が生じること、(iii) カンボジアのトンレサップ湖周辺では雨期と乾期とでは水位が数メートルも異なるため、多くの土地がその中に水没し、雨期になると家屋を撤収し、乾期に再建するという事情があり、家屋が土地に付着するとはいえないこと、さらには登記簿などを保管する場所・構造物についてはそうした事実を考慮に入れなければならないことなどなど、数え切れないほどの非常に多くの情報を得ることができた。こうした情報は、共同研究会の席でもたらされたことは勿論、④の交流の中においてしばしばもたらされた。

④の交流は、研究会の回を重ねる毎に親密になっていった。森寫先生の狙い通りでもあったが、先生はそのために積極的に相手国研究グループのメンバーと交流を重ねたことも忘れられない。アフリカで法人類学の調査にも携わった経験のある先生は、相手の本音を知るには、寝食をともにすることが一番であるとしばしばおっしゃっていたが、それをこの法整備支援活動において実行したのである。相手国での共同研究会が、現地調査も兼ねて、地方の施設で泊まりがけで行われる際には、積極的に参加され、参加者みんなと打ち解けながら、現地の特産の食材で作られた料理に舌鼓を打ち、地酒で杯を酌み交わされた。自然に相手国に溶け込む術を心得ていらっしまった。「現地の人が美味しいという料理と一緒に食べる。」これが率直な交流には不可欠であるとおっしゃっていたことを実践されていた。日本人からすると「ゲテモノ」といわれる食材でも、じつに美味そうに食されていた。ご相伴させていただいた筆者が思い出すだけでも、煎った蟻の卵、食用犬の燻

製、(捕獲が禁止される前の) コブラのスープなどなど、多様な食材が先生の胃袋の中に納められた。また、多くのベトナム人が好んで食す孵化直前のアヒルの卵のゆでた「ホビロン」をことのほか先生は好まれた。こうした先生の相手側の文化や生活に自然に飛び込む姿勢ないし行動が、相手国関係者らとの親密さを一層深めたことは銘記しておくべきであろう。

共同研究会での論点が民法の細部に及ぶ段階に至る頃には、それぞれのメンバー間の気心も通じ、意見の違いを互いに指摘し合いながら、着地点を探る作業が進行した。そして、時期は異なるが、両国において、民法典についてのほぼすべての論点が一通り整理され、成文化の目処が立ち、国会での成立もほぼ見通せる段階になると、先生は、法整備支援の第2段階の戦略を構想し始め、筆者ら研究グループ・メンバーに対しても意見を求めた。そして、第2段階では、民法典施行のために必要な関連法令の整備と民法典の運用に不可欠な法曹の養成が必要となるとの認識の下に、そのための日本側のメンバーの強化と相手国における法曹養成の仕組みの構築を進められるというのが先生の戦略構想であった。そして、この戦略構想に沿って、第2段階では、法務省を中心とし、最高裁及び日弁連の協力を得て、それぞれの部門からの精鋭の参画が得られ、オール・ジャパンの更に強力な日本側チームが結成され、関連法令整備の支援体制ならびに実務法曹の養成機関の整備に協力する体制を構築し、法曹養成のためのテキストを作成する準備が整えられた。先生のおっしゃる「支援体制対象国自身による法の運用」という目的達成に向けての支援である。参画した日本側法曹のメンバーの活躍によって、この段階の支援活動も相当の成果を挙げた。そして、その活動は現在も精力的に進められてきている。

そうした中、森寫先生は、次なる戦略を構想していた。それは、法整備支援学、あるいは法整備支援体系の確立である。先生のリーダーシップの下、我が国の法整備支援は相手国からの高い評価を受けると共に、日本国内においても十分な認知を得てきた。しかし、先生には1つ不満を持っていらしかった。それは、我が国の法整備支援の積み重ねが体系化されていないことである。支援活動の参画者それぞれは十分な成果を上げてきたが、個人レベルの成果にとどまり、それらの継承ないし積み重ねが適切に行われてきたとはいえず、統一がとれていないというのである。先生は、日本国の法整備支援活動の体系化ができてこそ、我が国の法整備支援活動の真の成果となるべきであると、繰り返しおっしゃっていた。お亡くなりになる1ヶ月ほど前にお会いした時にも、そうおっしゃっていた。

50歳半ばから、先生がその大半の精力を注いできた法整備支援活動についてこれから進めようとしていた法整備支援の体系化(あるいは、法整備支援学)は、先生が亡くなった今、先生の手によっては完成を見ることはできない。残された我々にバトンは渡されたのである。日々の現実の法整備支援活動は勿論重要である。しかし、一貫した、そして調和のとれた支援活動を進めるためには、その体系化は不可欠といえる。法整備支援学の確立を是非実現したいものである。

## 森嶋昭夫先生の御功績に思いを寄せて

地球産業文化研究所顧問  
東洋大学総長  
元通商産業事務次官  
福川伸次

森嶋昭夫先生の御逝去の報に接し、謹んで哀悼の意を捧げます。

森嶋昭夫先生との御縁は東京大学での学生時代に遡ります。従ってかれこれ70年に及びます。私の方が若干先輩でしたが、最初の御縁は東大法律相談所に始まります。当時は、民法学者の第一人者である我妻栄先生がその所長をしておられ、一般市民の法律相談に応じていました。戦後の混乱期でしたから市民の間に多くの法律上の問題が起こっていました。地代家賃の争い、離婚の交渉など様々な市民の悩みや法律相談を受け付けるもので、同時に所員の法律学の素養を高めようという団体です。森嶋先生とは、そこでの会合などで交流したことを覚えています。森嶋先生は、優秀で、活発に活動しておられました。

その後、私は通商産業省に入り産業行政の分野に身を投ずることになりましたが、森嶋先生は法律の学術研究に従事され、名古屋大学などで教鞭をとられました。大学卒業後、暫く交流はありませんでしたが、1990年代になって交流が再開されることとなります。

森嶋先生は、名古屋大学御在籍中から民事法制の海外諸国、とりわけ発展途上国への普及にも力を入れておられました。中でも東南アジア諸国の民事法制の整備には大変注力しておられました。

1996年に海外活動をする商社等が集まって公益財団法人国際民商事法センターが設立されます。国際民商事法センターは、国際展開をする企業が相寄り、法務省や法曹関係者などの支援を得て、海外諸国、とりわけ発展途上国の法整備の支援と法曹人材の育成の業務にたずさわるものです。森嶋先生はそれまでの御功績から、その評議員として参加され、私は理事として御一緒に活動することになりました。

また、森嶋先生は環境関連行政の海外展開にも関心をもたれ、環境庁に請われて1998年にIGES（公益財団法人地球環境戦略研究機関）の初代理事長に就任されました。私もその理事を務め、森嶋先生の御活動を支援しました。森嶋先生は、とりわけ発展途上国の環境保全体制の整備と環境人材の育成に力を入れられました。

2001年には中央環境審議会の会長に就かれ、私は一委員として参加しました。昔なじみでもありましたし、環境行政の重要性には意見の一致をみていたので、よく連絡を取り合って結論を導いたものでした。森嶋先生は常に公平で長期的思考に立ち、関係省庁の協力に尽力されるとともに、委員間の議論をまとめる特別な才能をお持ちの方でした。

森嶋先生は環境諸法制の整備を始め環境行政の基礎を固められたと言っても過言ではあ

りません。私の記憶が間違いなければ、環境基本法の立案にも貢献されました。

1992年ブラジルのリオデジャネイロでの国連環境開発会議が開催され、気候変動枠組条約が締結されます。各国政府や企業だけでなく民間団体による環境問題への取組の重要性につき確認され、1993年環境庁が中心となり「地球環境基金」を設立します。これは環境保全に向けた民間団体、国民運動の展開、支援を図ることを目的とするものでした。私は1993年～2024年3月まで地球環境基金運営委員として参加しましたが、森寫先生は2003年～2024年3月まで地球環境基金運営委員長を務められました。

森寫先生は常に法的精神に機軸をおいた公平で思慮深い学者、研究者でおられました。それでいて、世の中の常識、健全な世論を尊重された方でもありました。個人的にも親しく交際させて頂きましたが、ユーモアに富み、健全な世論形成を心掛け、多くの人が納得する結論を導く、常識的な研究者でもおられました。

森寫先生には70年にわたり大変お世話になりました。森寫先生の御功績は後世まで高く評価されるに違いありません。

## 森嶋先生からの宿題：知的情報資源としての法整備支援の記録

名古屋大学名誉教授

松浦好治

森嶋昭夫先生には、1972年の夏、法と経済学に関する京都アメリカンセミナー（同志社大学で開催）で初めてお目にかかりました。その後の50年の間公私にわたってずっと大変お世話になりました。

近年、先生からJICAのベトナム法整備支援のアドバイザリーグループ（AG）への参加を求められて、ご一緒に仕事をする機会を得ました。その際、先生からは、「ベトナム法整備支援の記録を将来に生かす」仕組の開発をしたいので協力してほしいというご要望がありました。

1996年から始まり、現在も進行中のベトナムに対する日本の法整備支援は、その過程で日本側とベトナム側の双方に多様な記録を継続的に生み出しました。この記録は、法整備支援の内容に関する日越政府間の文書、多くのプロジェクトの構想、実施計画、実施報告、日越双方の法と社会に関する資料、法整備支援に関わった方々の日々の作業に関する記録など多様な情報を含んでいます。

森嶋先生は、法整備支援の記録について、将来の支援活動をより優れたものにするために実践の現場で活用できる資源だと考えておられました。日本の法整備支援は、ベトナムだけでなく、これまで13か国との間で行われてきました（参照、[https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)）。この蓄積された多くの国の法整備関連記録は、法整備支援実践の現場で日常的に活用できるようにすべきで、その実験用にベトナム支援の記録は最適だというのが先生からのお話でした。

先生は、記録を3つの方向で将来に生かすことをお考えでした。第一に、法整備支援の記録をよりよい支援を行うための研究資源にする方向です。先生によれば、容易に利用できる形に整備した記録を使って、「法整備支援の本質はなんであるのか?」「法整備支援のより優れた方法は何か?」「日本の法整備支援事業の特性はどこにあるのか?」といったテーマを研究すれば、有益な成果が得られるだろうということです。

第二に、支援の記録を法整備支援に関わる専門家を継続的に養成するための研修資料にする方向です。森嶋先生のように長年、継続的に法整備支援に一貫して関与できる専門家は例外です。多くの専門家、とりわけ政府関係者や法曹三者の関係者は、一定期間貢献して、交代するのがつねです。しかし、法整備支援という事業は、かなり長期にわたる仕事であり、その仕事にはある種の一貫性と整合性が求められています。支援関係者が交代する場合、新任者が前任者や前々任者の知見や支援プロジェクトの内容を十分生かすことができる形で引き継ぐことができれば、支援事業を安定的に継続することができます。先生は、法整備支援の記録はこの引継ぎのための資料にすることができるというご意見でした。

資料は、教育や研修の場でも使われます。その場合には、どのような教育方法を使うのが重要です。先生は、ソクラテス・メソッド（あるいはケース・メソッド）が自立した判断力と思考を育てる訓練方法として最適だというご意見でした。ソクラテス・メソッドは、適切な質問をすることを重視します。質問を受けた側は、自分で考えて自分の判断で回答します。この質疑応答のプロセスが人を育てるのです。この訓練方法を日越の専門家が協働する現場で活用すれば、国際的に自立して活躍できるベトナム人専門家の養成ができる。それは、ベトナム政府の方針にも沿っている。だから、派遣される日本側の法整備支援専門家に適切な質問を発する能力を研ぎ澄ましてもらうための研修を用意することが重要だ。支援の記録から、そのための研修資料と研修方法を具体化することも考えてほしいというご依頼でした。

第三に、法整備支援の記録を容易にしかも多角的に活用できる知的共有資源に整備するという方向です。先生は、支援の記録について、日常的な業務の中で参照すれば有益な情報を含んでいるとみておられました。先生のご指示で、ハノイの日本側専門家事務所は、事務所が担当した過去のプロジェクトの記録を可能な範囲でデジタル化し、記録を検索できる作業を続けてこられました。その努力の結果、ベトナムのプロジェクト群に関する日越交換文書をはじめ、事務所が関与した事業の記録、研修資料がかなり整備・保管されています。このデジタル化された記録を現場で日常的に活用できる仕組の開発を検討してほしいというのが先生からのご依頼でした。

これは大変な宿題です。とても筆者一人でできる課題ではありません。森寫先生は、それをご承知で、自分も参加するので検討会をしようというご提案をされました。そこで、森寫先生、加賀山茂名古屋大学名誉教授と筆者の三人で、法整備支援の記録を整備し、生かすための構想を検討する意見交換会を始めました。コロナ禍の時期でも、オンラインで月例の意見交換会を続けました。この会は、先生のご逝去の直前まで続いていました。

この宿題は、情報処理の最新の技術に関連しています。これまでの情報調査は、国立国会図書館のオンラインカタログで検索して、あるテーマに関連する文献群をリストアップすることから始まりました。日本語の文献のタイトルは、ほぼ網羅的に国立国会図書館のオンラインカタログに収録されています。キーワードで検索すれば、文献リストが手に入ります。そこから、とくに関連していると思われる文献を選んで読み、必要な情報を得るという手順です。

しかし、大規模言語モデルを使った生成AIと呼ばれる情報検索（たとえば、ChatGPT）は、伝統的な情報調査の手法を革命的に変えてしまいました。調査をする人が質問をすると生成AIは、その答えを返してくれます（だから、chat = 雑談なのです）。この方法を使うと、デジタル化されたベトナム法整備支援の記録全体をチャットの対象にすることができます。「日本のベトナム法整備支援は、いつから始まり、いくつのプロジェクトが行われたのですか？」という質問をすると、AIは、「1990年代に森寫先生とベトナムのロック大臣とが・・・」という答えを返してくれるでしょう。「じゃあ、日本が行ったプロジェクト群を年代順に並べてくれませんか。できたら、分かりやすい表

にしてください。」と頼めば、それなりの答えが返ってくるでしょう。

先生との意見交換会は、情報処理の世界の変革を先生に理解していただくことを一つの目標にしていました。加賀山先生が生成AIについて説明されることに、先生が手放して賛同されることはありませんでした。先生は、どうやらソクラテス・メソッドを実践しておられたようです。法的分析でも完璧な分析は、困難なことが少なくありません。事件に関するすべての質問に疑問の余地なく答えることは至難の業です。生成AIについても、複数のシステムがあり、それぞれに長短があります。十分な検討なしに、新しい技術に飛びつく危険の検討を先生はいろいろな質問で求められたのです。

先生のご逝去前に、意見交換会は具体的な結論を出すには至りませんでした。しかし、ベトナム法整備支援の記録は、日本語、英語、ベトナム語の資料を含み、公式報告書では十分触れられていない現場の様子を膨大な情報として含んでいます。それは、日本の法整備支援が作り出した貴重な知的情報資源です。この知的情報資源を日々の法整備支援活動の中で活用できる仕組みは、多様な支援活動の質の精度を高めると思われます。

森嶋先生は、ご家族からのお話では、「これから仕事に出かけるばかりのご様子で」ご逝去されたそうです。先生の出された宿題について、唯一の正解はありません。しかし、この宿題は、ソクラテスの問いのようなもので、問われた側は、それなりの回答を出す努力を求められていると思います。幸い、法整備支援の記録の解析と生成AI系の技術を活用するための基礎研究は、情報科学の専門家のご協力を得て続いています。とおからず、森嶋先生の問いに回答をお出ししたいと思っています。それについて、先生は問二を用意しておられることでしょう。先生の学恩に厚く感謝しつつ、作業を進めたいと思っています。

## 森嶋昭夫先生を想う

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

謹んで、森嶋昭夫先生のご逝去を悼み、ご冥福をお祈りいたします。

最初、この追悼エッセイのタイトルは「森嶋先生の思い出」であった。しかし、書き進めるうちに、「森嶋先生を想う」に変えることにした。私の心の中で、森嶋先生との対話が今も続いていることに気づいたからである。森嶋先生を想うにつけ、なぜかいつも1人の人物を思い出す。それは、私の最初の師ともいえる、柔道の恩師T先生である。気品と風格を備えたT先生は、独自のセオリーをもち、組んで一本を目指す、柔よく剛を制すの柔道を大切にし、稽古にも礼儀にも滅法厳しかった。乱取りでぶつかってもぶつかっても、いつもこてんぱんに投げ飛ばされた。巨大な壁のようなその恩師の黒帯が眩しくて、私はひたすら稽古に打ち込んだ。昇段試験を5戦全勝全て一本で勝ち抜いて報告に行った時、T先生はメモ帳に何か書きながら、ひとこと「そうか」と言われた。

森嶋先生も、私にとってはぶつかってもぶつかっても、跳ね返されるような、些かもぶれることのない、大きな存在であった。いつもダンディーな風貌を保っておられた記憶も重なる。森嶋先生と直接お会いする遥か前から、森嶋昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）は鮮烈な印象を与えた。不法行為法の領域では、森嶋先生の恩師である加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、1974年）を凌駕せんと、平井宜雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会、1971年）、幾代通『不法行為』（筑摩書房、1977年）、前田達明『不法行為帰責論』（創文社、1978年）、同『不法行為法』（青林書院、1980年）等、特色ある著作が続出していたが、森嶋先生の不法行為法は、伝統的通説から新説に至るまで、理論を冷静に客観的にフォローしたうえで、時には通説を再評価、補強し、時には新説の掘り下げを提唱し、是々非々の論理を展開する特色あるもので、私は大学院に進学したばかりの時期に、強い印象を受けた。

森嶋先生と直接にお会いしたのは、私が就職してからであった。鮎京正訓先生（当時、名古屋大学教授）を中心に、名古屋大学のアジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange: CALE）（2000年設立。2002年から、法政国際教育協力研究センター）を拠点にして、法整備支援やアジア法の比較研究のプロジェクト等が本格化し、シンポジウムや研究会が盛んに開かれるようになった。そこには、すでにベトナムやカンボジアに対する法整備支援を開始されていた森嶋先生（当時、名古屋大学名誉教授）が、ほぼ毎回出席されていて、発表に対するコメントや質問を熱心にしておられた。また、法務省法務総合研究所が主催する法整備支援連絡会（第1回が2000年。2003年の第4回から大阪中之島の国際協力部・国際会議室）では、ベトナム、カンボジアに対する民法および民事訴訟法の起草支援の渦中にあっただけでもあり、森嶋先生や竹下守夫先生（一橋大学名誉教授、駿河台大学学長）の講演がよく行われていた。私自身も、当時名古屋大学

におられた、加賀山茂先生から、ラオスにおける民商事法セミナーの講師のお誘いを受け、法整備支援の活動に参加するようになった。院生時代から、H・グロティウス（Hugo Grotius）らの近代自然法論を研究していた私は、歴史や文化を異にする国々における法制度の相互影響や変容プロセスに深く関わる活動に、自然に引き込まれるように、法整備支援や、その基礎理論ともいえる開発法学（Law and Development）にのめり込んでいった。開発法学では、当時、名古屋大学の国際開発研究科におられた、安田信之先生も研究会を主宰され、そちらでも多くのことを学ばせていただいた。森寫先生は、名古屋大学法学部・法学研究科長をされた後、この国際開発研究科長も務められた。

法整備支援のシンポジウム、研究会、連絡会などの折、私はよく森寫先生に個人的にも質問をした。森寫先生は、かなり長い時間をかけて回答をしてくださった。ご自身の経験に基づく思いが溢れるように流れ出て、強調されたいことを何度も繰り返された。森寫先生は、法整備支援の方法として、民事基本法をベースないし起点にして、ロードマップを敷いて進めなければならないことを強調された。また、法整備支援が支援国や支援国間、特に国際関係で力のある米欧の利害、それらに基づく国際政治の具とされてはならないこと、さらに、法整備支援は押付けであってはならず、対話を重視すべきこと、被支援国のオーナーシップを尊重すべきことも主張された。これらは、私自身にとってもごく自然に合点がゆく道理と感じられ、自らもこれを実践することに注力するようになった。

実際に、法整備支援プロジェクトで森寫先生とご一緒させていただいたのは、ベトナムの2015年民法典の制定支援の本邦研修やオンライン会議であった。当時、松本剛現地専門家（現在、法務省大臣官房国際課長）の調整の下、逐条コメントを準備する本邦研修が幡ヶ谷のJICA東京研修センター（TIC）やオンラインで行われ、森寫グループの一員として、コメント付けの作業をともに行わせていただいた。また、カンボジアへの支援では、民法・民事訴訟法の関連法令の起草支援の作業部会で、ご一緒させていただいた。これらは、法整備支援のベースとなるべき、民事基本法令の体系的整備の一環であり、森寫先生の方針を具体化するものであったと理解している。森寫先生は、そうして法令を解釈・適用する専門家を育成するための法曹養成支援の重要性にも、様々な機会に言及されていた。もっとも、法学教育支援については、ある会議で、それをやり出したら大変であるという指摘をされたことも、記憶に残っている。法整備支援において、誰が、何を、誰と、どのように連携して行うべきか、役割分担とロードマップを作って行うべきであるという、計画性に関する問題提起であったと理解している。

森寫先生は、法整備支援を学問的に深めることにも関心をもっておられた。1つ印象に残っているのは、日本私法学会におけるシンポジウムのテーマとして、ベトナムやラオスに対する法整備支援を取り上げようと提案したが、その際には、星野英一先生（東京大学名誉教授）らの賛同を得ることができなかったことを残念そうに話された。日本の法整備支援が本格化した1990代後半は、まだ学界からその法学上の意義を認知されていなかったことをかなり気にしておられた。もっとも、その後、星野先生は、国際民商事法センター（ICCLC）の学術顧問として、法整備支援連絡会に毎回出席され、鋭いコメン

トをされていた。ある法整備支援連絡会のコメントで、法整備支援は、法制度をその基本原理に遡って理解し、その存在理由や趣旨を再考し、説明する必要に迫られることから、支援国側の法律学の発展にとっても意味があると発言されたことは、強く印象に残った。これは、間接的ながら、森寫先生の法整備支援活動を、日本の学界としても積極的に評価しておられたことの証左といえるかも知れない。星野先生は、I C C L C主催の懇親会にもよく顔を出しておられ、「僕は今はコンパ要員だからね」と笑っておられたが、絶えず法整備支援の動向に注目されていたように思われる。法整備支援を私法学会のテーマとすることはいまだに実現できていないが、2015年6月、ラオスの民法草案を題材に、比較法学会のシンポジウムを開催した。この時は、ラオス民法の起草支援に関わられた、野澤正充先生（立教大学）、南方暁先生（創価大学）、大川健蔵先生（摂南大学）、西希代子先生（慶應義塾大学）のご協力を得て、プレゼンと議論を行った。残念ながら、この時は森寫先生にお聞きいただくことができなかったが、加藤雅信先生（名古屋大学名誉教授、上智大学教授）がコメントをくださった。法整備支援を学問として、各法分野の学会でも折に触れて取り上げ、深めてゆくことは、その担い手の育成とともに、今なお残された課題である。

2010年2月、外務省と法務省が共催するアジア協力対話（ACD）法制度整備ワークショップ「アジア諸国への民法・民事訴訟法分野における支援の現状と展望」が三田共用会議所で開かれた折、麻布十番の飲み屋で、森寫先生、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部副部長（当時。その後、同部長、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長）と私の3人で、夕食を取りながら雑談したことも懐しい。その折に、森寫先生の名前の表記について、「森島」か「森寫」かが話題となり、自分はそういうことにはこだわらないから、どちらでもよろしいと言われた（かつて森寫先生が自ら執筆された著書論文では「森島」の表記が多かったが、後の講演や文書等では「森寫」の表記が多くなったように思われる）。森寫先生は健啖家でおられたが、話が盛り上がり、在外研究時代のことが話題になった。森寫先生が学ばれたハーバード・ロースクールで、アメリカにおけるLaw and Developmentの草分けの1人であるD・トゥルーベック（David Trubek）先生（後、ウィスコンシン大学教授）とセミナーをともした時の話で、当時、トゥルーベック先生は、いかしたジャケットに革靴を履いて、椅子に片足をかけ、勃興しつつあったLaw and Developmentを滔々と語った様子を再現された。森寫先生は、Law and Developmentには、アメリカ政府の政策的色彩（例えば、アフリカ新興国における新政府支援等）が濃い点について批判的コメントをされることが多かったように記憶している。

それよりだいぶ前、2004年10月、名古屋で、The Symposium “The Role of Law in Development: Past, Present and Future”が、松浦好治先生（名古屋大学教授）を実行委員長として開催され、Trubek教授が招かれて基調講演をされた。これに対し、森寫先生は、“Japanese Approach toward Legal Development Assistance (Law and Development)”と題して英語で講演された。日本の法整備支援の特色として、私法中心、対話型、パートナーシップ重視であることを強調される一方、世銀の「法の支配プロジェクト」が相手国に対する

押付けになっていないか、批判的にコメントされた（その全記録が、Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Role of Law in Development: Past, Present and Future*, Nagoya University, CALE Books 2 [<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/CALE-Books2.pdf>] に収録されている）。その講演は、既定の原稿を読むようなスタイルとは異なり、自らの主張を、身振り手振りを交じえて、率直に、真摯に、かつ熱っぽく語りかけるものであった。私は「これでよいのだ」と感銘を受けた。このスタイルは私に大きなインパクトを与えた。

森寫先生とは、法整備支援関連のシンポジウムや会議の間だけでなく、そうしたイベントの帰り道にご一緒することも多かった。かつて法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が大阪にあった頃、懇親会が終わって新大阪駅までの帰路を、森寫先生と井関正裕先生（元大阪高裁判事、関西大学法科大学院教授・弁護士）と3人でタクシーで帰ったことがあった。その時、3人が乗り込んだ後部座席は、かなり窮屈な状態になった。というのも、お二人とも抜群の知性のみならず、抜群のがたいをも兼備しておられたからである。この時、森寫先生が開成高校、東大と、ボート部で体を鍛えられたことを知った。森寫先生にせよ、井関先生にせよ、法整備支援という理論と実践、知力と体力、不屈の粘り強さを必要とするプロジェクトに、深く長く関わってこられた原動力の一端を見た気がした（井関先生には、その後、韓国の復興における日本の関与について、貴重な資料を頂戴した）。森寫先生は、2017年にICDが大阪から東京の昭島に移った後も、法整備支援いざないシンポジウムや法整備支援連絡会に精力的に出席し、発言された。ある会議が昭島であった後、参加者何人かと一緒に帰りの電車に乗ったが、気が付くと森寫先生と私だけになっていた。偶々前の席が空いたので座って話しながら、国分寺から東京まで移動する間、どういうきっかけだったか、終戦直後のことが話題になった。平壤で終戦を迎えた森寫先生は、兵士の銃撃の合間を縫って、歩いて河を渡り、生き延びたこと、船で福岡に渡り、居留区でしばらく過ごした経験を話された（おそらく当時は10歳か11歳）。鉄条網の端っこが破れていて、そこから外に出て冒険したというが、森寫先生らしい好奇心と行動力をすでに発揮していたのかも知れない。

2019年3月、ラオス民法典の成立と法整備支援20周年を記念するセミナーが開かれ、本邦研修で来日していたラオスの司法省、検察院、裁判所、国会、大学、弁護士会等からの起草メンバーと、現地専門家、われわれ日本側のアドバイザー・グループ（AG）のメンバーが、プレゼンや質疑応答を行った。この席上、森寫先生は、ラオス民法典の日本語訳冊子を見られて、物の定義や不法行為の定義の条文を挙げられ、民法典の制定が時期尚早ではなかったかという質問をされた。これを受けた関係者のコメントでも、ラオス民法典の起草期間が2012年から2018年と比較的短く、日本民法典とはかなり違うという指摘がされた。もっとも、ラオスでは、それに先立つ2000年代初頭から、法律辞書、教科書、問題集づくりが始まり、それを通じて法律知識を修得したメンバーが、2012年6月から準備作業を始め、日本側の逐条コメントとそれに対する応答・修正等を何度も繰り返すプロセスを経て、民法典が成立した。それはまだ完成の民法典とはいえないかも知れないが、ラオス側メンバーによる20年近い努力に1つの形を与え、実

際にラオス社会に適用しながら、法律家、政府関係者、企業、市民への普及を図り、それをベースに、世代交代をも図りつつ、必要な改正を通じて、民法づくりを継続する方法もあるのではないかというのが、日本側AGの悩んだ末の判断であった。それは、日本法の押付けではなく、起草開始の10年以上前から、ラオスの起草メンバーの育成から始まり、ラオス側のオーナーシップを尊重し、日本との緊密なパートナーシップを維持しつつ、忍耐強い作業プロセスを経て成立し、施行された経緯をもつプロジェクトであった（「特集 ラオス民法典施行」ICD NEWS 第84号（2020年）参照）。ラオス民法は、ラオス社会における普及、適用、大学での法学教育、裁判所・検察院・司法省での法曹教育、裁判等での解釈、裁判例の蓄積等を経て、法律学の形成と相俟って、さらに改正や特別法の制定を通じて、これから育てられるべきものと考えている。それは、森寫先生の法整備支援セオリーを実践で応用するものであると、私たちは理解していた。それだけに、この質問には、答えに窮する面もあった。しかしまた、森寫先生の質問に答えるには、それ自体が時期尚早にも思える。ラオス民法プロジェクトは、今なお進行中であり、森寫先生から得た知見を、実際に適用し、その可能性、意義、課題を明らかにするためには、さらに継続を必要とするからである。将来、この時の質問に答えることができる日が来るか、自信はないが、今はただひたすら、努力を続けるほかはないと考えている。

森寫先生と最後にお会いしたのは、2023年7月、日ASEAN法務大臣会合の特別イベントして開催された、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントの1つである、「『法遵守の文化』の比較と検討」のシンポジウム会場（ホテルニューオータニ鶴の間）であった。「何でも聞いてやろうと思って来たんだよ」と笑いながら、最前列に座って聞いておられた。それから1年も経たずに、森寫先生ご逝去の報に接した。まさに生涯現役で学者人生を貫かれたことに、心からの敬意を表したい。ただ1つの心残りは、森寫先生の最後の質問に直接答えることができなかったことである。森寫先生の墓前でいつ報告できるかもわからない。しかし、法整備支援が本当に相手国本位のものになっているか、それを通じて国際社会の平和と安定、日本の真の利益に合致しているか、さらに、そのことが学問的に深められているか。森寫先生が私たちに残された宿題は少なくない。これらについて、どういう形であれ、いつかご報告に行かなければと念じている。もし返答いただけるならば、森寫先生は何と仰るであろうか。「そうか」と言っていただけの日が来ることを信じて、この道を歩き続けるほかはない。

## アジア比較法学の新たな担い手の育成に向けて

名古屋大学法政国際教育協力センター センター長

村 上 正 子

名古屋大学日本法教育研究センター センター長

松 尾 陽

名古屋大学の法政国際教育協力研究センター（CALE）と日本法教育研究センター（CJL）という2つのセンターは、森寫先生が1990年代に始められた法整備支援プロジェクトを受け継ぐセンターである。

2016年4月に名古屋大学に着任した村上と松尾にとって、森寫先生は、同僚としてご一緒させていただいた時期はなく、2022年4月にそれぞれ、CALEセンター長とCJLセンター長に就任してからは、法学研究科のアジア展開、そして法整備支援のレジェンドの筆頭として、ほぼ歴史上の人物であった。しかし、森寫先生は第一線を退いても、常に法整備支援、法学教育の未来、そして名古屋大学の法整備支援プロジェクトを気にかけておられた。留学生の発表など、CALE・CJLのイベントの際には、対面やオンラインでご出席され、時には厳しくも温かいコメントを下さり、われわれにとっても学生にとっても、師匠と呼ぶに相応しい先生であった。我々2人はそのような形で常に森寫先生の警咳に接してきた。我々2人のセンター長としての仕事は、森寫昭夫という「巨人」の肩の上ののって進められている。そして、森寫先生が切り拓き、その生涯をかけて整えてこられた道を、未来につなげていくことである。

法整備支援は法典整備の支援だけではない。この30年の間に、ある程度法典が整備されてきた今では、人材育成こそが最も重要である。良い法典でも、容易に恣意的に解釈され、濫用される危険を考えると、法典を公正に運用する、法の支配の意義を弁えた人材の育成が必須である。また、社会における法の重要性を理解し、法の支配を下から支える人材の育成も必要である。

名古屋大学は、これまで多くの優秀な人材を生み出してきた。英語、日本語で、修士論文や博士論文を書き、法学研究者、実務家、官僚、政治家を輩出してきた。CJLの修了生は、あと少しで500名を超え（2024年7月現在469名）、CJLの歴史も2025年度で20年を迎える。

森寫先生は3年前のCALEニュースで、CALEの前身であるAPプロジェクトを井戸の水脈に例えられて、「CALEという水脈を通じて、アジアの法人材の水脈が広く広がっていくことを期待している」と書かれていた。高い水準の留学生教育こそが、法整備支援の基盤であるとおっしゃっておられた。法整備支援における森寫メソッドは、米国のケーススタディーにならない、相手の課題に対して複数の解決策を示し、共通の問題意識の基に論点のかみ合う議論をする、というものである。このメソッドは、法整備支援が時代とともに形を変え、共生・共存へと発展し、アジアに共通の課題を共に解決するとい

う、これから新たに展開されるべき法学研究科の修士生たちとの共同研究にも、妥当するはずである。

もっとも、おそらく森嶋先生は、我々に追悼文など期待していないかもしれない。先生ならば、「私のことは良い。法整備支援の未来を描け」と叱咤激励することだろう。正直に言えば、CALE/CJLが正念場を迎えている今、アドバイスを頂きたいことはまだまだたくさんあるが、「あとは頼んだ。次の世代がしっかりやりなさい。」との天からの声を支えに、先生の思いをつないで行こうと決意を新たにしている。

私（村上）が先生のお姿を最後に拝見したのは、昨年12月の法整備支援連絡会だった。杖をつきながらでも、ご自分の足でゆっくりとしっかり歩いておられている姿が今でも思い出される。あの時の先生のように、一步一步着実に法整備支援の道も踏み固めつつ、「水脈」を拡げていかなければならない。

## 信念の人

法務省大臣官房国際課課長

松本 剛

森寫先生ご逝去の報を受け、自分が想像していた以上の喪失感と虚脱感を覚えていることに気がついた。森寫先生は言わずと知れた我が国の法制度整備支援の生みの親であり、その後の発展の原動力ともなった方である。我々法制度整備支援の関係者にとっては常に心のどこかで意識している偉大な先達であり、訃報を受けて、そのような我々にとっての羅針盤、北極星ともいえるべき存在を失ったことの衝撃が思わず心を支配したのだろう（とはいえ、ご本人はそのようないわば歴史書の中の偶像的な立場にのみとどまることをよしとせず、ご逝去の直前まで、今後進むべき道を後進に示そうと努力されていたものと承知している。）。

実は、私自身は森寫先生の薫陶を直接に受けた期間はそれほど長くなく、実質的には2013年秋にベトナムに長期派遣専門家として赴任した後、その任期を終えるまでの2年半程度にすぎない。森寫先生のご功績やエピソードを語るに適した方は他にいくらでもおられると思われるので、ここでは私個人としての感想めいたエピソードをいくつか披露させていただき、先生のご冥福を祈ることとしたい。

私が森寫先生に関して強く印象に残っているのは、先生が主権国家というものに対して強い尊重の念を持ち、そしてその裏返しとして強い期待と信頼を寄せていたことである。先生はたしか平壤でお生まれになり、戦後に朝鮮半島から引き揚げて来られたという経歴をお持ちであったと記憶しているが、おそらくはその体験を振り返ってのことであろう、先生が「国家は国民を保護するものである。国家の庇護を失った人々がどれほど悲惨な状況に陥るか分かるか。その悲惨さは筆舌に尽くしがたい。」などと問わず語りにお話しになる場面に何度か居合わせたことがあり、その言葉に込められた信念とでもいえるべき思いの強さや口調の切実さに、思わず背筋の伸びる思いをしたものであった。思い返せば、たとえば新規プロジェクトの建て付けや内容を検討する際、先生は必ずと言っていいほど「法制度整備支援は、主権国家である被支援国が、その必要に応じて日本に対して要請して初めて成り立つものであるから、被支援国の要請の真意をしっかりと受け止め、それをできる限り尊重しなければならない。」という趣旨のご発言をされていたが、それも主権国家の尊重という信念と同一線上にあるものだったのだろうと思うし、法整備支援連絡会等の場で時にICDやJICAの担当者に対して遠慮容赦のない叱咤激励をして震え上がらせていたことも、国家としての日本国政府に対する大きな期待の裏返しだったのだろうと思う。

ところで、叱咤激励で震え上がるといえば、私自身も先生にこっぴどく叱られたことがある。たしか2015年ベトナム改正民法が成立した後のAG会合だったと思うが、ちょうどプロジェクトの切り替え時期でもあり、次期プロジェクトの在り方やAGの在り方が

テーマとなっていたので、私が「法令の整合性維持というテーマは他国でも問題になってきているので、たとえば、ベトナム一か国ではなく複数の国を対象とし、横串を刺して共通の課題を抽出し、それに対するアドバイスを提供するような形も考えられるのではないか。」というような趣旨の発言をしたことがあった。ブレインストーミングのつもりでの気軽な発言であったが、ベトナムやカンボジアなど各国のプロジェクトでAGを率いてこられ、それぞれの国でそれぞれに異なる大変なご苦勞をされた先生にとっては看過しがたい発言だったようで、先生から「君は一体何を言っているのか、どれ一つとして同じ法制度、同じ背景事情の国はなく、複数の国を対象として共通の課題を抽出するなど軽々に言うものではない」などとこっぴどくお叱りをちょうだいしたのである。そのときは、うへえ、と言って首を引っ込め、早々にこの議論から撤退したため事なきを得たが（したがってこの話には特にオチもない。）、私のような若造による思いつきのような議論も流すことなく真正面から受け止め、真剣に向き合っていたいただいた先生のまなざしは今も心の奥に残っている。

最後に一つ、仕事外の話として、先生の健啖家ぶり（さらに言えばどのような食材でも食べてみようという旺盛な冒険心と探究心）も忘れることができない。先生とベトナムで夕食を一緒にさせていただいた際、ローカルの山羊肉焼肉屋にお連れしたことがあったが、そのときは山羊酒（よく分からないが山羊の何かをつけ込んだ酒？）をぐいぐいと飲み、山羊のアレやらコレやらを豪快に食べながら、「これくらいはどうということもない、中国では〇〇を食べた、どこそこでは××を食べた、私は現地の人間が食べるものなら何でも食べる。」などとおっしゃっておられ、同席者一同、そのタフネスぶりに感服したのであった。

以上、とりとめもなく書き連ねてきたが、仕事の面でもそれ以外の面でも、人としてのスケール、バイタリティが常人をはるかに超える大変魅力的な方だったと痛感している。法制度整備支援事業にとって、先生を失ったことの痛手は隠しようもないが、我々はそこから立ち直り、これまで先生のご指導の下で積み重ねてきたものを更に前に進めていかなければならない。それは残された者の使命でもあり、また、それこそが先生が望んでいたことであろう。改めて先生のご冥福をお祈り申し上げて筆を置くこととしたい。

## 森嶋昭夫先生の教え

国際民商事法センター顧問／弁護士

森 永 太 郎

今年の5月、森嶋昭夫先生が亡くなられた、という一報に接した際には、実に様々な思いが湧いてきました。その僅か1カ月前、ご自宅からのオンラインでのことながら、ベトナム法整備支援プロジェクトの「ハイレベル・フォーラム」に出席されて発言をされ、お元気そうであったので、あまりにも急なご逝去に驚くと同時に、これまで様々な場面でお会いした際の森嶋先生のお顔やお声がいろいろと形を変えながら次々と頭の中を行き来しました。それとともに、おかしな話ですが、「あ、しまった！」という感覚にも襲われました。森嶋先生はもう卒寿を迎えられる御歳だったのだから、こちらからもっと積極的にお目にかかる機会を設けて、もっともっとお話を伺っておくべきだった、という思いでした。森嶋先生から教えていただかなければならない事柄がまだまだたくさんあったのです。先生を鄙の老人に擬するのはあまりにも失礼かもしれませんが、どこかの昔話にありそうな、村のお年寄りしか知らない美味いどぶろくの造り方を早く教わっておこう、と思いつつ、いずれまた、などと言っているうちにそのお年寄りが亡くなってしまった、というような気分でした。

私が、森嶋先生と接する機会をいただいたのは、2003年に法務総合研究所国際協力部の教官に任じられ、ベトナムに対する法整備支援の担当となつてからのことで、それまでは不法行為法の大家としてのお名前を存じ上げていた程度でしたので、無論、先生の学者としてのご功績などについては何かを申し上げる資格も知識も持ち合わせておりません。私にとっては、森嶋先生はもっぱら日本の法整備支援の生みの親であり、この分野における第一人者、リーダーでおられました。はじめてお目にかかったのは、当時は国際民商事法センターの事務室で夕刻に開催していた「ベトナム民法部会」の会議でのことだったと記憶しております。JICAのベトナム向けの法整備支援活動は、当時、ベトナムの2005年の新民法典制定に向けた起草支援を実施するために、森嶋先生に依頼してこの「ベトナム民法部会」を組んでもらい、この部会がベトナムの新民法典の条文案について検討を加え、起草担当官庁であるベトナム司法省に対して必要な助言を行ってまいりました。森嶋先生の下に、著名な日本の民法学者の先生方が数多く参加され、極めて活発な活動が展開されており、凄い光景だな、と思ったのを覚えています。また、カンボジアに対する民法制定支援についても、ほぼ同じ規模の部会が森嶋先生の下に組まれており、同様に活発な活動を行っており、これにも私は参加させていただいておりましたが、これもまた壮観、と言つていいものでした。この2つの部会に出席する機会をいただき、私は、司法試験以来、10年以上にもわたって勉強をさぼってまいりました民事法について、しかも、日本のそれのみならず、ベトナム及びカンボジアの民事法についてまで多くのことを学ばせていただいたのです。そして、ベトナム民法部会に関しましては、その後私が

2004年から3年間JICAの長期専門家としてハノイに赴任しておりました間にもリモートで出席させていただいて、さらに多くの事を教わりました。もともと刑事検察官である私が、法整備支援活動に携わるに際して、ことが民事法分野にわたっても、比較的臆することなく役割を果たすことができたのも、森寫先生率いるこの二つの部会のお陰であると今でも思っています。

しかし、森寫先生に教えていただいたのは、民事法や法律全般のことだけではありません。私は、ベトナム時代も含めてかなり長い間、法整備支援の仕事に携わることになるのですが、その中で、森寫先生には様々な場面で御世話になりました。森寫先生は、私にとっては民法学者でおられるよりも、やはり我が国の法整備支援の師匠でおられ、美味いどぶろくの造り方はさておき、法整備支援のあるべき姿やその手法などにつき、実に多くのことを教えてくださいました。

思いだすままに述べてみますと、先生は、まず何よりも支援対象国の方々との接し方を大事にされていました。先生は、たとえ相手方が受け入れることを渋るような事柄であっても、言うべきことは言う、という方ではありましたが、だからといって決して最近の言葉で言う「上から目線」ととらえられるようなものの言い方はされませんでした。先生が対象国側へ助言をなさっているのを脇で拝聴していると、受け手の側に対する敬意を一瞬たりともお忘れにはなっていないことがよくわかります。その背後には、対象国の社会的・歴史的背景と、関係者の立場やものの考え方、そしてその方々の努力に対する深い理解があったのだと思います。そのような理解の上に立って、先生は、時にはかなり厳しいことをおっしゃることもありましたが、決して相手方の自尊心や感情を傷つけることなく、相手方が真に必要としている助言を、十分な理由を付け加えつつ、実に丁寧になさっておられました。また、そのような助言をなさる前提として、先生は相手方の説明や意見を丁寧に、かつ時によっては私などがついじれったく感じてしまうほど辛抱強く聞いておられました。このような姿勢が常に保たれていたことが、ベトナムにおいても、カンボジアにおいても、森寫先生が関係者の尊敬を集め、先生の助言が先方によく理解され、受け入れられた要因ではないかと思います。この点先生は、まさに偉大な「教授」、ベトナム語でいう *giao su* (ザオ・スー) でおられました。

接し方を重視する、ということでは、先生が重視しておられたことは、個人と個人の接し方の問題にとどまりません。接し方を、もう少し大きなレベルで考えますと、先生の考え方は、支援活動の在り方についてもそのまま当てはまります。森寫先生は、ベトナムは言うに及ばず、カンボジアに対する支援についても、プロジェクトの設計や運営に様々な形でかかわってこられました。そこでも一貫して相手方への深い理解と敬意を基礎にしておられ、この姿勢は一度も揺らいだことはありませんでした。ところで、ここからは全く私の推測にすぎませんが、森寫先生の、このアジアの開発途上国に対する姿勢は、過去のご発言やご論考などからしますと、先生のお若いころの欧米での研究などのご経験から来ているようです。先生は、どうやら欧米諸国のアジアに対する、それこそ「上から目線」の視線を肌で感じられ、その後も一貫してこれに対するある種の対抗心を持っておら

れたように思います。先生にとっては、アジアの途上国支援は、アジアの法律界を、欧米から見下されることのない、欧米と肩を並べられるレベルにまで引き上げる、ということが究極の目標になっていたように思われるのです。そしてそのことは、必ずしも、アジア諸国が欧米法をそのまま輸入して、同じ法制度や実務を持つべきであるということではなく、西欧法を取り入れながらもアジア各国の歴史的・文化的・社会的背景に根差した質の高い法制度・実務を目指すということであったと思います。このことが、森寫先生の法整備支援活動における姿勢にそのまま反映されていました。そのため、先生は、相手国のものの考え方や、法文化などを否定したり、批判したりするようなことは全くなさらず、むしろそれらを活かしつつ、公正透明かつ効果的な法制度・実務を実現すること目指しておられました。日本の法整備支援は「寄り添い型」である、などとよく言いますし、実際にもなんとかその方向で動いているかと思いますが、振り返ってみれば、嚆矢ともいべき森寫先生ご自身がそうであったわけで、日本型法整備支援の基盤がそもそも森寫先生にあった、と言っても過言ではないのではないのでしょうか。

さらに、先生は、支援活動の在り方を、ダイナミックに変化する相手国の状況や、法律界の発展の度合いに合わせて変化させていくことも常に考えておられたようです。このことが割と明確に現れたのが、現在のベトナムプロジェクトの設計の時でした。先生は、この時かなりはっきりと、今度のプロジェクトは、ベトナムの発展の度合いに合わせて、ベトナムのグローバル社会における競争力を強化することを目標に、次世代のベトナムの法律界を担う若手の育成をするような性質のものにすべきである、と強く主張されました。そして、プロジェクトは今までのように、日本側がベトナム側に何かを教える、というやり方ではなく、若手を中心としたグループを組んで、ベトナム側が自ら課題を特定し、これを分析し、解決法を策定するように促し、日本側はこれを側面から支援するような形態をとるべきである、活動に際しては、日本側専門家は、いわゆるソクラティック・メソッドを取り入れるべきである、とおっしゃいました。この森寫先生のお考えは、日本側にとってもベトナム側にとっても新しい発想で若干戸惑う向きもありましたが、現在のプロジェクトに取り入れられています。ここでも森寫先生の教授としての側面がよく現れています。実を言いますと、私自身も、さすがいきなりソクラティック・メソッド、といわれてもなあ、という感想を当初は持ったのですが、先生はどうやらすでに前のプロジェクトの段階で、司法省の職員を相手にセミナーでこれを試されたようで、「やってみただけど、大丈夫、司法省の若い衆は付いてくるよ。もうそのくらいの力はあるよ」と嬉しそうにおっしゃっていました。このあたりが森寫先生で、机上論を述べておられるのではなく、果たしてそのような手法に効果があるかどうか、すでにご自分で実験をされ、目算があつてそのように主張されていたのです。

その他にも先生から直接間接にお教えいただいたことはたくさんあり、限がないのでこのあたりでやめにしておきますが、今お話ししたような法整備支援についての姿勢や心得のようなものは、私が森寫先生の前で正座をして講義を頂戴した、という性質のものではありません。いずれも、森寫先生と法整備支援活動のなかで一緒する機会を得た際に、

門前の小僧、というわけではありませんが、先生と相手国側とのやり取りや、日本側での会議の席などで、先生がなさったご発言などから学ばせていただいたことです。もちろん、細かい点については直接のご指導を受けたこともありますし、時には私の業務を直接助けて下さったこともあります。記憶に残っておりますのは、細部にわたることよりも、全体的なことで、一貫していた森寫先生の法整備支援にあたる姿勢です。さらに言えば、私などが毎度と言っていいほど驚かされていましたが、私が申し上げるのも甚だ失礼ではありますが、先生の思考の柔軟性です。法律実務家もそうですが、法学者の方々の中には、「何々法とはかくあるべし」との信念を持たれ、これを一步も譲らない、という方が時々おられます。国内での議論では差し支えないのかもしれませんが、外国相手の、時によっては、我々の想像もつかない発想に基づいている法制度や実務を持つ国との対話では、このような硬い発想はどうかすると議論の破綻を招いてしまい、相互理解と対話への道が閉ざされてしまうことがあります。森寫先生は、実にフレキシブルな思考をお持ちで、それがゆえに、相手国の歴史的・社会的背景に根差す制度や実務への理解が深く、しかもそれが速いため、スムーズかつ的確な支援対象国との対話が可能であったのではないかと推察します。

このような森寫先生の姿勢や考え方あるいは柔軟な発想は、我が国の法整備支援の基礎の基礎たるべきもので、私などは、これに照らして我が身を振り返り、自分はこの教えを守れているだろうか、と自問自答してきた、そしてこれからも自問自答すべき性質のものであります。いわば、「大局」を教わったわけです。もっとも、このような教えを受けたのは私だけではもちろんないはずで、JICAも、国際協力部も、そして国際民商事法センターもみな同じではないかと思えます。折に触れて、森寫先生の在りし日のお姿を思い起こし、それぞれの立場で、森寫先生の教えを守ることができているかどうか、振り返ってみることが必要なのではないかと思えます。

我々法整備支援関係者の中には、ややもすると、森寫先生が、なんだか少し怖い存在であったと感じておられる方もおられるかもしれません。確かに偉い先生でしたし、時には厳しい調子で法務省やJICAの批判をされたり、あるいは、プロジェクト専門家に注文をつけたりされることもありました。かく言う私もお叱りを頂戴したことがないとは申しません。しかし、思い出してみてください。森寫先生のそのようなご発言は、何よりも法整備支援に対する愛情と言っていいほどの熱い思いから出たものであることは疑いない上、そのような厳しいご発言をなさるときでも、それほど怖いお顔はされておらず、必ずどこかの段階で笑顔を見せられ、ひとしきりお説教をされた後は、必ずと言っていいほど、フォローアップするかのような冗談を交えてものを言っておられませんでしたか？

先生は、私の眼からは実に気さくな方でした。ベトナム時代にはハノイまで出張してこられた先生とよく食事をご一緒させていただきました。そういった折には、いろいろと面白いお話を聞かせていただきました。食事と言えば、森寫先生はたいへんな健啖家でおられました。ベトナム料理もお好きだったようです。老齡の域に達しておられながら、活発なおしゃべりをされつつ、出てくる料理はいずれも苦も無くぺろりと平らげられ、また、

お酒もよく召し上がりました。ある時夕食時に特に行事もなかったので、じゃ、二人で一杯行こうか、ということになり、ハノイ市内の半分居酒屋のようなレストランへ行きましたが、もう喜寿に近かったはずの先生、ビールの後、度数40度のベトナム・ウォッカを生そのままボトル半分以上も召し上がりながら、ご機嫌でいろいろお話されたのですが、お相伴していた私の方が正気を保つのに苦労したというのもなんだか懐かしい思い出です。冒頭にも申し上げましたが、このような機会をもう少しいただきたかったという思いでいっぱいです。もう少し一緒してお話を伺いたかったのですが、今となってはもはや叶いません。

ご葬儀には僭越ながら国際民商事法センターを代表しまして、出席させていただきました。御出棺の前にお顔を拝見させていただきましたが、安らかな中にも、教授らしい、きりりとした表情でお眠りになっておられました。ご遺族のご挨拶で、亡くなられた後にご自宅の書斎を整理したところ、机の上に「ベトナム新プロジェクト2025」と書かれたメモが遺されていた、とのお話を伺い、胸を打たれる思いでした。先生は最後の最後まで法整備支援を愛し、ベトナムを気にかけておられたようです。

この森島先生のご遺志に沿うよう、これまでお教えいただいたことを胸に刻みながら、今後の法整備支援活動に携わっていきたいと思います。先生はきっと我々を見守ってくださっているはずです。

## 森寫昭夫先生を偲ぶ

日本弁護士連合会国際活動・戦略に関する協議会議長

矢 吹 公 敏

森寫先生の訃報に接し、心から哀悼の意を表します。ご家族の皆様にもお悔やみ申し上げます。

森寫先生とは、1996年に独立行政法人国際協力機構（その当時は「国際協力事業団」、英文名はJapan International Cooperation Agency）（JICA）の法整備支援でお会いしたのが始まりです。当時、森寫先生が関与されていたベトナムの民法改正支援をJICAがプロジェクト化して、森寫先生が依頼した武藤司朗弁護士がJICAの最初の法整備支援海外専門家として赴任しました。六本木で行われた壮行会では、森寫先生が武藤弁護士を最初の法整備支援で送り出すので、「何があるかわからないが骨は拾う」とおっしゃっていたのが懐かしく思い出されます。その後、1990年代後半には、ベトナムプロジェクトとカンボジアプロジェクトが外務省の重要政策中枢支援プロジェクトとなり、その中心にいつも森寫先生がいらっしゃいました。

カンボジアプロジェクトでは、同国の民法支援の座長として、多くの民法の先生方をまとめておられた姿が忘れられません。例えば、同国の民法を個別法の集合体とするか法典化して総論を設けるかで、各先生の意見が分かれたのですが、それぞれの意見を真摯にお聞きになった上で法典化することをお決めになり、その後は頑としてそれを変えずに最後の家族法までやり抜いたリーダーシップは忘れられません。私も、民法プロジェクトと民事訴訟法プロジェクト（故竹下守夫先生が座長）の事務局長として関与させていただき、森寫先生から多くの示唆を頂きました。カンボジアにも何回もご一緒しましたが、ある時、「矢吹君、日本ではボアソナードが日本の民法典の起草者とされているが、そうではない。当時、梅謙次郎先生や穂積陳重先生らがほとんど書き換えて日本の実情に合うようにしたのです。つまり、私達日本の専門家が作った民法をカンボジアの法律家が書き換えるようにして初めてカンボジアの民法ができるのですよ。」とおっしゃっていたのが忘れられません。

また、森寫先生は、理不尽なことには厳しく対応される正義感の強い方でした。カンボジアの民法起草では法典を作るため時間がかかったのですが、その間に世界銀行が支援した土地法が成立して、これが民法典の物権法と相容れないことが分かった際には、大変ご立腹されワシントンDCまで行かれて交渉されました。

他方で、大変お酒が好きで、ベトナムでもカンボジアでもご一緒にお酒を飲むととても楽しくされていました。森寫先生は厳しい方ですが、翻ってこのように人間味が高く、とても魅力的な方でした。私も、何度も海外出張に同行させていただきましたが、その度に勉強させていただきました。

近年は、ずいぶんお年を召されてからも、法整備支援等の国際会議でお見掛けすること

が多く、その度に「矢吹さん、元気にしていますか？」とお声を掛けていただき、お元気なお姿に触れることが私にとっては元気の源でした。もうそうしたお声掛けを頂くことはないのかと思うと哀惜の念に堪えませんが、天上からいつも見ていただいていると思います。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

## 法整備支援の父・森嶋昭夫（名古屋大学名誉教授）

～研究者にして外交にも長けた実践者～

元国際協力部長／公証人

山下輝年

### ある「誉め言葉」

いつだったか、法整備支援連絡会の機会だったと思います。おそらく国際協力部（ICD）<sup>1</sup>の部長時代か、その後のことです。森嶋先生がベトナム・カンボジア法整備支援（当時は起草支援）の手探り状態の頃を説明するくだりで、

「山下さんとか変わった方がいて・・・、」と仰ったのです。会場にいた方々はクスッと笑い、私に視線が集中しました。もちろん、中には二人の関係性を知らない方もいますので、何の問題もないということを示す意味で、私も笑みを浮かべて何度か頷いたのです。その後の休憩時だったか、会場参加者が近寄ってきて

「あれは“最高の誉め言葉”ですね」と言ってきました。分かる人には分かるという意味で、非常に印象に残っている出来事でした。

過去のICD NEWSを見てみると、その51号で2012年1月の法整備支援連絡会の記録が掲載されており、次のようになっています。

「法務省も最初は人員、予算がつかないということで積極的ではなかったのですけれども、お願いをして入っていただいたのですが、やはり山下さんなど何人か通常のお役人とは違った方が一

生懸命やったださって・・・」

一応、公刊物に掲載されるため、ご自身で若干修正されたと思われます。おそらく、この時のことで間違いないでしょう。

その後、私自身は、検察、更に刑事司法の国際協力（UNAFEI）<sup>2</sup>を経て公証人になるわけですが、日程が許せばICDや名古屋大学を含む法整備支援関連の行事に顔を出しており、「この間、森嶋先生が山下さんや森永さんの名前を出していましたよ」と聞くことができました。森永さんというのは、森永太郎氏（元ベトナム長期専門家、元ICD部長・UNAFEI所長、現弁護士）のことです。そのように名前を出してくれることも光栄なことであり、森嶋先生には感謝するばかりです。

そこへ「森嶋昭夫 2024年5月26日永眠 享年91（満89歳）」の訃報が2日後の5月28日に届きました。高齢であり、いずれそういう事態が来るのは頭の中では分かっている、「来てほしくないものが来てしまった」のです。

実は、新型コロナ感染の影響で中断していたICCLC<sup>3</sup>主催の歓迎懇親会が2023年から再開しましたが、その年の11月14日、ベトナム最高人民裁判所副長官一行を迎えた懇親会に、森嶋先生が突然お越しになりました。杖をつかれ、懇親

<sup>1</sup> 法務省法務総合研究所（以下「法総研」）の一つの部。

<sup>2</sup> 国連アジア極東犯罪防止研修所（英名の略称）

<sup>3</sup> 公益財団法人「国際民事法センター」（英名の略称）

会では椅子に座ったままでした。終盤になって遠慮がちに「今日は僕の誕生日なんだ、89歳のね」と仰いました。体調が万全とは言えない中の参加は、ベトナム法整備支援への愛着と、それが自分の役回りであるという使命感を示すものです。皆に対してはご自身の presence が present、またご自身への誕生日プレゼントだったのかもしれない。

森嶋先生は日本の法整備支援において「先駆け」「第一人者」などと紹介されますが、無から有を生み出したその功績は余りに偉大で、その形容ではまだ物足りない気がします。そこで、音楽の父（バッハ）、自然法・国際法の父（グロチウス）に倣って、「法整備支援の父」と冠した次第です。

同様の活動は、欧米で先に行われていますし、日本でも歴史を遡れば政尾藤吉法学博士がタイ法制の整備に貢献し、戦前の満州や台湾などで行われています。しかし現代「法整備支援」という意味では「父」に違いありません。

当初のプロジェクトが本の中の歴史になりつつあります。そこで、法整備支援活動を通じて接した「門前の小僧もどき」の時代（私が法総研教官であった2000年から2004年中心）につき、主観と思い入れを込めて、個人的な思い出を記します。

### 森嶋先生との出会いと印象

私が法整備支援に関与したのは、2000年4月からです。カンボジア法整備支援は1999年から起草支援が始まったばかりでした。ベトナム法整備支援は、JICA用語で「フェーズ2」となっていますが、こちらも現地長期専門家として弁護士が二代目となり、法務省から初代現

地専門家を派遣したばかりで、現地の要望を汲み取り、現地セミナーや本邦研修を年数回実施する状況でした。



ベトナムとの調印式  
(1999年11月18日)  
森嶋先生とロック司法大臣

ベトナム支援もカンボジア起草支援でも、森嶋教授と新美育文教授の声掛けで集まった民法研究者・弁護士・判事<sup>4</sup>が、月1回のペースで当時のICCLC事務所に午後6時頃から集まり、起草に関して協議していたのです。ベトナム・カンボジアの本邦研修では、中身はもちろん民法研究者が対応するのですが、その講義にも極力出席していました。私にとって司法試験勉強と司法修習以外は民法に縁遠く、正に「門前の小僧」状態です。

今なら「働き方改革」なる掛け声があり、考えられない事態かもしれません。当時でも、法総研教官は研修の企画に徹すればよく、全部に関与する必要はないと言う人もいました。しかし、それでは単なる企画事務員であり、実務法律家としての研修企画と言えるのか私には疑問だったのです。何より名だたる民法研究者の議論や講義を聞けるのですから、こんな貴重な機会はありません。むしろ、お金を払って聞く

<sup>4</sup> メンバーはICD NEWS 第7号(2003.1月)参照

べきものを、無料で聞けるわけです。

森嶋教授はJICAの国内支援委員会のトップであり、1～2か月に一度くらいの頻度で開催され、その会合にも毎回出席し、歯に衣着せぬ発言をされていました。

例えば、

「JICAには法律家はいないんだから、法整備支援をやると言っても法律家を使うしかない」

「最高裁からの長期専門家の派遣は、どうなってますかなあ」

などと、JICA担当職員や、最高裁判所秘書課付（判事補）が同席している場と言うものですから、皆が相応のプレッシャーを受けます。そういう苦言めいたことを述べる時は、にこやかな笑顔なのです。研究者の仲間内では違うかもしれませんが、組織が違う若い人たち相手ですから、それなりの思いやりが看て取れました。半年遅れて最高裁から判事補のベトナム派遣決定の報が届き、その派遣者は国内支援委員会に出席していた秘書課付の竹内務判事補（現法務省民事局長）であり、森嶋先生は正に破顔一笑だったのです。また、数年後にはJICA法整備部門に弁護士が勤務するようになり、森嶋マジックとも言えるでしょう。

その一方で、法務省や法総研に対しては、他の組織の面々が同席する場所では、気を遣っているようでした。その背景にあるのは、次のような事情からです。森嶋先生は、ベトナム民法支援の話をするときに、1992年頃の苦労話を笑い話として披露します。周知の内容ですが再び述べると、

- ベトナム司法長官（ロック大臣として有名）が日本に民法支援を依頼したのに

無回答

- 森嶋先生が法務省に行くと国際協力は外務省所管、外務省に行くと民法は法務省と言う

- JICAは法整備支援がODA対象となるとは思っていなかったこと

- ベトナム側意識では日本が約束を破ったことになるため、日本の汚券にかかわる状態

そこで、自分で資金を集めて1995年ベトナム民法改正のお手伝いをした。いかにも「省庁あるある話」です。

また、決して権力側とはいええない森嶋教授が、日本国の名誉を守るために行動したのは、同じく権力側に厳しい立場の川島武宜法学博士と、米国法律家との対話を想起させます。川島博士が「日本の司法に汚職はない」と述べると、米国側から研究者の態度とは思えないと批判され、それでも更なる擁護論を述べたが、それは凶らずも国を守る立場になっていたと回想する話のことです。

さて、森嶋教授は、その後も諦めずに法務省やJICAと交渉したと思われ、1994年に法務省秘書課主導でベトナム司法幹部を招聘して日本の制度説明や視察を実施し、1996年からベトナム支援が始まります。同じ年にUNAFEI支援団体であるACPF<sup>5</sup>を参考にICCLCが設立されていますので、法務省側にも森嶋構想に呼応した人がいたことを意味しています。加えて、フェーズ2当初、法務省・法総研はICD創設に向けて奔走していましたので、そういう時期に相手を面と向かって批判するわけがありません。

<sup>5</sup> 国連NGOのアジア刑政財団（英名の略称）

森寫先生は、「官」の特性を熟知しており、法務省が一度手を付けた以上、これが継続することになり（悪く言えば前例踏襲）、JICA長期専門家派遣や本邦研修運営という面では、枠組みは整ったという心境だったと思います。中でも本邦研修は、途上国にとって「日本に行ける！」という強烈な動機付けになるため、彼らの関心を引き付けることができます。法学研究者は、研修の中身に全力を傾けられるというわけです。

### 森寫先生の前で初のプレゼン

国際協力に携わると、先輩諸氏や著名な教授の前でプレゼンをする機会が嫌でもやってきます。そこで臆してはならず、むしろアピールしなければなりません。これはUNAFEI教官時代に学んだことであり、出席表にマルを付けただけでは参加ではない、皆の前で発表、質問、あるいはコメントしてこそ、「あの人が出席している」と認知されるわけです。

当時、JICA主催（法務省は共催）の「第2回法整備支援連絡会」がJICAの国際協力総合研修所（市ヶ谷）で行われました<sup>6</sup>。そこが私のデビューでしたが、外国人の参加もあり、自己紹介で「Attorney, General Affairs Planning Department」のコンマ（ポーズ）の位置が重要で、Attorney Generalと続けないようにとジョークを始めました。そして、様々な法分野の専門家・研修者が集まっているため、なぜ民法支援なのか、が問われる状況であり、私なりに民法支援の根拠としたのが、次の内容です。

「民法は市民社会法の基本法である。取引当事者の自由・独立・平等が基本にあり、それはビリヤードに喩えると分かり易い。球が均質で一つ一つ自由に動けるからゲームが成り立つ。大企業の商品でも消費者が買わないという選択をできるので対等である。球が不統一だとゲームにならない」

「小さい球が未成年者等の無能力者なら法定代理人を付けて平等になるようにする。大企業は大きな球でゲームにならないので、独占禁止法や約款、労働法などで平等化を図ろうとする。つまり、民法を学べば、人権の基本原理が知らず知らずのうちに身につくことになる」

これは、中央大学1年次の民法講義、一風変わった沼正也教授の受け売りであり、「日本の法整備支援は、なぜ人権を取り上げないのか」という声に対する説明にもなると考えた結果です。

実は、森寫先生の口癖は、「人権」というのは、中国、ベトナムや途上国では、西洋人が一定の場面である思惑をもって使う、いや、少なくともそう使われると途上国から思われている「手垢の付いた用語」なのだということでした。「人権」とか「Human rights」という用語を使った途端、臓器売買、人身売買、少数民族問題、権力機構批判などが想起され、そこから一歩も進まなくなるとも言っていました。

こういうこともあって、私なりに説明したつもりでしたが、プレゼン後に森寫先生は、

「あの発表でね、一つだけ言うと、大企業がビリヤードの大きな球かどうかは分からんけどねえ」

<sup>6</sup> 経緯はICD NEWS 第87号（2021.6月）拙稿 参照

と、にこやかに笑みを浮かべつつ、意味深な感想を伝えてくださいました。そのときは分かりませんでした、「大企業と言ったって、大したことないよ」という意味かもしれません。それは、不法行為法の研究者にして四日市公害訴訟の原告側に加わり勝訴していますし、名古屋大学でもバブル崩壊後にもかかわらず企業から多額の寄附金（1億2000万円）を集めています。法整備支援分野でも、JICA・外務省・法務省もいわば大組織とも言えるわけで、これらを動かしてきた経験に基づくものかもしれません。あるいは、大企業や組織といっても担当者レベルや幹部相手だから、要は相手を見て、それに応じた対応の仕方だよと言いたかったなどと、あれこれ考えさせられました。

### 責任感・使命感と度量

今の法整備支援体制を形作るについては、森嶋先生の役回りに負うところが大きいです。プロジェクトとしてはJICAが実施主体です。しかし、JICA担当者は開発事業には詳しくても法分野は知らず、担当者には異動が付きものです。ODAを使って、支援対象国を相手にするには、大臣レベルと交渉・折衝が必要となり、失敗すれば責任問題となりかねません。JICA幹部、外務省や法務省の幹部、法学研究者の中で、支援委員会の長として、あるいは調査団の団長として責任を負うような役を引き受ける人は極めて稀です。そのことを十分承知の上で、森嶋先生は、「責任って言ったってね、大した責任じゃないからね。いくらでも取ってやるよ。僕は保身とは無縁だ。面子はあるけどね」と、豪快に笑って引き受けていました。

ところで、ベトナム民法改正支援、カンボジア民法起草支援が同時並行で進んでいる中、ラオスからも法整備支援の要請が来ていました。森嶋先生はラオス支援には消極でした。ラオスはまだその時期ではないということと、日本側の人材不足、つまり研究者メンバーの手が回らない状況だったからです。

当時の同僚榊原一夫総務企画部付（後に大阪高検検事長を務め、現弁護士）と話していても、それは百も承知であり、ただいわゆる仏印（インドシナ3か国）のうち、ラオスだけ無視するわけにもいきません。ラオスの規模なら次年度にできるICDの教官にとっても実質的に経験を積む格好の場になるので、事前調査は実施したいと考えました。JICAの本部も現地事務所も賛成です。

そこで森嶋先生に話すと、「事前調査すればラオスは期待する。対応できるのかな」と問われ、「先生方にはご迷惑はかけません。ラオスの状況からして、研修と教材作りが中心となるでしょうから、来年できる法総研ICDで責任を持って対応します」と言い切ると、「分かった。でも調査団長になってくれる人はいないでしょ。僕が最後の調査のまとめの時だけ団長で行こう」と承諾してくださいました。

さて、支援対象国には欧米の様々なドナー機関（法整備支援関連）が日本よりも先に実施しており、時に日本の起草支援に重大な影響を及ぼすことがあります。特に、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）などの支援は、conditionalityと言って、彼らの提案に従わなければ、支援金をストップするという手法であり、英米法系の個別法を導入しようとしていまし

た。森寫先生はJICA事業にかかわる問題として、直接出向いて世銀担当者と交渉するということも全く厭わず、そして躊躇なく臨んでいました。その行動力は、まさに有能かつ実務能力の高い外交官を彷彿とさせるものでした。もちろん、全てがうまくいくわけではありません。とにかく物申す、日本はこれこれこういう考え方でこういうことをやっている」と主張し、発信することに意義があるという姿勢です。とても通常の研究者とは思えない行動でした。

一方で、複数のドナーが似たような支援を重複して行うことを避ける必要があるという文脈で、ドナー間の協調や調整が議論となった際、森寫先生は

「調整とか協調、そんなものは必要ない。やることをやっていたら相手が調整しにくる」

と言い放ちました。字面だけで理解すると誤解を招い兼ねません。その真意は、他の機関やその活動に興味がないのではなく、皆がそれぞれ忙しくて連携協調する暇がないだけであって、それより日本がしっかり良いことをやっていて発信すれば、こちらが気をもまずとも向こうからやってくるという意味です。つまり「まず自分の胸に手を当てて全力を尽くしているか？」と自問せよ」という叱咤激励でもあったのです。

このように、森寫発言は、会議の流れと、その文脈において理解しなければならず、油断ならないという意味で留意が必要でした。

また、森永氏が長期専門家として滞在していた頃、ベトナム法整備支援が打ち切れそうになったことがあると、最近聞いて驚きました。その際にも結局、森寫先生の度量と胆力により継続となり、今に至って

いるということです。

### 森寫発言の厳しさと真意

私が見聞きした森寫発言に基づくと、あるキーワードが出たときに、論調が厳しくなっていました。

- (1) なぜ民法・民事訴訟法支援か
- (2) 「人権」分野を扱わないのか
- (3) 民主化支援
- (4) 人材育成
- (5) ルール・オブ・ロー（法の支配）
- (6) グッドガバナンス
- (7) ストラテジー（戦略）

ここで挙げた(1)から(3)までは、JICAが市場経済移行支援という枠組で、民法・民訴法起草支援として始まり、それが注目を浴びたため、他の法分野から意見や質問・疑問が呈されたときに生じます。その際は、

「原則論としては、法整備支援は、誰がどのようにやってもいいもので、何も限定はしていない」

「しかし、ここで話している法整備支援はJICAのODAとしての支援である。国の金を使うからには、国・政府レベルの話は避けられず、優先順位も問題とされる」

「相手国が、人権や民主化、憲法の支援を求めるなら、そして日本の専門家で対応でき、JICA・外務省が応じるかという話になる」

と、おおよそこのような論法になります。言外には、自分でそのニーズを発掘して相手国から支援要請を受けた上で、関係省庁を説得すればできるのだから、この場で意見するのもいいが、取り組んでみたらいいということかと思えます。

次に(4)の人材育成については、「人材育成はそれぞれの国が行うべきもので、それが単体・独立で支援の対象にはならない」という考えでした。JICAやICDが、人材育成を項目として掲げると、抽象論に対して必ず反応します。それはカンボジア民法・民訴法起草支援を行い、最終的には施行となった経験に基づくものと、私は理解しています。1999年に始める時は、対象国からフランスと同様に1年で作ってほしいと言われたものの、「そんなことはできない」と断り、どんなに頑張っても3年から5年は必要と説き伏せて着手した経緯があります。現実の施行（適用）は2011年12月21日ですから<sup>7</sup>、なんと12年の歳月を要したのです。

法律ができてそれを運用する人材がいなくては絵に描いた餅となるため、カンボジア裁判官と現地セミナー、本邦研修で、継続的かつ後継者育成を意識しながら、辿り着いたものです。カンボジアで開催された民法関連行事で、このプロジェクトに関与したカンボジア裁判官が聴衆からの質疑応答に見事に対応し、聴衆、特にカンボジア政府幹部や他のドナー関係者が驚き感心したと聞いています。見くびっていたことの裏返しでしょう。つまり、人材育成支援というのは、それ自体が目的ではなく、まず何らかの題材（例えば民法起草）があって、それを支援機関だけでやるのではなく、現地の実情と必要性を知る人を巻き込んで行い、共に考え議論しながら行うもので、それこそ人材育成であるという考えなのです。伝聞ですが、西洋ドナーが「日本はいい人材を取り込んでうまくやった」と

言ったということです。その長い道を知らぬがゆえの感想と思いますが、負け惜しみのように受け取ってよいと感じた次第です。

次に、法の支配（ルール・オブ・ロー）や、グッドガバナンス（良い統治）、ストラテジー（戦略）という横文字概念が登場すると、森嶋先生の反応を誘発すると覚悟しておくべきです。これらは全て西洋概念、更に言えばアメリカ型の発想で、その発想を皆がその本質に留意することなく、ありがたがってそのまま途上国に導入しようとするのはよくないという文脈で森嶋発言がなされます。つまり、彼らの言うRule of lawはThe rule of lawであって、A rule of lawではないことから明らかだとして、「法の支配」と和訳されるけれども、最終的には裁判所で解決されるということが背景にあり、アメリカには立派な裁判所があり立派な裁判官がいるかもしれないが、途上国はそんな実情にはなく、実情を考慮したアプローチが必要だということでした。

グッドガバナンスも同様であり、アメリカにはアメリカの、ロシアにはロシアの、中国には中国の、途上国には途上国のガバナンスがあるということに始まり、そのように異なる社会や土壌の中で、どのようにして在るべき姿を気付かせ、その方向へと導くかが意識されるべきなのに、お題目のようにルール・オブ・ロー、グッドガバナンスを唱えることで、何か良いことをしたように錯覚してはならない、それは思考停止につながるというような批判的論調になっていました。

<sup>7</sup> ICD NEWS 第51号（2012.6月）参照

ストラテジー（戦略）も同じです。森寫先生はIGES<sup>8</sup>初代理事長・所長でしたので、戦略とは何かが始まると、とても太刀打ちできません。

こうしてみると、ある一つの理念に貫かれていることが分かります。それは、どこまでもプラグマティック（pragmatic）、つまり「実用的で具体的でなければならない」ということです。西洋型起草支援、つまり自分たちと似た法律や法制度ができれば進出や取引で有利になるとして、ドナー側が提示した法案を呑み込ませる方式には反対であり、そんなことをすれば機能しないことは、過去の「法と開発運動」の失敗から明らかなのに、まだそういうことをやっている（いわば、お題目・抽象論と一緒に）という批判的な視点です。



ベトナム司法省とのセミナー  
（2008年8月5～6日）

だからこそ、ベトナム民法改正支援で、ベトナムの実情を調査し、対象国幹部と対話し、先方の起草案を基に、ベトナムの実情に合わせて民法というものの考え方を説いていったのでしょう。カンボジアでも実情を知るためにカンボジア裁判官をプロジェクトメンバーに常時入れ、将来の運用も含め、対象国で使える、法が機能するこ

とを目指したのです。

心血を注いだ大変な事業であったのですが、その後、ICDやJICA、そして名古屋大学が、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、ネパール、東ティモールなどに手を広げていった状況には、「そんなにできるわけないのだが、一体、何をやっているんだか・・・」という思いがあったに違いありません。

考えてみれば、森寫先生が専門とする不法行為法は、民法は僅か16か条、要件も抽象的であり、これを具体化して社会の発展に伴い新たに生起する不法行為事案に対処し、かつ、法理論を構築していく分野です。その事案の不利益を加害者側に負わせるか、被害者側に残したままにするかという究極の価値判断が付きまといまいます。お題目や抽象論では現実の問題は解決できないということが染みついていたと思う次第です。

## 記憶に残る森寫語録

### (1) 法整備支援は麻薬のようなもの

言うまでもなく、一度、法整備支援に携われれば、その魅力に憑りつかれ、なかなか抜け出せないという意味です。周囲に仲間も抜け出させてくれない。仮に抜け出せたとしても、フラッシュバックのように思い出し、何か行事があると顔を出したくなるもので、それほど中毒性・依存性があるというわけです。

### (2) 闘うときのアプローチが外国（特に西洋）と日本では違う

曰く、「剣を持った戦いに喩えると、彼らはいきなり前に出てチャンチャンバラバラやって有利に進めようとする。日本ではまず一歩引いて相手との距離を取って間

<sup>8</sup> 公益財団法人地球環境戦略研究機関（英名の略称）

(スペース)を作り、それからじりじりとスペースを取り合う。日本流で一步退いて“間”を作ったつもりが相手に攻め込まれることにならないようにね」

実に言い得て妙です。

**(3) JICAの本音は、学者・医者・弁護士（法律家）を使いたくない、僕も同じだけど・笑**

これは冗談半分ですが、プロジェクトでは落とすどころが必要なのに、先生と呼ばれる人たちは融通が利かず辞めてしまいがちであり、専門家側に対する戒めの言葉だと理解しました。

**(4) 君はラオスで法学教育の英雄になれる**

これは2001年1月、ラオス支援の事前調査まとめの時期に森島先生を団長としてお迎えしたときの話です。関係機関を視察しながら、ラオスの実情を説明すると、「一人当たり月10ドル、1年で120ドル、学生150名として全部で18,000ドル、200万程度か。個人名を冠したフェロースhipでも作れば、一躍ラオス法学教育の英雄だね」と冗談交りに仰った。

**(5) 歴史を縦糸、現在を横糸に取れば、法整備支援で生きた歴史を学べる。**

これも2001年頃、森島先生との雑談で言われた内容です。曰く

「時代の流れを縦糸に取れば、日本も途上国のような時代があり、それはわずか50年前の話で、自分も食べるものにも事欠く経験をしてきた。法律図書もあまりなく、似たような困難な時代を過ごしてきた。」

「一方で、現在という時代を横糸に取れば、その困難な状況が途上国に現実存在する。若い人にとって、法整備支

援に携わって現地を見るということは、日本の過去を実体験できることを意味し、現代日本の環境が所与のものとして、当然のように存在するものではない。それを知るだけでも意義がある」

**(6) 前の人時間がオーバーを許されたので、私もいいかな？**

会議では、発表時間の制限がありますが、森島先生が話し出すと、往々にして長くなります。特に、前の発表者が時間オーバーした場合には、自分の制限時間が迫っても終わりそうにないと、「前の人時間が許されたので、私がオーバーしてもバチは当たらないよね」と言って話し続けたことがあります。もちろん、ウィットですが、誰も何も言えませぬし、名指しされたも同然の発表者は恐縮することになります。

**(7) 森島でも森島でも僕は構わない、法務省は別なことに気を遣いなさい**

有斐閣の著書「不法行為法講義」は、通常の「島」です。名前表記の正確性のため、森島先生に確認したときの答がこうでした。これを担当者に伝えると驚きつつ、「島」となりました。

**残された者の責務**

最後になりますが、法整備支援は25年前と違って、法学研究者にも実務家にも知られるようになり、一定の認知を受けています。それなりに活動は続くでしょう。法整備支援事業は、法学研究者・実務法律家・開発関係者など様々な分野の人々が立場と利害を超えて同じ目的に向かって協力できるという意味で、素晴らしい事業です。そのような事業を根付かせてくれた森島先生に報いる意味でも、発展させていか

なければなりません。その責任は重大です。

しかし、森寫先生が築いたベトナム・カンボジアとの信頼関係を引き継げる人は誰もいないでしょう。森寫先生は「情けないことを言うな」と叱責されるか、「そうか、そうか」と満足されるか、あるいは「大丈夫だよ」とも激励されそうな気がします。

森寫先生、本当にありがとうございました。先生の御冥福をお祈りしつつ、次の言葉でお見送りいたします。

「森寫の前に森寫なし 森寫の後に森寫なし」



森寫先生とクオン司法大臣  
(2008年8月7日)

(2024年9月4日 記)

# カンボジア・トボンクムン控訴裁判所長モン・モニチャリヤ判事による 追悼の言葉

—森嶋昭夫先生の「知の遺産」はカンボジアで生き続ける—

カンボジア長期派遣専門家

伊藤みずき

1970年代から1991年まで長く続いた紛争と混乱を経て、カンボジアにおける法・司法制度は壊滅状態となっていました。平和を迎え、復興の道を歩み始めたカンボジア政府からの要請を受け、民法・民事訴訟法の起草支援を目的とするJICA法制度整備プロジェクトが開始されたのは、1999年のことでした。森嶋昭夫先生は、それに先立つ1997年、カンボジアのチャム・スグム司法大臣（当時）から、民法の起草を日本に支援してほしい旨熱心に伝えられたといます。その当時のことについて、森嶋先生は、「その時大臣は、涙を浮かべていたようにも見えました。あの熱意というのは、（ポル・ポト政権下で）あれだけの苦難を乗り越えてきた国の人だからこそ生まれるものだと思う、私も非常に感動しました。これは何とかしなければならぬと、心を動かされました。」と語っておられました<sup>1</sup>。

森嶋先生を団長とする調査団がカンボジア司法省との議論を重ねた結果、法制度整備プロジェクトが形成され、森嶋先生は、同プロジェクトで、民法作業部会の部会長を務められました。

民法という社会の基盤を成す法律の起草に尽力された森嶋先生は、言うまでもなく、カンボジアにおける法整備の歴史に残る存在です。森嶋先生が逝去されたというニュースを聞き、多くのカンボジアの法律関係者が、追悼の言葉をプロジェクトオフィスに寄せてくださいました。

追悼の言葉を伝えてくださった中のお一人で、カンボジア民法・民事訴訟法の起草当時、カンボジア側のワーキンググループ（以下「WG」という。）において中心的役割を担うメンバーの一人であったモン・モニチャリヤ判事（現トボンクムン控訴裁判所長）に、起草当時の森嶋先生との思い出や、現在の先生への思いなどについてお聞きしました。

## 起草当時を振り返って

私は、1999年に民法・民事訴訟法の起草のWGにメンバーとして加わりました。当時、私はプノンペン始審裁判所の判事で、裁判官としての経験は、3年程度でした。カンボジアの民法と民事訴訟法の歴史を振り返ると、同時に森嶋先生の思い出も蘇ってきます

<sup>1</sup> 独立行政法人国際協力機構。世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援、文藝春秋企画出版、2018, 99p.

す。

当時、カンボジアでは圧倒的に法律が不足していました。特に民事分野の法律はほとんどなく、既に存在していた主要なものは、婚姻家族法と土地法くらいでした。国際会議に出席しても、カンボジアに法律がほとんどないことを伝えることになり、いつも恥ずかしい思いをしていました。そのような状況ですから、カンボジアでは、一刻も早く、新しい法律を作る必要がありました。そのためには、外国からの法整備支援が必要で、カンボジアでは、様々な国から支援を受け、法律が作られていきました。

日本の支援は、他国の支援とは違いました。日本が法律を作って、それをただカンボジアに渡す、というやり方はしませんでした。当時、カンボジアの人材は非常に限られていたため、カンボジア側が条文を一から作ることは難しく、日本側が条文の草案を作りました。その上で、日本は、カンボジア側の意見を聞き、日本側とカンボジア側と一緒に検討しながら条文を作り上げていきました。WGの会議で、森寫先生が、起草の目的について以下のようにおっしゃったことがとても印象に残っています。「民法・民事訴訟法の起草は、日本や日本人のためではない。カンボジアのための法律を作るのだから、カンボジア人の理解に基づいて出来上がったものでなければいけない。WGの皆さんは、とても大事な人材である。皆さんが努力して十分に法律を理解しなければ、将来他の人たちにその理解を伝えることができない。十分に理解して、この法律を普及してほしい。」。これは、私たちにとって非常に重要で貴重なアドバイスで、森寫先生のこの言葉は、私たちカンボジア人の努力を支えてきました。

## 日本の法整備支援の功績

起草作業では、森寫先生をはじめ、日本の先生方が、まずはカンボジアの法律を理解しようとしたことがとても印象的でした。日本側もカンボジア側も、カンボジアの古い法律を調べ、理解をした上で、新しい条文を作り上げていきました。例えば、婚姻家族法や旧民法の条文について双方で調べ、その結果について議論し、理解を共有した上で、条文一つ一つについて議論していきました。

カンボジアの古い法律だけではなく、日本、フランス、ドイツなどの法律を参考にしながら、どのようなものがカンボジアにふさわしいものかについて議論し、条文が作られました。そのため、その内容は、現代的なものになっています。条文の用語についても、多くの時間を割いて議論し、言葉の使い方を工夫し、使う用語を決めていきました。

日本側が提案した制度について、カンボジア側が理解できず、そのような制度を導入することについて納得できない場合もありました。その都度、森寫先生は、その制度をなぜ提案しているのか、どのような場面で適用されるのか、なぜカンボジアでも検討するべきだと考えているのかなどについて、丁寧に説得的に説明してくださいました。そのようにして、日本側の説明を踏まえて、カンボジア側が検討して意見を出し、議論を進めていきました。

WGでは、日本側もカンボジア側もそれぞれテーマごとにグループ分けをしました。例えば、婚姻家族法についてはユー・ブンレン判事（筆者注：現最高裁判所副長官）が担当し、私は担保を担当しました。私が担保について調べたところ、カンボジアの法律上は、質権や人的保証についての規定はあるにはありましたが、それ以外はありませんでした。それで、日本側からは、それ以外にも様々な形の担保があることが紹介され、カンボジアの実務の状況も確認し、議論をしました。その結果、先取特権や留置権などの条文が導入されることになりました。当初、カンボジア側にとって、先取特権や留置権の概念を理解することは非常に困難でした。そこで、日本の先生方からセミナーを開催する形で説明をしていただきました。そのようなセミナーを開催していただいて勉強し、ようやく概念を理解することができるようになりました。このように、日本の支援は、ただ法律を起草してカンボジアに渡し、「後はカンボジアで適用してください」というようなやり方ではなく、日本とカンボジアとが共に考え、カンボジア人が理解し、自ら適用できるようにするために工夫されたものでした。

先ほども説明したように、森島先生からは、私たちカンボジア人が法律を理解し、次の世代に普及することが重要であるという言葉をもらいました。カンボジア側も、法律を作るだけでなく、次世代を育成できる人材が必要だと考えていました。日本の支援は、法律を作るだけでなく、カンボジアの人材育成にも大きく貢献するものでした。日本側のWGでは、私たちカンボジア側が理解できるように、それぞれの条文について、その条文の背景や趣旨、どの国の法律を参照して研究した結果、その条文となったのかなどについて説明し、起草の過程で、カンボジアの人材を育成してくれました。また、そのような説明を記載した資料も多く作成してくれました。その資料は、現在カンボジアで使用されている条文のコメンタリーの元となっているもので、こういった資料を提供していただいたおかげで、私たちの理解が深まりました。裁判官養成校での講義の際には、教官は、こういった資料を参照しながら教えています。現在まで人材育成を継続することができているのは、このような資料や教材まで作成していただいたおかげだと思っています。

このような方法で行われた日本の支援は、日本側においても多くの予算、時間、人材を費やした大変なプロジェクトであったと思います。しかし、その多大な貢献のおかげで、カンボジア社会にとって非常に重要な価値のある成果をもたらされたのです。

## 日本の桜と法律

私は、このプロジェクトに参加し、初めて日本に行きました。その時、とても美しい桜を見ました。私は、その桜の花をカンボジアに持って帰りたいと思いました。でも、その時、このようなことを考えました。もし、自分が桜の花をカンボジアに持って帰ったら、少しの間は美しい花を見ることができても、しばらくするとその花は枯れてしまい、花を見ることができなくなってしまうでしょう。でも、もし桜の木をカンボジアに持ってきて育てることができれば、すぐに花を見ることはできないが、しばらくすれば花が咲いて、

美しい桜の花が見られるようになり、そして、別の場所でも同じ桜の木を育てることができるようになって、より多くの人とその美しい桜を見られるようになります。私は、法律も、これと同じなのではないかと思ったのです。たとえすぐにカンボジアで法律ができあがっても、それを理解し、さらに、それを理解する次世代を育てられる人材が育成されなければ意味がない。日本の美しい桜を見て、このようなことを考えたことを覚えています。

### 森嶋先生にお伝えしたいこと

森嶋先生がカンボジアに捧げてくださった時間や知識は、今、カンボジアにおいて「知の財産」になっています。そのことは、現在だけではなく、将来のカンボジアの発展にとって、非常に重要な役割を果たすことでしょう。

森嶋先生が亡くなられたことは、大変残念で、心からお悔み申し上げます。しかし、人は、生まれて、年を取り、必ず最後に命は尽きるもので、森嶋先生も、その経験をされたということだと私は理解しています。森嶋先生の体はなくなってしまうても、先生が遺した功績や思想は、「知の遺産」として、カンボジアで生き続けています。森嶋先生のご冥福を心よりお祈りいたします。

(※以下の追悼レターはベトナム語で書かれたものをプロジェクトオフィスにおいて日本語訳したものです。)

## ベトナム司法省法規範文書検査局一同

名古屋大学名誉教授である森寫昭夫先生は、ベトナムの司法の発展に多大な貢献をされてきました。JICAプロジェクトの枠組みの活動を通じて、先生が交換、共有して下さった有益な経験、内容は、ベトナムの法司法改革、社会主義法治国家建設にとって貴重な情報源でした。

森寫先生は、JICAプロジェクトの協力活動を通じて、司法省法規範文書検査局に対し、日本及び世界の先進国の法律の深い理解を有する専門家の見地から、法律の整備と施行に関する実践と経験について、貴重で熱心な意見・経験を提供されました。これにより、法規範文書検査局は、法規範文書の検査、レビュー、整合、体系化及び法規範文書の法典化の質及び効率性を向上させるための多くの実践的かつ貴重な知識及び情報を受け取り、参照し、学ぶことができました。これは、ベトナムの法制度と法施行組織の整備と完備に貢献しています。

森寫先生は、JICAプロジェクトの枠組みにおける専門的な協力活動に加え、法規範文書検査局の各世代の公務員に、深く、親密かつ誠実な感情を残しました。我々は、森寫先生が、芸術の愛好家であり、ベトナムの音楽、特に音楽家の故チン・コン・ソンによる深い人間的価値を多く備えた作品を愛好する尊敬できる教授であると感じています。ある交流会において、我々は、森寫先生に、多くのベトナム人に愛唱され、ベトナム語で「恋人」というタイトルで翻訳されている「恋人よ」という日本の歌を感情豊かに歌っていただきました。森寫先生は、法規範文書を検査する我々にとって、常に、尊敬する教師であり、偉大な友人であり、献身的で親密な同僚です。

(※以下の追悼レターはクメール語で書かれたものをプロジェクトオフィスにおいて英訳したものです。)

I am deeply saddened to have received the news about the death of Professor Morishima Akio on 26<sup>th</sup> of May, 2024.

I also apologize that I had not sent the condolence letter to the family of the late professor due to my illness.

I have never forgotten the virtue of the professor who had spent both his physical and mind participating actively in the legal cooperation between Cambodia and Japan in order to restructure the justice sector of civil law of Cambodia which was almost completely destroyed by civil war.

“Civil Code and Civil Code Procedure” as well as the relevant regulations related to civil sector is a very significant and priceless achievement which were born from the efforts of Cambodian government with the support from Japan, in which the comprehensive contribution from Professor Morishima Akio was involved.

The name of the professor will always stay in the memory of Cambodian people, legal practitioners and is written in the Commentary of Civil Code forever.

To me, the professor had provided me with a lot of knowledge and experiences which have become the fundamental of my personal profession and is being shared continuously to the later generations.

In the opportunity of this sad and regretful occasion, on behalf of myself and my family, we would like to share our condolences to the family of the professor for his loss.

I and my family would like to pray for the soul of the professor Morishima Akio to rest in peace.

Phnom Penh, 12 June 2024

Signature

Hy Sophea

Dear Bereaved Family of Professor Morishima,

I was so sorry to hear about the passing of Prof. Morishima. Prof. Morishima was such an important person to those around him and his absence is deeply felt. I feel lucky to have had the opportunity to know him and learn a lot from him. I will always remember the way he guided us with strictness and kindness when we drafted the Civil Code of the Kingdom of Cambodia from the late 1990s. Furthermore, the Cambodian Civil Code, which he led the drafting is a glorious legacy for all Cambodians. Please know that he will always be remembered and loved by all of us who used to be working together with him. Please accept my deepest condolence.

6 June 2024 Sincerely,



You Bunleng  
Vice President, Supreme Court of the Kingdom of Cambodia

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 5）  
（都市部における司法局の活動の実情－首都ヴィエンチャン）

JICAラオス長期派遣専門家  
阿讃坊 明 孝

目次

第1	はじめに	61
第2	首都ヴィエンチャン概要	63
第3	視察先概要（首都内の司法局）	64
1	司法局のリーガルエイドオフィスとは	64
2	視察日	66
3	各司法局等のイメージ	67
第4	相談件数及び内容	72
第5	首都ヴィエンチャンでの課題	74
1	相談対応の実態と困難性	74
2	普及活動の実態と困難性	76
3	予算・設備等の問題点	80
第6	おわりに・都市と地方の問題点	81
1	都市での相談件数の少なさ	81
2	アドバイスのレベルの差異	82
3	都市での普及活動の難しさ	82
4	普及内容・普及方法	83
5	記録整理方法	83

第1 はじめに

本稿はこれまで、ラオスにおける Access to Justice（市民の司法アクセス）の状況に関連し、これまで（ICD NEWS 第93、94、96、98号）<sup>1</sup>にご報告させて頂いたルアンナムター県、サワンナケート県、サラワン県、ボリカムサイ県の関連機関の実情報告に続くものである。

これまではラオス国内各地について、Access to Justice の普及の難しい地方の具体的

<sup>1</sup> 法務省 ICD NEWS ([https://www.moj.go.jp/housouken/houso\\_houkoku\\_laos.html](https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html), 2024年7月3日最終閲覧)

状況について報告したが、この度首都において同様の調査の機会に恵まれた。その調査の結果、首都においては地方とは若干異なる視点から問題点が指摘できると考え、本稿を執筆した（調査の概要ないしは端緒の詳細については第93号において記載済みのため省略する）。

前稿までではラオスの中でも地方の下記(1)から(8)を取り扱ったが、本稿では、首都に所在する下記(9)記載の司法省及び複数の司法局（市民の司法アクセス及びリーガルエイドを担当している）への視察・聴取結果について報告させて頂く。<sup>2</sup> 本稿執筆にあたっては、現地からの発言の取舍選択や整理を細かくしすぎると記載内容が抽象化してしまうため、各地の生の状況を理解しやすくするべく、概括的な整理に留めた（第4以下）。その為、類似意見については重複もあるが、視察記録としての意味もあり、あえて機関ごとの意見を整理の上で概ねそのまま提示している。

なお、今回の報告内容は以前までの筆者単独調査とは異なり、JICA本部からの調査団による調査を共同実施した際の聴取結果に基づくものであり、JICA法律プロジェクト<sup>3</sup>内外において将来的にこの分野に関連する活動が生じた場合に備えて、現地事情の参考資料として頂く趣旨で作成した。<sup>4</sup> この点、本稿同様のリーガルエイドオフィスへの訪問としては、下記(1)のルアンナムター県があり、地方と都市の比較対象となり得るので特に参照されたい。<sup>5</sup>

（前稿までの視察先）

- (1) ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- (2) ルアンナムター県裁判所
- (3) サワンナケート県弁護士会事務所
- (4) サワンナケート県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）
- (5) サラワン県女性同盟
- (6) サラワン県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）
- (7) ボリカムサイ県裁判所
- (8) ボリカムサイ県司法局 執行部門

<sup>2</sup> 前稿まで同様の指摘であるが、本件報告の趣旨はあくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であり、これをその他の地域や他の機関全てに同じく当てはめることはできない。また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するための具体的な様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

<sup>3</sup> 筆者が長期専門家として2021年から所属している、ラオスにおける「JICA法の支配発展促進プロジェクト（2018-2023フェーズⅠ・2023-2028フェーズⅡ）」である（<https://www.facebook.com/jica.legal.laos/>, 2024年7月3日最終閲覧）。

<sup>4</sup> 今回のJICA本部からの調査団メンバーは、（2024年3月訪問）枝川充志氏・西木陽子氏、（2024年6月訪問）入江克典氏・山口友寛氏であり、私たちラオスにおけるJICA法律プロジェクト所属専門家と共に現地を訪問した。本稿執筆にあたっては記載内容の不明点や整理方法などについて助言も頂き、より適切な取りまとめ内容となったと感じている。この場を借りて調査実施と同行をさせて頂いたこと、及び本稿作成支援に感謝を申し上げたい。

<sup>5</sup> 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）（地方における関連機関の実情・第1ルアンナムター）」ICD NEWS 第93号18頁（2022.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>, 2024年7月3日最終閲覧）。

(本稿の視察先)

(9) 司法省及びヴィエンチャン首都内の下記リーガルエイドオフィス

- ヴィエンチャン首都司法局
- サイタニー郡司法局
- チャンタブリー郡司法局
- シコッタボン郡司法局
- シサタナック郡司法局

## 第2 首都ヴィエンチャン概要<sup>6</sup>

1 人口 およそ44万6000人(2017)

(ラオス全体の人口は742万人/2021)

2 面積 1万8526km<sup>2</sup>(日本で2番目に大きい岩手県より少し大きい程度)

3 位置 首都ヴィエンチャン(ヴィエンチャンキャピタル、またはヴィエンチャン首都とも表記される)はラオスの首都である(なお、同名で紛らわしいが、これとは別に首都ヴィエンチャンの隣県としてヴィエンチャン県が存在する)。

首都南岸にはメコン川が流れタイとの国境を形成しており、タイ・ラオス友好橋にて陸路にてタイ側のノンカイという町と結ばれている。首都ヴィエンチャンからは北に向かってラオス中国鉄道が2021年12月に開通し、また高速道路も北に向かい一部開通している。<sup>7</sup>

---

<sup>6</sup> knoema「World Data Atlas『Vientiane』」

(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国/Vientiane, 2024年7月3日最終閲覧)

<sup>7</sup> JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月 ([https://www.jica.go.jp/Resource/laos/ku57pq00000468zk-att/summary\\_202208.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/laos/ku57pq00000468zk-att/summary_202208.pdf), 2024年7月3日最終閲覧)



(出典：maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

### 第3 視察先概要（首都内の司法局）

#### 1 司法局のリーガルエイドオフィスとは

本稿の主な視察訪問先は、ラオスの首都である首都ヴィエンチャンやその中の郡の司法局内に設置された、司法局リーガルエイドオフィスである。下記リーガルエイドに関する相談活動のみならず、一般的な法律相談も行っているようである。また、相談活動の意義や存在を住民に広めるため市民への普及活動も行っている。

今回の訪問先はリーガルエイドオフィスではあるものの、それに限らず一般相談なども含む市民の法律相談へのアクセスの実態把握という趣旨にて、視察調査を実施した。ただ、司法局リーガルエイドオフィスにおいては、あくまでリーガルエイドが活動の中心であるため、以下、はじめにそのリーガルエイドとリーガルエイドオフィスについて概要を説明する。

## (1) 法的根拠

すでに筆者前稿<sup>8</sup>で述べたところと重複するが、ラオスでは2018年の法律扶助政府令<sup>9</sup>の発布を受けて、リーガルエイドオフィスの設立が全国で進められてきているところである。

法律扶助政府令2条においては、リーガルエイド（法律扶助）とは、貧困者、障害者、特別な保護を必要とする子ども、弁護士の支援を必要とする旨法律に記載されている加害者、暴力の被害者である女性や子供、人身取引被害者など、支援を必要とする者などに対する無料法的サービスである旨定義している（このような7要件に該当する者が、リーガルエイドを受ける要件であると規定されている・同政府令12条）。同政府令7条においては、法律扶助サービスとしては、1・法情報の提供、2・法的アドバイスの提供、3・法的文書の作成、4・訴訟代理の4種類が規定されている。

上記のようなサービスのうち、1～3の業務を提供するのが、司法局のリーガルエイドオフィスである（同政府令8条～11条・これに対し、4・訴訟代理は弁護士のみが提供可能な業務とされている）。<sup>10</sup>

## (2) 活動内容

要するに、上記7要件に該当する者の相談（そして必要に応じて更なる支援）を無料で実施する場所が、リーガルエイドオフィスである。ただし、それ以外の通常の法律相談も一定程度実施しているようであり、司法アクセスの向上のためにはそれも重要な活動であると評価できる（ただし、この部分は当該オフィスとしては主となる活動ではないかも知れず、相談数の正確な統計なども存在しない可能性もあることに注意を要する）。

リーガルエイドを行う組織としては、国家レベルとして司法省、県レベルとして首都ヴィエンチャン（ラオス語では「ナコーンルアン」）および各県、地区レベルとして各郡（ラオス語では「ムアン」）および各県の中心の都市（ラオス語では「ナコーン」「テッサバーン」）の監督の下、司法省やこれら各レベルの地方公共団体の司法局内に設置されている司法制度推進に関する部署が担当している。<sup>11</sup>リーガルエイドオフィスはこれら組織に設置され運営されているが、相談者がどこに居住していてもどのオフィスへも相談可能であり、例えば郡レベルの相談を飛び越して直接県や首都のオフィスへ相談することも可能であるとのことである。<sup>12</sup>なお、ラオス全国17県及び首都を含め全148箇所にもこのような司法局のリーガルエイドオフィスがあり、その他に弁護士会（現時点では全県に設置されていない）や女

<sup>8</sup> 阿讃坊・前掲注5）21頁

<sup>9</sup> 2018年2月28日法律扶助政府令（77号／政府）

<sup>10</sup> 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号30頁（2020.6）  
（<https://www.moj.go.jp/content/001324014.pdf>, 2024年7月3日最終閲覧）。

<sup>11</sup> 2018年2月28日法律扶助政府令（77号／政府）15条1号及び2号、37条

<sup>12</sup> 2024年3月14日司法省での聴取結果に基づく。

性同盟（各県1箇所）の相談拠点もあるとのことである。<sup>13</sup> 実際、法律扶助政府令においても、司法局以外の弁護士会や女性同盟もリーガルエイドを行う組織として明記されている。<sup>14</sup>

### (3) 財源

リーガルエイドの財源としては、リーガルエイド基金が司法省の管理下に設置されており、国家予算、個人・団体・国際機関などからの寄付や支援、ファンドレイジングなどがその財源として法律扶助政府令に規定されている。<sup>15</sup> しかしながら、現時点でその財源は厳しく、アジア財団などの国際機関からの支援以外には予算がないとのことである（下記第5の3参照）。

### (4) 活動の統計

2018年に法律扶助政府令が公布されてから2024年の視察時までにおいて、ラオス全体でのリーガルエイドオフィスでの活動実績としては、情報提供の業務196件、法的アドバイス3万5376件、書類作成サポート96件、訴訟代理4件が実施されたとのことである。<sup>16</sup> なお、本稿記載の相談数の統計については基本的に口頭聴取によるものであり、示された件数がリーガルエイドのみなのか（一般法律相談も含むのか）、全国と県レベル、郡レベルのそれぞれの相談数と整合しているのかなどについては不明である。以下、数値についてはこの点を念頭に置いて把握して頂きたい。

### (5) 小括

以上の通り、リーガルエイドオフィスは司法局内において、法律扶助政府令に基づき活動をしている一部門である。ただし、上記の通り、今回の視察調査においては、リーガルエイド活動に限らず、広く司法アクセス一般に向けた活動という趣旨で、以下の各司法局の視察調査を実施した。

## 2 視察日

### (1) 2024年3月14日

司法省、ヴィエンチャン首都司法局、サイタニー郡司法局

### (2) 2024年6月18日から同月20日

司法省、首都中心部の郡司法局（チャンタブリー、シコッタボン、シサタナックの3郡）

上記のうち、3月の訪問先は首都中心部から若干離れた郊外に位置しており、それに対して6月には首都中心部に位置する司法局を集中して訪問している。いずれも訪

<sup>13</sup> 2024年3月14日司法省での聴取結果に基づく。

<sup>14</sup> 2018年2月28日法律扶助政府令（77号/政府）15条3号及び4号

<sup>15</sup> 2018年2月28日法律扶助政府令（77号/政府）25条

<sup>16</sup> 司法省訪問時の口頭情報による。

問先機関職員の方々が、視察訪問に対応して下さり、各機関の状況を説明して頂いた。その中でも特に有益な情報を以下に抽出した。

### 3 各司法局等のイメージ

具体的な聴取内容を提示する前に、視察先の現地の様子を理解しやすくするため、各司法局の概要を以下にまとめた。いずれもヴィエンチャン首都内に位置しているが、下記(1)～(3)は中心地からは移動に若干の時間を要する場所にある。

なお、下記地図は首都ヴィエンチャン内の各郡の位置を示したものであるが、位置的にも発展度合いからしても、Chanthaboury 郡（チャンタブリー郡・下記(4)）またはその周辺が首都の中心地であると言って良いと思われる。



(出典：PLOS. <https://journals.plos.org/plosntds/article/figure?id=10.1371/journal.pntd.0005609.g001>)

なお、いずれの司法局リーガルエイドオフィスも、それ単体で設置されているものではなく、各司法局の各種部局の一部門として、他部局と同じ建物内に存在しているものである。

(1) 司法省

首都中心部から北へ18 Kmの地点のサイタニー郡に位置しており、全国の各県や郡などの司法局を管轄する省である。



(2) ヴィエンチャン首都司法局リーガルエイドオフィス

同司法局は、以下の他の司法局とは異なり、首都・県レベルという、郡レベルより上位に位置する司法局である。首都中心部から北へ約18 Km離れた上記司法省の近くサイタニー郡に所在しており、街中から車で40分程度（通勤時間帯は首都中心部からの大通りの渋滞によりさらに時間を要する）のため、中心地からのアクセスは悪い。近代的な外観で、とても大きく豪華な新しい建物である。

郡より上の首都・県レベルの司法局であることから、管轄下の郡のオフィスを訪問しアドバイス行っているほか、ここ自体でも市民から相談を受け付けて実施している。相談は月から金曜午前8時から午後4時までで、担当者が対応可能な時間帯に実施している。

リーガルエイドに関しては、現時点では部長一人に対応しており、その他に専属のスタッフはいない。他業務との兼業スタッフがメモ取りをするくらいであるとのことである。



(写真左：リーガルエイドオフィスを含む首都司法局の庁舎)

(3) サイタニー郡司法局リーガルエイドオフィス

同司法局は、首都中心部から北へ約12Km離れた、上記司法省へ向かう大通り沿いに所在している。司法省等よりは近いものの、やはり街中から車で30分程度のため、中心地からは若干離れている。

司法局全体で19名おり、リーガルエイド専従スタッフはおらず、司法局スタッフのうち2名が相談等の対応をしているとのことである。



(4) チャンタブリー郡司法局リーガルエイドオフィス

チャンタブリー郡は、首都の最も中心部に位置する郡であり、人出の多いナイトマーケットやチャオアヌヴォン公園のあるところである。ラオプラザホテル、トンカンカムマーケットなど街中から近いエリアの路地を入ったところに位置するため、中心部からのアクセスは良い。なお、JICAラオス事務所はこの郡に所在している。

同司法局は、古い教会の趣のある建物の一部をオフィスとして利用している。エアコンを設置していない上階は、昼間は暑くなりすぎてオフィスとしては使えない

ようであり、一階部分を主として利用している。ただ、二階の教会メインホール部分は小規模な講堂のようになっており、村人への説明広報時には利用されているようである。オフィスは一階であるにもかかわらず建物の老朽化で雨漏りがするようで、天井にその跡がある。

司法局全体で8名のスタッフがいる（リーガルエイド関係スタッフの数は不明）。なお、同郡内には30くらいの村があるとのことである。



(写真左：リーガルエイドオフィスを含む郡司法局の庁舎)

#### (5) シコッタボン郡司法局リーガルエイドオフィス

シコッタボン郡は、首都中心部から西側一帯に位置する郡であり、クラウンプラザホテル、ワットイ国際空港あたりもこの郡に含まれる。同司法局は細い路地の奥に位置している。中心地域付近も含まれているとはいえ、司法局自体は同空港の北西端あたりの地域に位置しており、街の中心部からは若干遠い（約8 Km）。

建物内の場所が狭いため、相談対応は執務室内にて行っており、相談時には同室のスタッフが外へ出て相談者のプライバシー保護を確保するようにしているとのことである。なお、同司法局の判決執行部門は他へ移動したため訪問時時点では空き部屋となっていた。

司法局全体でスタッフは7名おり、そのうちリーガルエイドの普及に携わっているスタッフが2名いるとのことである（相談業務も兼務）。職員が2名ずつ3部屋にて執務、加えて所長が所長室兼会議室にて執務している。



(写真左：リーガルエイドオフィスを含む郡司法局の庁舎前にて)

(6) シサタナック郡司法局リーガルエイドオフィス

シサタナック郡は、首都中心部から東及び南一帯に位置する郡であり、街中のパークソン（ショッピングモール）付近から南の方に位置するアメリカ大使館のやや手前付近までを含むエリアである。JICA法律プロジェクトオフィスもここに位置し、各国大使館やインターナショナルスクールなども多く、閑静な住宅街を含むエリアである。同司法局は中国大使館、韓国大使館などが所在するエリアに位置しており、建物は築2年と新しく広い。

所長クラスは転勤があるため、訪問時点で所長は転勤しており、同ポストは不在となっていた。なお、所長以外の一般スタッフについては、基本的に異動はあまりないとのことであり、ある男性職員は10数年の間この司法局に勤務しているとのことであった。

司法局全体では9名のスタッフがいる（リーガルエイド関係スタッフの数は不明）。なお、同郡内には37村があるとのことである。



(写真右：リーガルエイドオフィスを含む郡司法局の庁舎前にて)

## 第4 相談件数及び内容

以下、上記のような各訪問先司法局において聴取した、相談数統計と主な相談事例を挙げる。

なお、既述の通り、示された件数がリーガルエイドのみなのか（一般法律相談も含むのか）、全国と県レベル、郡レベルのそれぞれの相談数と整合しているのかなどについては不明確であることに注意されたい。

この点、下記のとおり、首都ヴィエンチャン司法局によれば首都内の相談件数はそれなりにある反面、特に首都中心部の3郡（チャントブリー、シコッタボン、シサタナック）については、リーガルエイドのみ（一般相談除く）の相談数は極めて少ないことが見て取れる。

### （首都ヴィエンチャン司法局）

2023年統計（首都の当司法局と首都内9郡の司法局、及び司法局と連携している女性開発組合の合計）によれば、相談件数は429件（組合20件）であり、概ね相談者の男女比は半々くらい、20歳から45歳が多い。

近時、サイニャブリ県と首都ヴィエンチャンとの間で合同会議があったが、首都より県の方が、相談件数が多いとの実態が報告された。おそらく、首都は司法局が提供するリーガルエイドオフィス以外にも他の相談先が多かったり相談場所へのアクセスが良かったりするもので、相談件数がそれぞれの機関でばらけるからではないかとのことであった。<sup>17</sup> 当地で一般的に相談件数が多いのは、消費貸借契約、相続、家族、所有権関係などと、人々の生活する上で発生しそうな問題が多いとのことである。

最近の相談事例として、以下のような事案が紹介された。

#### ① 土地明渡

ある土地の所有者が親族をその土地に住まわせていたが、その後所有者から退去して欲しいと伝えても親族が出ていかなかった。当該事案は、裁判所において親族の退去を求める判決が既になされていたため、今後の手続きは当該判決の執行だけとなり、司法局としてアドバイスすることはなかった（おそらく親族側の相談）。<sup>18</sup>

#### ② 離婚

夫婦間トラブルで、夫側から離婚したいとの相談（妻のギャンブルが理由）。子供が1歳未満のため、法律上では離婚ができないと伝え、養育費などのアドバイス

<sup>17</sup> この点は、弁護士会の相談、女性同盟の相談などを指していると思われる。その他、職場や親戚経由での情報を利用したりなどが考えられる。また、最高人民検察院も法律相談窓口を設置している旨の情報も聞き及んでいる。

<sup>18</sup> アドバイスをしなかったとの対応の詳細は不明であるが、本当に法的に退去がやむなしかという点を置いたとしても、その後の判決執行手続についての説明や相談、対応方法、弁護士相談の紹介、その他アドバイスなどは事案によってはあり得る。司法局の相談能力向上の必要性も課題として各所で指摘されているところである。その一部については、阿讚坊・前掲注5）23頁参照。

を行った。<sup>19</sup>

### ③ 相続

ラオス国外へのラオス人亡命者がラオスへ戻ってきて、自分に相続権がある遺産を要求したが、兄弟からはこれまで自分たちが当該資産を管理してきたので、当該亡命者へ遺産を分けたくないと主張。その後、当該亡命者から相談を受けた。

司法局からのアドバイスとしては、裁判所に訴えたら、亡命者の遺産分割による取得分は国が管理することになるため、裁判よりも兄弟同士で解決した方がよいという内容であった。<sup>20</sup>

#### (サイタニー郡司法局)

2023年統計では、オフィスでの相談、電話での相談、村でデスクを設けて受ける相談全てを合わせて54件、2022年では45件であった。夫婦関係、養子縁組、土地関連の紛争が多い。

相談者の男女の割合は、感覚としては女性の方が多い。

#### (チャンタブリー郡司法局)

2024年統計では、夫婦関係の相談が3、4件と相続などの相談があった。

#### (シコッタボン郡司法局)

2024年統計では、2件の相談があった（この点、記録の欠如で相談件数2件という問題もあるかもしれないとのこと）。たとえば、郡の村への普及時に受けた相談では、土地の境界線に関するトラブル事案であった。

なお、法律扶助令記載の7要件（リーガルエイドの対象者。上記第3の1(1)参照）<sup>21</sup>以外の一般の相談は、電話・対面の双方を含めて、月1～2回の相談がある程度。契約書のチェックなどの簡単な相談については記録がないので件数が不明だが、存在する。Facebookでのトラブルや誹謗中傷の相談も多い。これら全て含めて、全部で月5、6件くらいの相談件数との感覚である。<sup>22</sup>

また、村の村長からの相談もあり、村人が相談に来た時にその受けた相談内容についてアドバイスを求めてくるものである。

<sup>19</sup> 子供が1歳未満では夫側から離婚請求ができないという回答は、ラオス民法典178条に基づく。郡の司法局からの聴取では民法典に基づいた回答はしていないとのことであったが（下記第5の1シサタナック郡の回答）、こちらの回答は法的なものを含んでいる。養育費についての回答もどの程度実施しているのか気になるところである。担当司法局職員の経験・法的知見によるのかもしれない。

<sup>20</sup> かなり踏み込んだアドバイスをしているようだが、回答内容については要検討。

<sup>21</sup> 2018年2月28日法律扶助政府令（77号/政府）12条

<sup>22</sup> 同郡に限らず、相談件数については統計の取り方と合わせ検討が必要である。

なお、リーガルエイドに関する相談件数の回答は明快であった反面、一般的な相談の内容や件数に関する部分は、こちらから何度も繰り返し質問しないと先方から回答が引き出せなかった部分である。

法律扶助令12条記載の7要件以外の一般相談についても、上記第3の1(2)記載の通り、司法アクセス向上のためには重要性を持つ活動である。しかしながら、各リーガルエイドオフィスでは、7要件以外の相談については、リーガルエイドオフィスにおいて法律扶助令に基づく活動ではないということで、少なくとも統計上は重要視していない印象が感じられた（一般相談自体としては受けている様子であるが、通常業務として実施しているのかは不明）。

(シサタナック郡司法局)

2024年は1月～6月で、様々な種類の相談含め、3件の相談があった。<sup>23</sup>

## 第5 首都ヴィエンチャンでの課題

各司法局では以上のような相談対応を行っているが、司法局リーガルエイドオフィスの具体的な活動実態と彼らが直面している問題点につき、以下のような事項が述べられた。本項ではそれを分類し、問題点ごとに整理しまとめている。

### 1 相談対応の実態と困難性

#### (1) 聴取結果

(司法省)

司法アクセスについては、ラオス政府としても重要な任務だと考えている。司法省が司法アクセス改善の役割を担っているが、断片的にしか関わっていない。

この点、以前は司法省職員を一定期間地方などへ派遣するだけであったが、近年リーガルエイドオフィスができたことでより、市民からはより司法へアクセスがしやすくなった。他方、それらのオフィスは各地の中心部にしか設置されていないため、遠隔地の人々には未だになかなかサービスが届きにくい状況である。<sup>24</sup>

(首都ヴィエンチャン司法局)

電話相談が多いため、現状では人員不足であり、少なくとも3人体制でないと厳しい。

(サイタニー郡司法局)

当郡では電話での相談が多い。

相談技術に関しては、郡の司法局が45日間の研修を開催している。郡の司法局スタッフ、またはビエンチャン首都スタッフ、農林分野の場合は関係組織からの講師が担当する。執行に関することは執行の専門の人が対応している。

なお、村役場にも45日間の法教育研修を受けた人材がいる（国立司法研修所での研修）。村役場でアドバイスしきれない場合には、郡オフィスが紹介されることが多い。

(シサタナック郡司法局)

司法局のリーガルエイドオフィスでの相談では、民法典などの法律に基づく解

<sup>23</sup> 脚注22に同じ

<sup>24</sup> 阿讚坊・前掲注5) 22頁参照。

決方法のアドバイスまでは行っていない。そのような説明をするのは司法局職員では困難であり、調停や訴訟という紛争解決方法の紹介や手続の説明を行う程度である。<sup>25</sup>

この点、たとえば民法典の条文集の本は司法局に置かれているが、民法典逐条解説書という専門的な解説がなされた本までは司法局に届いていない。<sup>26</sup>

#### (シコッタボン郡司法局)

村という狭いコミュニティでは、周囲に相談内容が漏れるなどの心配から相談しづらいなどの問題もあり、村の司法局で相談しづらいので郡に相談に来るという場合もある。

(報告された相談数が少ないことに関し) 相談数の統計として、政令77条に入っていないものは相談として算出されていない可能性がある。また、法律扶助令12条記載の7要件(貧困など)にあてはまるのは首都より地方の方が多いかも知れず、そのような権利を主張する人が多いのも都市部より地方なのではないかという意見も聞かれた。

#### (2) 小括

以上の通り、司法局リーガルエイドオフィスにおける相談は訪問のみならず電話にても実施されているようであるが、基本的に少人数のスタッフによって運営されている。リーガルエイドオフィスの設置以降、相談先が増えたことにより地方の司法アクセスは向上したとの指摘もあるが、都市部においては相談数が人口に比して少ないように思われる(上記第4の記載事項参照)。

また、相談に至っても法的アドバイスというよりは手続案内の実態に近いことが窺われる。

なお、統計の取り方としては、紙媒体で記録をとっているのが通常のようなものである。この点、郡によっては相談が適切に記録化されているか、法律扶助令12条記載の7要件を満たす相談以外の相談についてはそもそも記録をしているか、記録が適切に保存されているかなどは、検討の余地があるかもしれない。

<sup>25</sup> 法的説明について、前掲注18, 19参照。

<sup>26</sup> 民法典普及サブワーキンググループ『民法典逐条解説書』(司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学法政治学部・JICA、2023)

([https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/\\_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/18\\_civil\\_explanation.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/18_civil_explanation.pdf), 2024年7月3日最終閲覧)。

JICA法律プロジェクト(2018-2023)で作成支援したラオス民法典の解説書である。

## 2 普及活動の実態と困難性

### (1) 聴取結果

#### (首都ヴィエンチャン司法局)

各司法局は、司法局の相談活動を住民に知らせる普及活動を行っている。当司法局でも月1回くらいの頻度で広報イベントを開催している。例えば、本年、首都とナーサイトン郡（首都郊外の郡）の司法局のリーガルエイドオフィスが共同で村への普及広報活動を実施する予定であるし、郡などの広報活動に招待されて首都からも出席することもある。

村での普及活動では、その村の村長等呼んで説明会を実施するし、住民も含めて行う場合もある。そのような場所では、法令の内容を説明したりするが、法律扶助政府令はすでに対象者へ配っているため、それをベースにリーガルエイドの内容について司法局から説明を実施する。<sup>27</sup> また、村落調停制度も紹介する。そのような説明会は1日かけて実施される。

訪問対象としては、組織力として強くないと評価される郡を訪問して普及活動を実施していく。

住民が司法局の相談先を知る手段としては、上記普及活動のほかには住民間などの口コミが多いほか、とりあえず司法局へ電話してきて窓口を知るという場合もある。

リーガルエイドの存在やサービスの内容について情報普及する部分で、日本など外国の支援が必要である。司法省の他の部局向けの法律の内容に関するパンフレットを作る場合も同様である。

#### (サイタニー郡司法局)

普及活動は、村や高校を訪問して1年で6-7回、3か月に2回程、行っている（組合と一緒にいくものも含めて）。各村の村落調停を支援している組合とも連携して活動している。

今は、村役場に調整してもらい、各村での生活に関係している条文を取り上げ、それを説明したりしている。上記組合と一緒にいくときは、スクリーンを持って行って、動画や絵を見せることができる。司法局だけの訪問時には口頭でのみの説明となる。

今年の普及活動の目標は、5つの高校、全104の村のうち10の村に行くことが目標である。司法局の法律相談業務の存在については、村などへのこのような普及活動する時に宣伝することで知られることが多い。また、住民の間で口コミでも広まっている。

<sup>27</sup> 説明としては、おそらくこれだけでは無味乾燥であり、説明方法、内容の向上については検討可能性がある。より効果的な普及広報活動を目指して改善したいところである。

(チャンタブリー郡司法局)

当司法局でも住民や村への相談窓口等の普及活動を行っており、全部の村に1年に1度は訪問している。遺産相続、契約書などの説明をすることもあり、身の回りの法律を説明したりする。

しかしながら、この地は首都の中心部で経済的な地区であり、勤め人など働いている人が多く、時間がとれないため住民に集まりに来てくださいと呼びかけてもあまり来てくれない。30くらいの村があるが、全村に普及してもなかなか人が集まらない。リーガルエイドの利用人数も少なく、相談者も少ないのが懸念であり、村人個人個人へリーチできていないと感じるとのことである。

また、それ以外にも司法局への相談を行わず、調停で解決できないと考えたら自分で直接裁判所へ行ってしまうというのものではないかと考えている。加えて、村人としても法律を知らない司法局職員に相談をする意味がわからないという意見もあると思う。村を訪問しても法律のことを軽く見えて無視という側面もある。どれくらい法律を知っていれば良いのか、村人にはわからない。リーガルエイドに関する制度や内容も住民へ伝えているが、しっかりその内容が伝わっていないと感じる。

郡以外にも相談窓口があるので、どこに行っても相談できるというのもあると思う。

(シコッタボン郡司法局)

当司法局では、2024年は現時点までに10の村に普及活動を実施し、口頭で様々なことを説明した。普及前には、訪問地で求められている情報をヒアリングして準備している。

首都であることから、同郡内の郊外の村であってもほとんどが勤め人であるため、かなりの知識を持っている人も多く、自らSNSなどで調査してしまう人も多い。自分の親戚などに相談して済ますことも多い。また、当地はベッドタウンのようなもので昼間は村に人がいないため、平日昼間の普及活動は難しい。ただし、首都内であっても車で行きづらい村もあり、普及の必要性は感じている。

これに対して、同司法局の職員のうち一人は直近まで勤務していたカムワン県(首都から車で6時間ほどの地方)での状況を述べてくれた。車が入れない遠隔地の村などもあるが、そちらでは村人の集まりもよく、司法局の話を生懸命に聞いてくれるそうであり、都市と地方で状況が異なるとのことである。

村人に普及内容についての関心を持ってもらう方法などについて、検討ができるとよいとは考えているが、まだそこまではできていない。

なお、普及時には相談者のプライバシーもあるため、その場での相談は実施しない。

(シサタナック郡司法局)

普及活動の内容を決めるにあたっては、訪問予定の村ごとに存在する問題点を聴取し、その村が抱えている課題を中心として普及するようにしている。

当司法局での普及活動は、以前は毎年各村に普及を実施する必要があったのだが、今は最低で年間10村へ普及をするように指示があり、その方向で実施している。加えて、年間に2、3箇所の学校を訪問しての普及活動も行っている。

当郡内の住民は勤め人が多く、高学歴の人も多いため、普及活動をしてもなかなか集まってくれない状況にある。40歳以上の年代がようやく集まってくれくらいである。そのような状況にあるため、普及の場へ来られない住民に向けてスピーカー放送による情報提供も実施している。また、学校であればこちらから訪問すれば普及対象者が来られないという心配がないので、今後は普及活動を学校中心にしようと検討している。しかしながら、司法局以外の各団体（女性同盟等）も学校への普及を実施しているため、この点は学校側の受け入れ体制次第である。

なお、当司法局では、Facebook等を利用した普及は行っていない。

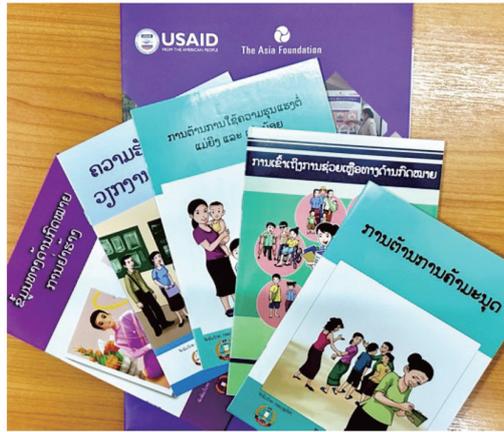
(司法省)

概ねラオス各地で薬物やDV、子供の通学拒否事案が多い。

司法省によるこれまでの普及活動に対する評価としては、現実に実施している普及活動に比してアクセス数が低いと感じており、普及活動が地方各地や住民にまで届いていない。2018年以降にリーガルエイドオフィスが活動を開始したが、実際の相談数は少ない状況であり、どのように宣伝すればより周知され相談に来てくれるか、考えている。また、地域によっては少数民族でラオス語がわからないという問題もある。

なお、司法局以外に、国立司法研修所（NIJ）の学生が、リーガルエイドクリニックとして学生中心で活動し、学生自身が中学校などで法律の基礎を教えるという活動も行われている。

各司法局による普及広報活動は、現地に直接訪問するのが基本である。オンラインやテレビなどは地域によっては繋がらず利用できないので、現場に行くのが一番である。文字だけの説明だと住民が興味を持ってないので、動画を使ったり絵を使ったりするようにしている。そのような動画やパンフレットは、アジア財団（TAF）や司法省も作っている。これまでもWebサイトを作成したり、普及のマニュアルも作成したりして、市民からの情報へのアクセスを可能にはしてきている。



(TAF、USAID支援によるラオス語パンフレット)

—離婚、公証、女性や子供への暴力、リーガルエイド、人身取引等—

この点、例えば、日本の知見により、普及関連ポスターや広報媒体などのデザイン、絵やアニメの利用、その他広報の向上のためのアイデアによる支援があればありがたい。

## (2) 小括

以上の通り、普及活動においては、リーガルエイドの制度やオフィスの紹介、その他法令の周知などを、スタッフが現地訪問の上で実施している。とは言え、すべての法律や制度を説明するには1日では足りないはずであり、各村の抱える問題点などに集中して説明会などを開催しているようである。

各司法局とも、訪問による普及活動を積極的に行いたいという意思が感じられるが、予算上の制約もあるほか、都市部においては労働者人口が多く、普及の場へ市民が集まるのが難しい、または役所に頼らず人のつてを利用して法的情報を得てしまう（それゆえ法律やリーガルエイドオフィスの存在の周知が難しい）という事情が見受けられた。

また、普及方法については上記の通りアジア財団などの支援も入っているものの、説明方法に自発的工夫があるかどうかは担当スタッフ次第であり、この点の改善の余地はありそうである。

### 3 予算・設備等の問題点

#### (1) 聴取結果

(首都ヴィエンチャン司法局、サイタニー郡司法局)

住民との相談記録は、紙媒体の事件簿に記載して取りまとめている。この点、司法省からは、記録を電子化して保管するシステム支援があればとても助かる旨の意見がなされていた。

(チャンタブリー郡司法局)

司法局の建物は古い教会の一部であるが、予算がないため改装できず、2階室内は暑くなりすぎて仕事場としては利用が難しい状況である。また、雨漏りもしている。

住民に効果的な普及をするため時間外の訪問も考えたが、予算が足りないので困難がある。普及に要する予算は、アジア財団から支出されている（3ヶ月に一回、320万KIP）。

(シサタナック郡司法局)

普及を実施する時に必要な予算としては、例えば景品代がある。予算を利用して景品を持参し、普及会場で住民の興味を惹きつけるために用いられる（時折、職員が自費で購入していることもあるという）。それ以外に、普及会場の会場費や飲料代などは、司法局側の費用としてはかからない。

(司法省)

現在、政府に資金がなく、政府からはリーガルエイド基金への予算はない。アジア財団やルクセンブルクなどの支援による予算があるのみである。<sup>28</sup>各地のリーガルエイドオフィスが活動内容を提案して申請し、予算を受け取っている。各オフィスへは、司法省が当該予算を中央の銀行から地方の銀行に送金して渡している。

普及活動が盛んかどうかは、予算と司法局長の熱心さ次第となっている。地域によっては村が中心部から遠く訪問するためだけでも費用がかかってしまうため、多数回の訪問は難しいという現状もある。

<sup>28</sup> 入江・前掲注10) 31頁参照。TAFはUSAID等の資金を得て、2014年より「Legal Aid Support Program」としてリーガルエイドに関する支援をしている。また、その他UNDP、日弁連などの機関もリーガルエイド支援を行ってきている。

## (2) 小括

現在の予算が潤沢ではないことも課題であるが、司法局リーガルエイドオフィスの将来的な活動については、政府の予算がついていないことから、組織や活動内容の持続可能性が懸念されるところである。

また、情報管理が紙媒体で電子データ化が求められているが、全国の司法局の相談内容、統計記録の方法やフォーマットが統一なのかなど、現時点での管理方法が気になるところである。

## 第6 おわりに・都市と地方の問題点

以上を見るとわかる通り、予算不足、設備の問題、データ管理など、どの地域でも分野でも発生しうる共通の問題もあるが、その他、地方に比較して問題点の少ないと思われる都市部であっても難しい問題点があることに気付かされる。

そこで、最後に、この度の視察訪問記録のまとめとして、都市部ならでの問題点や都市と地方に共通する問題点についてまとめ、考える検討事項について現時点での私見を述べる。

### 1 都市での相談件数の少なさ<sup>29</sup>

ラオス北部の地方に所在するルアンナムター県内4ヶ所での2021年の年間相談件数総数が139件（人口は首都ヴィエンチャンの半分以下）<sup>30</sup>であることと比べると、統計の年は異なるものの、ヴィエンチャン首都における相談件数総計は429件であり（上記第4、1項）、首都ゆえに一定程度は相談件数があるとは評価できそうである。

しかしながら、手元に正確な統計はないものの、首都より地方の県の方が、相談件数が多いとの実態も報告されている（上記第4、1項）。加えて、各郡司法局での年間相談数もそれほど多くないということも合わせると、地方と都市部の人口差にもかかわらず、相談件数は司法局の想定ほどは多くないということが窺われる。

この点、既述の通り、リーガルエイド以外の一般的な法律相談も市民の司法アクセス向上という目的においては非常に重要であることから、司法局におけるこれら全てを含めた全体の相談数の増加、及び以下に述べるような相談機能を向上させていくことが非常に重要である。

<sup>29</sup> 既述の通り、正確な統計資料がなく、比較対象として適切な数値が掲げられているのかは不明であり、注意が必要。

<sup>30</sup> 阿讚坊・前掲注5）21頁

## 2 アドバイスレベルの差異

郡司法局において民法典に基づく助言は行わない、あるいは自信を有していないという回答からすると、都市部だからといって直ちに相談時のアドバイスレベルが高いと言うことはできない可能性がある。各種文献や情報に接する機会の多い都市部であれば、地方と比較して、相談機関の持つ法的知見や助言内容のレベルが高いということを期待してしまうが、必ずしもそうではないかもしれない。

しかしながら、一部の回答にすぎないが、同じ首都内でも、首都司法局では法的アドバイスまでしている可能性がある反面、郡レベルではそこまでの助言が難しい現状がある可能性が垣間見えた（ただし、ここまでの点はさらに調査が必要な段階ではある）。法的アドバイスができない場合（またはレベルが低い場合）、わざわざ相談に来ている住民からの信頼は得られず、弁護士会のリーガルエイドオフィスのみで十分であるということになってしまうという問題がある（仮にそちらの方が信頼できる場合）。

この点、もし首都司法局など首都の上位機関の法的知見や相談技術が期待できるのであれば、それを首都内の郡や他県へ広める、または地方の困難案件については首都司法局が地方司法局または相談者へアドバイスや電話相談を行うなどの方法を採用し、効率化できる可能性は秘めているかもしれない。

そのように考えると、司法局内でも県レベルと郡レベル、首都と地方などの間でのリーガルエイドオフィスごとの役割分担を明確化し、困難な法的案件は上位機関や首都で対処する、首都にて効果的な普及広報方法や媒体を作成し地方に広めるなどの方法も検討しうるのではないか。相談の有用性が疑問視されている意見も聞かれたが、このような批判を直視し有用な体制を作っていく（そして、その後その有用性を普及していく）ことも重要である。

## 3 都市での普及活動の難しさ

上記1記載の通り都市部での相談数は伸び悩んでいるようである。しかしながら、住民への情報普及活動に関しては、地方のような物理的アクセスが悪く、中央から情報や資料なども届きづらく、少数民族の場合は言語すら異なる状況と比べ、一般には都市部の方に遥かにアドバンテージがあるはずである。<sup>31</sup>

にもかかわらず、首都では地方と異なる属性による困難性があるように見受けられる。

まず、都市部では、地方と比較して勤め人が多いなどの理由から、多忙さ等により住民を普及の場へ呼ぶことができず、思うように住民へ情報提供を進められていない

<sup>31</sup> 阿讃坊・前掲注5) 22頁

という郡司法局の思いが強く感じられた。この点は下記4項の問題と関連する。

これ以外の普及困難の理由として、首都においては、司法局が提供するリーガルエイドオフィス以外にも他の相談先が多かったりアクセスが良かったりことから、住民が普及の場に来ないのではという意見も聞かれた。これについては、翻せばそれら別機関と役割分担や共同関係による相互紹介などの相談網を築いたり、有効に法律専門家である弁護士へ繋げたりするなど、効果的なシステムを築き上げられる可能性も首都では実現が比較的容易かもしれない。それとも、規模が小さく関係者の少ない地方の方が連携開始は容易だろうか。

#### 4 普及内容・普及方法

普及内容や方法に改善の余地があり得ることは、地方と首都で変わりはないが、上記3項記載の通り、普及のツールや方法についても都市部の方が入手や検討がしやすい状況があると思われる。都市部はそのアドバンテージを利用して、関係者や専門知識のある者と協議するなどして、更なる効果的な普及方法や普及ツールを開発しうる環境にある。

例えば、司法省やアジア財団などが作成したという広報ツールがあるが、これらが適切に活用されているか（司法局や各村へ届いているか）、ツールが手元あっても各司法局によって有効に利用されているのか（ただ配るだけとなっていないかなど）、内容に不足はないのか、そのツールに頼り切らず更によりよい方法はないか（SNS、動画、劇などの手段検討や、普及内容や参加呼び掛け方法を興味深いものとするなど）という様々な点について、検討可能性はありそうである。

#### 5 記録整理方法

最後に、都市と地方の共通問題であるが、相談記録の整理については検討の余地がある。何度も述べている通り、今回の調査でも、先方からの相談件数の報告には曖昧な部分も存在していた。

まず、リーガルエイドオフィスでは、リーガルエイド固有の相談と、それ以外の一般的な法律相談の双方を受けているようであるが、この点、双方の記録が適切に管理される必要がある。しかしながら、特に一般相談の方については、記録化の意識が低いように見受けられた。

次に、相談内容をまとめる書類や相談記録簿のフォーマットは各司法局や各地域で共通なのか、適切に相談結果を記録化できているのか、統計の集計に間違いはないのかなど、検討の余地がある。例えば、相談を受ける際の聴取事項を書く書類のフォーマットを定め（重要な相談・回答事項と、必要な統計情報上の数値に関連する情報の含んだ書式）、それをファイリングするだけでも確実なデータは残る。それを全件で

実施できれば、記録が曖昧となることはないのだが、現在の各地の方法がどのようになっているのか興味深い。

この点、電子データによる相談結果や相談数の統計管理方法の採用は、司法局側も我々も容易に思いつく改善方法である。デジタル化は確かに実現すれば有用であり、問題解決へ結びつく可能性を秘めている。

しかしながら、この電子化の採用について直ちに飛びつくことには強い懸念を有する。果たしてデータ記入用個人PCや管理用PCが地方の法務局に十分にあるのか（おそらく各個人にまではない）、あっても長期的な視点で故障しないか（PC機器が故障しデータベース利用開始ができない事例については下記脚注32参照）、故障の場合、全ての地方の司法局には十分な予算があるのか（今でもリーガルエイド基金は不十分）、紙媒体で聴取した結果をデータ化する手間を確実にできるか（今回の調査ではPC上での管理は一部しかできていないとの声も聞かれた。紙媒体ですらデータがない可能性も指摘された。）、PCやデータベースの使い方がわからず放置されたりしないか（現状、ラオスではPCよりもスマートフォンの方が一般的に普及している）、データベースの保守管理を誰が継続的に担当可能なのか（データ管理に関する研修や普及が必要となる可能性はないか。その場合更なる予算が必要となる。）など、実現及び継続可能性に照らしこのような要検討事項を突き詰める必要がある。<sup>32</sup>

---

<sup>32</sup> 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4ボリカムサイ）」  
ICD NEWS 第98号71頁（2024.3）  
（<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年7月3日最終閲覧）参照。  
ボリカムサイ県司法局の判決執行部門では、執行チェックシステムが設置されたものの、提供されたPC機器トラブルによりデータベースが利用されないままとなっていた（2023年5月現在）。

# Bangladesh JICA新規司法アクセスプロジェクト開始報告（1） ー Bangladeshの基礎情報と司法制度の概要を中心に

JICA Bangladesh長期派遣専門家

藤岡 拓郎

## 第1 はじめに

本報告は、2024年4月22日に開始した、JICA技術協力プロジェクト・Bangladesh「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（英語名：Development of Mediation and Civil Litigation Practices for Enhancement of Access to Justice Project）について、その概要とこれまでの調査結果などを述べるものである<sup>1</sup>。

本プロジェクトの開始に至る背景や概要は、すでに過去の報告によって詳しく述べられているためそちらも参照いただきたい<sup>2</sup>。Bangladeshでは、2013年に政府の「法制度整備支援に関する基本方針」の中で法制度整備支援の重点対象国に指定されたことを受け、日本とBangladeshの法務関係者による共同研究として、2016年に当時のBangladesh司法大臣<sup>3</sup>や実務担当者が来日、高等検察庁や最高裁を表敬し、法務省との間で互いの司法制度について意見交換などを実施した<sup>4</sup>。同訪問の成果を踏まえ、2017年から2019年にかけて下級裁判所の能力向上を目的とした国別研修を実施し<sup>5</sup>、2020年以降は、オンラインにて調停や訴訟実務に関連したワークショップなどを開催している<sup>6</sup>。

さらに、法務省の調査委託として、Bangladeshにおける司法制度や基本法制に関する調査も実施されており、法務省ICDのウェブサイトにて閲覧可能であるため、以下の本報告で触れる各制度の詳細はそちらを参照いただきたい<sup>7</sup>。

本プロジェクトの実施背景には、Bangladeshにおける訴訟の滞留件数の増加があることはこれまでの共同研究や国別研修で示されているとおりであります。1990年代か

<sup>1</sup> 筆者は、2024年4月22日にBangladeshの首都ダッカにJICA長期派遣専門家・プロジェクト総括として赴任した。本プロジェクトには他に業務調整/援助協力が1名赴任している。

<sup>2</sup> 原彰一「Bangladesh出張の報告及び新規技術協力プロジェクトの概要」ICD NEWS第96号（2023.9）150頁

<sup>3</sup> 本省庁の正式名称は、Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairsであり、法・司法・国会担当省などと訳すべきであるが、本報告では、簡略して「司法省」、また、担当大臣は「司法大臣」とする。司法省は、さらに、Legislative and Parliamentary Affairs Division（立法・議会担当部）とLaw and Justice Division（法・司法担当部）に分かれ、それぞれに担当次官（Secretary）が配置されている。本プロジェクトの主たる担当部は、後者である。

<sup>4</sup> 松尾宣宏「第1回日本・Bangladesh共同研究」ICD NEWS第70号（2017.3）162頁

<sup>5</sup> 石田正範「第1回Bangladesh法制度整備支援研修」ICD NEWS第74号（2018.3）146頁

高梨未央「Bangladesh第2回本邦研修」ICD NEWS第78号（2019.3）

<sup>6</sup> 下道良太「Bangladesh・オンラインワークショップ（民事訴訟の遅延解消）」ICD NEWS第86号（2021.3）139頁等、詳しくは、法務省法務総合研究所国際協力部のウェブサイト（[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00070.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00070.html)）を参照されたい。

<sup>7</sup> 粟津卓郎「Bangladeshの基本法制に関する調査研究」法務省調査研究報告（2014.2）

<https://www.moj.go.jp/content/000123990.pdf>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所「Bangladesh法制度調査報告書」法務省調査研究報告（2015.3）

<https://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf>

浅野宜之「Bangladeshにおける司法制度」法務省調査研究報告（2015.3）

<https://www.moj.go.jp/content/001144526.pdf>

ら滞留件数が増加の傾向を示し、その後も減少することなく、現在はおよそ400万件とされている。これまで政府は、滞留件数減少に向けて、裁判官の定期的な採用数の増加や裁判外紛争解決手続の充実化のための法改正（例えば法律扶助事務所において調停を実施可能とすること）などを実施してきたが、その効果は限定的である。このような裁判の長期化などによる紛争解決手段の機能不全は、市民誰もが等しく司法的救済を得られる機会を妨げ、とりわけ女性や子ども、貧困層など社会的脆弱層においては紛争が当人の生計手段や生活環境に直結する可能性が高く、より深刻な影響をもたらすこととなる。

本プロジェクトは、これらの事情を背景に、1) 裁判外紛争解決手続として主に司法調停に、2) 訴訟実務として主に民事訴訟手続に焦点を当て、そのシステム・手続の改善や人材能力強化を行うことを目的とする。

本報告は、2024年9月現在プロジェクトの基礎調査が続行中であるため、都合上2回に分け、今回の報告では、司法アクセス阻害の遠因となるバングラデシュの社会的な事情を含む基礎情報やガバナンスに関わる情報について触れた上で、本プロジェクトに関連する範囲となるが司法制度の概要についても説明する。次回には、本プロジェクト活動計画の詳細の他、前記実施中の基礎調査の結果及びそれに基づくプロジェクトの課題について整理し報告する。

## 第2 バングラデシュの基礎情報<sup>8</sup>

### 1 人口や国土

バングラデシュでは、日本の4割ほどの国土に、2022年現在約1.7億人が住み<sup>9</sup>、人口密度（1200人/km<sup>2</sup>）は島嶼国などを除くと世界一と言われる。国土の3分の2が海拔5m以下の低地で、国土の約8割が氾濫原により形成されている。3つの大きな国際河川（パドナ（ガンジス）川、ジャムナ川、メグナ川）の河口に位置する世界最大のデルタ地帯の一つであり、高温多湿の気候で雨期には降雨により国土の広範囲が冠水、頻繁に洪水・浸水被害が発生する他、沿岸部ではサイクロンの被害も毎年のように報告されている。こうしたことから世界的に最も自然災害に脆弱な国の1つとされる<sup>10</sup>。河岸浸食が発生することもあり、これら脆弱な地域では土地の形状が頻繁に変わることで新たな紛争を生じさせている可能性があるため、本プロジェクトでも土地紛争への影響も含め今後調査を検討していく予定である。

<sup>8</sup> 以降の基礎情報は、独立行政法人国際協力機構（JICA）「バングラデシュ人民共和国JICA国別分析ペーパー」（2019年3月）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）「バングラデシュ基本情報」（[https://www.jetro.go.jp/world/asia/bd/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/bd/basic_01.html)）、外務省「バングラデシュ人民共和国基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bangladesh/data.html>）を参照した。

<sup>9</sup> 外務省、前記基礎データ

<sup>10</sup> JICA、前記国別分析ペーパー2頁



(出典：United Nations. <https://www.un.org/geospatial/content/bangladesh>)

人口構成については、やや古いですが2017年の平均年齢が26.7歳で、人口の約半数が、0～20代という<sup>11</sup>。ベンガル人が98%を占め、宗教では人口の9割はイスラム教徒であり、仏教、ヒンドゥー、キリスト教徒などその他の宗教は1割程度である<sup>12</sup>。少数民族が1.1%ほどおり、特にミャンマーとの国境付近のチッタゴン丘陵地域に仏教徒の少数民族が居住しており、イスラム系の住民との衝突が繰り返し起き

<sup>11</sup> 同上、1頁

<sup>12</sup> 外務省、前記基礎データ等。宗教に関しては、憲法上の国家の基本原則として世俗主義や政教分離がうたわれている一方（憲法12条）、イスラム教を国教とする規定も併存する（憲法2条A）。前政権は、世俗主義を重視し、比較的他の少数宗教にも寛容な態度を示していたが、過去には世俗主義や政教分離の規定が削除された時期もあった（憲法第5次改正）。

ている<sup>13 14</sup>。

特に地方では、イスラム法が地域社会の中に色濃く残り、特に家族法や土地の分割などにはイスラム法やその文化から影響を受けている<sup>15</sup>。その他、地方における女性の役割の固定化は根強く、夫婦関係における生活費や虐待、子どもの養育費、持参金などの紛争を持ち込み、その法律扶助に対する申請を行う多くは女性である。

## 2 産業と経済

主な産業は、縫製業と農業であり、輸出の8割以上を衣料品が占める<sup>16</sup>。また、労働人口が7300万人おり、そのうち約4割を15～29歳の若年労働者が占める(2022年)<sup>17</sup>。これら若年人口が縫製や他の工場産業を支えている一方で、同若年労働層の失業率は都心部で11%、全体でも8%と、年齢全体の4%前後よりも倍以上高い<sup>18</sup>。加えて、全体失業者の8割が上記若年層でもあり<sup>19</sup>、国として若年層の就業機会を十分確保できていない状況にある。なお、全体の労働人口のうち、非正規雇用が8割にのぼるため<sup>20</sup>、上記失業率だけでは、労働人口の大半が実際には極めて低賃金で不安定な労働に従事し、日本でいうワーキングプアのような状態にあるはずが、これを十分捕捉できていないことに留意すべきである。このような状況下で職を求めて海外に出稼ぎに出る若者も多く<sup>21</sup>、皮肉なことにこれら出稼ぎに出た若者労働者からの外国送金が縫製業と並んで有力な外貨獲得手段となっており、かつ貿易赤字をこの送金で補填している。そして、このような海外に出稼ぎへ出た夫と国内で家事と子どもの世話を奔走する妻との間での生活費の不送金などの家事事件も少なくな

い。

近年の経済発展は著しく、経済成長率はコロナ禍においても6パーセントを維持し、2026年には、後発開発途上国(Least Developed Country, LDC)の卒業が予定されている。中間層、富裕層が拡大しており、これらの層を中心に国内需要の高

<sup>13</sup> JICA、前記国別分析ペーパー2頁

<sup>14</sup> 1997年の和平協定の調印によって少数民族とベンガル人入植者との間での抗争は終結したとされるが、和平協定に反対する一部少数民族組織の対立等で治安情勢は不安定になりやすい状況にある。また、いわゆるミャンマーのラカイン州からの避難民であるロヒンギャ問題については、1990年代以降、バングラデシュと国境を接する同州からイスラム教徒が国境を越え難民として流入していたが、2017年8月以降、バングラデシュに新たに約70万人の避難民が流入し、国連によれば、現在、国内に約96万人の避難民が避難している(外務省、前記基礎データ参照)。

難民コミュニティ内の保護や治安維持の他、地元住民の負担増大や難民コミュニティとの摩擦が引き続きの問題になっている。なお、バングラデシュ政府は10万人規模の居住施設をバシャンチャール島に建設し、同島への避難民の移住を推進してきているが批判も多い。JICAは2024年4月より、避難キャンプの管理や生活環境改善を担う防災救援省下の難民救援帰還委員事務所の能力強化等の支援を目的に、個別専門家として避難民支援アドバイザーを派遣している。

<sup>15</sup> イスラム法に基づく紛争については独自の紛争解決方法も存在する(1961年ムスリム家族法規則、Muslim Family Laws Ordinance, 1961)。

<sup>16</sup> JETRO「バングラデシュの貿易と投資」2021/22年度主要品目別輸出 <https://www.jetro.go.jp/world/asia/bd/gtir.html>

<sup>17</sup> Bangladesh Bureau Statistics ‘Labor Force Survey 2022’ file:///C:/Users/takur/Downloads/BGD\_LFS\_2022\_Report.pdf 81頁

<sup>18</sup> 同上84頁

<sup>19</sup> 同上83頁

<sup>20</sup> 同上 xxxiii (Key Indicator, 16)

<sup>21</sup> JETROビジネス短信「国外での雇用機会増を捉え、2023年上半期の国外労働者数は74万人に(バングラデシュ)」(2023年8月22日) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/08/5719bd840c55994b.html>

まりと外資を含む多くの投資が進みつつある<sup>22</sup>。貧困率は、20年前の約40パーセントから、20%前後へと減少した<sup>23</sup>。一方で、所得の格差をみると、ジニ係数は2000年の33.4から2016年の32.4、2022年は、33.4と、いまだ大きいままである<sup>24</sup>。また、農村部と都市部との格差も問題であり、農村部の貧困割合は都市部より依然高い<sup>25</sup>。

日本との関係についても触れておくと、日本はバングラデシュに対する世界最大の二国間援助国であり、独立当初から良好な関係性が維持されてきた。最近では、2023年4月にシェイク・ハシナ前首相が来日し、2022年に外交関係50年を迎えたことを機に、2014年の包括的パートナーシップから戦略的パートナーシップに格上げすることが決定された<sup>26</sup>。共同声明では、両首脳が日本の提供する法制度整備支援の重要性及び進展を認識したことにも触れられている。

その他、政府は全方位外交の方針を取っており、隣国インドとの関係も前ハシナ首相時代は良好であった。

### 3 ガバナンス分野と司法を取り巻く環境

#### (1) 政治

バングラデシュは、英領インドの一部であった1947年のインド・パキスタン分離独立時に、イスラム教がその一帯の多数を占めていたことから東パキスタン州としてパキスタンに帰属し、その後パキスタンによるベンガル語を排してウルドゥ語を公用語化する動きに市民が反発、独立運動が拡大し、1971年にパキスタンから独立、運動を主導したアワミ連盟 (Awami League) のムジブル・ラーマン総裁が首相に就任した。

1975年に国軍将校のクーデターにより同ムジブル・ラーマン大統領 (憲法改正で大統領制に移行していた<sup>27</sup>) が暗殺されたことで、その後、長期にわたり軍政が敷かれたが、1990年、当時のエルシャド大統領が民政への圧力に耐えきれず退陣に追い込まれて以降、アワミ連盟とBNP (Bangladesh Nationalist Party) という二大政党のいずれかが政権を担ってきた。

1991年の憲法改正では大統領制から議院内閣制へと移行し、概ね5年ごとに総選挙が実施されてきている (1991年、1996年、2001年、2008

<sup>22</sup> 現地の日本企業は、2023年現在で約330社、現地邦人1100人ほどとされる (JETRO、前記基本情報)。ダッカ郊外では日本企業出資に基づくバングラデシュ経済特区 (BSEZ) の開発も進み、バングラデシュ政府は100か所の経済特区の開発を目標としている。

<sup>23</sup> HIES 2020-21 Project, Bangladesh Bureau of Statistics (BBS), Statistics and Informatics Division (SID), Ministry of Planning 'HOUSEHOLD INCOME AND EXPENDITURE SURVEY HIES 2022' [https://bbs.portal.gov.bd/sites/default/files/files/bbs.portal.gov.bd/page/57def76a\\_aa3c\\_46e3\\_9f80\\_53732eb94a83/2023-04-13-09-35-ee41d2a35dcc47a94a595c88328458f4.pdf](https://bbs.portal.gov.bd/sites/default/files/files/bbs.portal.gov.bd/page/57def76a_aa3c_46e3_9f80_53732eb94a83/2023-04-13-09-35-ee41d2a35dcc47a94a595c88328458f4.pdf) 22頁

<sup>24</sup> 同上、15頁

<sup>25</sup> 同上、21頁

<sup>26</sup> 外務省、戦略的パートナーシップに関する日バングラデシュ共同声明 2023年4月26日 <https://www.mofa.go.jp/files/100496993.pdf>

<sup>27</sup> 1971年の独立後、1975年には一党独裁的傾向を強めるムジブル・ラーマン首相のもとで大統領制に移行したが、その後は、独裁への懸念から1991年に憲法第12次改正の中で議院内閣制に戻された。

年、2014年、2018年、2024年)<sup>28</sup>。

2009年に発足したハシナ首相によるアワミ連盟政権のもと、2014年には、BNPら野党がボイコットするまま総選挙が実施され、与党アワミ連盟が勝利、2024年1月の総選挙においても同様に野党ボイコットのまま実施され、アワミ連盟が圧勝した。もっとも、これら選挙前には、アワミ連盟政権による野党幹部の身柄拘束や起訴、自党に有利な選挙法改正などが繰り返され、内外から度々批判されている。

2024年7月、公務員特別枠<sup>29</sup>をめぐる学生による大規模な抗議に端を発した運動は、8月に入りさらに大規模化し<sup>30</sup>、ハシナ首相は8月5日辞任の上、インドに出国、大統領は同日国会を解散、8月8日には大統領から任命された元グラミン銀行総裁のムハマド・ユヌス氏を首席顧問とする暫定政権が発足した<sup>31</sup>。

## (2) 憲法と統治構造

バングラデシュの憲法は、1971年の成立以来、2018年の第17次改正まで至る。国家の基本原則（憲法第2編）として、ナショナリズム、社会主義、民主制、世俗主義及びこれら原則から派生する各原則（憲法8条から25条）が定められ、これら原則に反して憲法を改正することはできないとされる<sup>32</sup>。

第3篇には基本的人権として、法の下での平等や精神的自由（表現の自由や宗教の自由）、経済的自由（移動の自由や財産権）、生存権などの社会権、人身の自由などが定められている<sup>33</sup>。その他、憲法改正（第2次改正）により、非常事態宣言や基本権の停止が導入されており、現実に権力掌握の際の手段として何度か利用され、その濫用のおそれには引き続き懸念が残る。

現行憲法に基づく統治構造については、1991年から議院内閣制が復活し、行

<sup>28</sup> 外務省、前記基礎データ（内政）参照

<sup>29</sup> 1971年のパキスタンからの独立に貢献したいわゆる自由戦士（Freedom Fighter）とその家族や親族に対する優遇策で、公務員枠の割当については自由戦士の子孫のための30%の割当が導入されていた。2018年に大規模な抗議運動を受け政府が優遇策を廃止したが、それを不満とする自由戦士側から複数の請願が出され、その結果、2024年6月に最高裁高等裁判部がこの廃止を一旦停止する決定を出したことで、改めて学生から抗議運動が起きたものである。政府は全土に外出禁止令を発し、運動に対して治安部隊による発砲や装甲車を用いるなど強権的手法で鎮圧を図った。このような衝突の激化により、最終的には600人以上の死者と1万人以上の逮捕者が出たとされる。

<sup>30</sup> 最高裁上訴部は、審理予定を前倒して7月21日には高裁部の決定を破棄し、学生の要求に概ね沿って、公務員の割当のうち93%を能力に基づいて、自由戦士の子孫には5%、その他の少数民族などのカテゴリーに2%の割当とする決定を出し、政府も同決定をそのまま受け入れたことで事態は一旦沈静化するかにみえた。しかしながら、8月に入り、政府による強権的な鎮圧や多数の逮捕者及び死者が生じたことへの不満から学生及びそれに賛同して運動に加わっていたBNPや他の政党などによる抗議活動が再燃し、ハシナ政権退陣を求める大規模な運動へと発展した。

<sup>31</sup> 暫定政権は、現行憲法上には規定がない。過去、1996年の憲法第13次改正により、選挙の公正さを担保するために選挙期間のみ非政党による選挙管理内閣を認める規定が設けられたが、2011年に最高裁上訴部により違憲とされ（同内閣が選挙された代表に基づくものではないこと等が理由とされる）、同年に当時のハシナ内閣による憲法第15次改正により廃止された。以上の経緯については、佐藤、前掲書に詳しい。

したがって、この度の暫定政権の法的根拠が問題になるが、国内では、英米法体系のもと旧英領の国を中心に採用されてきた、いわゆる必要性の原理（Doctrine of Necessity）という法の一般原則に基づく見解が有力である。なお、すでに最高裁高等裁判部には、市民有志によって、選挙管理内閣を廃止した憲法第15次改正の違憲確認を求める令状請求訴訟や、選挙管理内閣を違憲とした前記最高裁上訴部の判断を見直すための再審査請求（憲法105条）が提起されている。

<sup>32</sup> 佐藤創「バングラデシュ人民共和国：解説 憲法改正をめぐる政争と混迷」鮎京正訓他編『新版アジア憲法集』（明石書店、2021年）41頁

<sup>33</sup> 人身の自由では、例外として予防拘禁（Preventive Detention）が認められており（憲法33条(3)）、令状なく人身の自由を奪うものとして問題が大きい。

政権は内閣総理大臣の権限のもと行使され（憲法55条）、大統領は総理大臣の助言によって主に儀礼的な役割を行う。国会は一院制で、国会議員の任期は5年、小選挙区制の300議席と政党の得票数に応じ分配される女性議員枠が50議席ある（憲法65条及び72条）<sup>34</sup>。

司法権の独立は、憲法22条に定められている。しかし、後述する司法積極主義のもとで、政府や国会など民主的な判断過程が機能しない状況に対し自ずと司法が政治的な争いの渦中に巻き込まれる（または積極的に介入する）場面が多々みられ、行政の司法への介入により司法権の独立が脅かされていることは繰り返し批判されている<sup>35</sup>。司法省を通じた最高裁人事への介入や司法サービスにおける行政府の独占等も問題として指摘される。

なお、司法の政治的な影響が政権交代時にも顕著に現れ、この度のハシナ首相辞任から暫定政権発足への過程においても、最高裁上訴部裁判官は全員が辞任し、最高裁高裁部も同様に多くが辞任に追い込まれるなどしている。

### (3) 地方行政<sup>36</sup>

バングラデシュの地方行政体は、8つの管区（Division）、64の県（District）、495の郡（Upazila）、4544のユニオン（村の集合体）により構成される。また、地方自治体には、農村部では前記各レベル（県、郡、ユニオン）に設置された評議会があり、都市部では、中核都市（City Corporation）と地方都市（Paurashava）が設置されている。さらに、それぞれの自治体レベル（管区、県、郡）では、中央政府から派遣される行政官のもとでの中央政府地方事務所も行政運営を担う。

このうち、ユニオンを構成する各村（グラム、徴税単位ではモウザと呼ばれる）には、マタボールと呼ばれる村落リーダーがおり<sup>37</sup>、村落の秩序を維持し村民の民事から刑事までの紛争解決を行う。これはシャリシュと呼ばれる寄合の村落調停でもあり、住民にとってもっとも身近な紛争解決機能を有する。ここで解決ができない場合、ユニオン評議会に持ち込まれ、そこで村法廷（Village Court<sup>38</sup>）や議長による調停などが実施される<sup>39</sup>。

<sup>34</sup> 暫定政権発足前のハシナ政権時代は、国会議員は、アワミ連盟が圧倒的多数を占めており、基本的に国会の内閣に対するコントロールはほとんど機能していなかったと言われる。

<sup>35</sup> 後述する司法積極主義を象徴する制度として令状請求訴訟（憲法102条）がある。制度的に司法が自ずと政治に近接し、政争に利用される危険性を内在している。そのため、むしろ政治の多元化や民主制の根幹である熟慮や議論の多様性の確保、少数意見の配慮など、民主主義政治を成熟させていくプロセスが司法積極主義のもとにおいても司法の政治化を防ぐために必要である。

<sup>36</sup> JICA他「全世界行政分野における包括的な支援アプローチの実証研究（プロジェクト研究）」（2024年4月）における「ケーススタディ」のうち「バングラデシュ」（36頁以降）を参照した。<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000052612.pdf>

<sup>37</sup> 杉江あい「村落のリーダー『マタボール』」大橋正明他編「バングラデシュを知るための66章」（2019年）明石書店、340頁

<sup>38</sup> 村法廷法（Village Court Act, 2006）。軽微な民事および刑事事件を扱い、民事の訴額は、2万5000タカを超えない事件。ユニオン評議会議長が議長となり、各当事者からそれぞれ2名ずつ委員が選出される。公開の法廷で行われ、弁護士を付けることはできない。民事では土地関連の他、持参金や児童婚等、旧来の文化や慣習に基づいた紛争が未だに多い。詳細は、浅野、前掲書37頁。

<sup>39</sup> 詳細は次回に譲るが、当プロジェクトの調査における市民へのヒアリングでも、ほとんどのケースで、法律扶助事務所の法律相談や訴訟提起の前に、これらマタボールのシャリシュやユニオンでの調停を経ている。

#### (4) ガバナンスの指標

World Justice Project が提供する法の支配インデックス<sup>40</sup>では、バングラデシュは142か国中、127位で、南アジアの6か国では下から140位のアフガニスタン、130位のパキスタンの次の4位である（2023年）。指標となる政府の権力統制、汚職、人権、刑事司法などは軒並み低評価で、民事司法も例外ではなく、とりわけ裁判の遅れに関する項目は、139位まで後退する（南アジアでも最下位となる）。世界銀行による東南アジアを含めたガバナンス指数でも、アジア諸国の中では評価は低く、ミャンマー等に次ぐ低評価である<sup>41</sup>。

汚職に関しては司法も無縁ではないというのが筆者の実感である。現地での身近な事例として、裁判所の法廷の職員や訴状等の送達職員に対する個別の金銭供与により期日調整や送達が優先的に対応されることなどは本プロジェクト調査中、頻繁に耳にした。

他方、ジェンダーギャップ指数（高いほどジェンダー平等を達成している）、世界146か国中59位と比較的高く、南アジアではトップである<sup>42</sup>。

### 第3 司法制度の概要

#### 1 裁判所の構成

##### (1) 最高裁判所の構成

裁判所は、最高裁判所と下級裁判所に分けられ、最高裁判所は、さらに上訴部（Appellate Division）と高等裁判部（High Court Division）に分けられる。高等裁判部は、通常、下級裁判所からの上訴事件の審理を、上訴部は、高等裁判部の判断に対し、憲法解釈に関する法律上の重大な問題を含む場合や、上訴部が許可した場合に審理を行う（憲法103条）。

高等裁判部は、日本の高等裁判所に相当するが、首都ダッカに一か所のみである。もとはインド及びパキスタンの一部であった際にバングラデシュの領域を含むベンガル州の高等裁判所であったものが独立後もそのまま残ったものである<sup>43</sup>。

最高裁上訴部の判断に高等裁判部は拘束され、また、最高裁（上訴部及び高等裁判部）の判断に下級裁判所は拘束される（憲法111条）。したがって、最高裁の判断は法源の一つとして認識される。

最高裁において、これらの具体的な争訟事件の審理とは別に、司法積極主義のあらわれともいえるのが、令状請求訴訟の制度である（憲法102条）。高等裁判部は、自己の法的利益が侵害された者の申し立てに基づき、憲法上保障された基本権

<sup>40</sup> World Justice Project ‘Rule of Law Index 2023’ <https://worldjusticeproject.org/rule-of-law-index/country/2023/Bangladesh/>

<sup>41</sup> Daniel Kaufmann and Aart Kraay ‘Worldwide Governance Indicators’ World Bank (2023) <https://www.worldbank.org/en/publication/worldwide-governance-indicators>

<sup>42</sup> World Economic Forum ‘Global Gender Gap Report 2023’ [file:///C:/Users/takur/Downloads/WEF\\_GGGR\\_2023.pdf](file:///C:/Users/takur/Downloads/WEF_GGGR_2023.pdf) 26頁等、1991年以降、30年以上首相が女性だったことが影響していると思われる。

<sup>43</sup> 1988年憲法改正で、全国6か所に最高裁高等裁判部を設置する改正を行ったが、翌年に憲法の基本構造に関わるとして違憲とされた（粟津、前掲書28頁）。

の実現のために必要な指令や命令を発することができる。その起源は英国の人身保護令状や職務執行令状などの大権令状に遡り、隣国インドでも同様にこのような令状発出権が発達し、いわゆる公益訴訟に活用されているという<sup>44</sup>。バングラデシュにおいても、これまで人権団体やNGOなども制度を活用して画期的な成果を残している<sup>45</sup>。

また、上訴部は、同令状請求訴訟の上訴審を行う他（憲法103条）、上訴部に係属中の事件に対し、公正な裁定を行うために必要な指令や命令を発することができる（憲法104条）<sup>46</sup>。さらに、大統領は、最高裁上訴部に対して、いつでも必要な助言を求めることができる（憲法106条）<sup>47</sup>。

また、憲法改正に対しては、この令状請求訴訟に基づいて改正の違憲性を問う訴訟が提起されており、実際に軍事政権による戒厳令下の憲法第5次改正や、公平な選挙を意図して非政党による選挙管理内閣を定めた憲法第13次改正などが最高裁上訴部により違憲と判断されている<sup>48</sup>。

なお、本年8月の暫定政権発足後には、市民有志によって、選挙管理内閣を廃止した憲法第15次改正の違憲確認を求める令状請求訴訟が最高裁高等裁判部に提起されている<sup>49</sup>。

## (2) 下級裁判所の構成

下級裁判所は、64の各県に一か所ずつ地方（県）裁判所（District Court）が設置されている。その構成は、民事と刑事で異なる。民事では、県判事裁判所（District Judge Court）、追加県判事裁判所（Additional District Judge Court）、共同県判事裁判所（Joint District Judge Court）、上級判事補裁判所（Senior Assistant Judge Court）、判事補裁判所（Assistant Judge Court）により構成される。県判事裁判所は、刑事事件を扱うセッション判事裁判所も兼ねる。下級裁判所のうち、第一審裁判所は、判事補裁判所、上級判事補裁判所、共同県判事裁判所であり、第二審（控訴審）裁判所は、追加県判事裁判所、県判事裁判所である。上級判事補裁判所は、県に家庭裁判所がない場合、その機能も兼ねる。事物管轄は2021年に変更され、下記の図のようになっており、第一審の判事補、上級判事補各裁判所の扱える事件が拡大している。

<sup>44</sup> 浅野、前掲書9-10頁及び25頁

<sup>45</sup> 例えば、民間組織として全国で法律扶助や公益訴訟を手掛ける巨大なNGOであるBLAST（Bangladesh Legal Aid Services Trust、全国19か所に支部があり、協力弁護士は2600人、資金提供はUNHCR等の国連機関やアジア財団、米国大使館など幅広い）は、他のNGOや人権活動家とも協働し、2003年にチッタゴン管区における少数民族の多いチッタゴン丘陵で司法アクセス拡大を求めた令状請求訴訟を提起し、同丘陵での独立した家庭裁判所の設置や女性・子どもへの暴力審判所の設置、法律扶助の拡大といった画期的な判断を得ている。なお、BLASTは、独自の調停も実施しており、家事事件を中心に2023年までで約6200件を扱ったとされる。

<sup>46</sup> ハシナ政権退陣のきっかけとなった公務員特別枠に対する抗議運動も、この令状請求訴訟に基づく最高裁高等裁判部の判断が契機となっている。

<sup>47</sup> 本年8月の暫定政権発足前に大統領は、同条文に基づき最高裁上訴部に暫定政権の正当性について意見を求め、最高裁上訴部は他に選択肢がないとして設置に賛同する旨回答したと報道されている。

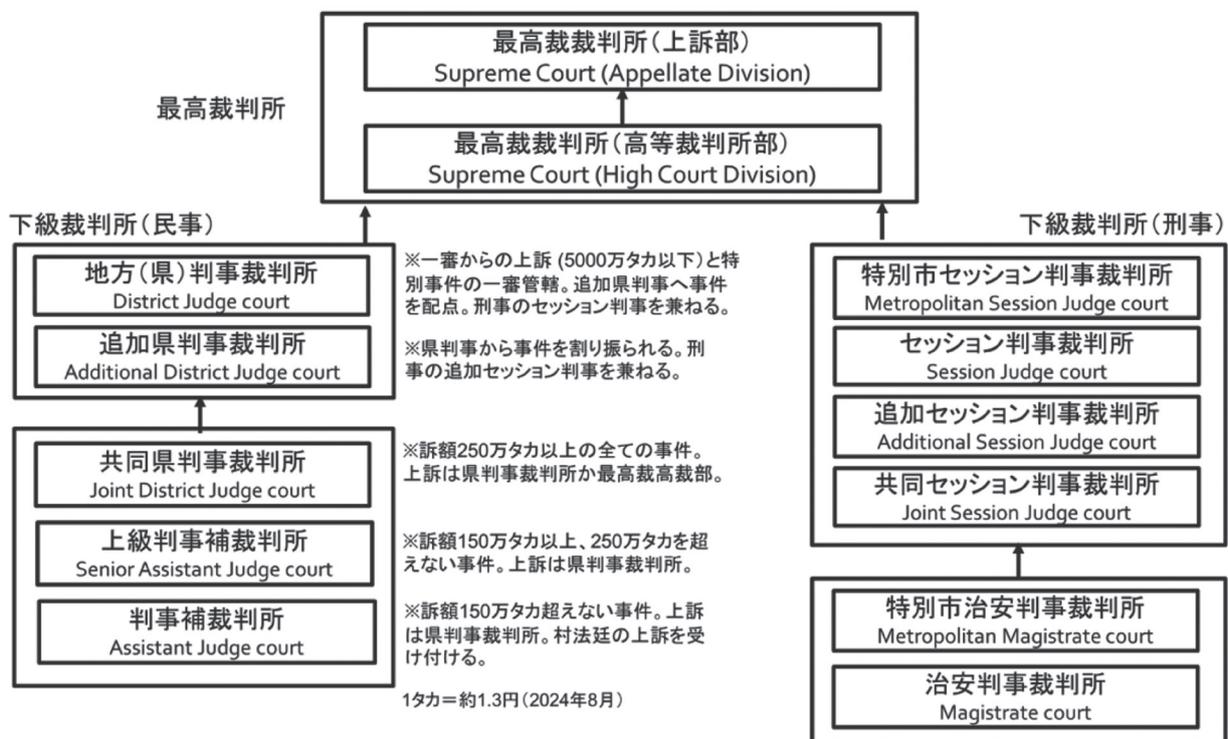
<sup>48</sup> 佐藤、前掲書38-41頁

<sup>49</sup> その経緯は脚注31を参照されたい。

刑事の下級裁判所では、民事と異なり、セッション判事裁判所を頂点に、追加セッション判事裁判所、共同セッション判事裁判所が、その下に治安判事裁判所として、上級から下級までがあり、それぞれ扱える量刑や罪名が異なる。また、ダッカなどの特別市は別途裁判所が構成され、特別市セッション判事裁判所及び、特別市治安判事裁判所が設けられている<sup>50</sup>。

その他に、特別裁判所や審判所も県によって設置されている。例えば、家庭裁判所、労働裁判所、貸金裁判所、少額裁判所、土地調査審判所、子どもと虐待に関する審判所などである<sup>51</sup>。ただし、これらは全ての県に設置されているわけではない。

### 【裁判所の構成と民事事件の事物管轄】



最高裁の判決などは、最高裁のウェブサイトを確認できる。最高裁の判決は英語が基本であるが、下級審では、ベンガル語がほとんどで、裁判官によっては英語で判決を書く場合もあるという。また、国内の法律は、司法省の立法・議会担当部による法律検索サイト「Laws of Bangladesh」で確認が可能である<sup>52</sup>。

<sup>50</sup> 詳しくは、浅野、前掲書16-20頁参照。

<sup>51</sup> アンダーソン・毛利・友常法律事務所、前掲書57頁以降に整理されている。

<sup>52</sup> ただし、ベンガル語しか掲載していない法律も少なからずある。

## 2 法曹と司法官僚

### (1) 裁判官

現在（2024年8月）の裁判官の数は、約2100名で女性の割合は、3割ほどである<sup>53</sup>。

一般的な下級裁判所の裁判官になるためには、高等司法官（Bangladesh Judicial Service, BJS）試験を経る必要がある。バングラデシュ司法委員会（Bangladesh Judicial Service Commission）が、筆記や口頭試験を実施し、その成績に応じて同委員会が大統領に推薦し、大統領が任命する。裁判官の不足が長年の懸案であることから、政府は毎年一定数の確保を念頭に推薦及び任命を続けてきたが、日本と比較するとその数はまだ少ない<sup>54</sup>。裁判官は、上記の裁判所の構成において示したような階級（民事では、地方（県）判事、追加県判事、共同県判事、上級判事補、判事補）があり、一定の年数で昇進する（例えば、判事補を8年程度経ると上級判事補に上がる）。また、日本と同様に2、3年程度で異動があり、各地方（県）裁判所を転々とする。

なお、BJSは、司法省の主要ポストも占めており、BJSたる裁判官は、司法省（主に法・司法担当部）と裁判所にそれぞれ配置され、人事異動により双方を行き来する。他の省庁では、バングラデシュ上級公務員（Bangladesh Civil Services, BCS）<sup>55</sup>といわれるエリート公務員が主要ポストの多数を占めるが、司法省は、上記のとおり司法官僚たるBJSにより主に構成され、BJSは司法省行政官全体の7割を占めるとされる。

### (2) 弁護士

バングラデシュにおける法曹システムの大きな特徴として、裁判官と弁護士とで資格取得ルートが異なることがあり、弁護士は、高等司法官とは別の弁護士資格試験（Bar Exam）を経て、いわゆる Advocate になる。このような異なる法曹への道のりが実は滞留事件の増加や訴訟実務上の各種弊害、法曹間の非協力的関係の遠因となっているようにも感じられる。

現在約6万人の弁護士の登録があるとされており<sup>56</sup>、弁護士会は、最高裁弁護士会（上訴部、高等裁判部）、県弁護士会に分けられる。最高裁弁護士会の弁護士になるには、一定の弁護士経験と試験を経る必要があるとされる。また、資格の認定や試験、倫理規定作成などを行うバングラデシュ弁護士評議会（Bangladesh Bar Council）がある。実務上、民事や家事を主に扱う民事弁護士（Civil Advocate）、刑

<sup>53</sup> 司法省への照会に基づく。他の法曹人数や滞留件数などの詳細は次回に述べる。

<sup>54</sup> 日本は、2024年7月時点で簡裁判事約800人を含めて約3800人（対人口比約3万人に1人）であり（女性裁判官は約800人）、バングラデシュの場合は、対人口比で約8万人に1人である（日本については、最高裁判所「裁判所データブック2024」[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryu/databook/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/databook/index.html) 22頁参照）。

<sup>55</sup> バングラデシュでは、公務員は4段階に分けられ、最上位クラスは公務員全体12%であるが、BCSは、全体の3%にあたる約5万人がいるとされ、58ある省庁で課長級以上の7割を占め、権力を一手に掌握し、地方の人事にも大きな影響力を持つとされる（JICA他、前掲「全世界行政分野における包括的な支援アプローチの実証研究」参照）。

<sup>56</sup> 本プロジェクトにおける司法省への照会結果に基づく。

事を専門とする刑事弁護士（Criminal Advocate）に大きく分かれており、割合に関する統計はないが、調査の上での感覚では、刑事弁護士の方が民事よりも多いか同程度で存在するように思われる。実際にも裁判所全体で刑事事件の方が新規及び滞留件数で民事事件より多い<sup>57</sup>。

なお、検察官（Public Prosecutor）及び政府側申立人といわれる主に政府を代表して訴訟を遂行する者（Government Pleader）は、主に弁護士から政府によって任命される。

### 3 法曹養成システム（司法行政研修所）

日本の司法研修所に相当する司法省傘下の機関として、1995年に司法行政研修所（Judicial Administration Training Institute, JATI）が設立された<sup>58</sup>。主に新任裁判官向けに2か月から4か月ほどの基礎研修を行う。研修部、研究部、総務部などに分かれており、複数の裁判官が専任で配置される。最高裁長官や複数の最高裁判事、法務総裁を中心とした Management Board が研修を監修する（司法大臣が顧問となる）。

主な活動は新任裁判官向けの研修であるが、上級判事補などの他の裁判官や司法省配属の高等司法官、裁判所職員、検察官なども研修対象とする。研修の講師には、主に最高裁の裁判官や大学教授、司法省から招聘される。

その他、研修カリキュラムの作成、法律や訴訟実務に関する調査研究活動、研究成果の発表なども行う。同活動の成果は、定期的に論文集（JATI Journal）にまとめて公刊されている。また、施設内には、図書館もあり、各法律に関連した2万冊以上の文献が収納されている。活動には、国際機関（開発ドナー）との協力の上、研修コースを開発することも含まれている。

通年で研修予定が組まれており<sup>59</sup>、新任裁判官向け基礎研修以外では、県裁判所長（県判事、District and Session Judge）向けの裁判所運営に係る司法行政研修、特別裁判所の裁判官向けオリエンテーション、上級判事補・共同県判事・追加県判事（及びこれらと同等の地位にある司法省の高等司法官）などに昇進した際のリフレッシュコース（判決の書き方や訴訟手続の進め方等）などがいずれも1～2週間程度で設定されている。

新任裁判官向けの基礎コースでは、法曹倫理から始まり、各実体・手続法、メモの取り方やプレゼンテーションの方法、ストレス管理など幅広いが、調停（ADR）に関する研修も2～3日程度組まれており、過去のJICA本邦研修でのモジュールなどが取り入れられている。

なお、後述の法律扶助官（Legal Aid Officer）向けの調停研修も他のドナーが支援を

<sup>57</sup> 黒木宏太「バングラデシュにおけるバックログの解消に向けての事件管理強化（1）」ICD NEWS 第90号（2022.3）60-61頁。直近の各事件の滞留件数などは次回に報告したい。

<sup>58</sup> Judicial Administration Training Institute Act, 1995.

<sup>59</sup> JATI自体は、大きな施設でなく会場も限られていることから、1回の研修で30名程度しか呼ぶことはできない。研修所には、40人ほどが滞在可能な宿泊施設が併設されている。

していた当時は存在したが、現在は実施されていない。

これに対し、一般の弁護士に対しては、バングラデシュ弁護士評議会や各弁護士会にて独自の研修が実施されているが、司法研修所のように毎年計画的に実施されているかは不明である。

#### 4 関連組織（法律扶助事務所）

司法アクセスの中核となる法律扶助制度について、バングラデシュでは、もともとNGOによる私的な法律扶助が盛んに実施されていたが、2000年法律扶助法（Legal Aid Service Act, 2000）により、司法省傘下に中央組織として、国家法律扶助機構（National Legal Aid Service Organization, NLASO）が設置された。さらに、その下位組織として、各県の県法律扶助委員会（District Legal Aid Committee）及び県法律扶助事務所（District Legal Aid Office, DLAO）が県裁判所に付設してその構内に設置された。なお、最高裁には別途最高裁法律扶助委員会と同法律扶助事務所がある。また、県レベルの他に、郡、ユニオンにそれぞれ法律扶助委員会（Upazila and Union Legal Aid Committee）が設置されている。

県法律扶助事務所には、裁判官である法律扶助官（Legal Aid Officer, LAO）が原則各県に1人配置されている。

NLASOは、主に法律扶助の受給資格等のガイドラインや指針の作成、扶助に関する事例研究、各法律扶助委員会の監督、扶助委員会委員向けの研修などを行う。また、NLASOには、ヘルプライン（コールセンター）が2016年より設置されており、電話による無料での法律関連の情報提供を行っている。

県法律扶助委員会（DLAC）の役割は、もっぱら扶助申請に対する審査と普及活動であり、郡やユニオンの法律扶助委員会は、扶助申請の受付とサポート、県法律扶助委員会への事案回付と普及活動である。

県法律扶助事務所（DLAO）は、扶助サービスの実施主体であり、法律扶助官（LAO）は、扶助制度に基づき費用の支給を受けて扶助申請者のために活動するパネル弁護士<sup>60</sup>の選任、法律情報の提供、法律相談、調停（Pre-case Mediation）、法律扶助に関する普及活動を実施する。法律相談及び調停は無料で、資力を問わず誰でも利用できる。

法律扶助の主な内容は、弁護士費用である。各費目は事件ごとではなく、弁護士の活動ごとに定められている。一例をあげると、下級裁判所における民事事件では、訴状の作成・提出で1500タカまで、証人尋問の実施で1500タカまで（家事になると700タカ）、中間命令の申立てやそれに対する異議で800タカまでといった具合に細かく設定されている。なお、刑事事件と民事事件とで対象となる活動や金額

<sup>60</sup> パネル弁護士は、5年の弁護士経験があれば各県法律扶助事務所に登録が可能である（法律扶助法15条）。その活動実態は次回に詳しく触れるが、扶助金額が安価なため比較的若い層の弁護士が主な登録者であるか、また、仮に登録しても専任ではなく、個人で事件を受任することと並行して扶助事件を受任するといった形態が多い。

は異なる。

扶助を受けられる資力要件や扶助の対象者は、Legal Aid Services Guidelines, 2014 に明示されている<sup>61</sup>。

なお、前記の調停（Pre-case Mediation）は、2015年の法律扶助法（Legal Aid Act）改正及び Legal Aid Service（Legal Aid and Alternative Dispute Resolution）Rules, 2015により実施されることとなったが、本プロジェクトでも重要な協力対象の一つであるため、制度の詳細について後述する。

## 5 民事訴訟の第一審手続

過去の報告書等<sup>62</sup>でも触れられているとおり、バングラデシュの司法制度は、英領インドの一部であったことから、英国の司法制度が基礎となっており、また法体系もコモンローが採用され、その特徴が現在の各訴訟手続にも反映されている。このような特徴は隣国インドやパキスタンとも共通し、これらの国の判例もしばしば引用される。民事訴訟法（Code of Civil Procedure, CPC）は、英領インド時代の1908年に制定され、独立後も自国法として採用され、数度の改正を経て今に至る。なお、証拠の取り扱いは、民事及び刑事共通で、証拠法（Evidence Act, 1872）に準拠する。

民事における一審手続は主に以下のような経過をたどる<sup>63</sup>。以下で述べる補足説明の詳細は、次回に調査結果と合わせて具体的に報告したい。

- ・ 訴えの提起

- ・ 被告への召喚状の送達

  - ※ 召喚状には指定期日に出頭し答弁すべき旨が記載されている。裁判所職員による書留郵便の送達がなされるが、ここでの遅れや再訴、汚職の問題は次回にて詳述する。

- ・ 被告側の第1回期日までの答弁書の提出

- ・ 第1回期日及び調停

  - ※ 被告が出頭した場合、双方の同意があれば裁判官は事件を調停に付す<sup>64</sup>。この場合の調停方法については後述する。実態は、当事者の同意が得られず調停に回付されることは係属する事件数に比して極めて少ない。

- ・ 争点の画定

  - ※ Framing of Issues といわれるが、コモンローの影響もあるためか、実態は、明確に争点が画定されて証明すべき事実や必要となる証拠調べが整理されるこ

<sup>61</sup> 例えば、下級審であれば、年間10万タカ以下の収入である者や障がいを持つ者、子ども、無職者、人身取引の被害者、DV被害者などが挙げられている。

<sup>62</sup> 浅野、前掲書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、前掲書に詳しい。

<sup>63</sup> アンダーソン・毛利・友常法律事務所、前掲書の他、司法省によるバングラデシュの訴訟手続を市民向けに解説するサイト Judiciary Bangladesh Center of Judicial Services ‘Civil Suit’ (<https://judiciary.gov.bd/en/menu/page/civil-suit>) を参照した。

<sup>64</sup> 民事訴訟法（CPC）89条A～C

とはなく、各当事者からの主張や証人申請が何度も五月雨に行われ、手続が遅滞する要因の一つとされる。

- ・証拠開示
- ・トライアル

※証人尋問では、一事件で10人といった多く証人が申請され採用される。証人が誰であるか裁判官も当日にならないと分からないといった事態もある上、証人が出廷しないために期日が延期されることもしばしばである。

- ・判決

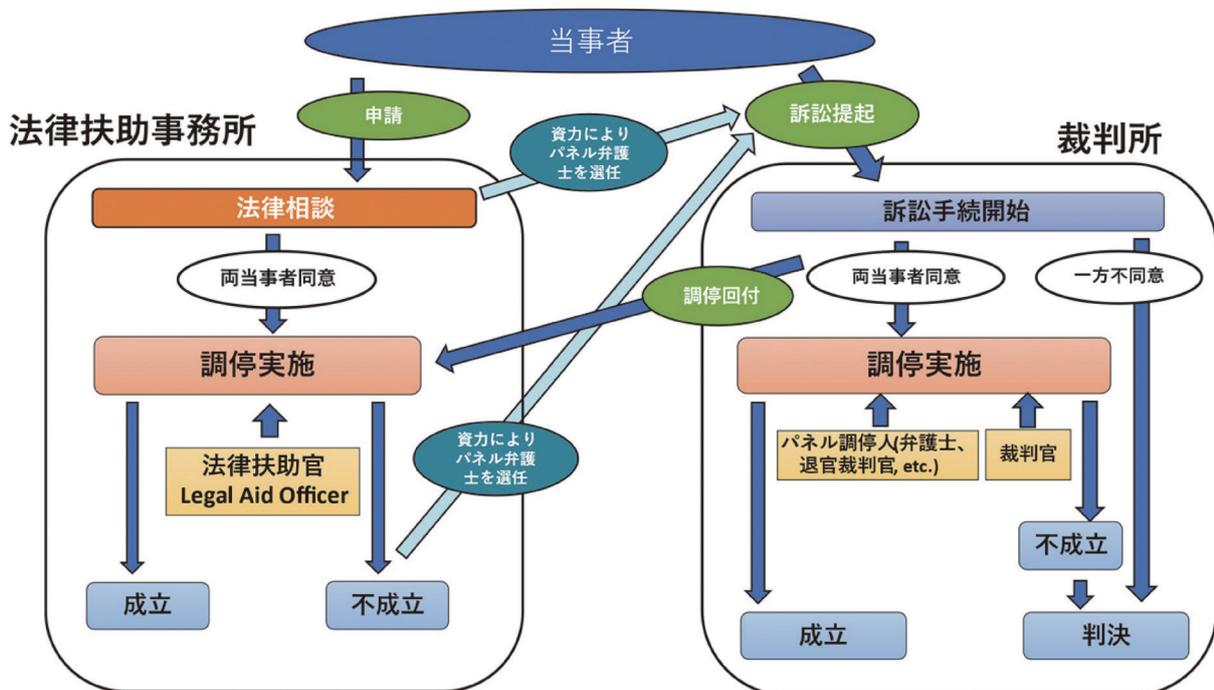
※判決前の調停、訴訟上の和解はいつでも可能とされるが、実際にはあまり実施されていない。

## 6 司法調停制度（ADR）

### (1) 全体

バングラデシュには、各裁判所や県法律扶助事務所などの公的機関で行う調停や紛争解決手続として、主に2つの調停制度があり、一つが民事訴訟手続内の調停（Post-case Mediation、民事訴訟法89条A）、さらに一つが法律扶助事務所での調停（Pre-case Mediation、法律扶助法21条）である。本プロジェクトでも主にこの2つの調停制度に焦点を当てている。

【バングラデシュの主な司法調停】



なお、その他にも、貸金訴訟における調停（2003年貸金裁判所法）、家庭裁判所、労働裁判所での調停などがあり、刑事訴訟においても法律で規定された一部の犯罪については、裁判所の許可を経た上で調停を行うことが認められている。また、自治体において紛争解決委員会を組織し、調停等を行うことも認められている<sup>65</sup>。

さらに、前述したBLAST（脚注45参照）のような政府機関以外のNGOや民間組織により法律扶助や家事事件を中心とした調停が活発に行われており、公的調停における裁判官ら人材やリソースの不足を補完している（ただし、開発ドナーの資金協力やプロジェクトが途絶えると活動が停滞することもあり、また協力する法曹も多くはボランティアであるため持続性が常に課題である）。

## (2) 訴訟提起後の調停

訴訟提起後の調停（Post-case Mediation）は、民事訴訟法（CPC）89Aによる。その規定によれば、訴訟提起後、第1回期日に被告が出頭した場合、双方の同意がある場合には調停に付すことになる。この場合、主に裁判官自らが調停を行う方法と、裁判所にあらかじめ登録されたパネル調停人から調停人を選任する方法がある<sup>66</sup>（パネル調停人については、当事者の指名がなければ裁判官が指名することができる）。また、これらの選択肢以外にも、法律扶助事務所に事件を調停のために回付することも可能であり、また、調停人を付けずに代理人同士での和解交渉や、パネル調停人以外の第三者（弁護士など）を調停人とすることも認められている。

調停人選任後、調停は60日以内に終了しなければならないとされる（30日を超えない期間延長は可能である）。

調停に関する費用（主にはパネル調停人への報酬）は、当事者と調停人との間であらかじめ合意して決める必要があり、基本的に当事者負担である。また、金額が決まらない場合は裁判所が決めることができ、その金額に当事者、調停人は拘束される。なお、同調停が成立すれば、訴訟提起に係る費用は返還される。裁判官及び法律扶助官が調停を行う場合は、費用は無料である。

裁判官が調停を実施し、調停が不成立で終わった場合には、同裁判官がその後同事件を扱うことはできない。合意に至った場合、調停人はその合意内容を報告し、裁判所が調停調書を作成、同内容に基づいて命令を発する。同合意には法的拘束力があり、これに対して上訴するなど争うことは認められない。

<sup>65</sup> 下記サイトにADRの各制度が整理されている。

Judiciary Bangladesh Center of Judicial Services, 'Alternative Dispute Resolution (ADR) in Bangladesh  
<https://judiciary.gov.bd/en/menu/page/adr-in-bangladesh->

<sup>66</sup> パネル調停人は、CPC89に基づき、各県裁判所にあらかじめ登録される調停人のことであり、各県裁判所の所長が県弁護士会の会長と協議の上、設置する。主に退官した裁判官や弁護士などが想定されている（実際は、ほとんどが弁護士である）。登録に特に要件はなく、希望があれば登録可能である。こうした訴訟手続内の調停やパネル調停人の活用状況は、次回に調査結果として詳しく報告したい。

### (3) 訴訟提起前の調停

これに対し、訴訟提起前の調停（Pre-case Mediation）は、県法律扶助事務所にて法律扶助官が行うものであり、資力を問わず利用でき費用は無料である。法律扶助官は、法律相談の後、話し合いによる解決に適すと考えた場合、相談者の希望に基づき調停に付することができる。また、前記のとおり、訴訟提起後の事件が係属裁判所から調停のために回付されるため、このような訴訟提起後の調停（Post-case Mediation）も法律扶助官は扱う。

調停に付することとなった場合、まず申立人との間で調停期日を設定し、相手方に呼び出し状を送る。郵便だけでなく、SNSや電話を活用することも認められている。

調停は、通常当事者双方が同席のもとで実施し、弁護士は選任されていないケースがほとんどだが、選任されていても同席しない。調停場所は、基本的に法律扶助事務所であるが紛争の現場など事務所外で行うことも可能である。

相手方が呼び出しに応じなかったり、調停を実施しても合意に至らなかった場合には、調停終了となる。法律扶助官は、申立人に資力がなく希望があれば、訴訟提起のためのパネル弁護士の選任手続へと案内する。裁判所から回付された事件について調停が不成立となった場合、事件は、そのような記録を付して再び裁判所に戻される。

なお、合意に至った場合、法律扶助官のもとで合意内容に基づいて合意文書が作成されるが、裁判所における調停と異なり、法的拘束力がない。

（次回に続く）

## 活動報告

### 【会合】

## インドネシアJCC会合に参加して

国際協力部教官

高橋一章

### 1 はじめに

令和6年7月23日から同月26日までの間、インドネシアジャカルタへ出張した。インドネシアでは、令和3年10月から、法務人権省法規総局（以下「DGL」という。）及び最高裁判所（以下「SC」という。）を実施機関として、以下のJICAプロジェクトを開始した。

- ・法令間の整合性に関するドラフターの能力向上（実施機関：DGL）
- ・知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上（実施機関：SC）

今般、DGL及びSCから、上記プロジェクトの進捗状況を報告する年次会合（以下「JCC」という。）を実施するため、当部に対し当該会合への参加の打診があった。

本出張は、JCCへ出席し、現行プロジェクトの進捗状況を確認するとともに、現行プロジェクトに関する協議を実施することを主たる目的に実施したものである。

また、インドネシアでは来年9月の現行プロジェクト終了を控え、現在、次期プロジェクトに関する協議も進んでいる。次期プロジェクトはインドネシアのOECD加盟に向けた支援を予定しているところ、当該プロジェクトは在インドネシア日本国大使館（以下「インドネシア大使館」という。）の関心が高いことから、この出張の機会に、次期プロジェクトに関して同大使館と協議することも本出張の目的の一つであった。

加えて、法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）は、現在、AICHR（ASEAN政府間人権委員会）タイ代表から、本年9月にAICHRが開催するビジネスと人権に関連するワークショップにパネリストとしての参加を打診されている。そこで、ASEAN代表部と上記ワークショップに関する協議をすること、ASEAN代表部における上記ワークショップの位置付けや同代表部が具体的に当部に期待する役割等について協議することも予定していた。

### 2 出張者及び日程

今回の出張には、当部の建元亮太郎と本職の2名でインドネシアジャカルタへ出張した。出張日程は以下のとおりである。

7		移動										
/	火	移動					移動					
23		移動										
7		8:30	10:00			14:00		15:30				
/	水	ASEAN大使表敬	インドネシア次席表敬			SO事務所訪問		JICAインドネシア事務所訪問				
24		大使公邸	インドネシア大使館									
7		10:00				14:00					21:00	
/	木	JCC				ASEAN代表部参事官及び現地専門家 と打合せ (@DGL)					帰国	
25												
7		6:30										
/	金	日本着										
26												

### 3 出張結果

#### (1) JCCへの参加

JCCは、別添資料「AGENDA」及び「会合資料」のとおり実施された。それぞれの実施機関から、現行プロジェクトの進捗状況と同プロジェクトの終了に向けた今後の活動予定が報告された。

いずれのプロジェクトについても、プロジェクト開始当初の予定よりはその進捗に若干遅れがみられるものの、来年度のプロジェクト終了時に予定されている活動が終了するように調整しつつ今後の活動を滞りなく進める予定であることが報告された。それぞれの実施機関を担当する各長期専門家からも、プロジェクトの進捗に若干遅延がみられるが、現状を踏まえて今後の活動スケジュールを調整することで全体として問題なくプロジェクトが終了する見込みであることが報告された。

JCC全体として活発な議論がなされたほか、両実施機関が共同して関わる活動が提案されるなど、関係機関が非常に積極的にプロジェクトに関与している状況がみられた。

#### (2) インドネシア大使館への表敬・協議

インドネシア大使が夏季休暇取得のため、次席公使への表敬及び協議を実施した。インドネシア大使館からは、これまでのICDのインドネシアにおける活動について感謝の意が表された。また、次期プロジェクトがインドネシアのOECD加盟に資する内容を含むものとなっていることなどについて、大使館の問題意識に沿うものであり、今後も可能な限りサポートしていきたいとの意向が示された。

#### (3) ASEAN代表部への表敬・協議

ASEAN外相会合へ出席予定であった大使の出発時間が迫っていたことなどから、代表部ではなく大使公邸において大使を表敬し、今後のAICHRとの関係に関

する協議を実施した。

大使から、ビジネスと人権という非常に難しく、また、各省にまたがるような複雑なテーマにつき、ICDが積極的に取り組んでいることへの謝意が述べられたほか、当該テーマはASEAN諸国のみならず、我が国の民間セクターにもひ益するものであることから、スピード感をもって取り組むことが必要だとの考えが示された。ICDとしても、ビジネスと人権の重要性は理解しつつも、新しい分野であることから、今後の活動にあたってはASEAN代表部からも情報や知見の提供を受けつつ進めていきたいと説明したところ、大使から、最大限サポートするとの発言が得られた。

#### 4 おわりに

JCCでは、プロジェクトに関わる関係者が多数出席し、プロジェクトの進捗状況のみならず、関係機関同士が連携して活動をするにつき具体的な提案が共有された。通常のプロジェクト活動では、それぞれの機関がそれぞれの活動を進めることが中心となるため、このように多数の関係者が一堂に会することで関係機関相互間が意見を述べ合う機会を設定することは関係機関によって重要な機会になっているのだと感じた。

また、JCCに参加することによって、各関係機関がそれぞれ真剣にプロジェクトに臨んでいる姿勢を直接感じることができた。これは、普段日本でプロジェクトを支援している我々にとって非常に意味のあることだと思う。来年度の終了に向けて様々な活動を今後実施していくことになるが、プロジェクトを成功裏に終了させるべく、引き続き日本からも最大限サポートしながら業務を遂行していきたい。

また、同時並行で進めている次期案件に関しても、当該案件にはOECD加盟やビジネスと人権といった比較的新しい概念を取り込んだものを想定しているところ、インドネシア大使館やASEAN代表部が当該次期案件に注目していることも認識することができた。加えて、本出張で、大使館や代表部がどのような考えをもって次期プロジェクトに注目しているのかという点も含めて意見交換することができた。今後、現行プロジェクト同様次期案件形成業務も佳境を迎えるが、ICDとしてインドネシアに対してシームレスな支援が継続できるよう適切にサポートしていきたいと考えている。

## AGENDA

### 3<sup>rd</sup> JOINT COORDINATING COMMITTEE Ministry of Law and Human Rights Thursday, 25<sup>th</sup> July 2024

Time	Activity	Coordinator
08.30 – 09.00	Registration	Committee
09.00 – 09.30	- Indonesian National Anthem - Pray	Committee (DGL & JICA)
	Opening Remarks a. The Supreme Court of The Republic of Indonesia	<b>Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H.</b> Justice of The Supreme Court of RI
	b. Ministry of Justice - Japan	<b>Mr. Ryota TATEMOTO</b> Director General, ICD, RTI
	c. JICA	<b>Ms. Sachiko TAKEDA</b> Chief Representative, JICA Indonesia Office
	d. Director General of Legislation	<b>Prof. Dr. Asep Nana Mulyana, S.H., M.Hum.</b> Director General of Legislation
	Photo Session	Committee (DGL & JICA)
09.30 – 10.00	Report and Plan of Action of the Project (DGL)	- Report: <b>Mr. Unan Pribadi, S.H., M.H.</b> Director of Harmonization Legislation II  - Plan of Activity: <b>Ms. Eriko KIKUCHI</b> Advisor on Legal Consistency
10.00 – 10.30	Report and Plan of Action of the Project (SC)	- Report: <b>Mr. H. Agus Subroto, S.H., M.Kn.</b> Justice of The Supreme Court of The Republic of Indonesia  - Plan of Activity: <b>Mr. Yohei KUNII</b> Advisor on Capacity Development of Judges
10.30 – 10.45	<i>Coffee Break</i>	
10.45 – 11.45	Discussion ( <i>Topic Tentative</i> ): Joint Activity between DGL and Supreme Court	MC
11.45 – 12.00	Closing Remarks	DGL
12.00	Bagimu Negeri National song	Committee (DGL & JICA)
12.00	<i>Finish and Lunch Break</i>	



MAHKAMAH AGUNG  
REPUBLIK INDONESIA



KEMENTERIAN HUKUM DAN HAM  
REPUBLIK INDONESIA



JAPAN INTERNATIONAL  
COOPERATION AGENCY

**THE 3<sup>rd</sup>  
JOINT COORDINATING COMMITTEE  
(JCC)**

*Ministry of Law and  
Human Rights  
25 July 2024*



MAHKAMAH AGUNG  
REPULIK INDONESIA



KEMENTERIAN HUKUM DAN HAM  
REPULIK INDONESIA



JAPAN INTERNATIONAL  
COOPERATION AGENCY

**SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
DIRECTORATE GENERAL OF LEGISLATION  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY**

**The 3<sup>rd</sup>  
JOINT COORDINATING COMMITTEE  
(JCC)**

REPORT AND PLAN OF ACTION OF PROJECT  
SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
DIRECTORATE GENERAL OF LEGISLATION  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Ministry of Law and Human Rights

Jakarta, 25 July 2024

**LIST OF PARTICIPANTS**  
**3<sup>rd</sup> JCC MEETING**  
**MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS**

No.	NAME	POSITION
1	Mr. Dr. Asep Nana Mulyana, S.H., M.Hum	Director General of Legislation
2	Ms. Mien Usihen, S.H., M.H.	Acting of Secretary General of Ministry of Law and Human Rights
3	Mr. Dr. Ceno Hersusetiokartiko, BC.Ip., S.H., M.H	Executive Secretary Directorate General of Legislation
4	Ms. Cahyani Suryandari, S.H., M.H	Director of Legislative Drafting
5	Mr. Dr. Roberia, S.H., M.H	Director of Harmonization Legislation I
6	Mr. Unan Pribadi, S.H., M.H	Director of Harmonization Legislation II
7	Ms. Nuryanti Widiyastuti, S.H., M.M., Sp.N.	Director of Facilitation of Regional Regulation Drafting and Guidance of Legislative Drafter
8	Mr. Andrie Amoes, S.H., M.H	Director of Litigation Legislation
9	Mr. Dr. Alpius Sarumaha, S.H., M.H.	Director of Promulgation, Translation, and Publication of Legislation
10	Mr. Priyanto, S.H., M.H.	Legal Drafter of Expert Level
11	Ms. Onni Rosleini, S.H., M.Hum., M.Si	Legal Drafter of Expert Level
12	Mr. Agus Hariadi, S.H, M.Hum	Legal Drafter of Expert Level
13	Mr. Ardiansyah, S.H., M.H.	Legal Drafter of Expert Level
14	Mr. Hantor Situmorang, S.Pd., M.Si.	Head of Public Relations, Legal, and Cooperation Bureau
15	Ms. Youngest Non Itah, S. S., M. Si.	Head of Internasional Relations Division
16	Ms. Tri Wahyuningsih, S.H., M.H	Coordinator of Public Relations and Cooperation Division
17	Ms. Lina Widiyastuti, S.H., M.H.	Special Staff of Director General of Legislation
18	Ms. Rini Maryam, S.H., M.Si.	Special Staff of Director General of Legislation
19	Mr. Hardiono Iskandar Setiawan	Special Staff of Director General of Legislation
20	Mr. Deny Harlianto, S.E.	Coordinator of General Affair
21	Ms. Desi Khairani, S.E., Ak., M.H	Sub Coordinator of Cooperation
22	Ms. Indah Ratnaputri, S.H	Sub Coordinator of Public Relations

**LIST OF PARTICIPANTS**  
**3<sup>rd</sup> JCC MEETING**  
**SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA**

<b>NO.</b>	<b>NAME</b>	<b>POSITION</b>
1	Ms. Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H	Justice of The Supreme Court of RI
2	Mr. H. Agus Subroto, S.H., M.Kn.	Justice of The Supreme Court of RI
3	Mr. Dr. Lucas Prakoso, S.H., M.Hum	Justice of The Supreme Court of RI
4	Mr. Heru Pramono, S.H., M.H.	Registrar of The Supreme Court of RI
5	Mr. Ahmad Ardianda Patria, S.H., M.Hum.	Junior Registrar on Special Civil Matters of The Supreme Court of RI
6	Mr. H. Sahwan, S.H., M.H.	Head of Planning and Organization Bureau of The Supreme Court of RI
7	Mr. Syamsul Arief, S.H., M.H.	Head of The Center for Judicial Technical Education and Training of The Supreme Court of RI
8	Ms. Lidya Sasando Parapat, S.H., M.H.	High Court Judge of The Supreme Court of RI
9	Ms. Dr. Titik Tejaningsih, S.H., M.Hum.	High Court Judge of The Supreme Court of RI
10	Ms. Rafmiwan Murianeti, S.H., M.H.	High Court Judge of The Supreme Court of RI
11	Mr. Arief Sapto Nugroho, S.H., M.H.	Judicial Judge of The Supreme Court of RI
12	Mr. Muhammad Firman Akbar, S.H., M.H.	Judicial Judge of The Supreme Court of RI
13	Ms. Sri Murniati, S.H., M.Hum.	Judicial Judge of The Supreme Court of RI
14	Ms. Dian Noviyanti, S.Sos., M.H.	Staff of The Supreme Court of RI

**Participants List**  
**3<sup>rd</sup> JCC MEETING**  
**MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS**

NO.	NAME	POSITION
<b>Ministry of Justice - Japan</b>		
1	Mr. Ryota TATEMOTO	Director General, ICD, RTI
2	Mr. Kazuaki TAKAHASHI	Professor, ICD, RTI
<b>Mission of Japan to ASEAN and EOJ</b>		
1	Mr. Atushi ITO	Counsellor, Mission of Japan to ASEAN
2	Mr. Kakeru FUJIYAMA	First Secretary, Political Section, Embassy of Japan
<b>Japan International Cooperation Agency (JICA)</b>		
1	Ms. Sachiko TAKEDA	Chief Representative - JICA Indonesia
2	Mr. Akihito IWASAKI	Representative - JICA Indonesia
3	Ms. Elyfirma Duma	Program Officer - JICA Indonesia
4	Ms. Eriko KIKUCHI	Chief Advisor on Legal Consistency - JICA Project
5	Mr. Yohei KUNII	Advisor on Capacity Development of Judges - JICA Project
6	Ms. Yukiko MAZAWA	Project Coordinator - JICA Project
7	Ms. Arlin Natalia	Project Secretary for SC
8	Ms. Prita Novianti	Project Secretary for DGL
9	Ms. Kazuyo SUDA	Interpreter



# PROGRES OF THE PROJECT & ACTIVITY PLAN

Project for Efficient and Fair Disputes Resolution Mechanism and Legislative Drafting Capacity Development for Improving Business Environment

**Ceno Hersusetiokartiko**  
Sekretaris Direktorat Jenderal  
Peraturan Perundang-undangan

**KIKUCHI Eriko**  
JICA Chief Advisor  
on Legal Consistency



The 3rd Joint Coordinating Committee (JCC) Meeting – 25 July 2024

## COOPERATION BETWEEN JICA & MOLHR

- Title : "Project for Efficient and Fair Disputes Resolution Mechanism and Legislative Drafting Capacity Development for Improving Business Environment" (2021-2025)
- Overall Goal : Legal certainty in the business community is improved
- Purpose : The capacity of drafters to ensure legislative consistency is improved
- Output : Training materials to improve the capacity of drafters for ensuring legislative consistency are created and training for drafters using such materials is conducted. In addition, such materials and training will be updated.



# RECORD OF DISCUSSION

Signed on April 14, 2021 by the Director General of Legislation, MoLHR and Chief Representative JICA Indonesia Office



**RECORD OF DISCUSSIONS**  
**FOR**  
**PROJECT FOR EFFICIENT AND FAIR DISPUTES RESOLUTION MECHANISM AND LEGISLATIVE DRAFTING CAPACITY DEVELOPMENT FOR IMPROVING BUSINESS ENVIRONMENT**

**AGREED UPON BETWEEN**  
**MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS**  
**OF**  
**THE REPUBLIC OF INDONESIA**  
**AND**  
**JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY**

Dated on April 14, 2021

Based on the release of meeting on the Contract Planning Survey signed on November 23, 2020 between the Ministry of Law and Human Rights (MoLHR) of the Republic of Indonesia (Indonesia) referred to as "MoLHR" and the Japan International Cooperation Agency (referred to as "JICA") and the results of meetings on the Business Planning Survey signed on December 23, 2020 between the Supreme Court of the Republic of Indonesia (referred to as "SC") and JICA, JICA held a series of discussions with the SC, MoLHR, and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project for Efficient and Fair Disputes Resolution Mechanism and Legislative Drafting Capacity Development for Improving Business Environment (referred to as "the Project").

The parties agree the results of the Project and the main points discussed as described in the Appendix "List of Responsibilities".

The parties also agree that SC and MoLHR, the counterparts to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, including all the related responsibilities, and ensure that the successful completion of the Project is sustained during and after the implementation period in order to reach the intended social and economic development of the country of Indonesia.

The terms of the agreement under the framework of the Checklist for Technical Cooperation Schedule between the Government of Japan and the Government of the Republic of Indonesia.

The parties acknowledge and agree that the RIG may be excluded in absolute conditions when the countries in legal systems are at variance and have the same time and effort to engage in reforms. Excluded countries include those countries of single countries or developing countries and countries with a low level of income per capita. The RIG will become effective as of April 14, 2021.

**JICA**  
 JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY  
 Director General  
 JICA Indonesia Office

**MoLHR**  
 MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 MoLHR Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Chief Justice  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office

**SC**  
 SUPREME COURT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA  
 Director General  
 SC Indonesia Office



## JICA LONG TERM EXPERT

Chief Advisor on Legal Consistency



**OIKAWA Hiromi**

1 March 2022 to 31 March 2024



**KIKUCHI Eiko**

24 March 2024 to 30 September 2025

# ACTIVITY REPORT

## 2023 - 2024

Seminars  
Observation Visit and Sharing  
Training  
Discussion  
Working Group  
Technical Guidance  
Revision of Q&A Book  
Scholarship



# ACTIVITY REPORT

PART-1



**4 - 13 SEP 23**

### TRAINING KCCP

Knowledge Co-Creation Program (Country Focus Training) on Improving Consistency of Laws and Regulations Indonesia,

**15 - 17 NOV 23**

### Technical Guidance

Technical guidance for Legislative Drafters who are appointed through the Position Equalization mechanism

**28 NOV 23**

### Seminar

Legislation Seminar for Legislative Drafters in Regional Office and Local Governments in East Java

# ACTIVITY REPORT

PART-2



**6 -7 DEC 23**

### Seminar and Observation Visit

Legislation Seminar for Drafters in Regional Office and Local Governments West Nusa Tenggara

**7 MAR 24**

### Report Seminar

Seminar report on the identification of the formation of laws and regulations in Indonesia by JICA Expert

**APR 24 - PRESENT**

### Revision of Q&A Book

Revision of Question & Answer Book on legislation making process at the central level



# OUTPUT OF THE ACTIVITY

The expected outputs are

Learn More



### Seminar & Observation Visit

aims to increase the capacity of legislative drafters at the central and regional levels to identify problems in preparing laws and regulations.



### Technical Guidance and Training KCCP

- to enhance the capacity of drafters
- to improve understanding of legal procedures in Japan and utilized legislation making process in Indonesia



### Revisi Buku Tanya Jawab Pusat

as a guideline for legal drafter in harmonizing law and regulations in accordance with applicable provisions

## THE ACTIVITIES

### Training KCCP, Japan 4-13 Sep 23

Training of Improving Consistency of Laws And Regulations Indonesia was held in Tokyo International Centre (TIC) located at 2-49-5 Nishihara, Shibuya-ku, Tokyo 151-0066, Japan.



## THE ACTIVITIES

### Technical Guidance (Bimtek), Jakarta 15 - 17 Nov 23

Technical Guidance activity for legal drafter by equalization mechanism was held in Jakarta involved by 25 legal drafters



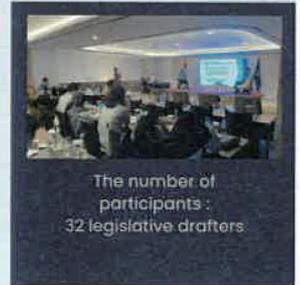
Participants of Technical Guidance are 25 persons:

- Representative of Ministry;
- Representatives of Non-Ministerial Government Institutions;

## THE ACTIVITIES

### Seminar, Surabaya 28 Nov, 23

Seminar on Laws and Regulations was held in Surabaya and attended by legal drafter participants from the Regional Office of MoLHR and Local Government of East Java.

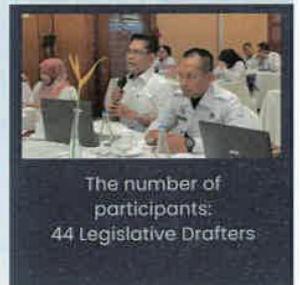


The number of participants :  
32 legislative drafters

## THE ACTIVITIES

### Seminar & Obs. Visit, West Nusa Tenggara 6-7 Dec 23

- Local Seminar for legislative drafters of the Regional Office of MoLHR and Local Government
- Observation visit to the Legal Bureau of West Nusa Tenggara Provincial Government



The number of participants:  
44 Legislative Drafters

## THE ACTIVITIES

### Seminar on JICA Expert Report, Jakarta 7 Mar 23

The seminar was held to gather feedback from stakeholders on the draft report by JICA Experts, aiming to enhance legal drafter competence and address issues in drafting laws and regulations in Indonesia.



KAMIS, 7 MARET  
PULLMAN HOTEL JA



The number of legal drafter from Ministries/Institutions were 52 participants

## THE ACTIVITIES

### Revisi Buku TJ Pusat, Apr 24 - Present

The revision of the Q&A Book on the Formation of Legislation at the Central Level has been carried out since April 2024 until now related to the amendment of Law No. 13 of 2022 and Law No. 1 of 2023 on the Criminal Code.



The meeting of revision of Q&A Book at central level is scheduled every Friday

# ACTIVITY PLAN DGL-JICA

July 2024 – July 2025

Activities to further strengthen a unified understanding of the enactment of laws and regulations



 Revision of the office reference materials

## SHARE ACCURATE KNOWLEDGE OF THE LAW-MAKING PROCESS

Revise and publish Q&A books for all legal drafters to refer to at any time.



### Q&A Book (at Central Level)

We will complete the book by October 2024.



### Q&A Book (at Regional Level)

We will proceed with revisions with input from regional bureaus.



### Publication of Q&A Books

We will share the new Q&A books with many legal drafters and stakeholders

• Activities 1-3, 1-4, 1-5

 Complete training modules

## BUILD UP SPECIAL TRAINING BY DGL

Based on the experience gained from last year's Technical Guidance and previous seminars, we will create a training module to develop the basic skills of legal drafters.

• Activities 1-3, 1-4, 1-5, 1-6



### Collaboration of training knowledge and experience

We will consider new training, drawing on the knowledge and experience of DGL staff and, if necessary, with the advice of LAN and other relevant organizations.



### Complete the training module

We will complete the modules for the training based on the results of the trials and other factors.



### Implement new training

We will run the new training by DGL.

 Enhancement of staff skills through various activities

## FURTHER CAPACITY BUILDING OF DGL STAFF

Through various activities, we aim to further improve the capabilities of DGL staff.

• Activities 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 1-7, 1-8



### Training KCCP 2024

Through KCCP (Knowledge Co-Creation Program), we will acquire knowledge that will be useful for the development of Indonesian laws and regulations.



### Various Seminars

We will organize seminars to help law drafters improve their skills, such as exchanging opinions with the Supreme Court.



### Capacity building of DGL staff

We will enhance the capabilities of DGL staff through their participation in various activities.



**THANK YOU FOR YOUR ATTENTION**





The 3<sup>rd</sup> Joint Coordinating Committee (JCC) Meeting  
July 25<sup>th</sup>, 2024



## Progress of the Project and Activity Plan -Supreme Court-

### Project Purpose 2 (Output 2 & 3)

**Agus Subroto**

Justice of the Civil Chamber of  
the Supreme Court of the  
Republic of Indonesia

**Yohei KUNII**

JICA Expert, Advisor on Capacity  
Development of Judges

1

### PRESENTER

YEAR	NAME		POSITION
August 2023 - July 2024	Agus Subroto		Justice of the Civil Chamber of SC of RI

YEAR	NAME		POSITION
July 2024 - September 2025	Yohei KUNII		JICA Expert, Advisor on Capacity Development of Judges

2

# PROGRESS OF THE PROJECT 2023.8-2024.7

---

3

## **Project Purpose 2 Project Purpose for SC in PDM**

The capacity of **Judges** for **efficient and fair case processing and disposition** in business-related cases including **IP disputes** is strengthened.

4

# Overall Structure of Outputs & Activities for SC

- ✓ **Training**

Output2 ← Activity 2-1 ~ 2-6

- ✓ **Reference Materials**

Output3 ← Activity 3-1 ~ 3-4

5

## Output 2 Training on IPRs

Training materials are developed in order to strengthen judges' capacity for efficient case processing and fair case disposition in litigation which deals with disputes concerning rights or economic interests of enterprises, particularly IP litigation (IP litigation, etc.). In addition, training for judges using such training materials is conducted.

6



# Training on IPRs

- ✓ To develop annual training plan and select trainings which the Project is covered from among trainings listed in the plan (Activity 2-1)
- ✓ To develop a training syllabus (Activity 2-2, 2-3)



**Training of Trainers (Activity 2-4)**  
**Training by Trainers (Activity 2-5)**

7

## Training of Trainers (Activity 2-4) - IP Seminar

**Seminar on IPRs for Commercial Judges** on September 21 and 22, 2023



IT-related Technology and Patent, Specific Approach for Determination of Inventive Step



Protection System of Industrial Design

Participant (90)	Lecturer	Topic
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ All Commercial Judges from 5 DC (including online participation)</li> <li>✓ Judicial Judges at Civil Chamber of SC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>Oka</b>, JICA Expert for DGIP</li> <li>✓ <b>Ishizaka</b>, Deputy Director of Administrative Affairs Division, First Patent Examination Department of JPO</li> <li>✓ <b>Ruslinda</b>, Intermediate Expert, ID Examiner of DGIP</li> <li>✓ <b>Agung</b>, Deputy Director for Legal Affairs and Collective Management Organizations of the Directorate of Copyright and ID of DGIP</li> <li>✓ <b>Nishio</b>, JICA Expert for SC</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ IT-related Technology and Patent</li> <li>✓ Specific Approach for Determination of Inventive Step (Case Study)</li> <li>✓ Protection System of Industrial Design</li> <li>✓ Protection of Copyright</li> <li>✓ Calculation of Damages</li> </ul>



Calculation of Damages

8

## Training of Trainers (Activity 2-4) - FGD over Patent Case



FGD over Patent Case with Commercial Judges of the Central Jakarta District Court on June 7, 2024



9

## TOT and Training on IPRs (Activity 2-4, 2-5) - Short Course

Trainers trained in 2-4 conduct the trainings selected in 2-1, using the training materials prepared in 2-2 based on the training syllabus mentioned in 2-2. (Activity 2-5)

**Short Course** was conducted **twice** as below since the last JCC Meeting, mainly selecting lecturers from KCCP participants (yellow highlighted).

**Court Visitation** at the regions was also conducted.

No	Year	Month	Date	Venue	Lecturer	Participant	Court Visitation
10	2023	September	3-8	Tanjung Karang	Rahmi, Agus, Gusrizal, Arifin, Firman, Titik, Nishio	30	Tanjung Karang HC & DC
11	2023	December	5-8	Tangerang	Rahmi, Agus, Gusrizal, Arifin, Titik, Rafmiwan, Arief, Kunii	25	Banten HC & DC

10

## Short Course ① -Tanjung Karang-

2023.9 SHERATON Lampung Hotel

Day	Topic	Lecture
1	Introduction to IPRs	Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H.
	Patent	Dr. H. Gusrizal, S.H., M.Hum, Nishio
	Industrial Design	Drs. Arifin, S.H., M.Hum.
2	Trade Secret	Muhammad Firman Akbar, S.H., M.H.
	Copyright	Agus Subroto, S.H., M.Hum.
	Trademark	Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H.
	PVP	Dr. Titik Tejaningsih, S.H., M.Hum.
3	Discussion, Q&A	All Lectures
	Case Study	Muhammad Firman Akbar, S.H., M.H., Nishio
	Discussion, Q&A	All Lectures



Introduction to IPRs



Patent



Industrial Design



Trade Secret



Copyright



Trademark



PVP



Case Study

11

## Short Course ② -Tangerang-

2023.12 Hotel Novotel Tangerang

Day	Topic	Lecture
1	Introduction to IPRs	Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H.
	Patent	Dr. H. Gusrizal, S.H., M.Hum, Kunii
	Industrial Design	Drs. Arifin, S.H., M.Hum.
2	Trade Secret	Arief Sapto Nugroho, S.H., M.H.
	Copyright	Agus Subroto, S.H., M.Hum.
	Trademark	Dr. Rahmi Mulyati, S.H., M.H.
	PVP	Dr. Titik Tejaningsih, S.H., M.Hum.
3	Discussion, Q&A	All Lectures
	Case Study	Rafmiwan Murianeti, S.H., M.H., Kunii
	Discussion, Q&A	All Lectures



Introduction to IPRs



Patent



Industrial Design



Trade Secret



Copyright



Trademark



PVP



Case Study

12

## Short Course -Court Visitation-



Tanjung Karang High Court and District Court (2023.9)



Banten High Court and District Court (2023.12)

13

## TOT and Training on IPRs (Activity 2-4, 2-5) - Pelatihan Singkat HKI

Trainers trained in 2-4 conduct the trainings selected in 2-1, using the training materials prepared in 2-2 based on the training syllabus mentioned in 2-2. **(Activity 2-5)**

**Pelatihan Singkat HKI** was conducted **with Judicial Training Center twice** as below since the last JCC Meeting (KCCP participants are yellow-highlighted).

No	Year	Month	Date	Venue	Lecturer	Participant
1	2024	March	4-7	Yogyakarta	Nirwana, Arifin, Elyta, Sriti, Frensita, Kunii	30
2	2024	May	28-31	Palu	Tafsir, Titik, Nirwana, Elyta, Sriti, Frensita, Kunii	30

14

## Pelatihan Singkat HKI ① -Yogyakarta-

2024.3 Grand Mercure Yogyakarta Adi Sucipto

Day	Topic	Lecture
1	Building Learning Commitment	Dr. Sriti Hesti Astiti, S.H., M.H., Frensita K. Twinsani, S.H., M.H., M.Si.
	Introduction to IPRs	Kunii
2	Copyright	Elyta Ras Ginting, S.H., L.L.M.
	Industrial Design	Drs. Arifin, S.H., M.Hum.
3	Trademark	Dr. Sriti Hesti Astiti, S.H., M.H., Kunii
	Trade Secret	Frensita K. Twinsani, S.H., M.H., M.Si.
	IP Criminal Case	Dr. Sriti Hesti Astiti, S.H., M.H., Frensita K. Twinsani, S.H., M.H., M.Si.
4	Case Study	All Lectures
	Discussion, Q&A	All Lectures



15

## Pelatihan Singkat HKI ② -Palu-

2024.5 Best Western Plus Coco Palu

Day	Topic	Lecture
1	Introduction to IPRs	Dr. Sriti Hesti Astiti, S.H., M.H.
	Copyright	Elyta Ras Ginting, S.H., L.L.M.
2	Trade Secret	Frensita K. Twinsani, S.H., M.H., M.Si.
	Trademark & GI	Dr. Sriti Hesti Astiti, S.H., M.H., Kunii
3	PVP	Dr. Titik Tejaningsih, S.H., M.Hum.
	Industrial Design	Tafsir Sembiring Meliala, S.H., M.Hum.
	IP Criminal Case	Dr. Hj. Nirwana, S.H., M.H.
4	Case Study	All Lectures
	Discussion, Q&A	All Lectures



Introduction to IPRs



Copyright



Trade Secret



Trademark & GI



PVP



Industrial Design



IP Criminal Case



Case Study

16

## Output 3 Reference Materials on IPRs

Reference materials regarding litigation which deals with disputes over rights or economic interests of enterprises, particularly IP litigation (IP litigation, etc.), are developed, published and disseminated among judges and other legal professionals.

17

## Reference Materials on IPRs

✓ Baseline Survey (Activity 3-1) - Done

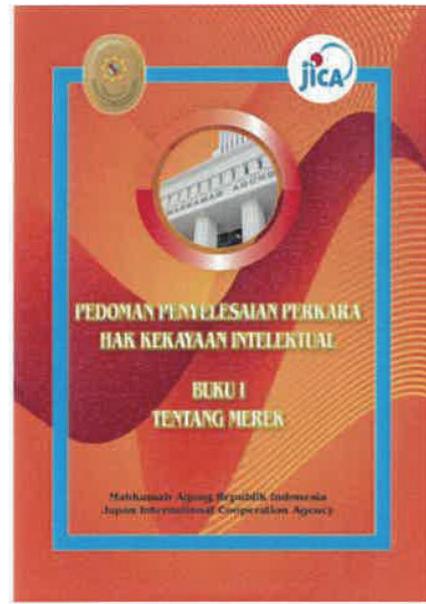


Creation, Publishment and Dissemination of Casebook & Guidebook (Activity 3-2~3-4)

18

## Preparing Reference Materials (Activity 3-3) - Trademark Guidebook

- ✓ **Trademark Guidebook** has been completed.
- ✓ **The 3rd Reference Material** following the two casebooks through previous and current projects



19

## Launching Reference Materials



Indonesia: Chairperson of the Development Chamber of SC,  
Chairperson of the Oversight Chamber of SC  
Japan: Ambassador of Japan, Chief Representative of  
JICA Indonesia Office, JICA Expert

## Launching of Trademark Guidebook

January 10, 2024

Raffles Jakarta



Indonesia: Chairperson of the Development Chamber of SC,  
Chief Judges of District Courts in Jakarta  
Japan: Ambassador of Japan

20

## Preparing Reference Materials (Activity 3-3) - Copyright Guidebook

To prepare reference materials on IP litigation, etc. (**Activity 3-3**)



### Copyright Guidebook Meeting

No	Date	Venue
1	Aug 31-Sep 1, 2023	Hotel
2	Oct 25, 2023	SC
3	Nov 23-24, 2023	Hotel
4	Jun 6-7, 2024	Hotel
5	Jul 11-12, 2024	Hotel

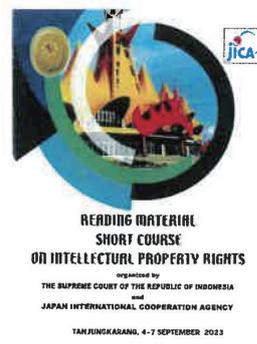


21

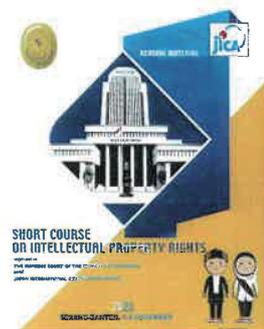
## Preparing Reference Materials (Activity 3-3) – Short Course Reading Materials

### Short Course Reading Materials

- In every Short Course, reading materials have been prepared and distributed to the participants, which can be also used as reference materials.



Tanjung Karang



Tangerang

22

## Publishing Reference Materials (Activity 3-4)

Title	Number
Casebook 1 (IPR General)	100
Casebook 2 (Trademark)	200
Guidebook 1 (Trademark)	300



Casebook 1  
IPR General



Casebook 2  
Trademark



Guidebook 1  
Trademark

23

## ACTIVITY PLAN

---

24

## Training on IPRs

### Training

#### Training with JTC

- ✓ Training in Regional Areas
  - Padang in September 2024
- ✓ Certification Course for Commercial Judges
- ✓ Advanced Course

25

## Dissemination of Casebook and Guidebook on Trademark

1. Medan Commercial Court
2. Surabaya Commercial Court
3. Makassar Commercial Court
4. Semarang Commercial Court
5. Central Jakarta Commercial Court

26

## Training on IPRs

### **KCCP**

- ✓ KCCP in October 2024
  - Patent, Trademark, Industrial Design, Copyright, Trade Secret
  - Visitation to IP High Court and JPO
- ✓ KCCP in 2025 (plan)

27

## Training on IPRs

### **Seminar or FGD**

- ✓ JSIP (Judicial Symposium on Intellectual Property) Follow-up Seminar in December 2024, cosponsored by MOJ
- ✓ FGD with Commercial Courts

28

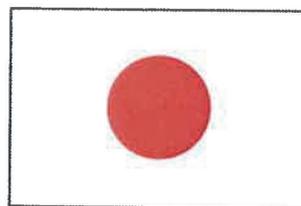
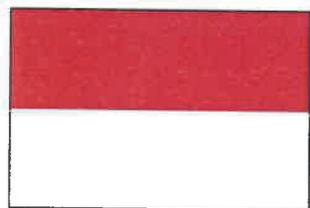
## Reference Materials on IPRs

### Preparation

- ✓ Copyright Guidebook
- ✓ Copyright Casebook
- ✓ Other reference materials, depending on the progress

29

Terima Kasih  
ありがとうございました



30

## 【国際研修・共同研究】

### ラオス本邦研修実施報告

国際協力部教官

高橋一章

#### 1 はじめに

- (1) 令和6年5月27日から同年6月6日にかけて、ラオス本邦研修が実施された。今回の本邦研修は、国際協力部（以下「ICD」という。）として本年度はじめて実施された本邦研修であり、必ずしも十分な準備時間があったとは言い難かったが、複数の研修員からの「有意義なものだった」との意見に接し、微力ながらも研修員が「受講してよかった」と思えるような研修に関わることができたことをうれしく思った次第である。
- (2) ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する法整備支援は1998年から開始している。これまでに、国別研修、個別専門家派遣等を経て、2010年以降は途切れることなく独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による技術協力プロジェクトが実施されており、民法典の起草支援、各種執務参考資料、研修用教材の作成等を通じた実務家育成を行っている。2023年7月からは、新たな技術協力プロジェクト「ラオス法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2」が開始となり、現在に至っている。
- (3) 現在のプロジェクトは、同時並行に複数の分野のワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置されているが、今回本邦研修に臨んだのは刑事法WGのメンバーである。同WGでは、現在、これまでのプロジェクト等で作成した成果物をより有効活用できるようにするための補助資料及び法の適用を論理的に説明するための参考資料を作成することを目的に活動している。具体的には、刑法各則の条文のうち、ラオスでも問題となることの多い条文を選定し、それぞれの犯罪の構成要件を明らかにしつつ、具体的事例を題材にどのように構成要件該当性を判断して法を適用するのかを説明する資料の作成に取り組んでいる。
- (4) このような活動内容に照らし、本邦研修では、刑事法WGが今後どのような分野を取り上げて検討を進めていくべきかといった知見を提供するため、財産犯、性犯罪、マネーロンダリング罪、人身取引罪、薬物犯罪等における日本側専門家からの講義及び研修員との討議を中心としたカリキュラムで実施した。

#### 2 日程・参加者等

本邦研修の日程は以下のとおりである。

第1回ラオス刑事法本邦研修 日程表

【令和6年5月27日（月）～6月6日（木）（移動日を含む。）】  
 （高橋教官、後藤教官、宮本専門官、島尻専門官）

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 /	月 27	【入国】			JICA東京センター泊
5 /	火 28	10:00 12:30 JICA初エンターション JICA東京センター		14:00 14:30 17:00 国際協力部オリエンテーション 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士 「成果物の活用等」 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	水 29	10:00 12:00 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士、ICD教官 「性犯罪（ラオス強姦罪・日本不同意性交等）について」 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 波床昌則弁護士、ICD教官 「性犯罪（ラオス強姦罪・日本不同意性交等）について」 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	木 30	10:00 12:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『刑法による財産の保護のあり方』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『刑法による財産の保護のあり方』 JICA東京センター	JICA東京センター泊
5 /	金 31	10:00 12:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『財産犯規定の理論と実務』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 井田良教授 『財産犯規定の理論と実務』 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	土 1	休務日			JICA東京センター泊
6 /	日 2	休務日			JICA東京センター泊
6 /	月 3	10:00 12:00 【講義・意見交換】 マネーロンダリング・人身取引 法務省赤れんが棟共用会議室	12:30 14:30 【意見交換会・写真撮影】 瀬戸所長、建元部長 法曹会館・赤れんが	15:00 17:00 【見学・意見交換】 警視庁科学捜査研究所 警視庁科捜研中野庁舎	JICA東京センター泊
6 /	火 4	9:30 12:00 【訪問】 中央大学法科大学院見学・ラオス側講義 中央大学駿河台キャンパス		14:00 17:00 【ラオス側発表準備】 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	水 5	10:00 12:00 【ラオス側発表と意見交換】 JICA東京センター		14:00 15:20 15:30 17:00 【意見交換・総括質疑】 矢尾板専門家 評価会・修了式 JICA東京センター	JICA東京センター泊
6 /	木 6	【出国】			

また、本邦研修参加者については以下の20名である。

<b>ブンマー・ドゥアンマラシン</b>
<b>Mr. Bounma DUANGMALASINH</b>
最高人民検察院一般監査局副局長、検事I
Public Prosecutor level I, Deputy Director General of General Inspection Department, OSPP
<b>トンワン・ケオヴィライ</b>
<b>Mr. Thongvanh KEOVILAY</b>
最高人民検察院刑事監査局副局長、検事I
Public Prosecutor level I, Deputy Director General of Criminal Inspection Department, OSPP
<b>ケートマニー・チャンタイティップ</b>
<b>Mr. Ketmany CHANHTAYTHIP</b>
最高人民検察院一般監査局副局長
Deputy Director General of General Inspection Department, OSPP
<b>スーロット・パンタヴォン</b>
<b>Mr. Souloth PHANTHAVONG</b>
最高人民検察院一般監査局行政事件監査課副課長
Deputy Head of Administrative Case Inspection Division, General Inspection Department, OSPP
<b>ヌーピット・サイサワン</b>
<b>Mr. Noupit SAYSAVANH</b>
最高人民検察院図書館情報法制課副課長
Deputy Head of legislation, Library and Information Division, OSPP
<b>アクソンシン・ヴィサイニャライ</b>
<b>Mr. Aksonesin VIXAYALAY</b>
人民最高裁判所国際協力局長、裁判官(3級)
Judge level 3, Director General of International Cooperation Department, PSC
<b>シーワン・ブンタラー</b>
<b>Mr. Syvanh BOUNTHALA</b>
人民最高裁判所刑事部、裁判官(3級)
Judge level 3, Criminal chamber, PSC
<b>ユアフー・シアイー</b>
<b>Mr. Nyouaherr XIAYEE</b>
人民最高裁判所刑事部、裁判官(2級)
Judge level 2, Criminal chamber, PSC
<b>パンタミット・インタヴォン</b>
<b>Ms. Phanthamith INTHAVONG</b>
人民最高裁判所少年部、裁判官(1級)
Judge level 1, Juvenile chamber, PSC
<b>ペッサモーン・インタヴォン</b>
<b>Mr. Phetsamone INTHAVONG</b>
人民最高裁判所管理部、裁判官補
Assistant judge, Administrative chamber, PSC
<b>スリニャン・チャンタチャック</b>
<b>Mr. Souliyanh CHANTHACHACK</b>
司法省国立司法研修所学生及び活動管理課副課長
Deputy Head of Students and Activity Management Division, National Institute of Justice, MOJ
<b>ペットニコーン・シーサニヤンタ</b>
<b>Mr. Phetnikone SISAYANTA</b>
司法省法制局刑事課技術職
Technical Staff of Criminal Division, Department of Law, MOJ

<b>コンヴィライ・ブアサイ</b>
<b>Mr. Kongviley BOUASAY</b>
司法省判決執行局刑事判決執行課技術職
Technical Staff of Criminal Judgment enforcement Division, Judgment enforcement Department, MOJ
<b>ワンカム・スダーワン</b>
<b>Ms. Vankham SOUDAVANH</b>
司法省国際協力局技術職
Technical Staff of Department of Intentional Cooperation, MOJ
<b>プーワン・シンハーナート</b>
<b>Mr. Phouvanh SINGHANAD</b>
司法省国立司法研修所刑事法学科技術職
Technical Staff of Criminal Department, National Institute of Justice, MOJ
<b>センタヴィ・インタヴォン</b>
<b>Mr. Sengthavy INTHAVONG</b>
ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
Head of Criminal law Department, Faculty of Law and Political Science
<b>ヴィライ・ランカーヴォン</b>
<b>Ms. Vilay LANGKAVONG</b>
ラオス国立大学法政治学部政治学科長
Head of Political Science Department, Faculty of Law and Political Science
<b>ブンリエン・ヴォンサムバン</b>
<b>Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH</b>
ラオス国立大学法政治学部学生管理課副課長
Deputy Head of Student Management Department, Faculty of Law and Political Science
<b>スクサワン・ヴィラヴォン</b>
<b>Mr. Souksavanh VILAVONG</b>
治安維持省監査局副局長
Deputy Director General of Investigation Department, Ministry of Public Security
<b>ブンカム・インタヴォン</b>
<b>Mr. Bounkham INTHAVONG</b>
治安維持省経済監査課副課長
Deputy Head of Economic Investigation Division, Ministry of Public Security

### 3 講義の概要について

今回の本邦研修では、我が国における財産犯、性犯罪、マネーロンダリング罪、人身取引罪及び薬物犯罪等に関する経験や知見を共有するとともに、ラオス刑法各則の条文の構成要件を明らかにしつつ、具体的事例を題材にどのように構成要件該当性を判断して法を適用するのかを説明する資料の作成について検討し、刑事法WGが上記各犯罪分野に関する理解を深めることを目的として実施した。

具体的には、上記各犯罪分野に関する豊富な知識や経験を有する大学教授等を講師として招き、講義等を実施した。井田良慶應義塾大学名誉教授、中央大学法科大学院教授より「日本刑法における財産犯」、「財産犯と占有」及び「保護法益と不法領得の意思」に関する講義、性犯罪については、当部教官より性犯罪に対する考え方や日本の法改正に関する講義、マネーロンダリング罪については、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課マネーロンダリング事件係館純也警視より組織的犯罪処罰法を中心とした日本のマネロン罪に関する講義、人身取引罪については、警察庁生活安全局保安課大木邦彰警視より、日本における人身取引対策に関する講義を実施した。また、波床昌則弁護士（元千葉地方裁判所部総括判事）より、過去のラオスにおけるJICAプロジェクトで作成した模擬事件記録や事実認定問題集を例に、効果的な成果物作成に関する講義を実施した。

#### 4 施設見学等について

本邦研修では、警視庁科学捜査研究所及び中央大学法科大学院を訪問した。

警視庁科学捜査研究所では、薬物鑑定や文書鑑定を中心とした日本の科学捜査に関する説明を実施いただくとともに、鑑定で使用する機器を見せていただいたほか、機器を使用して実演していただくなどした。

また、本邦研修で作成した成果物は、今後の法曹養成に効果的に用いることを想定していることから、その活用方法等に関し、中央大学法科大学院を訪問し、実際の講義を傍聴させていただき、図書館や自習室、模擬法廷等を見学するなどした。

#### 5 総括

(1) 研修参加者は、各講義に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、講義及び見学時に積極的に質問し、日本側に関連資料の提供を求めるなど、日本の制度及び実務を熱心に調査・研究しようとしていた。総じて、研修参加への意欲は旺盛であり、受講態度も真摯なものであった。

(2) 例えば、井田教授の講義では、いわゆる「占有の弛緩」という観点から、どのような状態であれば占有が肯定され、否定されるのかといった点について、様々な想定をもとに研修員同士で活発な議論が行われた。

また、ICD教官の性犯罪の法改正に関する講義では、我が国が改正によって認められた男性器以外の異物の挿入を不同意性交罪の構成要件に該当しうるとしている点に関し、具体的にどのような異物であれば典型的な性交と同視できるのか、形状や大きさなどによって評価が変わりうるのかといった点について、研修員間で積極的な意見交換が行われた。特に警察出身者・検察出身者・裁判官出身者でそれぞれ少しずつ考え方が違っているのが印象的だった。



【本邦研修の様子①】



【本邦研修の様子②】



【中央大学訪問の様子】



【法務省での集合写真】

(3) このような各種講義や訪問等を通じて、我が国における上記各犯罪分野に対するラオス側の理解が深まるとともに、日本側とラオス側との間の意見交換等を通じて、両国の相互理解も深化したと思われる。研修参加者による上記各犯罪分野に関する成果物の作成に向けた議論や研修最終日に行われたラオス側の発表においても、複数名の研修員から、我が国における上記各犯罪分野に関する知見を踏まえた成果物の作成を行うべきであるといった発言がなされていた。

今後この本邦研修が、ラオスのプロジェクトの質の向上に資するものとなれば幸いである。

# 第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムの開催について

法務省大臣官房国際課補佐官

川野 麻衣子

## 1 はじめに

法務省大臣官房国際課では、本年6月26日（水）から7月2日（火）まで、ASEAN及びG7の若手法務省等職員を対象とする第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムを開催しました。

本稿では、同フォーラムの概要や開催に至った背景、今後の展望等について御紹介したいと思います。また、同フォーラムには、我が国からの参加者として、法務総合研究所の水本国際専門官が参加し、参加体験記を執筆していただきましたので、そちらも併せて御覧ください。

なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の私見であることをお断りします。

## 2 開催の背景

法務省では、昨年7月に司法外交閣僚フォーラムとして、①日ASEAN特別法務大臣会合、②ASEAN・G7法務大臣特別対話、③G7司法大臣会合という3つの閣僚級会合を開催しました。

それぞれの会合の詳細については、当省ホームページ<sup>1</sup>をご参照いただければと思いますが、このうち、②ASEAN・G7法務大臣特別対話は、ASEANとG7の法務閣僚等が一堂に会する初の機会となりました。この会合は、我が国がアジア唯一のG7メンバー国であることと、長年にわたる法制度整備支援等を通じてASEANとの間で築かれた信頼関係があったからこそ実現できたものでした。

同対話においては、このような会合を一度限りで終わらせることなく、法務・司法分野における相互理解と信頼関係を深めるため、ASEANとG7との間で対話を継続していくことが確認され、そのための方策として我が国が「ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」の創設を提唱して、各国からの賛同を得、本年6月の第1回フォーラムの開催に至りました。

## 3 概要

ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムは、ASEANとG7の法務省等の若手職員が、国境やそれぞれの文化、専門性の違いを超えて、法務・司法分野における共通の課題等について議論すること等を通じて、相互理解の促進及び信頼関係の醸

<sup>1</sup> [https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00032.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html)

成を図ることを目的としています。

第1回フォーラムにはASEAN、G7、東ティモール及びASEAN事務局の18か国・機関から、概ね実務経験10年程度、25～35歳程度の55名の法務省の職員等が参加しました。

参加者は、上述した目的を達成するため、講義、グループディスカッションとその結果のプレゼンテーション、そして法務関連施設の見学を行いました。

今回は、グループディスカッションのトピックの一つにASEANとG7の法務・司法分野に共通する課題として「ジェンダーの視点を含めた法務・司法分野の人材確保・育成の方策について」を挙げたことから、講義は、このテーマに通ずるような題材で、ASEAN及びG7のリーダーとして活躍する3名の方からそれぞれお話をいただきました。具体的には、国内最年少で市長になられた高島峻輔兵庫県芦屋市長から若くして行政を担う責任者としての思いやキャリアデザイン等について、フィリピン司法省のアルヴォア検事から法務・司法分野のリーダーに必要な素質等について、そして人事院の川本裕子総裁から行政のリーダーとして必要な素質や人が育つ組織の在り方等について、それぞれお話をいただきました。

そして、グループディスカッションでは、参加者を6～8人の小グループに分け、①各参加者が担当する施策や所属組織が取り組んでいる課題の共有と、②上述した「ジェンダーの視点を含めた法務・司法分野の人材確保・育成の方策について」というテーマでそれぞれ議論し、その結果が発表されました。



グループディスカッションの様子



プレゼンテーションの様子

また、この機会に、参加者に日本の法制度についての知見を深めてもらうため、東日本成人矯正医療センター、東京西法務少年支援センター、最高裁判所のほか、更生保護施設（斉修会又は更新会）又は国会を見学しました。

これらのプログラムを通じて、ASEANとG7の法務・司法分野の職員が、それぞれの法制度の相違点を認識し、理解し、新たな気づきを得る場を提供することができたと考えています。

参加者に対して実施後に行ったアンケートにおいても、実に98%の参加者がフォーラムに満足したと回答し、「同じ分野で働く他国の人と交流する機会はありません」

で、非常に良い経験であった」、「お互いをより理解し、将来の課題に向けて相談しあえる関係を作ることができる特別な機会だった」等の感想が寄せられ、大変好評を得ました。また、「他の司法分野の専門家とネットワークを形成できるとても良い機会」として、後輩に、次のネクスト・リーダーズ・フォーラムへの参加を促したいとの回答もありました<sup>2</sup>。

#### 4 今後の展望

今回のフォーラムの参加者が将来、各国の法務・司法分野のリーダーとなった際に、今回築いた関係性を活用して、ASEANとG7における法の支配の推進役となってくれること、親日家として日本との法務・司法分野における国際協力の応援団となってくれることを期待しています。

また、フォーラムの回数を重ね、卒業生のネットワークを構築することができれば、ASEANとG7との協力関係をより強固なものにしていくことができると考えています。

本フォーラムは、来年度も開催を予定していますので、本稿をお読みの皆様におかれども、法制度整備支援の現場で活躍されている各国法務省等のネクスト・リーダーがいらっしゃれば、ぜひ本フォーラムについて周知していただけますと幸いです。



参加者・事務局の集合写真

<sup>2</sup> 本フォーラムについては、概要の分かる動画も作成しており、よりフォーラムの内容を身近に感じていただけると思うので、是非併せて御覧いただきたい。  
<https://www.youtube.com/watch?v=YM0vfo0OMRI>

# 第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラムに参加して

法務総合研究所総務企画部国際事務部門国際専門官

水 本 会 人

私は、令和6年6月26日（水）から同年7月2日（火）までの間、第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム（以下、「NLF」と記載します。）に参加しました。フォーラム前後も含めて、NLFに参加した感想を率直に書き記します。なお、本体験記中の感想・意見等は、私個人の見解であることに御留意ください。

## 1 セミナー参加前

令和6年3月下旬だったと思います。何の前触れもなく、上司に呼び出され、「何だろう？」ビクビクしていたのを今でも覚えています。

蓋を開けてみれば、上司から今回のNLFの開催意義や内容に係る説明を受け、「水本さん、参加してはどうですか？」という打診を受けるというものだったのですが。

私自身はこの時点で「面白そうだから参加してみよう。」と決めていましたが同時に、NLF中は通訳がつかない上、日本で生まれ育ち、国際フォーラムに参加者として加わった経験のない私が参加して大丈夫なのかという思考も頭をよぎりました。最終的には、「何とかなるだろう。」という思考が勝ち、参加させていただくことに決めました。

このような経緯でNLF参加が決まり、通常業務の合間をぬってNLF参加準備を開始しました。この時点でグループワークにおいて「各参加者が担当する施策や所属組織が取り組んでいる課題の共有」「ジェンダーの視点を含めた法務司法分野の人材確保・育成の方策について」という議題を扱うことが確定していたので、私の出身庁である入管の法律・ガイドライン・制度・課題等に関する文献等、ジェンダーに関しては日本の取組状況・データ・課題に関する文献・国連が出版している女性のエンパワーメント等に関する文献を読み漁ることから始めました。通常業務と並行してのNLF準備は大変でしたが、準備を通し自分自身の知識を増やすことができ、ある意味、充実の日々を送っていたと思います。

## 2 NLF参加中

### (1) 講義

兵庫県芦屋市長の高島氏、フィリピン司法省のアルヴォア氏及び人事院総裁の川本氏から、それぞれリーダーの在り方に関する講義がありましたが、特に私にとって印象的だったのは高島氏による講義でした。具体的には、高島氏が講義中何度も繰り返し発言されていた「Dialogue（対話）」です。高島氏は官民間問わず、老若男女あらゆる年代の芦屋市民との対話を最重視され、定期的に対話集会を実施されています。

また、高島氏のホームページを確認したところ、「市民のみなさんと市役所の真ん中に立って、芦屋の魅力を最大限に引き出していくリーダーになる。」という言葉があり、高島氏は組織の上に立つではなく、真ん中に立つと表現しています。組織の真ん中に立つにはあらゆる遠心力に耐える力と様々な人や考えを呼び寄せる求心力が求められると思います。高島氏は芦屋市民との対話を通じ、組織の中心に立ち続ける覚悟を持ち、市政に当たられているのだと思いました。私は、この高島氏の対話を重視する姿勢に強い共感を覚えました。

リーダーであるかを問わず、対話力はあらゆるビジネスパーソンに求められる重要な資質だと思います。特に現代社会では、対話の手段が大幅に増加した一方で、対話の質に関しては、減少しているなど感じる事が多々あると思います。だからこそ、同僚・上司との対話、官民間問わず関係機関・関係人等との対話を重視していかなければならないと強く思いました。私自身も日々の業務において対話を大事にしていくと胸に誓うと同時に、対話を大事にするリーダーになりたいと強く思いました。

## (2) 見学

東日本成人矯正医療センター、東京西法務少年支援センター、最高裁判所及び更生保護施設斉修会の見学をさせていただきました。

私は入管の出身であるため、これらの機関の業務との関係性はあまり濃くなかったのですが、一人の日本人として学ぶことがたくさんありました。特に、東日本成人矯正医療センター、東京西法務少年支援センター及び更生保護施設斉修会で得られた知見はこれからも大事にしたいと思います。これらの施設で生活等する人々は受刑者、非行少年、元受刑者といった方々になると思います。受刑者等と聞くと、一般的には、あまり関わりたくないと感じる方が多いかもしれません。しかし、受刑者等の社会復帰を考えたとき、矯正・保護機関の取組だけでは成り立たず、地域社会が、受刑者等が持つそれぞれの背景を理解しようとし、更に、受刑者等を地域社会の一員として受け入れていくことに理解・納得することが大事だと思います。一人の地域住民として、官民含めた矯正保護分野の取組の重要性を改めて理解する良い機会になりました。

## (3) グループディスカッション

ア 各参加者が担当する施策や所属組織が取り組んでいる課題の共有

カナダ、インドネシア、タイ、東ティモール及びベトナムの方とディスカッションを行いました。ディスカッション時間が短かったため、各国参加者からの課題の共有に対し、深くまで踏み込むことはできませんでしたが、各参加者が自身の所属機関の法制度・運用・課題等を共有することができ、貴重な時間を過ごすことができました。私としては、日本の制度との差異を自分の中に持つことができ、各国と日本の制度を比較検討する中で日本の制度の善し悪しを考える機会になりました。

また、グループディスカッションの発表に関しては、「何を話したら良いのだろう。」と全員で悩むことから始まりました。各参加者は自国の法務省に所属するとはいえ、専門分野はそれぞれ異なり、抱える課題も様々なので、ディスカッションの内容をどのようにまとめるかに多くの時間を割きました。

紆余曲折がありましたが、最終的には全員が公務員であることに立ち返り、「各国様々な課題があるが、課題を解決する目的は、人のため。」という共通点を見出すことができ、私たちのグループは「法の支配 (Rule of Law) と「人間を中心に考えたアプローチ (a human-centered approach)」をキーワードに発表を行いました。

#### イ ジェンダーの視点を含めた法務司法分野の人材確保・育成の方策について

アメリカ、カナダ、マレーシア、ミャンマー、ベトナムの方と、「自国の現状の共有」「司法分野で働くための条件」「司法分野における理想的なキャリアパス」「ジェンダー主流化」「より良い職場環境と職員」について話し合いました。

ジェンダー主流化に焦点を当てると、職場における、女性やその他のマイノリティーの受入れについては、各国で異なる課題があり、異なる進歩を遂げていることを認識しました。しかし同時に、各国において、女性やマイノリティーへの差別を禁止する法律、職場での多様性を奨励する政策、公職・高官に就く女性を後押しする政策があるにもかかわらず、依然として各国の社会において障壁は存在し、文化、偏見等のため、現状、女性は組織において高位高官の地位を得ることが難しいという結論にも達しました。

一方で、若手職員や新規採用における女性の割合については、多くの国で改善傾向にあるようでした。ある国では、高位高官を除き、組織の職員の大多数は女性が占めているとのことでした。

これらのことから、私たちのグループでは、若手職員のジェンダー主流化が進歩していると認識を持つことができました。そして、若手職員が働き続けたいと思う職場作りが必要と考え、「より良い職場環境と職員」についての議論を深めました。若い才能を惹きつけ、保持し続けるために、在宅勤務・フレックスタイム制等の柔軟な働き方の選択肢、結婚・出産・育児の最中に夫婦共に自身のキャリアを追求し続けることを可能にする制度設計、産休・育休制度のさらなる整備、そして何より、公益に貢献するという喜びを持ち続けられる職場環境の維持・改善が必要であるという結論に達しました。そして、このような環境を整備することがリーダーに求められる役割だと思えます。

### 3 N L F 参加中 (夜間編)

上述のとおり、大変充実したN L Fでしたが、それと同様に、ひょっとしたらそれ以上に印象に残っているのが自由時間での活動です。N L F中に、各参加者と寿司屋・居酒屋・カラオケ・バーでお酒を飲みながら語り合うことができ、N L Fに参加するだけでは得られなかったであろう絆を育むことができたと思えます。

## 4 感想

第一に、本当にNLFに参加できて良かったと思います。講義で得られた知識はもちろん重要なのですが、やはり、各参加者とのコミュニケーションで得られた体験はかけがえのないものになると思います。各国の制度理解が深まったことに加え、コミュニケーションを深めると様々な方向に話が派生していきました。例えば、スペシャリスト・ジェネラリスト論争、米大統領選、各国の出生率・犯罪傾向・自殺率・文化・教育など、原爆に対する考え方などがありました。このような話題に対して「日本人の代表」として自分なりの意見や回答を述べました。中には私の知識が及ばず回答に窮する場面もありましたが、これらの自由な意見交換は私を人として成長させてくれたと思います。また、参加者同士でコミュニケーションを取ることで、今まで私自身が持ち合わせていなかった視点をもたらしてくれたことなども多々ありました。

加えて、グループディスカッションの発表も興味深いものでした。各グループ同じ議題で話し合っているにも関わらず、発表内容は各グループに様々な特徴がありました。これは、各国様々な背景を持つ参加者が一か所に集まり議論を行うことで生まれるシナジーだと思うと同時に、対面でのコミュニケーションの力強さ、重要性を再認識する機会となりました。

さらに、「やらぬ後悔よりやる後悔」という使い古された言葉がありますが、これは私が今回のNLFで身をもって経験した思いです。NLF中、穴があったら入りたいと思う失敗もありましたが、振り返ると、全てが私の血となり肉となっていると思います。自身の居心地の良い環境から一歩外に踏み出すことで人は成長していくと思いますが、私にとってNLFはそのような場でした。

## 5 NLF参加後

NLF中から、参加者はコミュニケーションツールとしてワッツアップを大いに活用していました。NLF終了後も特定の参加者とは連絡を取り合っており、「10月に日本に行くから。」と連絡してくれる参加者もあり、早く会いたいと心待ちにしています。NLFを通して、私の人間関係は世界に広がったと実感しております。

最後になりましたが、このような機会を提供してくださった主催者の皆様、一生の思い出をくれた参加者の皆様に御礼を申し上げます。

# 第5回スリランカ本邦研修 ～公正な司法アクセス強化～

国際協力部教官  
後藤圭介

## 第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2023年3月3日（日）から同月13日（水）までの11日間（移動日を含む。）で、スリランカ高位裁判所（High Court）<sup>1</sup>モハマド・ヤコブ・モハマド・イルサディーン判事ら合計15名（別添1：名簿）を対象に、法務総合研究所赤れんが棟及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）東京センター等において、第5回スリランカ本邦研修（公正な司法アクセス強化）を実施した（別添2：日程表）。

本稿では、同研修の概要について紹介する。なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 本研修の背景及び研修の目的

1 スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）は、2009年の内戦終結以降、健全な社会制度の再建が課題となっているところ、特にスリランカの裁判所では様々な原因により刑事訴訟が遅延し、大量の事件が処理されないまま長期間滞留している状態で、かつ、重大事件の犯罪者が適切に処罰されないなどの問題が存在している。

JICAは、スリランカ政府からの要請に応じ、「刑事訴訟の遅延解消」を目的に2019年度から2年間の予定で国別研修を実施することを決定し、当部（以下「ICD」という。）はこれに協力することとした。

そして、2019年8月にスリランカの首都コロンボにおいて現地調査を実施した結果、スリランカの刑事司法における関係機関は相当程度の能力を備えているものの、英国から継受した刑事訴訟手続の複雑性、立証活動の非効率性、実務慣行の硬直性等の複合的な要因によって訴訟遅延が生じており、刑事司法の制度上・実務上の機能改善が必要であることが判明したことから、2019年度から2年間の国別研修では、刑事訴訟の遅延解消をテーマとして研修を実施した<sup>2</sup>。

そして、上記の国別研修の継続案件として2021年度から2年間にわたり刑事司

<sup>1</sup> 第一審裁判所である High Court について控訴審裁判所であるとの誤解を与えないため、「高等」の訳語を避け、「高位裁判所」と訳した（茅根航一「スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳」ICD NEWS 第93号（2022年12月号）32頁脚注4）。

<sup>2</sup> 国別研修の一環として行われた本邦研修の概要については、高梨未央「第1回スリランカ本邦研修（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」ICD NEWS第83号（2020年6月号）140頁以下、河野龍三「第2回スリランカ本邦研修・オンライン（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」ICD NEWS第87号（2021年6月号）209頁以下を参照されたい。

法実務の改善をテーマとして国別研修を実施した。同国別研修では、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンラインでの研修<sup>3</sup>を2回実施し、公判前整理手続を始めとする我が国の刑事訴訟の迅速化に資する取組を共有した。

このような我が国の支援等により、2022年2月に改正された刑事訴訟法において、第1回公判前の準備手続として「公判前手続（Pre-Trial Conference：PTC）」が導入されたことを受け、同年8月にはコロンボでワークショップ<sup>4</sup>を開催し、法曹三者で協議を重ね、PTCの効果的な実施のためのマニュアルとなる「標準運用指針（Standard Operating Protocols：SOP）」のドラフトを作成するなどした。

2 このような刑事司法実務の改善、特に刑事訴訟の迅速化に向けたスリランカの取組を更に効果的なものとするため、2023年度、その継続案件として国別研修「公正な司法アクセス強化」が2年間の予定で採択され、2023年3月に第5回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施することとなった。

上記のとおり、スリランカでは2022年2月の刑事訴訟法改正によりPTCが導入され、原則として高位裁判所に起訴された全事件についてPTCが実施されているところ、PTCにおいて、裁判所が当事者に対して証拠開示の実施状況、認否や主張、取調請求証拠に対する意見を確認し、その内容を公判調書に記録することにより、これまで公判期日において五月雨式に行われていた各手続が第1回公判期日前に終了するようになり、その結果、刑事訴訟の迅速化に一定の効果を上げていると認められる。

他方、証拠上は明らかに犯罪の成立が認められると考えられる事案であるにもかかわらず、被告人が事実を全面的に争い、検察官の証拠取調請求に係る書証は全部不同意となるため、検察官が主張する全事実について証人尋問による立証を行うことが余儀なくされるなど、PTCが効果的に機能していない事案も珍しくない状況にあり、特に地方においてはそのような事案が多く存在することが司法関係者から指摘されている。

我が国では、2004年5月の刑事訴訟法改正（2005年11月施行）により公判前整理手続が導入され、2009年5月の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の施行に向け、同手続の定着化を図ったという経験を有するところ、限られた期間内で同手続が定着した要因の1つとして、法曹三者による各自の取組に加え、全国の法曹三者が公判前整理手続の効果的な実施に向けて共同研究や模擬裁判等を通じて互いに連携・協力したという点が挙げられる。かかる経験は、スリランカにおけるPTCの効果的な実施に当たっても有用であると考えられることから、我が国における公判前整理手続に関する経験や知見を共有することにより、PTCの効果的な実施を

<sup>3</sup> 国別研修の一環として行われた本邦研修の概要については、及川裕美「2021年8月スリランカオンラインセミナー（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」ICD NEWS第89号（2021年12月号）122頁以下、同「第4回スリランカ本邦研修（オンライン）（刑事司法実務改善～刑事訴訟の遅延解消に向けて～）」ICD NEWS第91号（2022年6月号）114頁以下を参照されたい。

<sup>4</sup> 現地ワークショップの概要については、國井弘樹「第5回スリランカ研修（現地ワークショップ）（刑事司法実務改善～公判前整理手続の運用指針決定～）」ICD NEWS第93号（2022年12月号）150頁以下を参照されたい。

進めるための方策について検討し、スリランカの刑事訴訟の迅速化の推進に貢献することを主たる目的として本研修を実施するに至った。

### 第3 研修の内容

1 本研修のテーマは、上記のとおり、我が国における公判前整理手続に関する経験や知見を共有することにより、P T Cの効果的な実施を進めるための方策について検討し、スリランカの刑事訴訟の迅速化の推進に貢献することであった。具体的には、模擬公判前整理手続等を通じて、公判前整理手続が我が国においてどのように機能しているかを共有した上、刑事事件の経験が豊富な法曹を講師として招き、我が国における公判前整理手続の運用とその定着に向けた取組を紹介する講義等を実施し、研修参加者によるP T Cの効果的な実施の在り方及びS O Pの最終ドラフトの完成に向けた検討の機会を設けた。

#### 2 各種講義

我が国における公判前整理手続の運用とその定着に向けた取組を紹介するため、以下の各種講義を行った。各講義の要旨は以下のとおりである（実施順に紹介）。

##### (1) 本職による「迅速な刑事司法の制度」に関する講義

本職において、導入講義として、日本の刑事司法の概要や迅速な刑事司法の実現に向けた各種制度等について概説した。

##### (2) 原琢己弁護士による「弁護士の立場から見た公判前整理手続の実務」に関する講義

原弁護士は、日本で導入された公判前整理手続のスムーズな運用に向け、実施前後を通じて、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者それぞれの研さんに加え、法曹三者での協議や共同での分析・検討が重ねられてきたことに関し、弁護士の立場からその経緯を講義していただいた。具体的には、公判前整理手続導入前の法曹三者と裁判員役を務めた一般市民による模擬裁判（評議を含む）とその後の意見交換会のほか、裁判員裁判終了後の法曹三者による意見交換会等を通じて、弁護士の立場から意見を述べるなどして、公判前整理手続のスムーズな運用に向けて協議等してきたことや、弁護士会においても公判前整理手続導入後に研修を実施するなどして、効果的かつ効率的な公判前整理手続の運用について研さんを積んでいることなどについて紹介していただき、日本において法曹三者が協議等を踏まえて迅速な公判前整理手続の実現に向けて様々な検討を加えてきたことを理解してもらうことができた。

##### (3) 東京地方検察庁公判部渡部亜由子副部長による「検察官の立場から見た公判前整理手続の実務」に関する講義

渡部副部長から検察庁における証拠開示の在り方等、迅速な公判前整理手続の実現に向けた検察庁の取組について紹介していただいたほか、本講義の前に、東京地

方裁判所で刑事裁判を傍聴していたことから、同刑事事件に関する質疑応答も行っていただいた。

#### (4) 日本大学大学院法務研究科大島隆明教授による「公判前整理手続の定着に向けた取組」に関する講義

大島教授は、元東京高等裁判所部総括判事として、日本において公判前整理手続の導入に際し、実施前後に裁判所内で主導的な役割を果たされたことから、その経験を踏まえ、公判前整理手続を導入するに至った経緯やその定着に向けた取組について講義していただいた。講義後の質疑応答では、研修参加者から、日本の裁判官による主張整理や証拠整理の手法等に関する質問がなされるなど、裁判官の訴訟指揮によって迅速な公判前整理手続に向けた取組が行われていることについて理解してもらうことができた。

### 3 模擬公判前整理手続

模擬公判前整理手続では、原琢己弁護士、福島崇之弁護士及び当部教官において、殺人未遂事件を題材に公判請求後の打合せ期日及び公判前整理手続期日における法曹三者でのやり取りのほか、弁護士・被告人の模擬接見、検察官・弁護人の電話による打合せなどを実演し、最終的に第1回公判期日における公判前整理手続の結果の顕出まで実演した。研修参加者は、検察官・弁護士による非公式の打合せが行われていることに強い関心を抱いており、公判前整理手続期日以外でも当事者の積極的なやり取りによって公判前整理手続の効果的な実施が可能となることを考えるきっかけを与えることができた。

### 4 見学・概要説明等

東京地方裁判所を訪問し、裁判官室・書記官室・評議室の見学、刑事裁判の傍聴を行ったほか、現在の公判前整理手続の運用や迅速化に向けた取組に関する概要説明を受けた。

また、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）を訪問した際には、日弁連において現在行われている公判前整理手続に関する研修についての概要説明等を受けた。

研修参加者は、日本において裁判官や弁護士が、公判前整理手続導入から20年近く経った現在においても、それぞれの立場で公判前整理手続に取り組んでおり、現在も様々な工夫をしていることについて関心を抱いていた。

### 5 スリランカ側の発表

本研修では、研修2日目に、裁判官、検察官、弁護士及び司法省職員のそれぞれから、作成中のSOPの内容やPTCの課題等に関する発表があったが、その後、本研修の上記模擬公判前整理手続の実演及び各種講義等を通じて、我が国における公判前

整理手続の運用とその定着に向けた取組に対するスリランカ側の理解が深まるとともに、日本側とスリランカ側との間の意見交換等を通じて、両国の相互理解も深化したといえる。研修最終日に行われたスリランカ側の発表において、複数の研修参加者から、我が国における法曹三者の共通理解と相互協力を踏まえた公判前整理手続の運用等を参考として訴訟遅延防止の取組を図るべきであるといった発言がなされていた。

#### 第4 総括

本研修では、スリランカが2022年2月にPTCを導入し、その効果的な実施に向けて課題があることを受け、本邦において実施する研修であることに鑑み、主として、我が国における公判前整理手続の運用と定着に向けた取組に絞ったテーマを扱った。研修参加者のアンケートには、「本研修で日本の法曹三者から貴重な経験を聞くことができた」、「模擬公判前整理手続で第1回公判期日までの流れを知ることができ、大変有意義な研修であった」等の意見が多数見られるなど、プログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができたといえる。特に、日本において法曹三者が協働することで公判前整理手続の適切な運用・定着に至った経験は、具体的な制度設計や状況の違いはあるものの、今後スリランカがPTCの運用・定着に向けた取組を行う上で参考になる部分が多かったように思われる。

他方で、検察官である研修参加者がPTCの効果的な実施に向けて非常に積極的である印象を受けたのに対し、裁判官・弁護士である研修参加者からは、PTCが訴訟遅延解消に有用につき懐疑的な意見が出るなど、研修参加者間で多少の温度差があったことは否定できない。もっとも、このような疑問を抱くことはある意味自然なこととも考えられ、日本側としてもPTCを導入するだけで直ちに訴訟遅延の問題が解決すると考えているわけではなく、そのためにはPTCにおいて実際に争点と証拠が効果的に整理される必要があるが、現状のスリランカの刑事司法には、これを困難にさせる事情が存在しており、その解消を今後の課題として指摘することができる。例えば、スリランカにおける捜査実務（証拠の信頼性が低い、検察官に捜査権限がなく、起訴前に証人と接触できないなど）、訴追基準（起訴猶予が制度上存在しないことやむを得ないにせよ、起訴する嫌疑のハードルが相当に低いなど）、PTC後の立証制限に関する規定がないなど、日本の制度・実務と異なる点が多く見受けられ、これらが効果的なPTCの実施や訴訟遅延の解消を阻害する要因となっていると考えられる。

本研修では、時間的な制約から、スリランカ刑事司法の課題を包括的に扱うことはできず、PTCを中心にその一部を扱ったにとどまるが、その中でも、スリランカ側は、公判前整理手続を含む日本の訴訟遅延解消に対する取組に高い関心を示し、日本の法曹三者が訴訟遅延解消に向けて協力している実務の運用を高く評価しており、帰国後には本研修で獲得した知見を自国の法曹にも共有するための研修を実施する旨を述べていた。また、訴追裁量等の刑事司法の迅速化に資する制度にも関心を示していたことから、今後は公判前整理手続に限ることなく、スリランカの刑事司法の課題に即して更な

る知見の提供が検討されるべきである。

このように、本研修の内容は研修参加者の関心に十分に答えており、その目的を達成したといえる。今後は、本研修の結果を踏まえ、PTCの普及・運用・効果的な実施及びその他の迅速化に向けた取組を支援していくために、スリランカ側の課題やニーズを的確に把握した上で、現地セミナー及び本邦研修等において日本側の知見の提供を継続していくことが相当である。



【法務省赤れんが棟前での集合写真】



【模擬公判前整理手続の様子】



【講義の様子】



【講義の様子】



【スリランカ側発表の様子】



【スリランカ側発表の様子】

## 第5回スリランカ本邦研修

1	<b>モハマド・ヤコブ・モハマド・イルサディーン</b>
	<b>Mr. Mohamed Yacub Mohamed Irsadeen</b>
	ジャフナ高位裁判所民事控訴審担当判事 Judge of the High Court, Civil Appeal High Court- Jaffna
2	<b>ラマナタン・カナン</b>
	<b>Mr. Ramanathan Kannan</b>
	ニゴンボ高位裁判所民事控訴審担当判事 Judge of the High Court, Civil Appeal High Court- Negombo
3	<b>デニス・シャンタン・スーサイサス</b>
	<b>Mr. Denis Shanthan Soosaitas</b>
	ジャフナ高位裁判所判事 Judge of the High Court, Jaffna
4	<b>ウージェスンダラ・ムディヤンセラゲ・マノジ・タルゴダピティヤ</b>
	<b>Mr. Wijesundara Mudiyansele Manoj Thalagodapitiya</b>
	クリヤピティア高位裁判所判事 Judge of the High Court, Kuliyaipitiya
5	<b>アール・ムディヤンセラゲ・アルトゲダラ・ジャナカ・プラサンナ・バンドラ</b>
	<b>Mr. R. Mudiyansele Aluthgedara Janaka Prasanna Bandara</b>
	検察局副訟務長官 Deputy Solicitor General, Attorney General's Department
6	<b>ペッタガン・アショカ・パドマル・ウィーラシンハ・デ・シルバ</b>
	<b>Mr. Pettagan Asoka Padmal Weerasinghe De Silva</b>
	検察局上級検事 Senior State Counsel, Attorney General's Department
7	<b>ナガラトナム・ニシャンタ</b>
	<b>Mr. Nagaratnam Nishanth</b>
	検察局検事 State Counsel, Attorney General's Department
8	<b>コンガニゲ・クリサンガ・スダルシ・フェルナンド</b>
	<b>Ms. Conganige Chrisanga Sudarshi Fernando</b>
	検察局検事 State Counsel, Attorney General's Department
9	<b>ロシャニ・ヘッティゲ</b>
	<b>Ms. Roshani Hettige</b>
	司法省司法担当次官補 Senior Assistant Secretary (Legal), Ministry of Justice
10	<b>ガムナゲ</b>
	<b>Ms. D T N D Gammunage</b>
	司法省改革担当部長

	Director (Reforms), Ministry of Justice
11	<b>クムドゥ・ディサナヤケ</b>
	<b>Ms. Kumudu Dissanayake</b>
	司法省計画担当副部長
	Deputy Director (Planning), Ministry of Justice
12	<b>ティニー・フェルナンド</b>
	<b>Mr. Tenny Fernando</b>
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney at Law, Bar Association of Sri Lanka
13	<b>シェハン・デ・シルバ</b>
	<b>Mr. Shehan De Silva</b>
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney at Law, Bar Association of Sri Lanka
14	<b>ムトウムニ・アジス・デ・シルバ・シリワルダナ</b>
	<b>Mr. Muthumuni Asith De Silva Siriwardena</b>
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney at Law, Bar Association of Sri Lanka
15	<b>ヌワン・クシャン・デ・アルウィス</b>
	<b>Mr. Nuwan Kushan De Alwis</b>
	スリランカ弁護士会弁護士
	Attorney at Law, Bar Association of Sri Lanka

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介 (GOTO Keisuke) 原 彰一 (HARA Shoichi) 内藤 裕二郎 (NAITO Yujiro)

国際専門官 / Administrative Staff 中嶋 勇葵 (NAKAJIMA Yuki)

## 第5回スリランカ本邦研修日程表（案）

【令和6年3月3日（日）～3月13日（水）（移動日を含む。）】

[担当：後藤教官、原教官、内藤調査員、中嶋専門官]

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
3 /	日	【入国】 成田空港着			JICA東京セン ター泊
3 /	月	9:30 JICAオリエンテーション 12:15 JICA東京センター		14:00 国際協力部 オリエンテーション 14:45 【講義（迅速な刑事司法の制度）】 国際協力部 後藤教官 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
3 /	火	10:00 【発表】 スリランカ側発表 12:00 JICA東京センター		14:00 【発表】 スリランカ側発表 15:00 【議論】 PTCの効果的な実施及びSOPの内容の調整 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
3 /	水	10:00 【講義（弁護士立場から見た公判前整理手続）】 原弁護士（52期・元刑弁教官） 12:00 JICA東京センター		14:00 【模擬公判前・質疑応答】 原弁護士・ICD教官等 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
3 /	木	10:00 【講義・表敬訪問】 日本弁護士連合会 12:00 弁護士会館1702B会議室等		14:00 【東京地裁見学】公判前整理手続に関する概要説明、公判傍 聴（公判前整理手続実施事件） 17:00 東京地裁	JICA東京セン ター泊
3 /	金	10:00 【講義（傍聴事件の解説・振り返り、 検察の立場から見た公判前整理手続）】 ICD教官等 12:00 法務省赤れんが棟	12:00 【意見交換会・写真撮影】 瀬戸所長、内藤部長 14:00 法曹会館、赤れんが棟	15:00 【議論】PTCの効果的な実施及び SOP最終ドラフト完成等 17:00 法務省赤れんが棟	ICCLC懇談会 JICA東京セン ター泊
3 /	土	休務日			JICA東京セン ター泊
3 /	日	休務日			JICA東京セン ター泊
3 /	月	10:00 【講義（公判前整理手続定着に向けた活動）】 大島元裁判官 12:00 法務省赤れんが棟		14:00 【発表準備】 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
3 /	火	10:00 【発表・総括質疑】 スリランカ側発表・総括質疑 12:00 JICA東京センター		13:00 評価会・修了式 15:30 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
3 /	水	【出国】 成田空港発			

## 【海外出張】

### インドネシア次期プロジェクト協議等

国際協力部教官

廣 田 桂

#### 第1 はじめに

令和6年5月14日から同月23日までの間、当職らはインドネシア共和国に赴き、現行プロジェクトの進捗状況の確認、次期プロジェクトに関する協議、ASEAN政府間人権委員会（AICHR）と我が国が行う「第3回日AICHRインターフェース」に参加し、ASEAN各国におけるBHR（ビジネスと人権）の取組状況や課題に関するヒアリング調査等を行った。

#### 第2 出張者及び出張日程

##### (1) 出張者

高橋一章（当部教官）、行部黎（国際専門官）、当職

##### (2) 日程

5月14日（火）	移動日
5月15日（水）	法務人権省官房訪問・協議 JICA事務所において専門家と協議
5月16日（木）	SC訪問・協議 DGL訪問・協議
5月17日（金）	最高裁判所司法研修所との協議 法務人権省人権総局訪問・協議 大使表敬・出張報告
5月20日（月）	DGLプロジェクトWG参加 現地法律事務所訪問・意見交換
5月21日（火）	ERIA訪問・意見交換 ASEAN代表部において協議
5月22日（水）	日AICHRインターフェース参加
5月23日（木）	移動日

#### 第3 出張結果

##### 1 現行プロジェクトの進捗状況の調査

##### (1) 最高裁判所（SC）関係

最高裁判所のアグン判事、ラフミ判事らと協議を行った。著作権ガイドブック策定のためのワーキンググループが中断し、これがプロジェクト活動に影響を及ぼしていたところ、この点について最高裁判所と認識を共有し、ワーキンググループ再

開に向けた協力を依頼したところ、快諾を得られた。

なお、その後、アグン判事らの指示で、速やかにワーキンググループは再開されたとのことであった。



S Cとの協議の様子

## (2) 法務人権省法規総局（DGL）関係

現行プロジェクトに関し、PDM上の活動の中で、「インドネシアにおいて不整合が生じる原因を特定し、これに関する文書に双方が合意する」旨の活動があるところ、現段階まで諸般の事情により合意に至っていなかった。このため、DGLとの協議において、今後、菊地専門家とDGLにおいて、速やかに文書を作成して合意することとなった。

また、先方より、今後予定している執務参考資料の改訂作業と研修に関する見込みが示された（執務参考資料の改訂につき本年11月完成予定、研修につき本年6月及び9月頃を予定）。



DGLとの協議

## 2 次期プロジェクトに関する協議等

次期プロジェクトについて、法務人権省、最高裁と協議を行った。

日本側とインドネシア側でアイデアを持ち寄り、大枠、以下の点で合意された。

- ・次期プロジェクトでは、インドネシアのOECD加盟を見据えたビジネス環境整備改善のための法制度改革の推進を目指すこと。
- ・最高裁判所は、現行プロジェクトで注力している知財分野に限らず、広く裁判所の機能強化に資する活動を行うこと。
- ・法務人権省は、現行プロジェクトでテーマとしている法令の整合性確保に限らず、より幅広い、法務人権省が所管するビジネス関連法制度を扱うこと（破産法、民法等）。
- ・ビジネスと人権を新しい要素として入れるため、法務人権省人権総局もCPに加わり、必要な調整には法務人権省の官房も協力すること。

このほか、先方から言及のあった具体的なニーズについては以下のとおり。

### (1) SC関連

SCからは以下の事項についてニーズがあった。このうち、特に④判決の質の向上に関して強調されていたところ、この点はICDとしても知見のある分野であることから、次期プロジェクトの活動に含めることを積極的に検討していきたい。

#### ① 執行に関する支援

2013年に仲裁事件の結果を執行するための最高裁規則第2号を作り加速化させたほか、民事執行についてもタスクフォースを作り、最終的に実施を進める段階であり、これらに関する支援。

#### ② 環境問題に関する支援

基本的人権の確保のために必要で、国際的に注目されている分野であり、国家優先事項である上、SCの2024年から2029年戦略政策の優先事項でもあり、SCが規則策定、民事・刑事・行政事件に関する対応方法のガイドラインを策定しているため、これに関する支援。

#### ③ 事件解決の迅速化に関する支援

“e-litigation”を進め、一審／地方裁判所から控訴審、上告審、再審裁判所も対策を取ろうとするなど、これまでの取組成果が一定程度上がり、年間の未解決事件数が減っているところ、これらに関する支援。

#### ④ 判決の質に関する支援

事件解決の迅速化が進む一方、判決の内容が裁判官によって大きく異なるなど安定性に問題があり、類似事件に対して同じ結論を出すということができていないなどの課題があり、判決の質を向上させる支援。

#### ⑤ 調停に関する支援

インドネシアでは5～6%とまだ調停の活用率が低いところ、インドネシアは調停前置主義のため、調停に関する人材育成は最高裁の優先事項（2024年は

国家優先事項)であり、これに関する支援。

(2) 法務人権省規総局 (DGL)

アセツ総局長をはじめ、法規総局の局長より、以下のような課題・ニーズが挙げられた。

- ① ハーモナイゼーションの迅速化、法令の内容の質の向上／確実性の改善（特に経済・財政分野）に関して、局レベルで、省庁、地方政府に対するサービスの質の向上を図っているため、これに関する支援。
- ② ハーモナイゼーションに関して、現在、財務省と連携したパイロットプロジェクトとして、財務省で出される法令のハーモナイゼーションに当たり、AIを活用している。具体的には、法令の分析ができるアプリ (law analyzer) で、関連法令の有無、関連性について精査している状況であるため、これに対する支援。
- ③ 法令データベースの整理に関しては、現状PDFになっているデータを文字が読める形に変更する必要があるという課題の解決に向けて検討しているところ、これに関する支援。
- ④ 現行プロジェクト後も引き続きドラフターの能力向上に関する支援。
- ⑤ 現在、国家開発計画省 (BAPPENAS) と協議中の2024年から2029年の中期国家開発計画では、特に重視すべき対象法令として、破産法その他、動産保証法、知財関係における地理的標示・著作権、また仲裁に関する法律の制定・改正が含まれているところ、これらに関する支援。

(3) 法務人権省人権総局 (DGRH)

ダハナ総局長はじめその他人権総局局長レベルから、ビジネスと人権分野に関し、以下のような支援要請が挙げられた。

- ① 全てのステークホルダーについて人権の理解促進・能力向上という観点から、企業向けの人権保護アプリ (プリズマ) の改良に加え、「ビジネスと人権」に関する理解を深めるためのモジュール策定が必要であり、これに関する支援。
- ② 人権保護を支えるための規則やガイドライン、手引きの策定に関するWGを作成し、ビジネスと人権の概念に合わない法令を特定し、分析した上で、必要な改訂等を行うことを検討しているところ、これに関する支援。
- ③ 効率的な被害者保護（特に裁判外の紛争解決の促進）のための救済メカニズムを構築するため、必要な法令整備を行う予定であり、これに関する支援。

3 HAICHR インターフェース参加

ASEAN諸国の間では、主に、BHRと教育問題に焦点を当てた議論がなされている状況であった。AICHRの今後の活動につき、タイを中心としてBHRを取り扱うべきという意見と、ラオスを中心として次世代の法教育に取り組むべきという意見があった。

いずれの問題も重要ではあるものの、我が国としては、少なくとも、ASEAN諸

国全体にひ益するという観点からは、BHRに焦点を当てた活動が望ましいのではないかという意見を述べ、ASEAN諸国もこれを承諾し、今後の活動の大きな方向としてBHRにまつわる問題を取り上げることが確認された。

なお、タイ代表からは、本年9月にタイでBHRに関するAICHRの活動を実施予定であり、その際には日本から専門家を派遣してほしいという依頼があった。



日AICHRインターフェース

#### 第4 終わりに

現行プロジェクトについては、諸般の事情により遅れが見られたものの、本出張により、プロジェクトの期間満了までに活動等を完了させる目処がついたように思われる。今後もICDとして現地の菊地専門家、國井専門家を支えつつ、プロジェクト活動に協力していきたい。

次期プロジェクトについては、相手方機関や内容について、相当程度固めることができた。今後もJICAと協力し、インドネシア側と協議を進めて、詳細を詰めていきたい。

また、日AICHRインターフェースに参加したことによって、AICHERとの新たな協力関係の土台を構築することができた。BHRは現在世界においても重要な課題となっており、ICDとしても本年8月にASEAN諸国等の留学生を対象としたビジネスと人権に関する共同研究を実施する予定であることから、引き続きAICHERへの協力を検討していきたい。

# バングラデシュ出張の報告

国際協力部教官

原 彰 一

## 第1 はじめに

バングラデシュ人民共和国（以下「バングラデシュ」という。）では、裁判所での膨大な民事未済事件の滞留（バックログ）が深刻な問題となっており、JICAは、これまで調停制度・事件管理強化を目的とする国別研修を実施してきたところ<sup>1</sup>、本年度4月より、新たに技術協力プロジェクト「司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト」（3年間。以下「本プロジェクト」という。）が開始され、長期専門家として藤岡拓郎弁護士（統括）及び藤原扶紀氏（業務調整）が派遣された。

当職は、川淵武彦法務総合研究所総務企画部副部長を筆頭に、当部の山下拓郎教官及び磯井美葉調査員、糺谷昌昭統括国際専門官と共に、本年5月27日から同年6月5日までの日程（移動日を含む。）で、バングラデシュに出張し、本年プロジェクトの立上げに際し、プロジェクト活動の円滑な実施に向けて、カウンターパート機関である法務・司法・議会担当省法司法局（LJD、MOLJPA。以下「司法省」という。）、最高裁判所、2か所のパイロット地区裁判所（ノルシンディ・クミッタ）<sup>2</sup>、法律扶助事務所<sup>3</sup>（Legal Aid Office。以下「LAO」という。）などの関係機関を訪問して今後の活動の進め方につき協議するとともに、ローンチングセレモニーに参加した。

本稿では、出張の報告を行うとともに、本出張及び本プロジェクトの課題について若干の所感を述べたい。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属部局の見解ではない。なお、本プロジェクトの詳細については、本号及び次号に掲載又は掲載予定の藤岡専門家の記事を参照されたい。

## 第2 本出張の結果概要

### 1 司法省・最高裁

司法省や最高裁との協議（司法省では事務次官ら、最高裁では事務局長らが出席した。）において、プロジェクト開始に係る協力への感謝や今後のプロジェクト活動への協力を求めることを伝えた。また、本年12月に実施予定の本邦研修のメンバー等について、本プロジェクトに多くの機関を巻き込む観点から、司法省だけでなく、最

<sup>1</sup> バングラデシュは、2015年の「法制度整備支援に関する基本方針」（改訂版）で新たに重点支援対象国の一つに指定され、これまで2017年から3年間及び2020年から3年間、それぞれ国別研修の枠組みで、バックログの解消を目的に本邦研修やオンラインセミナー等が実施されてきた。

<sup>2</sup> ノルシンディは、ダッカ管区に位置する人口約220万人の都市であり（ダッカから東に約50km、片道約1時間30分）、クミッタは、チッタゴン管区に位置する人口約540万人の都市である（ダッカから南東に約100km、片道約3時間）。

<sup>3</sup> 全国64県に1か所ずつ設置されており、各1名の法律扶助官（Legal Aid Officer。以下「LA Officer」という。）が配置されている。LA Officerは、Senior Assistant Judgeから任命され、貧困者を対象に、①法律相談、②調停、③パネルロイヤー選任の業務を行っている。

高裁やパイロット地区の裁判官、LA Officer、弁護士らが参加することにつき概ね了解を得た。

また、司法省では、調停を担当する人員の不足への対応として、調停人となる LA Officer の増員が検討され、最高裁では、裁判官や LA Officer などへの調停人養成の研修を実施する以外にも、国際基準を満たす ADR センターの設置が必要であると指摘しており（実際にも昨年、最高裁内に調停センターを設置したとのこと）、調停の利用促進のために人的・物的両面での LAO の機能強化が必要であることがうかがわれた。他にも、調停での紛争解決への信頼を作り出すことや調停による紛争の早期解決に協力的でない弁護士のマインドセットを変えることが重要であるなどの指摘があった。



【司法省での協議の様子】

## 2 ノルシンディ地区裁判所

- (1) District Judge ら裁判官や LA Officer との協議において、パイロット地区でのタスクフォース及びワーキンググループ（WG）活動への協力を求めるとともに、今後の具体的な活動につき協議することができた。LA Officer からは、昨年 1,000 件を超える調停を実施したとの話があり、LA Officer をサポートする必要が改めて確認された。
- (2) 弁護士会への訪問では、参加した弁護士からプロジェクト活動には協力したいが、報酬の問題（調停により事件が早く終わった場合、事件での活動に応じて計算される弁護士の報酬が減ってしまうがどうするか、弁護士が調停人になる場合にその報酬をどうするかなど）や当事者の問題（当事者はどんな手段を使っても勝訴し

ようとするので相手への譲歩となる調停には同意しないし、弁護士が調停に反対することもあるなど)があるなどの発言があった。これまでも弁護士が高い報酬を得るために訴訟を引き延ばしたり、調停での紛争解決に消極的であったりすると聞いていたが、改めて率直な意見を聞くことができた。

今後、タスクフォース及びWGでも同様の活発な議論がされることが期待されるが、弁護士の理解・協力を得ながら、活動を進めていく必要を改めて感じた。特に代理人として弁護士が関与している場合の問題解決は容易でなく、成功報酬制の導入など報酬の算定方法を変更したり、弁護士が代理人として関与していない事件(典型的には提訴前の事件)に注力したりすることなどが考えられた。



【ノルシンディ地区の District Judge から裁判官との記念撮影】

### 3 クミッタ地区裁判所

- (1) クミッタでも、District Judge から裁判官や弁護士会長らとの協議において、パイロット地区でのタスクフォース及びWG活動への協力を求めるとともに、今後の具体的な活動について協議することができた。
- (2) LA Officer 及び裁判官との間で、バングラデシュ全体やクミッタでのバックログの問題について意見交換をしたところ、まず、全体として、事件処理を担当する裁判官が不足しており、バングラデシュ全土に裁判官が約1,800人いるが、最高

裁や司法省などで現場にいない裁判官も多く、人員を増やす必要があり、クミッラについても、バングラデシュで最も大きい裁判所の一つであり、管轄の範囲が広く、人口過密の地域であり、裁判官の人数に比して事件数が多いとのことであった<sup>4</sup>。

また、事件類型について、土地紛争、家族紛争が多いが、クミッラには、ダッカのように独立した家庭裁判所がなく、民事の裁判官が家族紛争も担当しているため、土地紛争に集中できるよう家庭裁判所を設置するのが望ましい、弁護士について、訓練や規律が不足している者が多く、短時間で事件を終わらせたがらないことが問題であるなどの指摘があった。

さらに、バックログの改善のためには、L A Oの機能強化が重要であり、デジタル化（事件登録のための中央センターの設置やオンライン申立て、電磁的方法による送達など）や調停の利用促進（調停前提）に向けた法改正の必要性を指摘していた。他にも、Miss Case<sup>5</sup>と呼ばれる事件への対応として、送達の受領を確実に証明できる手段（受送達者のほ印を取るなど）を導入すべきであるとの指摘があった。

- (3) パネルロイヤー（LA Officerより選任され、費用を負担できない当事者のために民事事件の国選弁護を担当する弁護士）の業務を引き受けている弁護士との協議では、パネルロイヤーの報酬はL A Oより名目的な報酬<sup>6</sup>が支払われるのみであるため、他の一般事件で報酬を得ながら、プロボノ活動として引き受けているとのことであった。

本プロジェクトの活動として、パネルロイヤーがLA Officerによる調停等をサポートする可能性について尋ねたところ、概ね前向きな意見であり、協力を得られそうであったが、サポートに係る報酬の問題や協力へのインセンティブを確保する必要があるように思われた。

- (4) 裁判所を訪れていたL A Oの利用者及び訴訟当事者へのインタビューでは、調停と裁判では、どちらによる解決が良いか尋ねたところ、解決の迅速さと費用対効果を理由に皆調停による解決が良いと回答していた。続けて、調停では妥協しなければならないがそれでも良いかと尋ねたところ、それでも紛争から解放されることによる精神的な安定が重要との回答があった。もっとも、現実には調停が成立しないこともあると指摘すると、弁護士が裁判では全て取れるから妥協すると言われることがあったり、金額面で妥協できないことがあったりするなど話していた。

<sup>4</sup> Land Survey Tribunalでは、専門のJoint District Judgeが事件を担当しているが、事件が9,000件もあり、処理しきれないことから、本来担当ではない裁判官にも事件が配点されているとのことであった。

<sup>5</sup> 被告が裁判に出席しないまま裁判が確定した後、同被告が訴状を受領していないことを理由に裁判の再開を求める事件であり、訴状を受領していないことが証明されると確定した裁判が再開されるというもの。実際に裁判が再開されることが多く、これが生じる原因として原告が職員に賄賂を渡して訴状を送達させないこともあるという話を聞いた。

<sup>6</sup> 民事事件一件当たり1,800から2,000タカ程度とのことであった。

#### 4 JATI (司法研修所)、NLASO (国家法律扶助機構)

(1) JATIでは、現地セミナーの実施等今後の活動への協力を求めるとともに、バングラデシュでの裁判について意見交換をしたところ、嘘の訴え (false claim) をする当事者が多く (その場合、話し合いによる解決が困難)、それに対するペナルティもないか、あっても重くないため抑止になっていないこと、そのような当事者に弁護士も協力しているなどの問題があり、特に土地紛争については、土地管理システムが古く、統合されていないという問題があり、嘘の主張と相まって非常に複雑であると述べていた。

また、裁判官が不足しており、一人あたり2,500から3,000件くらいの事件を抱えている、改善するには当事者や弁護士のマインドセットを変えることが重要であるなどと指摘していた。

(2) NLASOでは、「Smart Legal Aid」というデジタル化の取組を掲げており、市民によるアクセスを容易にするために、オンラインでの法律相談やオンラインでADRを実施するODRに関心があると述べていた。また、多数の事件に対応しているLA Officerをサポートするため、その数を増やし、法律相談と調停の担当を分けるなどの構想があるとのことであった。

#### 5 ローンチングセレモニー

ローンチングセレモニーは、ダッカ市内のホテルで開催され、バングラデシュ側からは、ホック司法大臣、サルワー司法省事務次官、クルスム司法省法司法局長などが参加し、日本側から、岩間駐バングラデシュ特命全権大使、市口JICAバングラデシュ事務所長、藤岡専門家などが出席し、ICDも参加した。各参加者よりスピーチがされたが、ホック大臣から司法に関する制度改革の必要性が訴えられていたほか、総じて日本の支援に対する高い期待を表明するものであった。司法省や最高裁の職員、各パイロット地区のLA Officerや弁護士らを含めて、全体で80名程度の関係者が出席しており、本プロジェクトを開始するに当たり、関係者全体で共通理解を深め、プロジェクト活動の実施に向けた機運を高めることができた。



【ローチングセレモニーの様子】

左から、藤岡 JICA 専門家、市口 JICA バングラデシュ 所長、岩間 駐バングラデシュ 特命全権大使、ホック 司法大臣、サルワー 司法省事務次官、クルスム 司法省法司法局長（敬称略）

### 第3 所感

出張結果を踏まえ、本出張及び本プロジェクトの課題に関する所感を若干述べたい。

- 1 当部は、昨年度の案件形成のための調査段階から本プロジェクトの準備に関与しており、この度、本プロジェクトが開始されるに至ったことは非常に感慨深い。また、関係機関はいずれも本プロジェクトの開始を歓迎しており、現地専門家が関係機関との間で良好な関係を構築していることがうかがわれ、当部も本プロジェクトに積極的にコミットする旨を関係機関に伝えることができた。ローチングイベントへの出席を含め、本プロジェクトの立上げにおいて、今後のWGや現地セミナーなどのプロジェクト活動の実施に向けた機運を高めることができ、本出張はその目的を達成したと考える。
- 2 他方で、これから具体的な活動を実施していくに当たり、本プロジェクトが対処しようとするバックログの問題の解決は容易ではないことが予測される。そのためには、単に調停人への研修を実施するだけでなく、制度・運用の改善につながる取組が必要となるが、従前の調査から明らかになっているように、事件数（人口）に対して

裁判所の人的・物的リソースが不足している、民事訴訟法が訴訟遅延に対処できていない、当事者や弁護士が事件を引き延ばすなど、短期的に解決することが困難な問題があり、本プロジェクトは、このような現状を前提として改善に向けた活動を行わなければならないため、難易度が高いといえることができる。

その中で、本出張では、複数の関係機関より、L A Oを人的・物的にサポートして機能強化を図る必要性が指摘されており、そのための取組として、パネルロイヤーを活用する、すなわち、パネルロイヤーに LA Officer による法律相談や調停を補助する役割を担ってもらうという案であれば、ある程度実施可能であるように思われた（例えば、パネルロイヤーが聞き取った上で、LA Officer に報告し、何か問題があれば、LA Officer が修正し、最終的な決定を LA Officer が行う仕組みを構築するなど）。そのために、パネルロイヤーに調停人養成の研修を実施したり、調停人の資格や行動規範、調停のガイドラインなどを整備したりすることなどが考えられる<sup>7</sup>。

もっとも、以上を実施する際には、パネルロイヤーの報酬が問題となり（L A Oからパネルロイヤーに支払われる。）、その額は、民事事件の国選弁護報酬と同様に非常に低額になることが想定されるため、若い弁護士やプロボノ活動に興味のある弁護士を巻き込むために、どのようなインセンティブを付与するのが適切か検討する必要がある。なお、いずれは裁判官の数、特に LA Officer の数を増やす必要があると考えられるが、たとえそうだったとしても、LA Officer を補助する仕組み自体のニーズはなくなるため、共存可能と思われる。

以上はあくまで一つの案であるから、今後、試行錯誤しながら、パイロット地区のタスクフォース及びWGにおいて、改善策の実施に向けて課題と対策の調査・検討を進める必要がある。当部としても、引き続き現地専門家と連携しながら、本邦研修や現地セミナーの実施等を通じて、プロジェクト活動を支援していきたい<sup>8</sup>。

3 最後に、今回の出張では、若手裁判官らが制度改善に向けて積極的な意見を述べていたことが印象的であり、J I C A 専門家が若手裁判官らの意見を吸い上げて、司法省に改善策を提言することを期待しているとの発言があった。本プロジェクトで実際に実施できるかはともかく、現地専門家が現場の声を吸い上げて改善策の提言を行うことも重要な役割であるように思われた。

<sup>7</sup> ただし、ノルシンディのL A Oはスペースが非常に狭いため、他に調停等を行う場所がない場合には、施設面での支援が必要になる可能性がある。

<sup>8</sup> 本出張後の令和6年8月5日、バングラデシュのシェイク・ハシナ首相（当時）が反政府デモの激化を受けて首相を辞任し、本記事執筆時点では、モハマド・ユヌス氏が暫定政府首席顧問を務めており、ホック氏も司法大臣の職を追われる事態になっている。今後のプロジェクト活動については、事態の推移を注視しながら実施することになると思われる。

# ベトナム・ラオス ～現地専門家協議、関係機関訪問等～

国際協力部教官  
樋口 瑠 惟

## 第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）は、ベトナムにおいて、「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」（以下「ベトナムプロジェクト」という。）を実施し、ラオスにおいて、「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」（以下「ラオスプロジェクト」という。）を実施している。

令和6年4月、法務総合研究所国際協力部に、建元亮太部長が新たに着任したところ、建元部長は、令和6年5月26日（日）から同年6月1日（土）までの間、ベトナムとラオスに続けて出張し、ベトナムプロジェクト及びラオスプロジェクトの長期派遣専門家との協議及び進捗状況の確認や、当所が協力覚書を締結しているラオス国立司法研修所（以下「NIJ」という。）への視察、両国の関係各機関への訪問等を実施した。同出張には、須田大前国際協力部副部長、神谷哲夫主任国際専門官及び当職が随行し、両プロジェクト及び上記協力覚書に基づく活動に深く関与する当職らにおいても、長期派遣専門家等と今後の活動の在り方等について協議を行った。

本稿では、これらの協議、視察、訪問等の結果概要について紹介し、今後のベトナム、ラオス両国に対する法制度整備支援の方向性等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

## 第2 ベトナム出張（令和6年5月26日（日）から同月29日（水）まで）

### 1 出張概要

今回のベトナム出張の概要は以下の通りである。

5月26日（日） 移動日

27日（月） ベトナムプロジェクト事務所視察  
在ベトナム日本国大使館訪問

28日（火） ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換

29日（水） 日系弁護士との意見交換、移動（ハノイ→ビエンチャン）

以下の項では、本出張の主要部分である、在ベトナム日本国大使館訪問と日系弁護士との意見交換の各結果を紹介し、また、ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換結果についても簡潔に紹介する。

## 2 出張結果

### (1) 関係機関訪問等

#### ア 在ベトナム日本国大使館訪問

在ベトナム日本国大使館においては、伊藤直樹大使及び井倉美那子一等書記官<sup>1</sup>に御対応いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ベトナムプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

これに対し、伊藤大使からは、30年間にわたり実施されてきた法制度整備支援プロジェクトは、一番成果が上がっていると考えていること、日本による支援は、上から目線ではなく、寄り添い協力することで内から変わるインセンティブを起こしてきたような支援であると考えていること等の御発言があり、当部やJICAによるこれまでの法制度整備支援の活動に御理解をいただいていることがうかがわれた。

また、伊藤大使からは、ベトナムが日本にとって期待される国、重要な国として発展してほしいと願っていること、そのために、現行のプロジェクトの成功を目指すことに加えて、ベトナム側の近時のニーズの変化を踏まえつつ、中長期の観点から、継続した支援や協力を願いたいという旨の御発言もいただいた。

#### イ 日系弁護士との意見交換

ベトナムに駐在されている日系弁護士である武藤司郎弁護士<sup>2</sup>と意見交換をさせていただいた。武藤弁護士は、日本政府によるベトナム法整備支援の初代長期派遣専門家でもあり、平成8年12月から平成12年4月までベトナム司法省に派遣されていた<sup>3</sup>。

武藤弁護士は、ベトナムの法制度の現状について、法内容自体の整備不十分がなお散見されるほか、運用面・執行面にも問題があると考えており、例えば、民法及び商法の関係のあいまいさ、仮処分制度の機能不全、国際仲裁判断の不当な破棄、執行妨害等、民商法分野に多くの問題があると考えているとのことであった。

また、刑罰法規、行政罰法規の構成要件が不明確であることや、会社法における登記や登録が非常に煩雑であるほか、会社分割に関する制度等の使い勝手が極めて悪く、個別の権利義務関係を移転するのが非常に大変であることなど、ベトナムの法制度の現状の具体的な問題点を多数挙げていただき、これらの点について法制度整備支援の中で扱うことの御提案をいただいた。武藤弁護士によれば、投資法等の問題がある点については商工会として提言はしているが、民商法等の基本法となると商工会単体では手が出しにくいところで、この分野への支援は日

<sup>1</sup> 元法務総合研究所国際協力専門官

<sup>2</sup> 西村あさひ法律事務所所属、在越日本商工会議所会頭

<sup>3</sup> 武藤弁護士による、初代長期派遣専門家としての体験談等につき、武藤司郎、横幕孝介、枝川充志「【特別企画】ベトナム・オンライン座談会～20年で変わったこと、変わらないこと～」ICD NEWS第87号（2021年6月号）32頁以下を参照されたい。

系企業を含む外国企業への裨益が大きいと同時にベトナム側への裨益も大きいはずであるから、法制度整備支援による貢献に期待するとのことであった。

## (2) ベトナムプロジェクト長期派遣専門家との意見交換

ベトナムプロジェクト長期派遣専門家である、茅根航一専門家、塚原正典専門家、大西宏道専門家及び寺本二憲専門家の4名と、建元部長、須田前副部長及び当職らとの間で、現行プロジェクトの状況、課題や、今後の活動の在り方等について協議を実施した。

これらの意見交換を通じて、当職が考えたベトナムプロジェクトの現況と課題は次のとおりである（当職の個人的見解である。）。すなわち、現行プロジェクトにおいては、一定の活動を実施し成果を上げることができており、このことは、本出張の直近（本年4月）に実施されたハイレベルフォーラム及びJCCが、関係機関の協力により、無事成功裏に終わったことにも現れている。一方で、現行プロジェクトは、6機関ある各カウンターパートにおいて、それぞれの最優先課題を選定し、それについてワーキンググループ形式で協議して、解決策の提案を行うという枠組みであるところ<sup>4</sup>、このようなプロジェクトの枠組みは、各カウンターパートの実情に応じた柔軟な対応を可能にする場合がある反面、長期派遣専門家において広範なニーズに対応する必要が生じるという難しさを生じさせているように思われる。活動の形式についても、ワーキンググループ形式の協議よりは大規模なセミナー形式の活動を希望するカウンターパートもいることには、留意を要する。現行プロジェクトのカウンターパートの数は多く、その特色も多様であるところ、カウンターパートによっては、いかにして円滑な意思疎通を図るか、工夫を要する部分があるように思われる。その上で、現行プロジェクトの終了時期は令和7年12月末であるところ、今後、成果のまとめに向けた活動を実施することにつき、各カウンターパート側とどのように協議していくかが、今後の大きな課題の1つとなるであろう<sup>5</sup>。

## 3 所感

本ベトナム出張の主な目的は、主として本年4月に新たに着任した建元部長において、関係機関等を訪問し意見交換するとともに、ベトナムプロジェクトの状況を確認することにあつたが、ベトナムプロジェクトの事務所を訪問し、十分な時間をかけて、長期派遣専門家との緻密な意見交換を実施することにより、ベトナムプロジェクトが置かれた現状をよく把握することができたことは、現行プロジェクトが終盤に差し掛かり、同プロジェクト終了後のベトナムに対する法制度整備支援の在り方を検討

<sup>4</sup> 現行のベトナムプロジェクトの概要につき、横幕孝介「ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要と現況」ICD NEWS第91号（2022年6月号）11頁以下を参照されたい。

<sup>5</sup> 茅根航一「ベトナム・ハイレベルフォーラムの開催」ICD NEWS第99号（2024年7月号）136頁も、現行プロジェクトの終結に向け、各カウンターパート機関における最優先課題の解決策の取りまとめの必要性を指摘する。

すべき時期に至っている当職らにとっても、大変有益なものであった。本出張における一連の活動を通じ、ベトナムが急速な経済発展を遂げていること、その結果、ベトナム側の要望は広汎、多様かつ先端的となっており、それを的確に把握し時宜を得たタイミングで応えることは、内容面でも事務負担の面でも非常にタフな作業であることを、改めて認識した。この点で、現地においてプロジェクト活動に従事されている長期派遣専門家の皆様に対しては、その日々の御努力に最大限の敬意を表したい。

令和5年7月6日に開催された日ASEAN特別法務大臣会合では、日本、ASEANの両者が、対等なパートナーシップの精神の下、様々な分野での協力を強化していくことが強調された<sup>6</sup>。このような日本とASEANの関係の近時の進展等を念頭に置きつつ、本稿に記載したような現行プロジェクトの現状等を十分に踏まえた上で、引き続き、ICDやJICAその他の関係者一同で協力し合い、ベトナムにおける今後の法制度整備支援の進め方について、検討を続けてまいりたい。



【武藤弁護士との意見交換の様子】

### 第3 ラオス出張（令和6年5月29日（水）から同年6月1日（土）まで）

#### 1 出張概要

- 5月29日（水） 移動（ハノイ→ビエンチャン）
- 30日（木） ラオス司法省訪問、最高人民検察院訪問、  
ラオスプロジェクト事務所視察
- 31日（金） N I J 視察、最高人民裁判所訪問
- 6月 1日（土） 移動日

以下の項では、本出張の主要部分である、司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所への各訪問結果並びにN I Jの視察結果について、簡潔に紹介する。

<sup>6</sup> 法務省ホームページ「司法外交閣僚フォーラムの結果概要について」（[https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00032.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00032.html)）（令和6年7月31日最終閲覧）を参照されたい。

## 2 出張結果

### (1) ラオス司法省訪問

ラオス司法省においては、ケッサナー副大臣を表敬訪問し、その際、ナロンリット官房長及びスピー国際協力副局長にも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

ケッサナー副大臣からは、ラオスに対する日本政府からの長年にわたる継続的協力に対する感謝が述べられたほか、ラオスでは、2026年に各省庁がこれまでの市場経済改革を評価することとなっており、司法省でも実施中であるが、日本の法務省からの支援についても記録に残す予定であるので、評価のまとめ作業を進めていること、その作業の中でまだ色々な課題が残っていることがわかったとのこと、これからもICDからの支援をぜひお願いしたいことなどのコメントが述べられた。

### (2) ラオス最高人民検察院訪問

ラオス最高人民検察院においては、カムペット副長官を表敬訪問し、その際、ラッタナポン監査局副局長ほかにも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

カムペット副長官からは、ラオスへの専門家派遣による長年にわたる支援、取り分け、民法典起草時の協力等につき、日本国民からラオスへの贈り物と考えていること等の感謝が述べられた。また、ラオスにとって人材育成は重要な課題であり、ラオスプロジェクトでも法律分野の人材育成に力を注いでいるが、まだ十分には進んでいない状況であること、再来年には刑事手続法や検察院法も改正する予定であるが、色々課題があることから、今後も日本側と色々相談させていただきたいという旨のコメントが述べられた。

### (3) ラオス最高人民裁判所訪問

ラオス最高人民裁判所においては、ブンクワン副長官を表敬訪問し、その際、ティッパソン官房長、ガン最高裁研修所長及びカンパイ監査局長ほか2名にも同席いただいた。まず、当方からは、建元部長において、ラオスプロジェクト及び長期派遣専門家への支援協力に対する感謝の意をお伝えした。

ブンクワン副長官からは、法律人材育成のプロジェクトを継続的に実施したことによる様々な成果が、ラオスの法の支配の発展と、裁判実務の改善に大いに役立ってきたことから、そのような協力を継続してくれた法務省等や日本国民に対する感謝が述べられた。また、現在のプロジェクトも円滑に進行しているところ、これまでの経験の積み重ねでプロジェクト活動を通じて色々な問題を解決してきたので、現在のプロジェクト活動から得られる知識や経験も問題解決につながると信じているとの展望も述べられた。

#### (4) N I J（ラオス国立司法研修所）視察

N I Jにおいては、ブンター所長、シヴィサイ副所長及びペッサマイ副所長ほか2名に御対応いただいた。まず、当方からは、建元部長において、法務総合研究所とN I Jの間で、平成30年（2018年）に協力覚書を締結して以降、良い協力関係が構築できていることに対する光栄の念をお伝えした。

ブンター所長からは、まず、N I Jの組織概要について改めて御説明いただいた。すなわち、司法省傘下であるN I Jの役割は大学レベルの法曹等養成機関であり、刑事法、民事法、行政法、経済法等の分野を扱い、合計1200から1300人が勉強しているところ、法曹三者の養成カリキュラムでは、毎年50人を育成するという目標を掲げており、今年は目標より多い82名を育成する予定とのことであった。

また、ブンター所長からは、上記協力覚書に基づく引き続きの協力をお願いしたい旨、そして、特にN I J所属の教員の能力向上が重要なテーマであることから、日本における研修実施は非常に執務の参考になるのでその実施の検討をお願いしたい旨、御意見をいただいた。

### 3 所感

本ラオス出張の主な目的は、主として本年4月に新たに着任した建元部長において、ラオスプロジェクトの状況を確認するとともに、法務総合研究所が協力覚書を締結しているN I Jへの視察を実施することであった。

前者については、（上記2項では記載を省略したが）ラオスプロジェクトの事務所を訪問し、長期派遣専門家との意見交換を実施することにより現状を把握することができたほか、司法省副大臣、最高人民検察院副長官、最高人民裁判所副長官への表敬訪問が実現し、いずれからもこれまでの多大なる協力と成果への厚い感謝の意を伺うことができた。上記2項に記載したようなカウンターパート側の発言からは、実務法曹3名が常駐し日常的な助言等を行うとともに、日本側のリソースを有効活用したセミナーや本邦研修を実施することを通じて、ニーズに適った支援協力を提供できており、それが高い評価を受けていることが確認できたといえる。

後者については、N I J所長から、協力覚書に基づく活動の重要性について言及があり、今後の継続を強く希望されるなど高い評価が述べられた。また、先方から、N I J所属の教員の能力向上に向けた訪日研修の希望が述べられた。N I Jは、日本からの法曹養成に関する知見提供も踏まえて、日本型に近い法曹一元養成のシステムが採用されて設立されたものであり、ラオスにおける法律人材育成の基幹組織として、法曹養成のみならず司法省職員等の法律実務家の育成を広く行っているものであ

て<sup>7</sup>、このような設立経緯やその存在の重要性等に鑑みれば、今後、法務総合研究所との協力覚書に基づく活動の一環として、訪日研修の実施を検討する余地があるように思われる。



【表敬訪問・視察の様子】

(左上：司法省、右上：最高人民検察院、左下：最高人民裁判所、右下：N I J)

<sup>7</sup> N I J 設立の経緯及びその組織概要につき、須田大「ラオスの法曹養成制度改革」ICD NEWS 第72号（2017年9月号）75頁以下及び伊藤浩之「ラオス国立司法研修所と法務総合研究所との間の共同セミナー開始」ICD NEWS 第81号（2019年12月号）120頁以下を、それぞれ参照されたい。

# カンボジア王国に対する法制度整備支援 ～2024年2月本邦研修及び6月現地セミナー～

国際協力部教官

後藤圭介

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）において、概要、①現行の独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）関係の活動、②既に終了した前JICAプロジェクトのフォローアップ関係の活動、③国際協力部（以下「ICD」という。）独自の活動の各法制度整備支援活動を実施している<sup>1,2</sup>。

本稿では、このうち、①に関し、本年2月18日（日）から同年3月2日（土）までの日程（移動日を含む。）で、ケン・ソマルット司法省長官ら16名を対象に、JICA東京センター等において実施した第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修（いわゆる本邦研修、以下「本研修」という。）の概要（別添1：研修参加者名簿、別添2：日程表）及び、③に関し、本年6月26日（水）から同年7月3日（水）までの日程（移動日を含む。）で、カンボジアに出張して開催した現地セミナー（ICDとカンボジア王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia、以下「RAJC」という<sup>3</sup>。）による現地セミナー（以下「ICD-RAJCセミナー」という。))の概要について紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 現在の①JICA関係の活動の概要及び本研修の目的

1 カンボジアでは、2022年11月から、「法・司法分野人材育成プロジェクト」（2027年10月までの予定。以下「現プロジェクト」という。）が実施されているところ、現プロジェクト実施の背景は以下のとおりである。

カンボジアでは、裁判官の育成をRAJCの下部組織である「裁判官検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors、以下「RSJP」という。）が担っており、JICAは、2005年11月から2012年3月まで、「裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1及びフェーズ2）」を実施し、RSJPの教官や教官候補生の能力強化のほか、カリキュラムや教材の作成等、RSJPの基礎を構築

<sup>1</sup> 川淵武彦「初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～」ICD NEWS 第95号（2023年6月号）22頁以下の整理に倣った。

<sup>2</sup> ②の活動には③ICD独自の活動も含まれており、その活動については、内藤裕二郎「不動産登記法令起草支援の現状（概要）」ICD NEWS 第99号（2024年7月号）32頁以下を参照されたい。

<sup>3</sup> 旧名称は、Royal Academy for Judicial Professions（RAJP）

する支援を行った。これを受けて、現在のRSJPでは、裁判官を養成するための法理論教育等が実施されているものの、教官としての能力を満たしている人材に限られているほか、効果的な教材やカリキュラムの作成や改訂等が適切に行われているとは言えず、RSJPにおける裁判官を目指す学生や現役裁判官に対する効果的な教育を行うには課題が残っていたため、現プロジェクトが開始されることとなった<sup>4</sup>。

2 現プロジェクトでは、RSJPの教官を兼務する裁判官や教官候補生である若手裁判官のほか、司法省やRAJCの職員によって構成されるテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）が設置され、TWGが主体となって活動を進めている。

TWGでは、現プロジェクト開始時から2024年3月までを「調査フェーズ」と位置づけ、RSJPの教育改善に反映することを目的に、カンボジアの裁判実務上の課題やRSJPの教育上の課題などについて調査を実施しており、これと並行して、サンプル教材の作成やシラバスの検討も行っている。

3 本研修は、前記調査フェーズの終盤に実施されたことから、調査活動の仕上げと位置づけ、これまでの調査により明らかになってきた実務上・教育上の課題に関し、本研修における講義や司法研修所等の見学等を通じて日本の知見を共有し、TWGの構成員から選ばれた16名の研修参加者による集中的な検討・協議を実施することによって研修参加者自身がカンボジアにおける課題をより具体的に把握し、日本の経験を参考にしながらカンボジアの教育における改善点と方策を明らかにして今後のプロジェクト活動に反映させることを目的として実施された。

### 第3 本研修の内容

本研修の目的は、前記のとおり、講義や司法研修所等への訪問見学等を通じて得られた日本の知見を基に、今後のRSJPにおける教育改善の具体的方向性について検討し、これをプロジェクト活動に反映させることにあった。

この目的を達成するため、以下の講義のほか、司法研修所等への訪問見学を行うとともに、本研修の最後には、研修参加者による、本研修で学んだ内容とカンボジア法曹養成への活用方法等に関する発表を行った。

#### 1 各講義の概要

ア 慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による「法曹教育における法科大学院の役割と教育内容」に関する講義

松尾教授は、現在の日本の法曹養成制度における法科大学院の役割及びその教育内容の特色について説明した後、法科大学院を含む法曹養成制度の窮極の目標等について説明いただいた。講義では、法科大学院の1年次から3年次までの教育内容

<sup>4</sup> 現プロジェクト開始に至る経緯等については、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に」ICD NEWS第94号(2023年3月号)36頁以下を参照されたい。

について詳細な説明があり、研修参加者からは多くの質問が寄せられるなど、日本の法科大学院教育に関し、大いに関心を抱いていた。

イ 大阪大学大学院高等司法研究科高原知明教授による「事例教材の効果的な教授法」に関する講義

高原教授は、金銭消費貸借契約の事例を元に模擬講義を行いながら、教授方法について講義していただいた。また、講義の後半には、模擬講義の一環として、研修参加者を2グループに分け、高原教授の進行の下、カンボジア民法の条文解釈に関する議論も行っていただいた。

ウ 谷有恒弁護士による「模擬記録に基づく事実認定」に関する講義

谷弁護士は、元々裁判官で、司法研修所の民事裁判教官を務めていた頃の経験を基に、JICAの過去に実施したプロジェクトで作成した貸し金返還請求事件に関する模擬事件記録を使用しながら、事実認定等に関する講義をしていただいた。講義では、判決を書く目的、争点整理手続の流れ、間接事実からの推認の事実認定のイメージのほか判決へのまとめ方などを紹介いただいた。

エ 岡本陽平弁護士による「判決書の分析」に関する講義

岡本弁護士は、カンボジア司法省のウェブサイトに掲載されているカンボジアの実際の判決を題材に、判決書の分析をしていただいた。講義では、研修参加者から判決書に対する意見を聞きつつ、判決書の問題点について、分かりやすく説明いただいた。

オ 当職による「日本の法曹養成制度」に関する講義

当職において、本研修の前提となる日本の法曹養成制度に関する講義をした。

## 2 司法研修所等訪問、概要説明等

本邦研修では、司法研修所、慶應義塾大学三田キャンパス、東京地方裁判所を訪問し、概要説明等を受けた。

ア 司法研修所では、階段教室や法廷教室等を見学したほか、司法研修所における民事裁判修習及び裁判官研修についての概況説明を実施していただいた。研修参加者は、司法研修所における修習内容について、数多くの質問をするなど、司法修習について高い関心を示していた。

イ 慶應義塾大学三田キャンパスでは、松尾教授による上記講義の後、法科大学院の自習スペースや法廷教室等を見学するとともに、法科大学院生との意見交換を実施した。

ウ 東京地方裁判所では、裁判官室や弁論準備手続室等の見学や民事裁判の傍聴のほか、新任判事補自庁研さんや民事裁判実務修習のカリキュラムの概要説明を受けた。研修参加者からは、実務修習の内容等に関し、多くの質問がなされていた。

### 3 研修参加者による発表

本研修の最後に、研修参加者による発表を行った。研修参加者を5つのグループに分け、4つの講義（前記1アないしエの講義）と訪問見学のそれぞれについて、学んだ内容及びカンボジア法曹養成への活用方法について発表を行った。いずれのグループも講義や訪問先での概要説明等を理解していることが分かる内容の発表を行っており、本研修で学んだ内容を今後のカンボジアの法曹養成に活用することについて期待を抱かせた。

4 このような講義及び司法研修所等への訪問等を通じて、日本の法曹（特に裁判官）養成の制度に対するカンボジア側の理解が深まるとともに、各講師と研修参加者間の積極的な意見交換等を通じて、日本カンボジアの相互理解も深化したと感じられた。

### 5 総括

本研修では、カンボジア側のニーズに合わせて、講義や施設訪問見学を実施し、日本の法科大学院や司法研修所等における法曹養成に関する知見を提供した。研修参加者のアンケートには、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができたといえる。特に谷弁護士による模擬講義に基づく事実認定の講義については、これまで事実認定に関する講義を受けたことのなかった若手裁判官の研修参加者に非常に大きなインパクトを与えたようであり、時間的な制約があつて本研修で講義しきれなかった内容について、講義していただく機会を設けてほしい旨の要望が寄せられた<sup>5</sup>。また、岡本弁護士による判決書の分析の講義についても、カンボジアにおいて判決が公開されたのは比較的最近のことであり、判決書の分析をしたことがなかったが、本講義を受けて、判決書の分析が法的思考能力や判決起案能力の向上につながり、カンボジアの裁判官や裁判官を目指す学生にとって非常に重要である旨の意見も寄せられた。

このように、本邦研修の内容は研修参加者の関心に十分に応えており、その目的を達したといえる。ただ、時間的な制約があつたことから、今後も、本研修の成果を踏まえ、カンボジア側のニーズを的確に把握した上で、関心の高い分野を中心に、プロジェクト活動や本邦研修において、日本側の知見の提供を継続していくことが必要かつ相当であると考えられる。

<sup>5</sup> 要望に応える形で、本年9月には、谷弁護士がカンボジアに出張し、同月5日及び6日の2日間、TWGメンバーを含む多数の裁判官等に対し、本邦研修の講義を補完する内容のセミナーが開催された。



【法務省赤れんが棟前での集合写真】



【講義の様子】



【講義の様子】



【カンボジア研修参加者による発表の様子】

#### 第4 2024年6月出張及び③ICD独自の活動としてのICD-RAJCセミナーの概要

- 1 前記のとおり、2024年6月26日（水）から同年7月3日（水）までの日程（移動日を含む。）で、カンボジアに出張し、次回の本邦研修の準備のためにTWG活動に参加したほか、法・司法分野の協力関係構築のため、最高裁判所長官表敬、司法省長官表敬、国土省次官表敬及びRAJC学院長表敬等の用務を行ったが、本出張の主な目的はICD-RAJCセミナーへの出席であった。
- 2 2020年1月、法務総合研究所は、RAJCとの間で、意見交換、情報や経験の共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、司法分野での人材育成のための協力関係を推進し、強化することなどを内容とする協力覚書を締結し<sup>6</sup>、以後、同協力覚書に基づくICD-RAJCセミナーを現地あるいはオンラインで開催してきた<sup>7</sup>。

#### 第5 現地セミナーの実施

- 1 本セミナーは、カンボジア側からRSJP校長を含む現役の裁判官合計約30名が出席し、間接強制<sup>8</sup>をテーマに、カンボジアのトラン・パネッ判事<sup>9</sup>が講義を行い、続いて原彰一ICD教官が日本における間接強制を巡る動向について紹介した後、質疑応答が行われた。

トラン・パネッ判事からは、カンボジアにおける間接強制の概要とその手続の流れについて説明がなされた。その後、原教官から、間接強制に関する立法（2003年、2004年改正を含む）、間接強制の適用対象、間接強制の手続の流れ、間接強制決定の例、不作為義務の間接強制での義務違反要件、強制金のほか、子を巡る紛争での間接強制の利用、今後の課題等について紹介した。

続いて行われた質疑応答では、カンボジア側の出席者から、カンボジア民訴法528条の解釈に関する質問が多数寄せられた。例えば、代替執行と間接強制の適用

<sup>6</sup> 協力覚書の締結の状況等については、小島麻衣子「カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結について」ICD NEWS 第83号（2020年6月号）128頁以下を参照されたい。

<sup>7</sup> 新型コロナウイルス蔓延期はオンラインでセミナーを開催していた。各セミナーの概要については、伊藤みずき「カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー」ICD NEWS 第89号（2021年12月号）94頁以下、前記川淵「初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～」ICD NEWS 第95号（2023年6月号）22頁以下を参照されたい。

<sup>8</sup> カンボジア民事訴訟法第528条（間接強制）

1 作為又は不作為を目的とする債務についての強制執行は、執行裁判所が、執行債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を執行債権者に支払うべき旨を命ずる決定をする方法によっても行うことができる。

2 第1項の執行裁判所は、第363条（請求異議の訴え）第3項第1号又は第3号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 事情の変更があったときは、執行裁判所は、執行債権者又は執行債務者の申立てにより、第1項の規定による決定を変更することができる。

4 執行裁判所は、第1項又は第3項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

5 第1項の規定により命じられた金銭の支払があった場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、執行債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることができる。

6 第1項の強制執行の申立て又は第3項の申立てについての裁判に対しては、抗告をすることができる

<sup>9</sup> コンボントム始審裁判所判事

関係を問う質問<sup>10</sup>、528条1項の「相当と認める一定の額」の判断基準を問う質問、528条5項の考え方に関する質問、仮設事例を踏まえた間接強制決定・執行後の執行債務者が義務を履行しない場合の対応に関する質問（決定の変更又は再度の申立て等）や不代替的作為義務のうちの執行債務者による自発的な意思に基づく義務（絵画を書く義務等）に対する強制執行の適否等のほか、関連する意見が積極的に述べられ、この分野における裁判官の関心が高いことがうかがわれた。

また、日本の実務に対する質問もなされた。例えば、日本における子を巡る紛争での間接強制の利用例について、子が低年齢の場合には直接強制が可能であるという点について、低年齢の判断基準や引渡しの実態に関する質問や強制金の執行に関する質問等がなされた。これらの質問に対し、原において、日本の実務や判例<sup>11</sup>等を踏まえて回答したところ、出席した裁判官の理解を得ることができた。

本セミナーの最後には、参加したヘン・ソクナRSJP校長から、間接強制という範囲が広くないテーマであったが、長時間の質疑応答が行われるなど、非常に高く評価できるセミナーであり、今後も充実したセミナーを開催できるよう協力していきたい旨の発言がなされた。

2 ICD-RAJCセミナーについては、現プロジェクト活動を踏まえ、現プロジェクトとの棲み分けを明確にしつつプロジェクトの補完あるいは、プロジェクトとは異なる活動が適当であると考えられるので、現プロジェクト活動の状況を踏まえつつ、効果的な活動を実施する方向を模索する必要がある。

この点、カンボジア側からは、カンボジア側のニーズを踏まえたセミナーのテーマ決めの要請があったことから、同ニーズを踏まえ、効果的な活動となるよう検討していく必要がある。

<sup>10</sup> カンボジア民訴法528条は、日本の民訴法172条と異なり、両者の関係につき、明示的に規定していない。

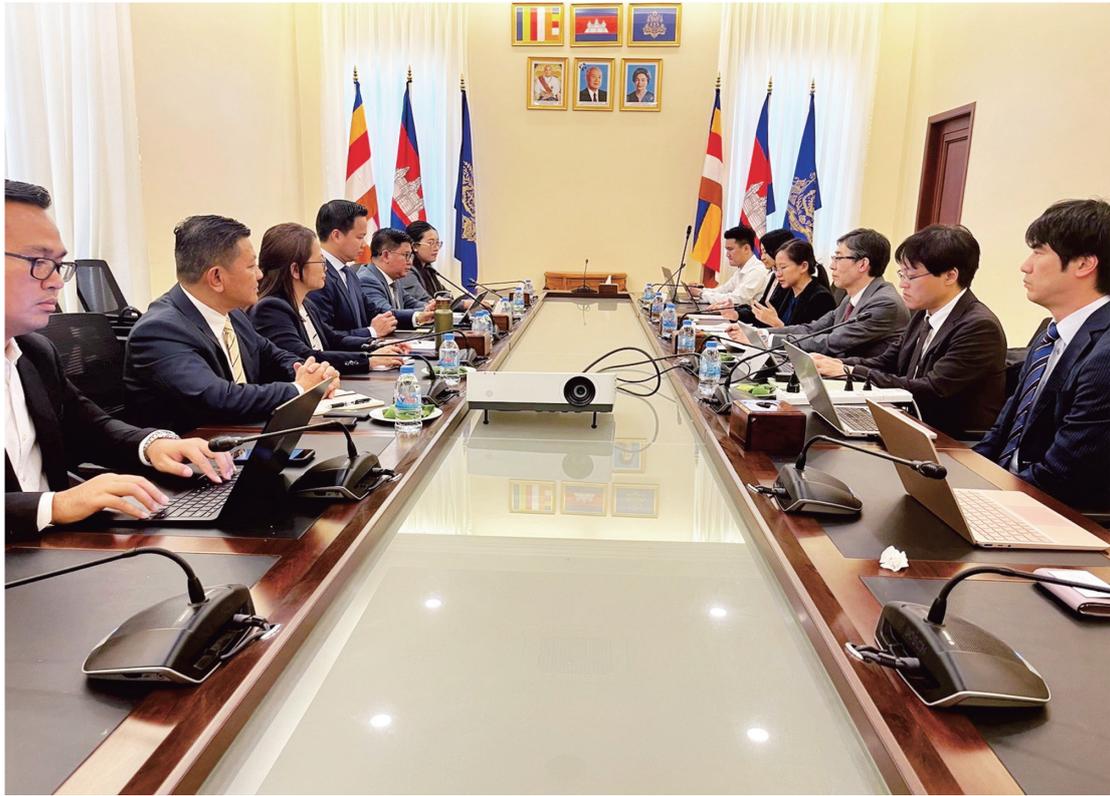
<sup>11</sup> 東京高判H17.11.30（謝罪広告の掲示につき、1日1万円の間接強制金を定めた間接強制決定の事案で、180日を超える部分は権利の濫用になるとして、同決定に対する請求異議の訴えを一部認容した事例）



【ICD-RAJCセミナー】



【出張の様子 - TWGメンバーとの集合写真】



【出張の様子－司法省長官表敬】

## 第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修

1	<b>ケン・ソマルット</b>
	H.E. M <sup>r</sup> KENG Somarith 司法省長官(Secretary)
2	<b>サエム・サコラ</b>
	H.E. M <sup>r</sup> SEM Sakola 最高裁判所判事(Judge)
3	<b>チャン・シナー</b>
	H.E. M <sup>r</sup> CHAING Sinath 最高裁判所判事(Judge)
4	<b>ヨップ・メター</b>
	Mr. YOIB Meta バットンバン控訴裁判所判事(Judge)
5	<b>リアン・ルツティ</b>
	Mr. LEANG Rithy トボンクムン控訴裁判所判事(Judge)
6	<b>トン・ダルット</b>
	Mr. THUN Darith ブノンペン始審裁判所判事(Judge)
7	<b>リアン・チョン</b>
	Mr. LEANG Chhon ブレアシアヌーク始審裁判所判事(Judge)
8	<b>ヴァン・ソパニヤー</b>
	Mr. VANN Sopanha カンダール始審裁判所判事(Judge)
9	<b>ソム・ダラー</b>
	Mr. SAM Dara コンボンチュナン始審裁判所判事(Judge)
10	<b>ンガイ・ナロワット</b>
	Mr. NGET Naroth コンポントム始審裁判所判事(Judge)
11	<b>ラオ・クラム</b>
	Mr. LOR Krem コツコン始審裁判所判事(Judge)
12	<b>ヤエム・トラ</b>
	Mr. YEM Tola ポーサット始審裁判所判事(Judge)
13	<b>イウツ・ポリ</b>
	H.E. M <sup>r</sup> IV Poly カンボジア弁護士会 弁護士(Attorney at Law)
14	<b>ソム・ナラー</b>
	Mr. SUM Nara 王立公証学校継続研修部長
15	<b>チュン・クイエン</b>
	Mr. CHHEOURN Kuyeng 司法省大臣官房のメンバー

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介(GOTO Keisuke) 坂本 達也(SAKAMOTO Tatsuya)

調査員 / Legal advisor 内藤 裕二郎(NAITO Yujiro)

国際専門官 / Administrative Staff 辻 のぞみ(TSUJI Nozomi)

第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修 日程表  
 【令和6年2月18日（日）～3月2日（土）（移動日を含む。）】  
 （後藤教官、坂本教官、内藤調査員、辻専門官）

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
2 / 日	18	【入国】			JICA東京センター泊
2 / 月	19	10:00 JICA村インテリジョン 12:30 JICA東京センター		14:00 国際協力部オリエン テーション 15:00 【講義と意見交換】 後藤教官 導入講義 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
2 / 火	20	10:00 研修準備 10:30		13:30 司法研修所訪問 16:00 司法研修所	JICA東京センター泊
2 / 水	21	10:00 【講義・意見交換】 松尾弘教授 『法曹教育における法科大学院の役割と教育内容』 12:00 慶應義塾大学三田キャンパス		13:30 慶應義塾大学法科大学院見学（施設見学、意見交換） 17:00 慶應義塾大学三田キャンパス	JICA東京センター泊
2 / 木	22	10:00 【講義・意見交換】 高原知明教授 『事例教材の効果的な教授法』 12:00 JICA東京センター		13:30 【講義・意見交換】 高原知明教授 『事例教材の効果的な教授法』 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
2 / 金	23	休務日			JICA東京センター泊
2 / 土	24	休務日			JICA東京センター泊
2 / 日	25	休務日			JICA東京センター泊
2 / 月	26	10:00 【講義・意見交換】 谷有恒教授 『模擬記録に基づく事実認定』 12:00 JICA東京センター		13:30 【講義・意見交換】 谷有恒教授 『模擬記録に基づく事実認定』 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
2 / 火	27	10:00 【講義・意見交換】 岡本陽平弁護士 『判決書の分析』 12:00 JICA東京センター		13:30 【講義・意見交換】 岡本陽平弁護士 『判決書の分析』 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
2 / 水	28	9:50 東京地方裁判所訪問 12:00 東京地方裁判所	12:30 【意見交換会・写真撮影】 瀬戸所長、内藤部長 法曹会館・赤れんが	14:30 15:00 【カンボジア側協議及び発表準備】 JICA東京センター	JICA東京センター泊
2 / 木	29	10:00 【カンボジア側協議及び発表準備】 12:00 JICA東京センター		14:00 【カンボジア側発表】 『カンボジアにおける裁判実務上の課題及び裁判官教育の改善点』 17:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
3 / 金	1 2	10:00 【総括質疑】 『プロジェクトの今後の展望』 伊藤専門家、戸部専門家 12:00 JICA東京センター		14:00 評価会・修了式 16:00 JICA東京センター	JICA東京センター泊
3 / 土	2	【出国】			

# 韓国法務研修院及び国際連合国際商取引法委員会地域事務所への訪問

国際協力部教官

高橋 一章

## 1 はじめに

令和6年6月25日から同月27日までの間、大韓民国に出張し、韓国法務研修院（以下「IOJ」という。）及び国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）地域事務所（以下「RCAP」という。）をそれぞれ訪問し、関係者との協議を実施した。

本出張では、筆者のほか、法務総合研究所総務企画部副部長である川淵武彦検事、法務総合研究所研修第一部教官である阿波亮子教官（検事）、法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官である金澤潤専門官が同行した。

## 2 日程等について

本出張の日程は以下のとおりである。

日	AM	PM					
6 / 2 5 水	9:00 羽田空港発 (OZ1055)	11:20 金浦空港着 金浦空港 →昼食場所 (G-Tower付近) 【大使館車両 (所要1h10m)】	12:00 15:00~ UNCITRAL 地域事務所 訪問	UNCITRAL地域事務所 AMIDホテル着 →AMIDホテル チェックイン 【大使館車両】			
6 / 2 6 木	9:40 AMIDホテル発 【大使館車両 (所要1h)】 ※途中通訳の先生を ピックアップ	11:00~16:00 法務研修院との協議	16:05 法務研修院 →AMIDホテル 【大使館車両】	AMIDホテル着			
6 / 2 7 金	資料整理等	14:00~ 大法院見学	15:00~ 法廷傍聴	16:00 AMIDホテル出発 【大使館車両】	17:00 金浦空港着	19:50 金浦空港発 (OZ1065)	22:00 羽田空港着

## 3 出張目的

- 今回の出張の目的は、IOJと検事研修に関する協議を行うとともに、RCAP所長と意見交換等を行う点にあった（なお、大韓民国法務研修院（Institute of Justice : IOJ）は、検察職員、矯正職員、保護職員、入管職員等の研修及び刑事司法に関する研究を行う機関である。日本における法務総合研究所と類似の機能を有する。）。
- IOJとの協議をもつこととなったきっかけは、令和5年7月、IOJ次長が来日し当所を訪問した際、同次長からIOJ及び当所との間で研修や研究に関する相互の協力や職員の相互訪問等を行うべく協力覚書（MOC）を締結したいとの意向が示されたことによる。これを踏まえて、韓国側のニーズや直面している問題等を詳細に確認するため、これらの点を中心とした協議を実施する必要がある。

また、RCAPとの意見交換に関しては、韓国にはUNCITRALの地域事務所

であるR C A Pが所在するところ、R C A Pでは、国際取引に係るルール作りに関してアジア地域へその知見を共有し、外国が国際取引に係るルールを制定・改正する際にそれらに協力するなどの活動を実施している。国際協力部は、従前、支援対象国の裁判外紛争解決手続（A D R）強化の一環として仲裁や調停制度の導入・運用等支援をしてきた実績を有しているほか、近年、支援対象国からのニーズとして、基本法制の整備にとどまらず、経済的な文脈の中での法制度整備支援が増えつつある。加えて、現在、国際仲裁の利用促進は日本としても大きな課題となっている。このため、この出張を機会に、外国への仲裁制度の導入運用に関する意見交換及び経済分野にかかる国際商取引法や電子商取引法等のモデル法を法整備支援対象国に導入する可能性も視野に入れた意見交換・国際仲裁の利用促進に向けた協議等を行うため、R C A Pを訪問し、意見交換を実施することとなったものである。

#### 4 それぞれの機関との協議結果

##### (1) I O Jとの協議

I O Jとの協議では、まず、I O J 龍仁（ヨンイン）分院長とともにI O Jの施設見学を行った。その後、分院長のほか、検察官教官のキム氏、リーガルトレーニング長のエウン氏とともに具体的な協議を実施した。

協議では、まず、韓国側から検事研修に関する説明が行われた（なお、別添資料も参照されたい）。

I O Jでは、新任検事全員を対象とした研修や、新任の部署長、次長検事を対象として、年次に応じて段階的な研修を行うほか、実務を経験した希望者等を対象として、刑事・公判に関する専門分野の能力を強化するための研修（検事専門化教育Ⅰ・Ⅱ）を実施するなどして、専門性の向上を図っているとのことであった。また、オンラインで動画を視聴する形で研修を行うサイバー教育にも力を入れており、昨年度はのべ1562回実施したとのことであった。

新任検事と新任部署長の間の段階において検事全員を対象とした研修はないのかという点については、7年程度の経験を有する検事を対象とする経歴検事研修というものが、30～40名前後の研修員が一週間程度で行うこととなっているとのことであった。

新任検事研修以外を行うI O J 鎮川（ジンチョン）本院には、研修プログラムを作成している検事が4名おり、自分で講義を行うことはなく（当該分野の専門家や専門の検事に講義は依頼する）、専らプログラムを作成している役割を担っているとのことである。

専ら新任検事研修を行う分院の検事教授の人員構成は、総括教授1名、教授7名という体制をとり、教授陣において、研究のプログラム構成の検討作成から実際に講義するという役割を担っているとのことである。教授自身の講義は約8割で、残りの2割程度は現場の検察官やその他専門家に依頼しているとのことであった。各教授は各

一科目を担当しており、決定実務、公判実務、調査実務、捜査実務、司法統制実務を担当しているところであるが、決定実務のみ担当者が2名いるとのことであった。

なお、決定実務とは、起訴状の作成方法や起訴不起訴を決める内容などを扱うものである。調査とは、取調べのことを指す。司法統制とは、司法警察官へ補充捜査を要請する際の実務や、令状申請に係る実務等を取り扱うものである。

このように種々の研修を用意しているが、そこには義務的に受講しなければならないものと任意受講のものであり、任意に受けるものに関しては、例えば、公認検事専門制度（一定の期間内に当該分野の事件を一定数以上こなすと、スペシャリストとして認定されるという制度。そのレベルにより、与えられるタイトルの色が異なっている）とむすびつけて受講のモチベーションを高めてもらうなどの工夫をしているとのことであった。ただし、実態としては、公認専門検事になるには研修の受講が必要であるといっても、現場の検事は忙しく、研修に参加する人を集めるのも大変な状況となっているとのことであった。また、特殊な研修として、例えば、7年目以上の経歴検事を対象とした研修のカリキュラムは、この年次の検事は仕事に疲れている傾向が見られることから、本来の業務とは関係の薄い、例えば人文や社会科学などの研修も用意しているとのことであった。

次に、具体的な協力のあり方について意見交換が行われた。

意見交換では、例えば、互いの教育プログラムやテキストなど講義のノウハウを共有するということがあり得るのではないかという提案があった。例えば、日本の法総研では、最近振り込め詐欺に関する研究したと聞いているが、そういったような特定のテーマについて紹介しあったり、セミナーを実施したりといったところから協力関係を築いていくという意見が出された。なお、この点に関連し、こちらから、I O Jに研究を実施するセクションはないのかと聞いたところ、I O Jには（日本と異なり）研究部門はないが、教授が研究も行っているほか、決定文の作成方法や、取り調べの方法について研究するチームもあるとのことであった。

そのほか、日韓の検事教育関係者間で定例的な会合が開催できればよいのではないかという意見もあった。例えば、今年日本でやったら来年は韓国でやるというような形で年に1回開催するなどの方法を考えているとのことであった。



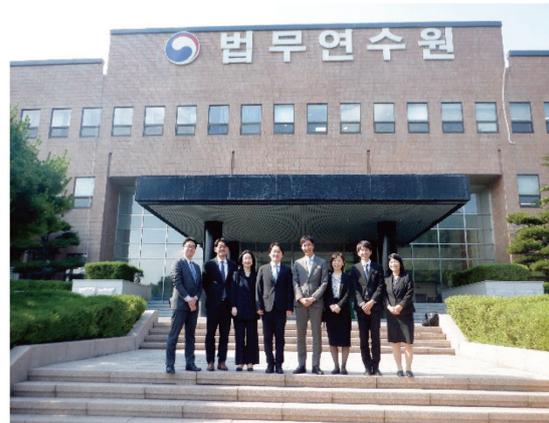
【協議の様子①】



【協議の様子②】



【施設見学の様子】



【集合写真】

## (2) RCAPとの協議

RCAPとの協議では、まず、同所の業務説明が行われた。

RCAPは、アジア地域において、UNCITRALから委託を受け、国際ビジネス分野のUNCITRALが持っているモデル法、規則等の普及・促進を業務内容としている。典型的にはセミナーの開催等があるが、それ以外にも、毎年RCAPとしてレポートを公表している。このレポートの作成は、常駐している法曹に助けられながら取りまとめている状況である。

人員は所長を含め7人である。うち2名がいわゆる法律専門家として勤務している。具体的には、韓国の法曹と香港の法曹（いずれも各政府からの出向者で人件費は派遣元が負担）が常駐している。事務のサポートスタッフが2名おり、残りは各国からのインターン（無給）が勤務している。なお、RCAPの年間予算は約50万ドルで、韓国政府が拠出しており、RCAPのオフィススペースも無償で提供を受けている。

RCAPの大きな目的の1つが国際商取引分野における法的調和をサポートすることにある。UNCITRALの持つ上記モデル法等の普及や促進もこの目的のために

実施しているものである。具体的な普及促進の方法として、法技術支援や人材育成も実施している。対象としている分野はビジネス法分野、具体的には仲裁・調停・投資仲裁・電子取引・倒産分野を挙げることができる。また、セミナーやワークショップなどを年間通じて積極的に行っている。例えば、定期的を実施している Asia Pacific Days というセミナーはいわゆる地域総会として成功した例であり、UNCITRAL本部が、RCAPの上記総会を参考に、他のエリアでも同様の総会を実施するようになるなど全体に良い影響を与えたセミナーとなっている。

サポートしている国としてはいわゆるアジア圏を中心としつつも、大洋州諸国（オーストラリア、フィジー）のほか、中国・ロシアへの協力実績も有している。また、日本の法務省ともいろいろと過去にセミナー等を共同実施しており、直近では昨年度にもデジタルエコノミーにおける紛争解決をテーマに東京フォーラムを実施するなどしている（執筆者注：厳密にはRCAPとの共同というよりはUNCITRAL本部との協力）。

次に、具体的な意見交換が行われた。意見交換では、例えば、ICDとRCAPに共通するものとして、法的制度を他国に紹介し導入する、又は、既に導入している制度を円滑に利用してもらうためにセミナー等を実施するなどがあるが、このような業務を進める際の課題や、この課題に対応するためにどのような工夫があり得るかという点が議論された。

双方一致する課題としては、例えば、紹介する制度や運用を適切に理解してもらえないと、外国政府や司法機関が制度の導入や運用の変更拒否反応を示したり、誤解に基づいてICDやRCAPの活動そのものを拒絶したりといったことがあり得るという点が挙げられた。そして、この点に関する工夫として、例えば、現地で活動している他機関、例えばADBなどと協力して説明してもらうことではないかとの意見が出された。RCAP側の経験として、話をする内容ではなく、話をする相手が誰かで反応が違うということが往々にあり、国連の職員が説明する方が良い場合もあるし、国連職員ではなく、現地で活動している他機関の職員から話してもらったほうが（話をする内容が一緒でも）受け入れてもらえたりすることも多いという意見も見られた。

その意味において、ICDは、ICDの教官経験者を協力国に常駐しているため、その分信頼関係を築きやすい環境にあるというのは大きなアドバンテージであるという意見が先方からあった。他方、この点につき、こちらからは、常駐している専門家がいることがアドバンテージであるとの認識がある一方で、常駐していない国の場合にどのように工夫していくべきか知見に乏しかったため、他機関と協力していくというのは今後の手段として大いに参考になると思われるとの意見があがった。

この観点で、さらに、ICDの活動内容を踏まえてRCAPとICDが協力する方向性があり得るかという点は、先方から、RCAPは、ICDとは違って権限を有する範囲がビジネス取引分野に限定されてしまうという点はあるものの、協力していく

ことは十分あり得るのではないかとの意見であった。こちらからも、法制度整備支援をしている国の多くは、基本法の起草支援という段階を離れ、次の段階に進んでいるような国もあり、そういった国ではビジネスという観点からの支援を要請されることも多く、一例として「ビジネスと人権」という文脈で話が来ることも増えてきた印象があり、RCAPの権限の範囲内に限定しても、協力していける分野は存在するのではないかとの意見があがった。



【協議の様子①】



【協議の様子②】



【集合写真】

## 5 おわりに

今回の出張では、検事研修という極めて実務的な協力を模索するという点で非常に興味深い分野であり、かつ、この協力関係には当所の研修一部の協力が不可欠であるという点で新たな試みとなる可能性が高い。当部としてどこまで協力が可能かは慎重に検討する必要があるが、双方の検察制度は類似していることから、この協力関係が実現すれば、双方にとって有意義なものになるように思われた。

また、RCAPとの協議において、それぞれ取り扱う分野は異なるものの、外国の法制への支援という点で感じる難しさなどを共有するとともに、これをどのように乗り越えていくかという観点で意義のある意見交換ができたのではないかと考えている。併せて、外国との信頼関係構築という関係では、現地に常駐する長期専門家の重要性を再認識させられた。長期間海外で勤務という極めて特殊な環境で日々業務をしている専門家の方に敬意を表しつつ、築いていただいた信頼関係を有意義に活用できるようICDとしてもより一層法整備支援業務に邁進していければと思う。

最後に、今次の出張には、在大韓民国日本大使館のアタッシェである義永氏のご協力なしには実現しなかった。この場を借りて御礼を申し上げる。

# 検事の研修制度の紹介

2024. 6. 26.



# 法務研修院組織図



## 新任検事課程

---

- ▶ 龍仁（ヨンイン）分院
- ▶ 法学専門大学院（ロースクール）出身新任検事及び経歴新任検事（中途採用）が対象
- ▶ 新任検事 実務教育を通じて、検事としての業務遂行能力を備えるよう力量強化
- ▶ 現在の教育人員98名、8月入所予定の軍法務官及び経歴新任検事が47名
- ▶ 毎年3月から翌年1月

## 新任検事課程

---

- ▶ 総括教授1名、教科目指導教授7名
- ▶ 決定実務、捜査実務、取調べ実務、公判実務、司法統制実務
- ▶ 理論講義と記録実習、評価

## 検事専門化課程 I

---

- ▶ 鎮川 (ジンチョン) 本院
- ▶ 刑事部、公判部の主要専門分野についての力量強化課程
- ▶ 最新犯罪動向及び捜査技法に関心がある検事全体を対象として教育実施
- ▶ 経済・建設・不動産、庶民大衆被害、強力・暴力、性暴力・児童虐待、租税・関税、環境・保健、特許・知的財産、公判など7種の課程
- ▶ 課程別20名程度、2~3日間実施。

## 検事専門化課程 II

---

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 事例と実務中心の専門分野教育として、一線の現場で即時に適用可能な実用的な教育を推進。
- ▶ 反腐敗、公正取引、金融、犯罪収益回収、組織・麻薬、公共捜査、安保捜査、デジタル・サイバー, 人権感受性向上課程、国外訓練検事の事前教育、深化ワークショップ
- ▶ 専担検事が対象
- ▶ 期当 20~60名, 1~5日間実施

## 新任部署長課程

---

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 部署長の職務遂行に必要な専門知識の引上げ、国家観・公職観など、公職姿勢の確立、中間幹部としてリーダーシップを発揮できる能力を引上げ
- ▶ 新任部長検事が対象
- ▶ 50名程度、5日間実施

## 検察高位政策課程

---

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 新任次長検事と支庁長を対象に、高位職検事の職務遂行に必要な素養、教育
- ▶ 新任次長検事、(部が設置されている支庁の)支庁長が対象
- ▶ 20名程度、5日間実施

## 生涯検事課程

---

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 高検検事級の検事としての力量と経綸を発揮することができる再充電の機会を付与し、変化する刑事司法制度及び公判環境などに対する理解、人文、社会、芸術など多様な分野の講義を通し、人文学的な素養を高揚
- ▶ 高検及び地検の重要経済犯罪調査団検事
- ▶ 30名程度、5日間実施

---

ありがとうございます

# キルギス共和国 ～法制度整備支援のためのニーズ調査～

国際協力部教官

高橋一章

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）では、現在、キルギス共和国（以下「キルギス」という。）との間での法制度整備支援に向けて準備を進めている。

キルギスは、アフガニスタン・中国・ロシアが近隣に位置しており、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持強化する観点から、地政学上我が国にとって重要な国の1つであるとされている。この点、キルギスとは、令和5年11月に日キルギス首脳共同宣言により両国関係が包括的パートナーシップに格上げされ、法務当局間の協力覚書も締結された。

このような流れを捉えて、ICDとしても、キルギスとの間で何らかの法制度整備支援を実施できないか検討することとなった。

## 第2 勉強会の実施等

- 1 ところで、ICDは、これまでに中央アジア複数国での共同研究を実施した実績はあるものの、キルギスと2国間という形で司法分野での協力を実施した実績を有していない。そこで、キルギスとの司法分野での協力を検討する前提として、キルギスに関する勉強会を実施することとした。

勉強会には外務省欧州局中央アジア・コーカサス室に所属されている外務省職員の方を講師としてお招きし、キルギスの法制等の概要について説明していただいた。

### 2 勉強会の概要

キルギスは、人口約670万人（2023年）、国土面積は約19万8500平方キロメートル（日本の約半分）となっている。国語はキルギス語であるが、公用語はロシア語である。実質GDPは110.5億ドル（2022年）、一人当たりのGDPは1626ドル（2022年）となっている。

キルギス内での英語利用は決して多くなく、政府高官等一部の者のみ英語でのコミュニケーションが可能である。宗教はイスラム教スンニ派ではあるが、厳格ではなく、基本的には豚肉を食さないという程度の緩やかなものである。

中央アジア5か国（カザフスタン・ウズベキスタン・タジキスタン・アフガニスタン・キルギス）の中では経済的に貧しい部類に属しているが、これは、国内に主たる産業が育っていないことが要因であるとされる。なお、多くはロシアへ出稼ぎにいき、そこで得た収入をキルギスに送金するという方法で生計を立てている。他方、他

の外国でも見られる現象ではあるが、キルギスにおいても中国の影響が大きくなっており、中国からの債務が対外債務比で4割を超えるなど中国依存も認められる。対日感情は、我が国がキルギス独立以来ODAによる支援を継続しているなどの事情からも良好である。併せて、日本への国費留学生在がキルギスの要職に就くといった流れもあり、そういった意味においても日本との関係は良好であるといえる。

政治情勢としては、1991年に独立した際アカーエフ大統領が就任し、その後の2005年に政変によりバキーエフ大統領が就任した。2010年にはバキーエフ大統領からオトゥンバエヴァ大統領となった。その後2011年にアタムバエフ大統領、2017年にジェエンベコフ大統領、2021年にジャパロフ大統領と変遷している。この間、大きく3回の政変があった。最初にあった政変は、2005年、初代大統領が自身の権限強化に動いている状況にキルギス南部代表が異議を唱えたというもので、選挙の結果南部代表が勝利し、2代目の大統領に就任した。2つ目の政変は2010年であったもので、これは、当時、議会制民主主義を導入すべきと主張する反政府集団が組織され、これを受けて2代目大統領が辞任し、同反政府集団の代表が暫定で大統領となり、選挙を経てそのまま大統領に就任したというものである。最後の3つ目の政変は、2020年に行われたもので、同年10月の議会選挙で、政権寄りの3党が約9割の議席を獲得したものの、これに野党勢力が選挙結果を不服として大規模な抗議運動を実施したというものである。これを受けて、当時の大統領は辞任し、議会指名により現大統領のジャパロフが選出された。以上のとおり、表現としては「政変」となっているものの、いわゆる武力行使の衝突などといった過激なものではなく、抗議活動の高まりからときの大統領が辞任することで事態が収束するというものになっている。なお、キルギスでは、政治的には北部と南部で思想が異なる傾向にあるようで、上記のような抗議活動も、主に北側の集団と南側の集団に分かれることが多い。

外交政策としては、キルギスはロシアへの出稼ぎが多いといったことや、伝統的・歴史的な流れからも、ロシアとの関係が緊密である。他方で、ウクライナ侵攻などに関しては、必ずしもロシアを支持しているわけではないため、その対応に苦慮しているほか、経済面では中国に依存していることから、対中国との外交関係にも意を用いている。ただし、キルギスは継続的に我が国やEUからも支援を受けているため、中露に極端に傾倒した外交政策にはなっていない。

中央アジア諸国間という点でみると、タジキスタンとの間ではもともと国境問題を抱えており、2022年には大きな衝突に発展するなどの事態もあった。現在は協議が継続的に実施されている状況にある。また、同様の国境問題はウズベキスタンとの間にも存在していたが、これは、2023年1月に国境を画定して一応の解決をみている。

我が国との外交樹立は1992年1月となっており、在キルギス大使館は2003年1月に設置されている。また、在京キルギス大使館は翌2004年4月に開設され

ている。

キルギス国内の統治機構に関しては、基本的に行政府・立法府・司法府があり三権分立型となっている。行政府の中であって司法大臣の権力は決して強くはない。また、現大統領のジャパロフ大統領は、2021年4月に憲法改正の国民投票を経て、同年5月に新憲法を施行したが、この中で、不信任決議ができなくなるように立法府の議席を減らすとともに、立法制定の最終権限を行政に委譲しているほか、司法府に対して、最高裁判所とは別に憲法裁判所を置き、行政府の憲法解釈が正当であることを容易にするような体制を整えるなど、行政府の権力を強化している。



### 第3 出張概要等について

#### 1 出張日程等

キルギスの出張は、本職及び統括専門官である糀谷昌昭の2名で実施した。具体的日程は以下のとおりである。

7	10:35	成田発 TK051		17:45	イスタンブール着	
／日						
14						
7	00:40	イスタンブール発 TK344		15:00-16:00	在キルギス日本大使館訪問	
／月	08:50	ビシュケク着				
15						
7	10:00-11:00	司法省での協議		14:00-15:30	法制定・法の支配研究所での協議	夕刻～
／火				16:00-17:00	UNODCでの協議	公邸会食
16						
7	09:30-10:00	留置施設視察	昼食	15:00-16:00	最高裁判所での協議	
／水	10:30-11:00	地方裁判所視察	キルギス大使館員との協議			
	11:10-12:00	懲罰執行局監視センター視察				
17						
7	10:00-11:20	保護観察所での協議		13:40-14:40	弁護士会との協議	
／木				15:00-16:30	最高検察庁での協議	
18						
7	05:55	ビシュケク発 TK349		15:50	イスタンブール発	
／金	09:00	イスタンブール着				
19						
7	08:55	成田着				
／土						
20						

#### 2 出張結果等

本出張では、最終的に以下の関係機関と協議を実施することができた。

- (1) 在キルギス日本大使館
- (2) キルギス司法大臣及び司法省各部局長
- (3) 司法省法制定及び法の支配研究所

\* 政府から直接権限を与えられる形で2021年に正式に創設された部局。法制定及び法の支配に関する業務を省庁横断的にみることのできる組織で、立法改革や既存の法制の分析及び改善を勧告できる権限を持つ。

- (4) UNODCキルギス事務所
- (5) 司法省保護観察所
- (6) 最高裁判所

- (7) 最高検察庁
- (8) 首都を管轄する州弁護士会

上記各機関との協議の結果、複数の機関から関心事項としてあげられたのは主として以下のとおりであった。

- 裁判手続のIT化
- 行政手続の簡素化及びオンライン化
- 仲裁や調停など非裁判紛争解決手続
- 裁判官及び検察官の人材育成
- マネーロンダリングに関する捜査について

これらのうち、IT化やオンライン化に関する部分は必ずしも日本が先鋭的な取組をしているということではないものの、キルギスとしては、IT化やオンライン化を進めるにあたって日本がどのような点に着目して検討しているのかといった点や、IT化・オンライン化による懸念点等をどのように整理しているのかといった点を共有してもらいたいとの要望であった。

その他、特に最高裁判所及び最高検察庁からは、それぞれの機関が実施している裁判官や検察官の研修にオンラインという形で日本の法律家から講義をしてもらえないかといった要請があった。



### 3 今後の協力に向けて

裁判手続きのオンライン化・行政手続きのオンライン化といった分野は、多くの場合、個人情報保護の観点からそのデータの取扱いが問題となることが多い。また、裁判手続きのオンライン化、特に刑事裁判の場合には、例えば、キルギス国内においても、被告人がオンラインで法廷に参加する場合の弁護人の関与のあり方（弁護人と被告人は物理的に同じ空間にいるべきなのか、弁護人が例えば弁護士事務所からオンラインで法廷に参加すれば足りるのか）に関する問題や設備不良への対応（例えば被害者、証人、被告人の法廷での発言をマイクが十分に拾わないために弁護人が適切な弁護活動を実施することができない場合にどう対処すべきか）について問題が指摘されている状況にあり、法務省、最高裁、最高検、弁護士会が必ずしも同じ方向を向いていない状況も認められた。

他方で、行政手続きの簡素化といった点は、ICDが現在協力しているインドネシアにおける法令の不整合の解消に係るプロジェクトと共通する点が多い。すなわち、キルギスでは、各省庁の許認可に関する法令が乱立しており、どのような許認可申請をどの省庁に提出すればよいかすら判然とせず、また、提出したもののこれが複数の省庁に回された結果、何らの結論もでないまま提出者に返されるといった問題があるため、このような許認可に関する法令を整理し、矛盾や重複のないようにしていくことで国民によりわかりやすい行政手続にしていきたいという意向があるとのことである。これは、まさに法令間の不整合の解消というインドネシアにおいて現在進めているプロジェクトと共通の課題であり、ICDの知見をいかすことができるのではないかと思われた。

また、調停に関しては、キルギスは先般シンガポール条約に加盟し、国際調停に関する法整備を進めていく必要があるところ、我が国においても同条約加盟後に同条約を適切に実行するための実施法を整備したという経緯があるため、これら一連の法整備に関する知見を提供することも可能であるように思われた。

人材育成はICDが長年東南アジアで行ってきた支援の1つであるし、マネーロンダリング等の捜査に関する関心事項に対しては、ICD教官において我が国の捜査・公判に関する知見を提供することが可能である。

いずれにしても、今後、出張によって協議した先方の関心事項を踏まえて、ICDとしてどのような支援方法があるのか、また、具体的にどのようなテーマで支援を実施していくべきかといった点につき、引き続きキルギス法務省と検討を重ね、両国にとって有益な支援となるように進めていきたい。

# 東ティモール出張報告 ～現地セミナー（戸籍法、和解条項）と関係機関等訪問～

国際協力部教官

大谷 洋史

## 1 はじめに

2024年7月28日（日）から8月4日（日）まで、原彰一国際協力部教官、樋口瑠惟国際協力部教官、矢口昌宏国際専門官及び当職は、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に出張した。

今回の出張では、司法省において今後の法制度整備支援の活動に関して意見交換をし、法律司法研修所及び土地財産委員会においてセミナーを実施したほか、土地関連法の起草支援に関連して、共同体保護区の現地視察を行った。

本稿では、これらの意見交換、セミナー及び現地視察の概要について紹介し、今後の東ティモールに対する法制度整備支援の方向性について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

## 2 司法省

### (1) 司法大臣表敬

JICA東ティモール事務所の伊藤民平所長と共にホルナイ司法大臣を表敬したところ、同大臣からは日本の長年にわたる協力に関して深い感謝が述べられた。また、同大臣は、2016年3月に当部で実施した「東ティモール共同法制研究」に公設弁護士事務所長として参加した経験があり<sup>1</sup>、当部が東ティモールにおいて途切れることなく活動を続けていることについても深く理解され、この協力関係をより強固なものにしていきたいとの意向が示された。特に、土地関連法の運用や地籍関連の支援については、これまでの協力関係も踏まえ、大きな期待を寄せられていた。また、土地関連法以外でプライオリティの高いものとして、個人情報保護法及びサイバー犯罪に関する法律の起草支援をしてほしいとの要望があった。

### (2) 法律諮問立法局との協議（今後の活動について）

法律諮問立法局ヴィタル局長との間で、支援の方向性、地籍調査の実施状況等について、以下のとおり協議した。

支援の方向性について、現時点での最優先事項は、土地関連法案（①公有不動産に関する法制度（大統領令草案：the Bill on Regime Jurídico Domínio Público do Estado）、②国の私有地内にある不動産の法体系（the Bill on Regime Juridico Dominio Privado do Estado）、③共同体保護区と共同体財産規制に関する法案（the Bill on PL Regime das

<sup>1</sup> 2016年3月の東ティモール共同法制研究の概要については、渡部吉俊「東ティモール共同法制研究」本誌第67号（2016年6月号）136頁以下を参照されたい。

Zonas de protecao comunitaria) の3つ) の起草であり、個人情報保護法やサイバー犯罪に関する法律の起草は、2025年以降でよいとのことであった。

地籍調査の実施状況については、現時点で、地籍調査はディリでも4割程度しか終わっておらず、その他の地方では依然として進ちよくしていない、地籍情報法が施行されたときに、記念式典を行い、その際、ディリを除く全国39筆の私有の土地（オエクシが主<sup>2</sup>）について、初めてタイトル（所有権の証明書）を付与し、その後、ディリの14筆の土地（うち13筆は国家の公有土地、1筆は国家の私有土地）にタイトルを付与する式典を行ったが、それ以降のタイトル付与の作業は滞っているのが現状である、とのことであった。

タイトル付与を計画的に実施するため、測量及び公示済みの土地のリストを作成しており、ホルナイ司法大臣は、そのリストにのっとして速やかにタイトル付与を実施していきたいという考えとのことである。



【司法大臣・職員との集合写真】



【司法省職員との協議の様子】

### 3 法律司法研修所

#### (1) 公証人・登記官候補生に対するセミナー

冒頭、法律司法研修所のマルセリーナ所長からの挨拶の後、セミナーが開会された。

<sup>2</sup> オエクシは東ティモールの飛び地であり、地方裁判所も置かれている。

本セミナーでは、公証人・登記官候補生36名に対して、当職から日本の戸籍制度について、東ティモールの市民登録法案との違いを踏まえながら講義を行った。午前9時から午後5時までの長時間のセミナーであったが、参加者からは積極的に質問が出され、活発なセミナーとなった。

#### (2) 法律司法研修所との意見交換

法律司法研修所のマルセリーナ所長、ヴァスコ副所長等と今後のセミナー実施について意見交換を行った。

マルセリーナ所長からは、当部が実施するセミナーについては、受講生の関心が非常に高く、今後も実施してほしいとの要望があり、研修の開講状況の予定を踏まえて協議した。



【法律司法研修所におけるセミナーの様子】

## 4 土地財産委員会

### (1) 委員及び職員に対するセミナー

冒頭、土地財産委員会のパスカル委員長からの挨拶の後、セミナーが開会された。

本セミナーでは、委員長を含む委員3名及び法務、測量等を担当する職員5名、インターンシップ生1名に対して、当部原教官から、日本の和解条項作成の考え方について講義を行った。

参加者からは積極的に質問が出され、これまでは自分たちの実務経験に基づいて和解条項を作っていたが、今日の講義で、条項の種類（確認条項、形成条項、給付条項

等)や順番を知ることができ、今回の資料は実務のガイドラインとなるという趣旨の感想が寄せられた。

(2) 土地財産委員会における業務の状況等について

土地財産委員会の業務の現況等を次のとおり聴取した。

土地財産委員会の委員は、委員長を含め9名であり、法務担当2人と測量担当1人でパネルを構成し、3つのパネルがある。委員以外のスタッフは、16人おり、法務担当、技術担当及び事務担当に分かれるが、和解の文書を書く専門のアドバイザーはいないので、法務担当のスタッフが起案する。

2024年7月末日現在の未済件数は313件(境界確定は1、2件で、その余は全て所有権の争い)であり、法務担当の委員6名がそれぞれ12件程度ずつ対応している。委員1名につき、月2件程度処理しており、月4件処理できれば好成績である。事件処理については、聞き取りや証拠確認のため、数日間現地に出張する(証言の聞き取り2日間、委員会が作成した文書を提示する1日間)。紙ベースの証拠がないことが多いので、証言を取るが、証人は双方からそれぞれ3人までに制限している。事件の端緒は、SNC(全国地籍システム)による地籍調査であることが多く、所有権を主張する者が複数現れて争いになることが多い。



【土地財産委員会におけるセミナーの様子】

## 5 現地視察(アイリウ県内)

土地関連法案のうち、特に③の法案については、東ティモールの風習、文化や伝統を十分に踏まえて起草する必要があることから、共同体保護区の現地視察を実施することとし、土地財産委員会の法務担当のスタッフであるヴァスコ氏の案内により、デイリの南側の隣県であるアイリウの山岳部にあるダテロというウマ・リサンを視察した。

ウマ・リサンとは、リサンに属する者(氏族)の共同の家のことを指す。この点に関連して、土地関連法の③の法案18条では、共同体不動産の類型として、「伝統的な儀式を行うために使用される場所を含め、地域の用途や慣習に従って、地域社会が神聖と見なす場所」を挙げており、Uma-Lulik(ウマ・ルリク)などが例示されている。

通訳の辻村氏によると、東ティモール人は、リサン(氏族又はその氏族の伝統と慣習法といったような意味)に属しており、各リサンは、トウモロコシやお米の収穫時期

に合わせウマ・リサン（伝統儀式を行う建屋）に集まる。集まりはリアと呼ばれ、ここでは、収穫した農作物のお供えをし、冠婚葬祭の儀式を行うための負担の取りきめをする。人々は、自分の属するリサンの負担だけではなく、婚姻関係にある他のリサンに対して義務を負う。例えば、カップルが結婚する前には、リサンの長であるリア・ナインなどの主宰によりリア（話し合い・交渉）を開き、バララキ（婚資、結納などの負担）について取り決めるとのことである。

ヴァスコ氏の育った集落には、ダテロのほかに3つのウマ・リサンがあり、ヴァスコ氏の属するリサンでは、年に2回、リサンの構成メンバー全員が儀式に必要な物品や山羊などの動物を持ち寄って、ウマ・リサンに参集し、細かい打合せを行って儀式を執り行うという説明を受けた。また、ヴァスコ氏からは、今回案内したのは、飽くまでダテロでの風習であり、リサンによって風習は異なるので、留意されたい旨の発言があった。

東ティモールの国土の約6割は山岳地帯であり、共同体保護区の画定が完了するまでは、ディリ市の市街地及びその他の市町村の中心部以外の土地は、原則として共同体保護区に属するものと推定される（土地関連法案③6条）。

今回の視察により、共同体保護区の共同体不動産は、近代的な私有財産としての土地とは全く異なる規律や配慮が必要であることが実感できたが、他方で、リサンによって風習が異なる中で、法案を整備するに当たり、どのように一般化・抽象化して条文案に落とし込んでいくのか、非常に難しいものがあるように感じた次第である。



【現地視察の様子】

## 6 今後の支援の方向性

司法省からは、支援対象として、土地関連法案①、②及び③が具体的に提示されているが、このうち③については、東ティモールの慣習や文化等を十分に踏まえて検討する必要があるため、まずは①及び②の法案を中心に関連する日本の法令を紹介しながら協議し、引き続き現地出張や共同法制研究などを通じて必要な支援を実施していくこととしたい。

土地財産委員会が実施する土地の所有者及び境界の決定手続を円滑に運用していくためには、同委員会の委員が関連法令の知識を深めるとともに、土地紛争の処理に精通す

る必要があり、これらの点について、先方の問題状況や問題意識に即して、日本における法制度やその運用についてセミナーを実施するなどして知見を共有し、必要な支援を実施していくこととしたい。

法律司法研修所への支援は、開講されているコースにおける特別講義として、先方のニーズに即したセミナーを今後も実施していくこととしたい。

## 7 おわりに

今回の出張においても、訪問先各機関から当部の今後の活動に対して多くの期待が寄せられ、これまでの日本の支援に対する信頼の高さを感じることができた。

東ティモールでは、2022年に不動産登記法及び地籍情報法が施行されたとはいえ、必ずしも地籍調査や土地所有権の確定が円滑に進んでいるとは言えない状況であり、依然として、土地に関する法令の整備や円滑な運用が優先課題となっているので、司法省、土地財産委員会及び法律司法研修所に対しては、引き続き日本の不動産関連法制や土地紛争解決に関する情報提供が不可欠であると認識した。また、土地関連法案の起草支援は、特に③の法案については現地の慣習や文化等を踏まえて検討しなければならないところ、今回の出張において、限られた時間ではあるが、ヴァスコ氏の案内によりウマ・リサンを視察させていただいたのは、非常に貴重な機会であった。

現在、東ティモールでは、早期のASEAN正式加盟を目指して様々な取組が進められているところ、今後の経済活動の発展を見据えて、土地問題の根底にある法制度や運用の課題を解決していくことが望まれており、土地関連の法分野を中心に、我が国の支援を継続していくべきである。

また、かかる支援を通じて、東ティモールと我が国との緊密な関係が今後もより一層深まっていくと期待される所、我が国の法制度整備支援の伝統である相手国への寄り添い型支援を続けていくためにも、東ティモールの文化や歴史を知り、敬意を払う姿勢を大切にしたいと考える。

# スリランカ ～関係機関協議、現地ワークショップ実施等～

国際協力部教官  
山下 拓郎  
国際協力部教官  
樋口 瑠惟

## 第1 はじめに

### 1 スリランカに対するこれまでの支援経過と本稿の概要

スリランカでは、かねてより、刑事訴訟手続の遅延及びそれに起因する未済事件の増加が深刻な問題となっていたところ、法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）では、令和元年度から、JICA（独立行政法人国際協力機構）国別研修のスキームの中で、スリランカの刑事司法実務改善等を目的として、同国の法曹三者等を対象に研修等を行ってきた。具体的には、先方から日本の公判前整理手続に強い関心が寄せられたことから、同手続につき集中的に議論を交わすなどし、令和4年（2022年）2月17日に、スリランカの改正刑事訴訟法が施行され、新たに pre-trial conference（以下「PTC」という。）が導入されるに至った<sup>1</sup>。さらに、当部は、同年8月、PTC導入後のスリランカの実務が直面している問題点等に対応することや、スリランカの法曹三者それぞれが独自のPTC標準運用指針（Standard Operation Protocol。以下「SOP」という。）を作成するための議論等を行うことを目的として、現地にてワークショップを開催した<sup>2</sup>。

JICAは、令和5年（2023年）10月から2年間の予定で、国別研修「公正な司法アクセス強化」を採択し、同国別研修を開始した。当部は、同国別研修のスキーム内においても、引き続きPTCの効果的運用やSOPの作成に向けた支援を継続することとし、令和6年（2024年）3月、第5回本邦研修を実施して、我が国刑事司法における公判前整理手続の制度に関する知識や経験を共有するとともに、SOPの最終ドラフトの完成に向けた協議を行った<sup>3</sup>。

本出張は、以上のようなスリランカに対する当部による近時の支援活動の結果を踏まえ、PTCの運用状況やSOP作成の進捗状況を改めて確認するとともに、現地調査やスリランカ司法省等の関係機関との協議等を実施して、上記国別研修のスキーム内で今後実施することが予定されている現地活動や本邦研修において、「公正な司法

<sup>1</sup> 令和4年（2022年）のスリランカ改正刑事訴訟法施行につき、茅根航一「スリランカ改正刑事訴訟法の概要及び試訳」ICD NEWS第93号（2022年12月号）32頁以下を参照されたい。

<sup>2</sup> 令和4年（2022年）8月に開催された現地ワークショップの概要につき、國井弘樹「第5回スリランカ研修（現地ワークショップ）（刑事司法実務改善～公判前整理手続の運用指針策定～）」ICD NEWS第93号（2022年12月号）150頁以下を参照されたい。

<sup>3</sup> 令和6年（2024年）3月に開催された第5回本邦研修の概要につき、ICD NEWS本号151頁以下に掲載されている後藤圭介国際協力部教官による活動報告を参照されたい。

アクセス強化」に向けて取り組むべきその他の課題を把握することを目的として実施した。そして、本出張中、「公正な司法アクセス強化」に向けて取り組むべきその他の課題として、①量刑政策と②児童虐待及び性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の2つのテーマを取り上げたワークショップが開催されたところ、当職らにおいて①量刑政策に関するワークショップの講師役を務めた。

本稿では、これらの本出張中における協議、現地調査、ワークショップ等のうち、主要なものを数点取り上げ、その結果概要について紹介し、今後のスリランカに対する当部の法制度整備支援の方向性等について検討する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職らの私見である。

## 2 出張概要

今回のスリランカ出張の概要は以下のとおりである。

### (1) 出張者

山下拓郎（当部教官）、樋口瑠惟（同）、神谷哲夫（主任国際専門官）

なお、JICA本部から、森永太郎弁護士（JICA法制度整備支援アドバイザー）が帯同された。

### (2) 日程

7月14日（日）	移動日
15日（月）	治安判事裁判所訪問（コロンボ）、JICA事務所訪問、司法省協議
16日（火）	高位裁判所訪問（コロンボ）、最高裁判所訪問、司法省にて第5回本邦研修参加者と意見交換
17日（水）	ワークショップ「刑事司法制度における効率性と有効性に向けた量刑政策及び関連手段の使用に関する国際的経験」
18日（木）	在スリランカ大使館訪問、司法省協議
19日（金）	ワークショップ「児童虐待やSGBVに関する犯罪の捜査及び訴追のための標準運用手続策定」
20日（土）	移動日

## 第2 ワークショップ

### 1 量刑政策に関するワークショップ

#### (1) ワークショップの概要

##### ア 標題

本ワークショップの標題は、「刑事司法制度における効率性と有効性に向けた量刑政策及び関連手段の使用に関する国際的経験」(International Experiences in use of Sentencing Policy and related instruments towards efficiency and efficacy in the Criminal Justice System) である。

## イ 目的

本ワークショップの全体目標は、刑事訴訟手続の迅速化のために、一貫性があり均衡がとれた量刑その他の関連手段の使用に関する認識を高めることにある。そのために、本ワークショップは、①量刑における一貫性と予測可能性の重要性等について関係者の理解を深めること、②刑罰の代替手段（刑の猶予、社会奉仕命令、自宅軟禁、電子監視など）について関係者の理解を深めること、③答弁取引や起訴猶予などの関連手段の利用に関する関係者の理解を深めることを目的として実施された。

なお、本ワークショップが実施されるに至った実質的な背景は、従前から、スリランカの法曹により、同国の刑事訴訟手続の遅延の要因の1つとして、スリランカの量刑の過度の厳しさや、裁判官による量刑判断手法の一貫性の欠如、判決の予測可能性の欠如等が挙げられていたことにある。そこで、刑事訴訟手続の遅延の解消に向けた一方策として、日本やその他の国の量刑の考え方等を共有する場として、今回の機会が設けられたものである。

## ウ 参加者

高位裁判所等所属の裁判官、検事総長府等所属の検察官、弁護士等

## (2) スケジュール（スリランカ時間）

13:15 - 13:30	オープニングリマークス	
13:30 - 14:00	量刑政策 - 英国の視点から	【英国の裁判官、法廷弁護士】
14:00 - 15:00	量刑政策 - 日本の視点から	【山下、樋口】
15:00 - 15:30	量刑政策 - 米国の視点から	【米国司法省駐在法律顧問】
15:45 - 16:00	日本の量刑手法	【森永弁護士】
16:00 - 17:00	オープンディスカッション	
17:00 - 18:00	スリランカの法曹三者による発表	

## (3) 実施結果

本ワークショップの冒頭では、スリランカの量刑政策検討委員会座長（元最高裁判所判事）による基調発表があったところ、同発表では、スリランカにおいて量刑の不統一性や地域格差があること、量刑判断の透明性や予測可能性を高めるため、量刑ガイドラインを作成する必要があること、従前のスリランカでは判決において量刑の理由を摘示することが必要ではなかったが、今後はこれをすべきであること等が指摘された。

当職らのプレゼンテーションでは、日本の量刑の考え方を、裁判官及び検察官のそれぞれの立場から紹介した。すなわち、まず、今回なぜ量刑をテーマに取り上げているのか（上記のとおり、それが、スリランカの現状に照らし、刑事訴訟手続の遅延の解消のための1つの方策になると考えたことにある。）、その理由を丁寧に説

明した。その上で、現在の日本の刑事裁判実務で採用されている、相対的応報主義、行為責任といった、日本の量刑の考え方の基本的コンセプトを説明した<sup>4</sup>。その後、強盗致傷罪の事案を取り上げて、量刑が決められていく過程を、模擬量刑グラフを図示しながら紹介した。さらに、以上のような日本の裁判所の考え方を踏まえて、検察官が量刑についてどのように考えているか、取り分け、求刑をどのようにして決めているかについても紹介した。このような当職らからの発表については、質疑の際に、量刑判断に関与する裁判員はどのようにして量刑の判断方法を知ることができるのか等の質問がなされたほか、後述のスリランカの法曹三者によるまとめの発表において、スリランカの検察官から、日本の量刑が採用する応報刑の考え方の重要性について言及があるなどしたため、総じて、日本の量刑の考え方について参加者に一定の知見を提供できたものと思われる。

本ワークショップにおいては、その他に、英国の裁判官や法廷弁護士（オンライン）及び米国の司法省駐在法律顧問（元合衆国連邦検察官。対面。）から、それぞれの国の実情や量刑ガイドライン（両国では量刑ガイドラインが策定され、公開されている。）についての発表があった。また、森永弁護士からも、量刑ガイドラインの策定や刑罰の代替手段の採用にあたって検討すべきこと等についての発表があった。

各発表終了後には、スリランカの検事総長府、弁護士会、最高裁判所の各代表者が、それぞれの立場で量刑政策についてコメントを発表した。本ワークショップを通じ、スリランカの法曹三者において、応報と更生のバランスをとりながら、一貫性と均衡が保障され、予測可能性がある量刑が可能になるような、量刑ガイドラインの策定や運用を検討する、良い契機となっていれば幸いである。

## 2 児童虐待及びSGBVに関するワークショップ<sup>5</sup>

本ワークショップは、ジェンダーに配慮及び対応する方法で裁判手続を迅速化するための標準運用手続の開発を支援することを全体的な目標としたものであり、具体的には、被害者と証人の供述の重要性や証拠価値についての理解の促進、児童虐待／SGBV事件における被害者や証人のプライバシー等保護の重要性についての理解の促進、同事件の捜査における考慮事項や技法についての理解の深化などを目的としたものである。実施の背景には、スリランカにおいて、児童虐待事案や性的暴行の事案が多く発生しており、この種事案の公判が長期化する傾向が特に強いことなどがある。本ワークショップには、スリランカ司法省や公安省（警察を所管する。）の職員等のほか、警察官も多数参加した。

本ワークショップでは、まず、警察の代表者から、スリランカでは児童虐待や性的

<sup>4</sup> 以上の発表内容は、司法研修所編「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」（平成24年、司法研究報告書第63輯第3号）に基づくものである。

<sup>5</sup> 本ワークショップについては、当職らも出席したが、発表等はしていないため、本稿における詳細な報告は割愛する。

暴行の事案の数が多いところ、警察では、それらに対応するための上記標準運用手続の策定を行っていることなどの紹介があった。また、スリランカの元最高裁判所判事が被害者や証人の保護等に関する発表を、スリランカの児童保護団体の代表者が児童虐待事案等における被害者の初期供述確保の重要性や初期供述を得る技法等についての発表を、それぞれ行った（主にシンハラ語で実施されたため、内容を十分把握するには至らなかった）。さらに、本出張に同行された森永弁護士も、日本における司法面接（代表者聴取）の概要等についての発表を行った。

ワークショップの参加者は、各発表につき、発表の途中でも質問するなど、真剣に話を聞いており、スリランカにおいてこの種の事案に対する興味や関心が高いという印象を受けるとともに、この種事案の件数の多さや捜査等の困難が問題になっていることがうかがわれた。



【量刑に関するワークショップの様子】

### 第3 司法省における協議、意見交換

#### 1 第5回本邦研修参加者との意見交換

P T Cの運用の現状や第5回本邦研修後のS O P作成の進捗状況を確認し、さらに、今後実施予定の現地活動（本年12月実施予定）や本邦研修（令和7年2月実施予定）で取り扱うテーマを明確にするため、司法省会議室において、第5回本邦研修参加者との意見交換を実施した。なお、本意見交換に先立ち、本出張前に、実施したP T Cの運用状況等に関するアンケートを、スリランカの一部の法曹に配布しており、本意見交換では、その回答結果なども踏まえつつ協議を行った。

まず、S O Pに関しては、従前から作成を表明していた検事総長府及び弁護士会から、最終ドラフトが完成しており、今後、各機関内部において最終承認の手続をとるという段階であることが確認された（ただし、最終承認を得ることができる時期は未

定である。)。また、その最終承認を得ることができれば、その後は、完成したSOPの普及活動も行う予定があるとのことであった。一方、裁判所については、従前、SOPの作成活動に消極的な向きもあったが、本意見交換においては、裁判所もSOPの作成に積極的な姿勢に転じていることが確認された。

また、今後の活動に向けた意見としては、現在のスリランカの刑事司法が抱えている手続遅延や多量の未済事件などの問題点は、PTCのみで解決するわけではなく、他にも様々な取組みが必要であることが指摘された。例えば、そもそも起訴件数を削減するための取組み（訴追基準）や量刑基準等に関心があるとの意見が述べられたほか、裁判官ごとに手続の実施方法がまちまちであること、証人尋問による立証を要する部分が多すぎることなど、現状の刑事司法の問題点が指摘された。

## 2 司法省協議

司法省には2回訪問し、担当官4名と、今後の現地活動や本邦研修等で取り扱うテーマについて協議を実施した。司法省の担当官からは、引き続きPTCに係るSOP作成に向けた支援を継続して欲しい旨の意向が示された。しかしながら、今回の現地活動は本年12月に、本邦研修は令和7年2月にそれぞれ実施予定であるところ、前記1の意見交換結果によれば、SOPは、取り分け一部の機関においては、それらの時期よりも早くに完成している可能性がある。そこで、SOPに関する内容を今後の活動テーマとするか否かは、今後の各機関における進捗状況を踏まえて、再検討することとしたい。

PTCに係る内容以外の刑事訴訟手続の遅延解消に向けた今後の支援の要望（今回、ワークショップを実施した量刑政策、児童虐待及びSGBVというテーマを含む。）についても議論が及び、関心事項として、量刑の在り方、答弁取引、起訴猶予、刑罰の代替手段などが挙げられたが、具体的な活動計画の立案には至らなかったため、今後も協議を継続する予定である。



【司法省における協議や意見交換等の様子】

#### 第4 本出張を通しての所感

1 当部が継続して行ってきたPTCに関する支援は、各機関におけるSOPの完成をもって一段落すると思われる。

スリランカにおけるPTCの導入は、証拠開示を促進するなどして、刑事訴訟手続の遅延解消に一定の寄与があったことがうかがわれる。しかしながら、本出張等で見聞したことを総合すると、PTCの実際の運用においては、日本の公判前整理手続とは異なり、事件の争点や証拠の整理が十分に行われておらず、これもまた刑事訴訟手続の遅延の一因となっているようにも思われる。この点、今回意見交換を行った裁判官の1人によると、事件の争点や証拠の整理は裁判官の裁量により実施し得るとのことであった上、前記第3の1記載のとおり、裁判所はSOPの作成に積極的な姿勢に転じているようであり、今回意見交換を行った裁判官からは、将来的には裁判所が主導し、統一的なSOPを作成する必要があるとの意見も述べられるなど、今後、裁判所がPTCの運用改善を試みて、PTCにおいて事件の争点や証拠の整理をより適切に実施するようになり、ひいてはそれが刑事訴訟手続の遅延解消に寄与する可能性もあるように思われる。

いずれにせよ、当部において、今後、PTCないしSOPに関連する支援を引き続き実施すべきかどうかは、SOPの完成に至る状況やその内容等を十分に踏まえた上で、スリランカ司法省等の要望も考慮して検討することとしたい。その際には、当

部によるこれまでのP T C関連の取組みが首都コロombo内でのものに集中しているところ、地方部でのP T Cの普及や啓発のための活動をする必要がないかも検討すべきであろう（本出張時に意見交換したある裁判官からは、地方部の裁判所の方がコロomboよりも問題が深刻であることを示唆された。）。

2 先述のとおり、今後の活動として、現段階では、本年12月に現地活動、令和7年2月に本邦研修の実施をそれぞれ計画当中である。これらの活動を実施するに当たっては、P T CないしS O Pに関するスリランカ側の取組状況が前記1記載の段階にあることを踏まえると、まずは、現行の国別研修の主題である「公正な司法アクセス強化」に向けて取り組むべき更なるその他の課題を把握した上で、それらの課題のうち、日本の法制度や実務運用の知見を提供することが有益と思われるものを取り上げることが考えられる。この点について、本出張中に実施されたワークショップの結果や、協議、意見交換等により、量刑の在り方、起訴件数の削減（訴追基準等）、不起訴合意や起訴猶予、答弁取引の活用、必要性や重要性のない証人尋問の回避、量刑判断の手法等、様々なテーマ候補が挙げられたところである。刑事訴訟手続の各部分における種々の要因が複合的に影響して手続遅延等を引き起こしているようにかかわれるスリランカにおいては、いずれのテーマも、工夫次第で取り上げる価値があるように思われる。取り分け、本出張においてワークショップを実施した量刑に関しては、量刑ガイドラインの作成に向けて、それに盛り込むべき量刑政策の在り方を、引き続きテーマとして扱っていくことが考慮に値する。現行の国別研修「公正な司法アクセス強化」は、令和7年10月頃終了予定であるところ、同国別研修の残余期間に留意しつつ、司法省等の関係機関と継続的に協議し、検討を深めてまいりたい。

3 なお、本出張とは直接に関連しないが、スリランカにおいては、汚職対策も重要な課題となっているところ、J I C Aは、スリランカ政府からの支援要請を受けて、汚職事件の捜査公判を担当する部署である汚職疑惑捜査委員会（C I A B O C）をカウンターパートとする、汚職対策を主眼に置いた新たな国別研修「透明性と競争力のああるビジネス環境の促進」を採択し、本年8月から同国別研修を実施することとなった。同国別研修についても、今後、当部としての協力を惜しまない所存である。

## 【講義・講演】

2024年6月から同年10月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

### 記

#### 1 京都大学における講義

日 時：6月8日（土）

場 所：京都大学

対象者：学生

テーマ：法務検察における法整備支援活動

講 師：教官 高橋 一章

#### 2 名古屋大学における講義

日 時：8月19日（月）

場 所：名古屋大学

対象者：学生

テーマ：日本の検察官

講 師：教官 山下 拓郎

#### 3 東京地方検察庁における講義

(1) 日 時：6月20日（木）

場 所：東京地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：法務省の行う法制度整備支援

講 師：教官 山下 拓郎

(2) 日 時：8月21日（水）

場 所：東京地方検察庁

対象者：司法修習生

テーマ：法務省の行う法制度整備支援

講 師：教官 村上 愛子

(3) 日 時：9月19日（木）

場 所：東京地方検察庁

対象者：大学生、ロースクール生

テーマ：法務省の行う法制度整備支援

講 師：教官 廣田 桂

- (4) 日 時：10月11日（金）  
場 所：東京地方検察庁  
対象者：司法修習生  
テーマ：法務省の行う法制度整備支援  
講 師：教官 高橋 一章

#### 4 大阪地方検察庁における講義

- 日 時：7月10日（水）  
場 所：大阪地方検察庁  
対象者：司法修習生  
テーマ：法務省の行う法制度整備支援  
講 師：教官 高橋 一章

#### 5 司法書士会連合会のセミナーにおける講義

- 日 時：8月4日（日）  
場 所：司法書士会連合会  
対象者：司法書士  
テーマ：法務省の行う法制度整備支援  
講 師：教官 廣田 桂

## 【研修等実施履歴】

2024年6月から同年10月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

### 記

#### 1 研修

- (1) インドネシア本邦研修（法務人権省法規総局）  
日 時 令和6年9月16日（月）から同月27日（金）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 日本における整合性確保の仕組みと法改正の実務  
日本における法人倒産法制の知見の共有  
担 当 教官 高橋一章  
国際専門官 宮本登子
- (2) ベトナム本邦研修（司法省）  
日 時 令和6年9月16日（月）から同月20日（金）まで  
場 所 法務省ほか  
テーマ 日本の立法過程の研究等  
担 当 教官 村上愛子  
国際専門官 矢口昌宏
- (3) インドネシア本邦研修（最高裁判所）  
日 時 令和6年10月6日（日）から同月18日（金）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 知的財産法の諸問題（特許法、著作権法、商標法、意匠法、営業秘密）  
担 当 教官 樋口瑠惟  
国際専門官 行部黎
- (4) 第2回カンボジア法・司法分野人材育成研修  
日 時 令和6年10月21日（月）から同年11月2日（土）  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ カンボジア裁判実務上及び裁判官検察官養成校の教育上の課題解決等  
担 当 教官 後藤圭介、原彰一、内藤裕二郎  
国際専門官 宮本登子

## 2 共同研究

(1) 第25回日韓パートナーシップ共同研究

日 時 令和6年6月18日（火）から同月27日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる  
制度上及び実務上の問題点

担 当 教官 大谷洋史

国際専門官 神谷哲夫、矢口昌宏

(2) 日ASEAN等共同研究

日 時 令和6年8月26日（月）から同年9月4日（水）まで

場 所 国際法務総合センター

テーマ ビジネスと人権

担 当 教官 廣田桂、高橋一章、原彰一

国際専門官 神谷哲夫、島尻玲衣、行部黎

(3) モンゴル共同研究

日 時 令和6年9月25日（水）から同年10月2日（水）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 商法起草支援

担 当 教官 後藤圭介

国際専門官 島尻玲衣、矢口昌宏

## 3 セミナー

(1) カンボジア現地セミナー（RAJC）

日 時 令和6年7月1日（月）

場 所 カンボジア

テーマ 間接強制

担 当 部長 建元亮太

教官 後藤圭介、原彰一

(2) スリランカ現地セミナー

日 時 令和6年7月15日（月）から同月17日（水）まで

場 所 スリランカ

テーマ 刑事手続の迅速化

担 当 教官 樋口瑠惟、山下拓郎

(3) ラオスオンラインセミナー（NIJ）

日 時 令和6年7月25日（木）

場 所 日本、ラオス（オンライン）

テーマ 自動車事故の保険による補償

担 当 教 官 樋口瑠惟、山下拓郎

(4) 東ティモール現地セミナー

日 時 令和6年7月29日（月）から同年8月2日（金）まで

場 所 東ティモール

テーマ 日本の戸籍制度－出生届・戸籍訂正を中心に－  
民事裁判の和解条項

担 当 教 官 大谷洋史、原彰一、樋口瑠惟

(5) モンゴル現地セミナー

日 時 ①令和6年9月5日（木）、②同月9日（月）

場 所 モンゴル

テーマ ①刑事司法（犯罪白書）、②日本の商法の諸原則

担 当 部 長 建元亮太

教 官 後藤圭介

(6) ラオス現地セミナー（民事法）

日 時 令和6年9月5日（木）から同月6日（金）まで

場 所 ラオス

テーマ 民法上の権利と請求権等

担 当 教 官 樋口瑠惟

(7) ラオス現地セミナー（N I J）

日 時 令和6年9月9日（月）

場 所 ラオス

テーマ 親子間の財産分与

担 当 教 官 樋口瑠惟

#### 4 その他

霞が関インターンシップ・法務省インターンシップ

日 時 令和6年8月5日（月）から同月9日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 教 官 山下拓郎

国際専門官 梶谷昌昭

## 【活動予定】

2024年11月から2025年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。  
なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

### 記

## 1 研修

### (1) 国際協力人材育成研修

日 時 令和6年11月18日（月）から同月29日（金）まで  
場 所 国際法務総合センター及びカンボジア  
テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

### (2) ベトナム本邦研修（共産党中央内政委員会（CIAC））

日 時 令和6年11月21日（木）から同月30日（土）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 金融・銀行取引分野の犯罪防止等

### (3) スリランカ本邦研修

日 時 令和7年2月3日（月）から同月14日（金）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 刑事手続の迅速化

### (4) ベトナム本邦研修（首相府（OOG））

日 時 令和7年2月23日（日）から同年3月4日（火）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 法令の整合性等

### (5) ラオス本邦研修（民事法）

日 時 令和7年3月3日（月）から同月13日（木）まで  
場 所 JICA東京センターほか  
テーマ 民法典上の諸論点

## 2 共同研究

### (1) ウズベキスタン行政法共同研究

日 時 令和6年11月12日（火）から同月20日（水）まで  
場 所 名古屋大学、名古屋経済大学及び法務総合研究所赤れんが棟ほか  
テーマ 行政手続法解説書第2弾作成に向けた研究の実施

(2) 東ティモール共同研究

日 時 令和7年1月14日（火）から同月23日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 土地関連法等

3 セミナー

スリランカ現地セミナー

日 時 令和6年12月11日（水）から同月20日（金）まで

場 所 スリランカ

テーマ 刑事手続の迅速化

4 その他

(1) JSIP2023フォローアップセミナー

日 時 令和6年12月4日（水）から同月5日（木）まで

場 所 インドネシア

テーマ ECサイトにおける商標権保護等

(2) 法整備支援連絡会

日 時 令和6年12月6日（金）

場 所 国際法務総合センター

テーマ 法整備支援30年間の蓄積と展開

### ロジ担当として

法務総合研究所総務企画部国際事務部門

国際専門官 矢口昌宏

#### 1 はじめに

この度、ICD NEWSの記事を執筆させていただくことになりました、法務総合研究所総務企画部国際事務部門の矢口と申します。令和5年4月から研修第二担当（ICD担当）として着任し、現在は2年目になります。当職は平成28年に東京法務局で採用され、法務事務官として5年間、法務省大臣官房司法法制部で2年間勤務した後、現職へ異動となりました。今回は今後研修第二担当の国際専門官の業務に携わる方に向けて、当職が実際に勤務して学んだことについて書かせていただきます。

なお、本稿中意見にわたる部分については、いずれも総務企画部及び国際協力部の公式見解ではなく、飽くまでも当職の私見に過ぎないものであることをあらかじめお断りします。

#### 2 ストーリーで考える

当職が着任した令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により一時見合せとなっていた研修や出張の再開の年でした。本来的には、タイムパフォーマンスを考えると昨年度の担当者に聞くのが一番早いのですが、コロナで研修が中断されていたため、具体的なエピソードを聞くことはできません。そのため、3年以上前の研修の記録を過去に遡る形で順に調べ上げ、傾向をつかみ、現状に適応するようアップデートしていく作業をひたすら行っていました。

令和5年5月に実施された第15回インドネシア最高裁判所本邦研修の準備に当たっては、今までの職務上はじめてロジ表を作りました。これは、1日ごとに、その日の講義や訪問先機関などの予定を時系列で書き、そこで行う作業内容や役割分担をまとめたもので、当職にとっては目からウロコが落ちるものでした。ロジを作る上で最も大切だと思ったことが、「ストーリーで考える」ことでした。たとえば、裁判所を訪問するというアポイントに対して移動ロジを考える際には、①研修員の乗るバスの降車場所（駐車場）はあるか→②ある場合に、入構可能な車両の大きさはどのくらいか（高さ制限がないか）→③どのくらいの大きさのバスを調達すればよいかなど、一連の流れをストーリーにして検討できると、抜けや漏れが少なくなることを学びました。

#### 3 プロジェクト・マネジメントをする

法務局では、供託、登記、会計などの業務を経験しましたが、いずれの業務においても決裁を除いて個人で完結する業務であることが多く、現職になってはじめて「プロ

プロジェクトもの」の仕事を経験することができました。プロジェクトもの仕事の特徴は①複数の業務の集合体であること②部内だけでなく、他の関係機関と協力して遂行する必要があるものだと思います。

令和6年5月23日に実施されたシンポジウム（法整備支援へのいざない）の準備は、令和6年度最初のプロジェクトもの仕事でした。当職は研修第二担当で唯一2年目の専門官であったため、「まずは自分からスタートを切ろう」と思い、まずは作業計画の作成に取り掛かりました。作業計画を作ろうと思ったのは、令和5年度の日ASEAN特別法務大臣会合関連のイベントで学んだ経験からでした。規模や前例の有無の点では一概には比較できませんが、最初に大まかな工数を把握し、業務をプロジェクトメンバーに適切に振り分ける大切さを肌で感じたイベントでした。作業計画を練る際には、直近3年分のフォルダを見直し、工数とスケジュール感を確認して作成しました。その後、同時並行で行うことが困難な業務を3種類（①登壇者対応・ロジ担当②会場・業者対応担当③広報担当）に分け、それぞれ1つずつ担当するような形で業務の振り分けを行いました。異動期直後の4月からすぐに動き出す必要があったため、最初のスタートはぎこちないものでしたが、1つ1つ業務が片付いていくにつれ徐々に軌道に乗り、結果的に過度に特定のメンバーに業務量が偏ることなく、うまく乗り切ることができたと思います。当職は係員級の専門官ですが、短期間でもマネージャー視点の仕事に携わることができたのは、貴重な経験でした。

#### 4 相手国の未来を想像する

現在の業務を行うに当たり感じるようになったことは、サブとロジの違いです。サブとは Substance の略であり、ICDにおいてはプログラムの実質的な内容及びそれに関連する業務のことを指します。また、ロジとは Logistics の略であり、サブを実施するために必要な事務、具体的には会場やホテル、車両や通訳などを手配することを指します。ICDの業務は日本の法律に精通していることに加え、対象国の問題意識を正確に把握し、法制度整備支援を行うために適切かつ効果的なプログラムを組むことが求められることから、専門性の高いサブを持っていると思います。そのため、サブのほとんどは法曹資格者である教官が行い、ロジは事務官である専門官が行うことが大半です。ゆえに、継続的にロジに携わっていると、ときにはサブをうらやましく思うことがあります。そのような時に当職は、相手国の未来を想像するようにしています。

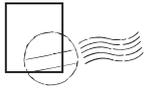
「作成した名簿の研修参加者たちは、10年後にはどのような仕事に携わっているだろうか。」「手配した車両に乗った研修参加者は、会場に無事たどり着いてプログラムに参加し、貴重な知見を得ることができただろうか。」などです。また、研修参加者として訪日した方々と現地出張でお会いした際に、当職のことを覚えてくださっていたときには、非常に嬉しかったのを覚えています。たしかにロジは花形の業務ではないかもしれませんが、サブと並んで車の両輪の1つであり、どちらか一方が欠けても研修参加者は十分な知見を享受することはできません。5年後、10年後の相手国の未来を想像

し、「今何をやったら素晴らしい研修になるだろうか」を常に考えられるようにしたいと思いました。

## 5 さいごに

今回は今後研修第二担当の国際専門官の業務に携わる方に向けて、当職が実際に勤務して学んだことについて書かせていただきました。1年と少しの経験を元に書きましたので、内容的にそこまで濃いものではありませんが、少しでもお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、法制度整備支援を行う上で多大なご尽力を賜っているJICA、ICCLC、CALEを始めとした国内外の関係機関、大学関係者の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

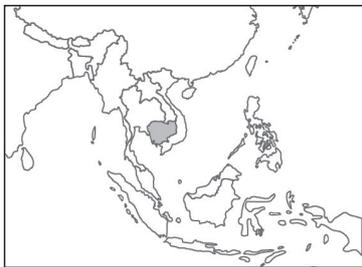


## 各国の法制度整備支援の現場から



個人的な話で恐縮であるが、森嶋先生に最後に直接お目にかかったのは今年3月上旬にベトナム赴任前の御挨拶にうかがった時である。プロジェクトの遂行に向けて力強い激励をいただいた。その後、4月26日のハイレベルフォーラムの休憩時にオンラインでお話したのが先生と言葉を交わした最後であった。少し前に体調を崩したと話されており、やや気弱な印象を受けたのが気になっていた。それから間もなく御礼のメールをお送りしたが先生からの返信はなかった。当職が森嶋先生と接した時間は短いが、現地出張、本邦研修、AG会合、シンポジウムといった法制度整備支援の最前線においてであり、森嶋先生はお亡くなりになるまでその場に立ち続けていたのだと思う。当職にとって「法制度整備支援」という言葉は、おそらく多くの関係者の方々と同じように、森嶋先生の思い出と深く結び付いている。改めて御冥福をお祈り申し上げる。

(JICAベトナム長期派遣専門家 茅根 航一)



2024年5月26日に森嶋昭夫先生が逝去されたとの知らせは、カンボジアの関係者に驚きと深い悲しみをもたらしました。

カンボジアのTWGのメンバーは、2024年2月の本邦研修の際、レセプションで森嶋先生にお目にかかったばかりでした。

民法の適用が開始された後に裁判官になった若いメンバーたちは、カンボジア司法界にとって「レジェンド」ともいえる森嶋先生との対面を喜び、先生との会話や写真撮影を楽しんでいました。

森嶋先生の訃報をお伝えした後、その若いメンバーを含め、多くの方からお悔やみのレターやメッセージがプロジェクトに寄せられました。

本号に掲載されているとおり、民法・民事訴訟法起草時のカンボジア側のワーキンググループメンバーであったモン・モニチャリヤ判事(トボンクムン控訴裁判所長)は、民法部会長を務められた森嶋先生との思い出や、カンボジアにおける功績の大きさなどを語ってくださいました。

モニチャリヤ判事をはじめ、多くの方が、プロジェクトに寄せたメッセージで伝えてくださったとおり、森嶋先生のお名前は、その功績とともに、カンボジアの皆さんの中にいつまでも残り続けることと思います。

森嶋昭夫先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

(JICAカンボジア長期派遣専門家 伊藤みずき)



おかげさまで無事2024年11月10日で2年間のラオスでの長期専門家の業務を終えました。前プロジェクトの終盤から交代し成果物のまとめや本邦研修を経験し、新プロジェクトでは、教育民事グループの立ち上げを担当しました。新プロジェクトでの指導書の作成はまだ発展途上にはなりますが、若い世代への更なる教育効果を上げるため、後任専門家の方に引き継いでいきたいと思います。プロジェクト専門家、スタッフ、カウンターパートの皆様、その他日本の関係機関の方々からの様々な交流ができたことが、法整備支援に関わったことの大きな意義であったと思います。ありがとうございました。

(JICAラオス長期派遣専門家 澤井 裕)



早いもので、インドネシアに赴任してから1年が経ちました。日本のように四季を感じることはないですが、インドネシアにおける行事・イベントに一回り触れました。前回こちらに寄稿してからも、ラマダン(断食月)、レバラン(断食明け大祭)、犠牲祭、独立記念日(8月17日)等があり、その都度普段とは違う雰囲気を感じられました。例えば、独立記念日が近づくと街中に赤と白の装飾が増え、当日には各地で運動会等のイベントが実施されるなど、お祭りのような雰囲気になります。また、今年の独立記念日には、新首都ヌサンタラにおいて式典が実施されるなど、新たな様相も見られました。

ところで、インドネシアの最高裁判所においては、今年に多くの裁判官候補生(Cakim)の研修を実施しているようです。研修実施機関の関係者によると、研修中の裁判官候補生は1000人以上にのぼるとのことです。プロジェクトオフィスが最高裁判所庁舎内にあるため、裁判官候補生と思われる方を見かけたり、裁判官候補生向けのイベントの様子が聞こえてきたりすることも多くあります。プロジェクト活動において直接接することはないですが、裁判官候補生からも活力を分けてもらいつつ、日々の活動に取り組んでいます。

(JICAインドネシア長期派遣専門家 國井 陽平)



バングラデシュでは、8月に大きな政変が起こり、シェイク・ハシナ首相が辞任しインドへ出国、元グラミン銀行総裁のムハマド・ユヌス氏が暫定政権の首席顧問に就任しました。このコラムを書いている9月現在では、治安も安定し、いつもの平穏な日常に戻っています。ただ、汚職が当たり前の社会からクリーンな社会への移行は簡単にはいかないようで、警察官は、日常的に市民からもらえていて収入の大きな割合を占めていた賄賂がなくなったことで、街中の交通整理でも士気が低下し、交通渋滞が以前よりひどくなったとも言われています。単なる汚職撲滅だけでなく賃金や待遇改善の検討が必要となるよ

うに思います。

ユヌス氏は、9月に改革のための6つの委員会を立ち上げました。選挙、警察、行政、司法、汚職、憲法の各委員会です。選挙は、これまで選挙人名簿の管理もいい加減で、地方では一人で20票投票したとか自慢げに語られているような状況でしたので、選挙管理システムの正常化が不可欠です。併せて、過去のアワミ連盟とBNPという二大政党の対立構造と独裁的な一党支配政治から抜け出すには、市民の受け皿となる第三政党の登場と、比例代表制の組み入れなどが期待されます。これらユヌス暫定政権の改革は、課題が盛りだくさんで想定される選挙期間の開始が大幅にずれこむ可能性があり、2006年の選挙管理内閣のように2年近く続くといった見方もあります。司法や憲法の改革などプロジェクトへの影響もありますので、引き続きその進捗を機会をみて報告していきたいと思います。

(JICAバングラデシュ長期派遣専門家 藤岡 拓郎)

## －編集後記－

ICD NEWS第100号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「追悼」では、森寫昭夫先生が本年5月に御逝去されたことを受け、ゆかりのある方々からの追悼文を掲載させていただきました。

「外国法制・実務」では、ラオス及びバングラデシュにおける法制度・実務等について御紹介しています。ラオスについては、同国の阿讚坊明孝JICA長期派遣専門家から、「ラオスにおける Access to Justice の状況」と題して、市民の司法アクセスの状況について御紹介いただきました。バングラデシュについては、同国の藤岡拓郎長期派遣専門家から、「バングラデシュJICA新規司法アクセスプロジェクト開始報告（1）」と題して、新規プロジェクトの概要と調査結果等について御紹介いただきました。

「活動報告（会合）」では、本年7月に開催されたインドネシアJCC会合について、当部高橋一章教官から、「インドネシアJCC会合に参加して」と題して、本会合の概要及び各機関との協議の結果について御紹介いただきました。

「活動報告（国際研修・共同研究）」では、ラオス本邦研修、ネクストリーダーズフォーラム及びスリランカ本邦研修を取り上げております。

「活動報告（海外出張）」では、インドネシア出張を当部廣田桂教官に、バングラデシュ出張を当部原彰一教官に、ベトナム・ラオス出張及びスリランカ出張を当部樋口瑠惟教官に、カンボジア出張を当部後藤圭介教官に、韓国出張及びキルギス出張を当部高橋一章教官に、東ティモール出張を当部大谷洋史教官にそれぞれ御紹介いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では、2024年6月から同年10月までの間に当部の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、同時期に当部等が実施した研修等について掲載しております。

「活動報告（活動予定）」では、2024年11月から2025年3月までの間に当部等が実施する予定の研修等について掲載しております。

「専門官の眼」では、矢口昌宏国際専門官から、「ロジ担当として」と題して専門官の業務から得られた知見について御紹介いただきました。

「各国プロジェクトオフィスから」では、各国のJICA長期派遣専門家から、現地での出来事等についてそれぞれ御紹介いただきました。

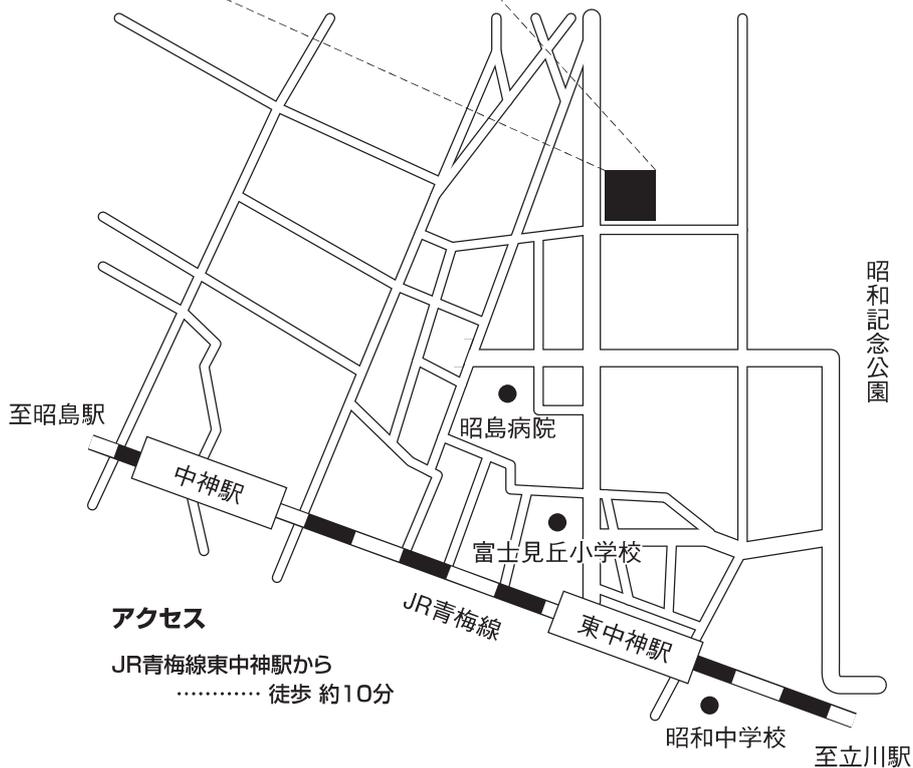
最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

総務企画部国際事務部門国際専門官  
行 部 黎



法務総合研究所国際協力部  
(国際法務総合センター 国際棟)



## ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

### 法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号  
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : [https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html)

メールアドレス : [icdmoj@i.moj.go.jp](mailto:icdmoj@i.moj.go.jp)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2024年11月

